

令和 3 年

# 3 月熊取町議会定例会会議録

令和 3 年 3 月 4 日開会

令和 3 年 3 月 29 日閉会

熊 取 町 議 会

## 令和3年3月定例会会議録目次

(3月4日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	3
行政報告	3
1. 損害賠償に関する専決処分報告について	3
2. 損害賠償に関する専決処分報告について	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
施政方針表明	5
一般質問	18
1. 江川慶子議員	18
1) コロナ対策について	
①さらなるPCR検査の拡充について	
②ワクチン接種の今後の予定と課題について	
2) 災害対策について	
①火災時の消火活動及び今後の課題について	
②コロナ禍での避難所対応について	
3) 高すぎる国民健康保険について	
①来年度の保険料の見込みについて	
②コロナの影響で収入減による世帯に対しての保険料減免や免除、傷病手当について	
また、引き続き継続することについて	
2. 田中圭介議員	29
1) 消防団について	
①令和2年12月15日に、武田総務大臣から都道府県知事・全国首長あてに発出された書簡を受けての本町の改善について	
②団員1人平均の年間点検・出動回数について	
③現在の出動基準について	
④各分団・団員への新しい備品等の選定基準について	
⑤団員不足になった際の対応について	
⑥消防団に関する直近の条例改正の時期及び内容について	
2) 子ども医療費助成について	
①子ども医療費助成の18歳まで拡大について	
3) 熊取町公式SNSについて	
①Instagramの導入について	
3. 鱧谷陽子議員	40
1) コロナ禍で少人数学級の実現などについて	
①少人数学級が5年かけて行われる事が決まったが、コロナ禍の中、もっと早く進めることについて、また、中学校も同時に町独自で実現することについて	

②コロナ禍の学習支援員、スクールサポートスタッフの現状及び次年度の募集について	
2) 生活保護の扶養照会について	
①扶養調査をなくすよう国と府へ要望すること及び決まった際の公報について	
3) デジタル化と働き方について	
①行政でのデジタル化と働き方について及びデジタル化による人員の対応について	
4. 坂上昌史議員 .....	50
1) 英語検定受験料補助について	
①英語検定受験料補助の現状について	
(1)受験料の補助を考えていないかについて	
(2)補助があるほうがチャレンジしやすいと考えるがどうかについて	
2) 資産の稼働率、更新の考え方について	
①H29に策定した公共施設等総合管理計画のコロナの影響による情勢の変化に対する資産の稼働率や更新の考え方について	
(1)稼働率の低い資産の把握とその基準について	
(2)施設の更新など大きい見直しについて	
 (3月5日)	
出席議員 .....	57
議事日程 .....	57
一般質問(続き) .....	58
1. 文野慎治議員 .....	58
1) 熊取町の高齢者対策について	
①町内の全人口、並びに65～74才の人口と75才以上の人口の割合予測について(表またはグラフで提示)	
②小学校区毎の人口、並びに65～74才の人口と75才以上の人口の割合予測について(表またはグラフで提示)	
③町内の二人住まいと独居高齢者世帯数予測について(表またはグラフで提示)	
④町が考える在宅高齢者への支援事業計画について	
2) 「自治会」問題について	
①町内の自治会の現状での問題点の把握について	
②問題の解決策について	
3) 職員のコスト意識と問題意識について	
①現状認識について	
②今後の取り組みの方策について	
2. 田中豊一議員 .....	68
1) 熊取町で今できる新型コロナウイルス対策について	
①PCR検査について	
(1)熊取モデルの現在までの実績について	
(2)大阪市や寝屋川市で実施の社会検査(高齢者施設等)でPCR検査の実施を進めることについて	
②コロナ禍での働く方への支援、保育の充実について	

③	新型コロナウイルスワクチン接種について	
(1)	町村の代表として入っている大阪府のワーキンググループ会議を受けて の接種（個別・集団）の具体的な方針について	
(2)	マンパワー不足に対する外部人材の導入について	
2)	空き家対策について	
①	条例制定後、専門家会議による具体的な進捗について	
(1)	会議の開催状況と「熊取町まち育てプラン」の具体化について	
(2)	平成30年7月調査の419戸からの空き家数の変化について	
②	ごみ・草の繁茂・樹木の成長による隣地への侵入・害虫駆除などによる隣 接地とのトラブルなどによる環境問題などの窓口の一本化について	
③	まちづくりに活かせる空き家対策の実施について	
3.	渡辺豊子議員	80
1)	防災について	
①	地区別自主防災マニュアルの作成状況について	
②	地区別、指定避難所別防災訓練の取り組みについて	
③	避難所運営について	
(1)	避難所開設を迅速、円滑に行うために開設までの手順がわかるアクション カードや必要な資機材を収納する「初動活動ボックス」の配備につ いて	
(2)	災害時バンダナの計画的配備について	
(3)	コミュニケーションボードの配備について	
2)	新型コロナウイルス感染症対策について	
①	ワクチン接種の取り組みについて	
②	2度目の緊急事態宣言発令に伴う町独自の町内事業者等に対する支援策の 検討について	
③	全町民へ地域振興券を配布し、地域経済の活性化を図ることについて	
3)	危険なバス停について	
①	国交省が行った危険なバス停調査結果について	
②	町内の危険なバス停についての移設等安全対策の協議の実施について	
	提案理由説明	
	議案第3号 監査委員の選任同意について	93
	質 疑	93
	採 決	93
	提案理由説明	
	議案第4号 事務分掌条例の一部を改正する条例	93
	質 疑	94
	総務文教常任委員会付託	94
	提案理由説明	
	議案第5号 森林環境譲与税基金条例	94
	質 疑	94
	事業厚生常任委員会付託	94
	提案理由説明	
	議案第6号 介護保険条例の一部を改正する条例	94
	質 疑	97
	事業厚生常任委員会付託	97

提案理由説明	
議案第7号 国民健康保険条例の一部を改正する条例	97
質 疑	97
事業厚生常任委員会付託	97
提案理由説明	
議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上2件一括付議	97
質 疑	99
事業厚生常任委員会付託	99
提案理由説明	
議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	99
質 疑	99
事業厚生常任委員会付託	99
提案理由説明	
議案第11号 学童保育所条例の一部を改正する条例	99
質 疑	100
事業厚生常任委員会付託	100
提案理由説明	
議案第12号 保育所条例の一部を改正する条例	100
質 疑	100
事業厚生常任委員会付託	100
提案理由説明	
議案第13号 町道路線認定及び廃止について、議案第14号 町道路線認定について、以上2件一括付議	100
質 疑	102
事業厚生常任委員会付託	102
提案理由説明	
議案第15号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第13号）	102
質 疑	106
総務文教常任委員会付託	106
提案理由説明	
議案第16号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第17号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、以上2件一括付議	107
質 疑	108
事業厚生常任委員会付託	108
提案理由説明	
議案第18号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）	108
質 疑	110
事業厚生常任委員会付託	110
提案理由説明	
議案第19号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）	110
質 疑	111

採 決 .....	111
提案理由説明	
議案第20号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号) .....	111
質 疑 .....	112
事業厚生常任委員会付託 .....	112
提案理由説明	
議案第21号 令和3年度熊取町一般会計予算、議案第22号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第23号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 令和3年度熊取町介護保険特別会計予算、議案第25号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計予算、議案第26号 令和3年度熊取町下水道事業会計予算、以上6件一括付議 .....	112
(3月8日)	
出席議員 .....	131
議事日程 .....	131
会派代表質問 .....	131
1. 日本共産党熊取町会議員団 坂上巳生男議員 .....	132
2. 創生くまとり 大林隆昭議員 .....	141
3. 新政クラブ 河合弘樹議員 .....	150
4. 熊取公明党 二見裕子議員 .....	159
5. 未来 浦川佳浩議員 .....	171
予算審査特別委員会の設置・委員の選任 .....	182
予算審査特別委員会正副委員長の選任 .....	182
(3月29日)	
出席議員 .....	183
議事日程 .....	183
委員会報告 .....	184
議会運営委員会報告 .....	184
議案第4号 事務分掌条例の一部を改正する条例、議案第15号 令和2年度熊取町一般会計補正予算(第13号)、以上2件一括付議 .....	185
総務文教常任委員会委員長報告 .....	185
質 疑 .....	185
採 決 .....	185
議案第5号 森林環境譲与税基金条例、議案第6号 介護保険条例の一部を改正する条例、議案第7号 国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第11号 学童保育所条例の一部を改正する条例、議案第12号 保育所条例の一部を改正する条例、議案第13号 町道路線認定及び廃止について、議案第14号 町道路線認定について、議案第16号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)、議案第17号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、議案第18号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算(第4号)、議案第20号 令和2年度熊取	

町下水道事業会計補正予算（第3号）、以上14件一括付議	186
事業厚生常任委員会委員長報告	186
質 疑	187
討 論	187
採 決	187
議案第21号 令和3年度熊取町一般会計予算、議案第22号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第23号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 令和3年度熊取町介護保険特別会計予算、議案第25号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計予算、議案第26号 令和3年度熊取町下水道事業会計予算、以上6件一括付議	191
予算審査特別委員会委員長報告	191
質 疑	197
討 論	197
採 決	201
提案理由説明	
議案第27号 教育長の任命同意について	202
質 疑	203
採 決	203
提案理由説明	
議案第28号 産業の活性化等の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例	204
質 疑	204
採 決	205
提案理由説明	
議案第29号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第14号）	205
質 疑	207
採 決	207
提案理由説明	
議案第30号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第3号）	207
質 疑	207
採 決	209
提案理由説明	
議案第31号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第1号）	209
質 疑	212
採 決	216
提案理由説明	
委員会提出議案第1号 議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例	216
質 疑	216
採 決	217
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	217

3月熊取町議会定例会（第1号）

## 令和3年3月定例会会議録（第1号）

月 日 令和3年3月4日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 圭介	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 田中 豊一	6番 鱧谷 陽子
7番 文野 慎治	9番 二見 裕子	10番 渡辺 豊子
11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事	野津 恵	総 合 政 策 部 理 事 兼 財 政 課 長	東野 秀毅
総 務 部 長	林 利秀	住 民 部 長	巖根 晃哉
住 民 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
都 市 整 備 部 長	矢部 義雄	都 市 整 備 部 理 事 兼 道 路 課 長	白川 文昭
都 市 整 備 部 理 事	田中 耕二	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	教 育 次 長	阪上 敦司
教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事	吉田 茂昭	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	林 栄津子
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	原田 哲哉		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	瀬野 裕三
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名  
会 期 の 決 定  
施 政 方 針 表 明  
一 般 質 問

議案第3号 監査委員の選任同意について

議案第4号 事務分掌条例の一部を改正する条例

議案第5号 森林環境譲与税基金条例

議案第6号 介護保険条例の一部を改正する条例

議案第7号 国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第11号 学童保育所条例の一部を改正する条例

議案第12号 保育所条例の一部を改正する条例

議案第13号 町道路線認定及び廃止について

- 議案第14号 町道路線認定について  
議案第15号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第13号）  
議案第16号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）  
議案第17号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
議案第18号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）  
議案第19号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第20号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）  
議案第21号 令和3年度熊取町一般会計予算  
議案第22号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算  
議案第23号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第24号 令和3年度熊取町介護保険特別会計予算  
議案第25号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計予算  
議案第26号 令和3年度熊取町下水道事業会計予算

---

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。令和3年3月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

まず、昨日、3月3日の大阪府町村議長会総会において、カラー化など読みやすい議会広報の作成や議会報告会の実施などによる開かれた議会の実現、災害時の議員の行動基準である議会BCPの策定、議会のペーパーレス化、新型コロナウイルス感染症対策に係る迅速な政策提言などが評価され、全国町村議会議長会の町村議会表彰22団体の一つとして熊取町議会が表彰されました。また、自治功労者表彰、町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に特に顕著なる功労のあった者として、私、矢野が特別表彰を受けました。

このことは、私だけではなく、議員全員の議会改革、議会の活性化への取組が評価されたものであると考えており、共にお喜び申し上げるとともに、今後も引き続き、理事者と一丸となって本町の住民福祉の向上のために邁進してまいりたいと考えております。

さて、本定例会は、令和3年度の行財政運営の根幹を成す予算についてご審議をいただく重要な会議であり、後ほど町長から町政運営方針が表明されます。新型コロナウイルス感染症への対策はいよいよこれから正念場となると考えているところでもあり、議案の審議に当たりましては、住民本位を基本とし、住民福祉の向上に意を注ぎたいと考えております。あわせて、議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年3月熊取町議会定例会を開会いたします。

---

（「10時03分」開会）

---

議長（矢野正憲君）なお、発言される方は、起立の上、マスクを着けたままで発言していただきますようお願いいたします。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。藤原議会事務局長。

議会事務局長（藤原伸彦君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、令和3年1月の熊取町議会第1回臨時会に報告をいたしました以降、1月19日から26日及び2月12日から18日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容は、「現金の出納及び計数について、提出された資料と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和3年1月末現在における各会計の現金預金残高を申し上げます。

一 般 会 計	11億 686万7,344円
国民健康保険事業特別会計	8,094万4,252円
介護保険特別会計	1億2,731万2,799円
墓地事業特別会計	100万5,221円
後期高齢者医療特別会計	2,701万7,214円
歳入歳出外現金	2,850万5,436円
水道事業会計	4億8,304万8,748円
下水道事業会計	1億5,925万5,209円

となっております。

以上で報告を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆様、おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和3年3月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、桃の節句も過ぎ、日増しに寒さも緩んでまいりました。2月末には緊急事態宣言も解除されたところでございますが、これから人の移動も多くなる時期でございますので、気を緩めることなく、ワクチン接種の準備など、住民の皆様が日常を取り戻せるよう鋭意努めてまいります。

では、本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、選任同意につきましては監査委員の選任同意について、条例の制定につきましては森林環境譲与税基金条例、一部改正条例につきましては事務分掌条例の一部を改正する条例ほか7件、そのほか、町道路線認定及び廃止について、町道路線認定についてでございます。また、補正予算につきましては令和2年度熊取町一般会計補正予算（第13号）ほか5件、新年度予算につきましては令和3年度熊取町一般会計予算ほか5件をそれぞれご提案申し上げます。

何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）ここで傍聴者の皆さんにお知らせをいたします。

写真の撮影は駄目です。ビデオを回すのも駄目なので、よろしくお願いします。

---

議長（矢野正憲君）次に、行政報告を行います。

報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分日は令和3年1月12日でございます。

内容でございますが、事故発生日時は令和2年12月7日午後3時50分頃でございます。

事故発生場所は、熊取町大字久保2983番地の1、熊取町環境センター内でございます。

相手方の住所、氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、環境センターに持ち込まれたごみ、具体的にはたんすでございます

が、これを当該センター職員が相手方所有の車両から降ろす際、養生を行わずに降ろしたため、車両バンパーに傷をつける損害を与えたものでございます。

損害賠償額は1万6,016円で、全て相手方車両の修繕費でございます。

なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険から補填を受けるものでございます。また、今後におきましては、ごみの積卸しをする場合、利用者様に作業上支援が必要か否かについての意思確認を行った上で、より一層慎重かつ丁寧に、また複数人での対応により、事故防止を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告につきまして説明を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、報告第2号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。  
白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）それでは、報告第2号 損害賠償に関する専決処分報告についてご報告させていただきます。

報告第2号をお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをご覧ください。

専決処分日は令和3年2月3日でございます。

内容につきまして、1、事故の発生日時ですが、令和2年12月5日午後1時30分頃でございます。

2、場所は、熊取町高田4丁目2760番地先の里道でございます。

3、相手方につきましては、報告書に記載のとおりでございます。

4、事故の概要でございますが、町が管理する里道を相手方が自動車にて走行中、アスファルト舗装版がめくれて生じた約10センチの段差にタイヤがはまり、タイヤ2本が損傷したものでございます。

5、損害賠償額につきましては、損害賠償金額は6万2,134円で、内訳は車両修繕料、運搬費及び代車費用となっております。

なお、損害賠償金は全額全国町村会総合賠償補償保険の適用を受け、全額を自動車損害共済基金から補填を受けるものでございます。

今回の事故につきましては、上高田地区の町道久保高田線から分岐し永楽浄水場に向かう行き止まりの道路であり、隣接の土地所有者以外の一般の方の通行が発生しない里道となっております。相手方につきましては、永楽ダムへ向かう道路と誤り進入し、落ち葉で埋まった路肩のくぼみ、段差に気づかず車両走行し事故となったもので、事故判明後におきましては、即日路肩の復旧を行うとともに、町道の分岐点にこの先行き止まりの看板を設置し、誤進入の防止に努めたところでございます。

今後におきましても、道路パトロールなどにより対応に努め、適切な道路管理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告第2号 損害賠償に関する専決処分報告についての報告を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）ただいまの行政報告2件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

---

議長（矢野正憲君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席14番 坂上巳生男議員、議席1番 田中圭介議員、以上の2名の方を指名いた

します。よろしくお願ひいたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会の報告を求めます。文野議会運営委員会委員長。  
議会運営委員会委員長（文野慎治君）おはようございます。

それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る2月25日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席の下に議会運営委員会を開催し、令和3年3月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日3月4日から3月29日までの26日間といたします。

本会議の日程であります。本日3月4日、5日、8日、9日及び29日の5日間といたします。

常任委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を3月15日に、事業厚生常任委員会を3月11日に開催していただきます。

令和3年度の各会計予算につきましては、予算審査特別委員会を設置し、3月19日、22日、23日及び24日に開催していただきます。

第2回目の議会運営委員会を3月11日に、環境施設広域化調査特別委員会を3月15日に、議員全員協議会を3月15日に、それぞれ開催いたします。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

なお、日程第5 議案第3号 監査委員の選任同意についての件及び日程第21 議案第19号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）の件、以上2件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日3月4日から3月29日までの26日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日3月4日から3月29日までの26日間と決定いたしました。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第3 施政方針表明を行います。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、3月定例会の開催に当たり、令和3年度における町政運営の基本的な考え方と主要な施策を申し上げます。

まず、令和2年1月に日本国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染が確認され、現在も世界経済など社会情勢に大きく影響を及ぼしているところですが、感染患者への対応に全力を尽くされている医療従事者をはじめ、感染拡大の防止に奔走する保健所の職員や細心の注意で高齢者などに向き合う介護関係者、全ての関係者の皆様に対し、この場をお借りして敬意を表しますとともに、心からお礼申し上げます。

さて、昨今の我が国の経済情勢については、未だ完全な終息が見えない新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。

今後も、感染対策と経済活動を両立し、雇用の確保、事業の継続を通じて国民生活を守り抜くため、令和2年12月8日に閣議決定した「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」が着実に実行されるとともに、この感染症によって明らかになったデジタル化などの新たな目標については、「経済財政運営と改革の基本方針2020」などに基づき、集中的な規制改革や必要な投資により、再び力強い経済成長につなげられるよう期待するものです。

また、大阪府においては、SDGsやSociety5.0、スマートシティを見据えた「2025年大阪・関西万博」について、令和2年度には公式ロゴマークが決定されるなど、明るい話題をもたらしましたが、今後も新型コロナウイルス感染症を乗り越えた先の、大阪の未来を切り開く象徴的な取組として、令和3年度は地元パビリオンの具体化など、開催に向けた動きを本格化し、新型コロナウイルス感染症の克服に向けた動きと相まって、府域全体が盛り上がっていくことが期待されます。

次に本町の取組を振り返りますと、改めて申し上げるまでもなく、令和2年は新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けた1年でありました。

特に、コロナ禍が私たちの生活様式に与えた影響は大きく、密を避けるように都市から地方への関心が高まるとともに、テレワークやオンライン会議など働き方をはじめ、リモート学習、オンライン診療など、様々な分野でデジタル化に向けた動きも大きく変化しました。

こうした変化への対応も含めてSDGsの視点やSociety5.0に代表される最先端技術を活用したスマートシティを実現すべく、大阪府・大阪市が推進する「大阪版スマートシティ戦略」に歩調を合わせた「熊取町スマートシティ構想」を令和2年10月に策定したところであり、新しい生活様式への対応も含め、住民の皆様の生活の質の向上を図り、長く楽しい日々を送っていただけるまちづくりに着手したところです。

令和3年度におきましては、このような社会経済情勢の大きな変化に柔軟に対応するとともに、これまでの各施策の方向性を踏まえ、次の4つのテーマに重点的に取り組んでまいります。

まず1点目は、『新型コロナウイルス感染症への対応』です。

新型コロナウイルス感染症拡大の兆候が見られた際、いち早く対策本部を設置し、感染拡大の防止に向けた対策や体制整備などを検討・実施してまいりました。加えて、早期の臨時議会の開催など、議員の皆様のご支援・ご協力もいただきながら、少しでも住民の生活を支援し不安を和らげるべく、国の対策に先駆けて本町独自の「熊取町版緊急生活経済支援」を2度にわたり取り組んでまいりました。また、コロナ禍における大規模災害への備えとして、各避難所用テント450張の購入をはじめとした受入れ体制の整備を行うなど、未知の経験に屈することなく知恵を絞り、一歩先を見越した対応に努めてきたところです。

また、医療崩壊の防止と住民の皆様のお不安を軽減するため、関西医療大学との連携による「PCR検査体制（熊取モデル）」を構築したところですが、引き続き令和3年度においても同検査体制を維持するとともに、順次開始されるワクチン接種に向け、「新型コロナウイルスワクチン接種推進本部」を立上げ、全庁体制で万全の準備を整えているところです。

今後も、国・大阪府の動向を注視しながら、住民が望む、より効率的な独自支援の追加実施を積極的に検討し、コロナ禍で厳しい現状に置かれている住民生活・地域経済を支援してまいります。

2点目は、『スマートシティの実現に向けたまちづくり』です。

行政サービスの在り方やまちづくりについては、社会の変化に対応しつつ、住民が幸せを感じ、生活の質の向上を実感できるよう新たな取組が必要であり、従来型の解決手法では限界があった課題に対して、先端技術を活用した革新的な解決手法を積極的に検討・導入していくことが求められています。こうした時代の要請に応えるため、先ほども申し上げましたが、利用者視点による、住民が主役のスマートシティの実現に向けた基本的な方向性や取組を示した「熊取町スマートシティ構想」を令和2年10月に策定し、令和3年2月からは、亡くなった方の様々な手続きを専用窓口で一括して受け付け、ご遺族の負担を軽減することを目的とした「おくやみワンストップサービス」を開始したところです。

令和3年度においては、同構想に基づき役場のデジタル化（行政DX）を中心に取り組むこととしており、オンライン会議のためのウェブ会議ツールの導入や、役場窓口における手数料支払いのキャッシュレス化、国のデジタル化政策に合わせた本町の行政手続のオンライン化に着手します。また、マイナポイント事業が令和3年9月まで延長されたことから、マイナポイント設定支援を引き続き実施するとともに、企業や団体、グループを対象としたマイナンバーカードの出張申請に新

たに取り組むなど、マイナンバーカードの取得率の向上に努めてまいります。

役場のデジタル化のほか、「買い物難民」や「ラストワンマイル問題」といった課題解決に向け「デマンド交通社会実証実験」を実施し、スマートモビリティの推進につなげてまいります。また、教育分野におきましては、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を図るべく、「デジタル教科書」を小・中学校の社会科及び理科に導入するとともに、校務業務の電子化や校内情報の一元化により業務効率を向上させ、教職員の負担軽減を図る「統合型校務支援システム」を導入します。

3点目は、『SDG sの実現を通じたまちづくり』です。

国連では、「誰ひとり取り残さない世界」をスローガンとし、2030年を年限とする17の国際目標から成る持続可能な開発目標「SDG s」を定めており、これからの様々な課題解決や、まちづくりに当たっては、この国際目標の実現を通じて豊かで活力ある持続可能な社会を目指していくことが求められています。

我が国においても、政府がその取組の重要性を示しておりますが、国による取組だけでは達成が困難であり、地方公共団体も含めた社会のあらゆる主体が連携してSDG sの取組を進める必要があります。住民に最も身近な行政サービスを提供する本町においても、積極的に推進してまいります。

SDG sの基本理念は「公正」「共生・包摂」「循環」であり、一例を申し上げますと、地球環境保全における取組については、令和2年5月に「熊取町気候非常事態宣言」を発出したところであり、「第4期熊取町温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、引き続き温室効果ガス排出量の削減に取り組むほか、同年に策定した「熊取町エコプロジェクト」に基づき、「プラスチックごみの削減」や「食品ロスの削減」などを積極的に進めてまいります。

また、子どもを守り育てる取組として、児童相談所などの関係機関や関係自治体間で支援の対象となる要保護児童の情報を共有するため国が整備を進めている「情報共有システム」に新たに参画するなど、子どもの総合相談体制や見守り体制のさらなる充実を図るほか、子どもの居場所づくりについては、地域のボランティアが支える「子ども食堂」や「くまとり元気広場」など、本町の特色を生かした町ぐるみの子育てを引き続き推進します。

これら以外にも、「教育」や「ジェンダー」といったSDG sの17の目標の達成につながる取組を通じて、人口減少社会の中でも持続可能なまちづくりを進めてまいります。

4点目は、『町制施行70周年記念事業』です。

令和3年11月3日、町制施行から70年を迎えるに当たり、令和3年度はその節目の年として住民の皆様とお祝いするとともに、これまで先人が築いてきた我が“まち”を改めて知り、感じることで、さらなる愛町心を高め、確かな未来への夢や希望を育む機会にしたいと考えております。

現在、関係団体の皆様には「町制施行70周年記念事業懇話会」にご参画いただき、貴重なご意見を踏まえながら進めているところであり、ロゴマークとキャッチフレーズにつきましては広く公募の上、令和2年11月に決定しております。

令和3年度におきましては、年末に至るまでの間を本事業期間として、様々な記念事業に住民の皆様とともに取り組みます。

具体的には、記念式典をはじめとして、後世に思いをつなぐ記念植樹やデザインマンホールの作成、著名な歌手などによる記念コンサート及びだんじりや健康をテーマとしたフェスティバルのほか、町内飲食店を盛り上げる連携事業など、既存事業を生かした冠事業なども含め、「町制施行70周年記念事業懇話会」のご意見を参考に今後さらにブラッシュアップするとともに、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、住民の皆様と一緒に町制施行70周年をお祝いするにふさわしい事業にしてまいりたいと考えております。

それでは、令和3年度当初予算の概要ですが、歳入は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、町税が減少しておりますが、それらを一定補填する形で、地方交付税をはじめ、地方特例交付金、臨時財政対策債が増加しております。

一方の歳出は、人件費が増加したことに加え、社会保障関連経費である扶助費が増加しており、また、公共施設の老朽化に伴う維持経費等も必要額を計上した結果、大きな投資的事業があった前年度よりは減少しているものの、過去最大規模となった令和2年度に次ぐ予算額となっております。

続いて、令和3年度予算についてですが、一般会計については、前年度に比べ3.8%減の147億5,840万3,000円、国民健康保険事業特別会計は、前年度に比べ0.5%減の51億4,298万5,000円、後期高齢者医療特別会計は、前年度に比べ4.3%増の7億2,242万2,000円、介護保険特別会計は、前年度に比べ1.0%減の39億5,786万円、墓地事業特別会計は、前年度に比べ147.5%増の4,610万円、下水道事業会計は、前年度に比べ1.3%減の21億485万5,000円であり、これらの総額は、267億3,262万5,000円の規模となっております。

続きまして、第4次総合計画に定める5つの施策の大綱に従い、令和3年度において取り組んでまいります主要な施策を中心に、その概要を申し述べます。

1つ目は、「一人ひとりの意識とご近所のふれあいで暮らしやすいまち」です。

初めに、「住民協働・住民参画」です。

町がテーマを提案し、住民の皆様から事業募集する「行政テーマ型」の住民提案協働事業として、子どもたちの居場所・交流の場を提供する「こども食堂」をはじめ、「SNSを活用した住民主体のシティプロモーション」がテーマのYouTuber養成講座のほか、新たなテーマとして「長池オアシス公園のハスの保全・活用」事業など、合計6つの事業を実施します。

また、先ほど申し上げましたとおり、町制施行から70年を迎えるに当たり、関係団体のご協力の下、より多くの住民の皆様にご参加いただき、一緒にお祝いできる様々な記念事業を実施してまいります。

次に、「地域コミュニティ」です。

全39の区長・自治会長の皆様に「町政連絡事務嘱託員」の委嘱を行い、年5回の「町政連絡事務嘱託員連絡会」などを通じて、地域と行政の緊密な連携を図ります。

次に、「防犯・交通安全・消費生活」です。

「防犯対策の強化」については、「熊取町安全パトロール隊」による青色防犯パトロールを引き続き実施し、発生事案に臨機に対応するなど、より効果的なパトロールを行います。

また、防犯カメラについては、各自治会との協議などを踏まえ、令和2年度にリース契約により増設した42台を含めて現在100台設置しており、また、「動く防犯カメラ」とも言われるドライブレコーダーについては、青色防犯パトロールカーをはじめ全公用車に設置しているところです。今後も泉佐野警察と連携の上適切に運用し、犯罪抑止に努めます。

交通安全については、児童などを対象とした交通安全教室の開催や放置自転車などへの街頭指導及び定期的な撤去を行うなど、交通安全意識と交通マナーの向上に努めるとともに、道路交通環境の安全性確保を図り、交通事故防止につなげてまいります。

消費生活相談体制につきましては、引き続き「消費生活センター」を平日、全て開設し、複雑化・多様化する消費生活問題に迅速に対応するとともに、大阪府消費生活センター、大阪弁護士会などの関係機関と連携を図り、円滑な相談対応を行います。

また、講演会の開催や、きめ細かな出前講座などの消費者教育を実施することで、多面的に被害の未然・拡大防止に取り組めます。

次に、「防災」です。

町内の全ての地区で結成されている自主防災組織において、地域住民が自助・共助を基本とする自主防災活動を展開していく際に必要となる「地区別自主防災マニュアル」の作成を支援・推進してまいります。

また、近年の大規模水災害の頻発や甚大な被害を踏まえ、不動産取引時における重要事項説明の項目として「水防法に基づく水害ハザードマップにおける取引物件の所在地」が新たに位置づけられたことから、本町の備えとして、既存の「熊取町防災マップ」に水害ハザードも含めた総合防災

マップを作成するとともに、全戸配布により情報共有を図ります。

さらに、各種団体など住民参加の上下大規模災害を見据えた総合防災訓練を開催し、住民の防災意識の高揚はもとより、地域防災力の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

防災体制の整備としては、緊急情報などの効率的な伝達に向け、防災行政無線の適正管理を行うとともに、「おおさか防災ネット」や「大阪府防災行政無線」を活用するほか、民間ケーブルテレビ事業者と引き続き連携するなど災害時における円滑な状況集約につなげます。加えて、近い将来発生が想定される巨大地震に備え、災害用備蓄物資などを適正に管理します。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨を踏まえ、災害に適切かつ効果的に対応するため、消防団装備などの計画的な整備及び適正な維持管理を行うとともに、消防団員の災害対応能力の向上を目指します。加えて、消防団各分団の防災資機材を充実させ、今後も分団車両及び分団消防器具庫を適正に管理し、消防力強化を図ります。

住宅の耐震化率の向上については、「熊取町耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化率目標95%達成に向け、耐震基準に満たない木造住宅に対し、耐震診断・耐震改修設計・耐震改修費用さらに除却工事費用への一部補助を引き続き実施するほか、ブロック塀の撤去などの補助につきましても期間を延長し、実施します。

土砂災害の未然防止などに資する取組としては、土砂災害防止法に基づき「土砂災害警戒区域等」として大阪府から指定された地域の自治会単位において、避難施設や避難路など、円滑な避難を確保する上で必要な事項を記したハザードマップの作成を小垣内地区、五門地区において実施します。

また、大雨時、河川の溢水、護岸の崩壊を未然に防止するため、令和2年度に引き続き、若葉地区の準用河川見出川における河床整正工事を実施するほか、老朽化したため池の改修として、鳥ノ池において取水施設の修繕を行います。

次に、「男女共同参画・多文化共生」です。

男女それぞれの人権が尊重され、性別に関わらずその個性と能力が発揮できる社会の構築を目指すため、「熊取町男女共同参画プラン」に基づき、講演会の開催や情報誌の発行による啓発をはじめ、全庁的な取組を推進するとともに、DV被害者を守るため、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

また、令和4年度末に同プランの計画期間が満了することから、令和3年度は次期計画策定に向けたアンケート調査などに着手します。

次に、「平和・人権」です。

非核平和については、広報紙やホームページを活用した周知活動を行うとともに、平和パネル・ポスター展の開催や平和関連施設を訪問するフィールドワークなどを通じ、平和意識を醸成します。

人権課題については、新型コロナウイルス感染者やその家族、濃厚接触者、加えて医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーへのいわゆる「コロナ差別」など新たな課題や年々複雑多様化する課題の解消に向け、講演会、ポスター展、街頭啓発などによる周知・啓発に取り組むとともに、庁内関係部署や関係機関との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。

2つ目は、「まちに愛着を持てる、たくましく生きる力を持つ子どもが育つまち」です。

初めに、「子育て」です。

子育て世代包括支援センター（すくすくステーション）を中心に、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりとして、保健師による妊娠届出時や出生届出時の全数面接の機会及び各種乳幼児健診や地域出前講座などの対面の機会に加え、令和2年度に導入した子育てアプリ「くまっ子ナビ」を活用した情報発信を行うなど、相談しやすい体制づくりを進めるとともに、産後ケア事業の対象期間と多胎妊婦への妊婦健診受診券の補助及び不妊不育治療費助成を拡充するなど、妊娠期・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援のさらなる充実に努めてまいります。加えて、発育・発達の遅れ、疾病及び虐待の早期発見を目的とした専門的な相談を引き続き実施し、安心し

て子育てができるようきめ細かく対応するとともに、風疹対策として、妊婦や妊娠を希望する女性とパートナーを対象とした任意接種助成や抗体が不十分な年代の男性を対象とした定期接種を行うなど、引き続き風疹の感染拡大防止に取り組んでまいります。

子どもの総合相談体制及び見守り体制につきましては、引き続き児童虐待防止のスーパーバイザーを配置し、緊急事態などへの迅速かつ適切な対応をするとともに、教育・福祉・保健分野との連携を生かした、相談機関が一体となった子ども家庭相談を実施し、児童虐待の未然防止に努めます。さらに、要保護児童が転居した際の自治体間の的確な引継ぎや児童相談所と自治体との日常的かつ迅速な情報共有に資するべく、国が整備を進めている「情報共有システム」に参画してまいります。

また、子どもの最善の利益を尊重するための指針となる「(仮称)子ども基本条例」については、令和3年度の制定に向け、当事者である子どもの意見も取り入れた実効性のある条例となるよう、住民と協働で作業を進めてまいります。

次に、「保育・幼児教育」です。

「第2期熊取町子ども・子育て支援計画」に基づき、教育・保育事業をはじめとした各種の子育て支援施策の取組を進めます。

保育所等については、現在建て替えを進めている民間のさくらこども園に対して、引き続き施設整備に係る補助金を交付し、教育・保育認定児童に対する充実した保育環境の提供と入所受入れ枠の拡充を図るなど、今後も公民連携の下で待機児童の発生回避に努めてまいります。

また、保育所等に通う子どもが病気により集団保育が困難なときに、医療機関と連携した施設で預かる「病児・病後児保育」を貝塚市との広域利用により実施し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

町立保育所においては、保育環境の改善を図るため、西保育所の大規模修繕工事とともに東保育所の大規模修繕に向けた設計を実施するなど、各施設の適切な維持管理を行ってまいります。

また、令和4年度からの西保育所の民営化については、現在の町立保育所の保育を継承し、子どもや保護者が不安を抱かないよう、保護者の意見を聞きながら、1年間をかけて丁寧に引き継いでまいります。

感染症対策としては、町立保育所に換気機能付エアコンを導入するとともに、民間保育所に対しても保育環境を保つために必要な費用を助成します。

学童保育運営事業については、引き続き指定管理者と連携しながら、新たに施設整備した北学童保育所を含め、全ての学童保育所において、より安全で安心できる保育を提供するとともに、待機児童対策に努めてまいります。特に、長期休業期間と土曜日における開所時間の午前8時への前倒しに加え、北学童保育所及び中央学童保育所においては「長期休業期間限定学童保育」を実施するなど、保護者の就労形態に応じた保育サービスを提供します。

次に、「学校教育」です。

冒頭の「SDGsの実現を通じたまちづくり」で申し上げたとおり、SDGsの17の目標項目に向けた学びを通じて、国際化、多分化共生社会を見据えた上で、将来を担う子ども達が広く世界に目を向けるきっかけや、人権問題、環境問題といった様々な課題を自分事として考える力・エモーショナルな力の醸成につながるよう、子どもたちへの教育を進めてまいります。

具体的には、GIGAスクール構想によるICT機器を活用した研修などを通して教職員の授業力の向上を図るとともに、子どもたちに寄り添い、また、子ども達を支援するファシリテーターとして、目線を合わせた取組姿勢により、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」のバランスの取れた児童・生徒の育成を目指して取組を進めます。

また、グローバル化に対応した教育の充実・質の向上を目指して、引き続き全小・中学校に外国語指導助手を配置し、子どもたち一人一人の英語への興味・意欲・関心を高めながら、外国語で多様な人々と意思疎通を図ることができる基礎的な力を育成することに加え、新たに、公立中学校の生徒を対象とした英語の民間試験を実施し、英語力の定着状況を測ることにより、主体的に学習に

取り組む姿勢を育むとともに、授業の改善にも生かしてまいります。

学力向上を図るために、児童生徒に基礎・基本を定着させるとともに、学習意欲の向上や学習習慣を育成・定着させ、生涯にわたる学習の基盤をつくる必要があります。このようなことから、町内大学との連携によるインターンシップ事業や学生・地域人材による学習支援ボランティア派遣事業を引き続き実施し、児童・生徒の個に応じたきめ細かな指導・支援を行います。また、運動部活動の活性化を図るために、大阪体育大学との連携による「DASHプロジェクト」の一環として、町内公立中学校の運動クラブに、大学生をスポーツ指導者として派遣します。このように、地域・町内大学等との連携を進め、「開かれた学校づくり」と「地域のよさを活かした特色ある学校づくり」を積極的に推進します。

全国的にも高い配置水準であるスクールソーシャルワーカーにより、学校におけるいじめ、不登校、児童虐待など、子どもを取り巻く様々な問題に対し引き続き多面的な支援を実施します。また、教育・子どもセンターに臨床心理士を配置し、学校と教育委員会、健康福祉部、子ども家庭センターなど、関係機関との連携を生かしたきめ細かな相談体制の充実も図ります。

学校ICT環境整備については、その環境を有効に活用できるよう、ICT支援員を配置し、子どもたち一人一人に個別最適化を目指した教育に取り組むとともに、情報活用能力育成のための情報教育の充実を図ります。また、ICTを活用した授業の充実のため、小・中学校に社会科・理科の授業用「デジタル教科書」を導入します。さらに、学校におけるネットワークセキュリティの強化を行うとともに、教職員の校務業務の軽減を図り、校内情報についての一元化を図るため、新たに「統合型校務支援システム」の導入を進めます。

学校給食については、令和2年度からスポットクーラーにより夏季の給食調理場内の環境改善に取り組んでいますが、令和3年度はスポットクーラーを増設することにより、さらなる労働環境の改善と衛生的な給食の提供に努めます。また、町単独で学校栄養士を1名任用し、安全でおいしい給食の提供体制を確保します。

教育環境の整備については、令和2年度末で全ての小学校のトイレ洋式化整備が完了しております。令和3年度は、熊取北中学校、熊取南中学校の同工事を令和2年度に引き続き行うとともに、熊取中学校の同工事に向けた設計を進めていきます。

また、東小学校の大規模改造工事については、令和2年度の体育館棟に続き、令和3年度は管理棟の工事を計画的に進めるほか、熊取中学校については老朽化が進む中央校舎、南校舎床の一部改修工事を実施するなど計画的に改修等を進めてまいります。

次に、「生涯学習」です。

「熊取町第4次生涯学習推進計画」に基づき、計画の基本目標である「仲間といきいき活動し、みんなが健康で心豊かに暮らせるまち 熊取」の実現に向け、引き続き様々な取組を進めてまいります。

教育コミュニティづくりについては、地域による学校教育活動への支援を行う「学校支援地域本部事業」や学校・家庭・地域が協力して子どもの学びや育ちを支える「地域教育協議会」の取組により、地域の教育力を高めていくよう努めます。また、「くまとり元気広場事業」、小学校での「放課後学習」及び中学校における「放課後自習室」を引き続き開設し、放課後の子どもの安全・安心な居場所づくりを進めてまいります。

公民館・町民会館の整備については、学識経験者と住民代表などで構成する整備検討委員会での検討を経て「熊取町公民館・町民会館整備基本構想」としてまとめ、この基本構想を実現するための設計業者を公募型プロポーザル方式にて決定し、令和5年度中のリニューアルに向け、基本設計及び実施設計業務を進めてまいります。

図書館については、まちづくりの情報拠点として機能するよう、引き続き新鮮な資料や地域資料などを幅広く収集・整理するとともに、住民の課題解決に役立つ情報の提供にも取り組みます。さらに、住民団体・公的機関と連携した様々な事業を実施し、図書館利用の促進や読書活動の推進に

努めます。また、施設管理においては、安全・快適に施設が利用できるよう、引き続き適切な維持管理を行います。

次に、「文化・芸術」です。

文化・芸術では、煉瓦館、町民会館ホールなどで開催する企画展や文化公演を通じて、文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、住民が主体となった文化・芸術活動の発表の場として活用できるようにその機会充実を図り、住民活動の活性化と支援を行います。

また、重要文化財降井家書院に係る障壁画の修復作業について、適正な指導や補助金の交付などの支援により、貴重な文化財をより良い状態で後世へと引き継いでまいります。

3つ目は、「だれもがいつまでも健康でいきいきと活躍できるまち」です。

初めに、「健康・長寿」です。

介護予防に取り組む住民運営の通いの場である「タピオステーション」については、引き続き地域展開を推進するとともに、既に立ち上がっている「タピオステーション」に対する継続支援についても、運動指導士、薬剤師、管理栄養士の専門職を派遣するなど、引き続き活性化を図ってまいります。

また、令和3年度から開始する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に当たり、新たな取組として集団健診時に後期高齢者医療保険加入者を対象とした「フレイル相談」を実施し、「タピオステーション」への参加を促進することにより、専門職との関わりの充実や必要な支援につなげられるよう努めてまいります。

さらに、大阪体育大学との協働事業である「DASHプロジェクト」の健康分野での取組として、「タピオステーションの効果判定」や「フレイル予防サポーター養成講座」を引き続き実施することにより、介護予防・健康づくり推進ボランティアの育成につなげ、「“フレイルゼロ”のまち熊取」を目指します。

次に、「保健・医療」です。

「第3次健康くまとり21（健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画）」に基づき、引き続き多様な取組を進めてまいります。

がん検診については、利便性の向上による新規受診者の獲得のため、協会けんぽの特定健診と町によるがん検診とのコラボ実施において検診種目を拡大するとともに、通常の集団検診についても、引き続き胃がん・大腸がん検診と結核・肺がん検診の同時実施日を設定するなど、利便性の向上を図ります。

受診勧奨については、子宮がん検診と乳がん検診のクーポン券送付対象者においても、これまでの電話に加え、新たにはがきによる再勧奨を行うことにより、若い世代を含めた効果的な勧奨に努めます。

新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き、感染予防などに資する情報発信や啓発を行うとともに、関西医療大学と連携協定を締結し、PCR検査が迅速に受けられるよう「熊取モデル」を引き続き実施します。また、急務となっているワクチン接種については、冒頭の「新型コロナウイルス感染症への対応」で申し上げたとおり、泉佐野泉南医師会及び町内医療機関などの協力を得ながら、住民の皆様が速やかに接種できるよう体制整備を図っているところです。

次に、「運動・スポーツ」です。

総合体育館（ひまわりドーム）などについては、引き続き指定管理者による管理運営を行い、ニーズに応じた教室の開催など住民サービスの向上に努め、さらなるスポーツ環境の整備を図ります。

あわせて、スポーツ大会やイベントを通して、スポーツの振興及び地域の活性化に向け取り組んでいるスポーツコミッションと協力・連携するとともに、その取組を支援してまいります。

また、各種スポーツ施設・設備については、八幡池青少年広場のトイレ新設工事や、総合体育館における老朽化に伴う雨漏り修繕に向けた調査、ガス設備の更新など、引き続き適切な維持管理に努めます。

次に、「高齢者福祉」です。

令和2年度策定の「いきいきくまとり高齢者計画2021」に基づき、高齢者が尊厳を持ち、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるまちづくりを目指し、さらなる地域包括ケアシステムの推進に取り組むとともに、地域共生社会の実現に向けた地域づくりの取組を支援します。

具体的には、新たに「大阪府介護予防活動強化推進事業」を活用したスーパーバイザーの助言などに基づき、今後ますます重要となる介護予防・自立支援・重度化防止などの取組を充実させるべく検討を行うとともに、地域包括支援センターの相談窓口については、令和2年度から熊取ふれあいセンターに開設した月1回の出張相談窓口に加え、「タピオステーション」においても新たに相談機会を設けるなど、身近な地域で気軽に相談できる体制づくりを進め、支援が必要な高齢者をより早く地域包括支援センターにつなげられるよう、支援体制の強化を図ります。

在宅医療・介護連携については、2040年を見据え、町内の医師やケアマネジャーなどの多職種で構成する「医療介護ネットワーク連絡会（ひまわりネット）」の連携強化を図るとともに、広域的な医療と介護の連携を拡充するため、本町以南の3市3町共同で泉佐野泉南医師会へ引き続き委託し、在宅医療・介護連携を推進します。

認知症施策については、令和元年6月に国が策定した「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症の理解促進や相談先の周知などを目的とした「認知症サポーター養成講座」を引き続き実施するほか、新たに「認知症簡易チェックシステム」を導入し、認知症の早期発見・早期治療による重症化の予防につなげるなど、普及啓発に努めます。

また、認知症の方や家族の支援ニーズと認知症サポーターを結びつける「チームオレンジ」の取組として、認知症サポーターの具体的な支援活動に向けた「ステップアップ講座」を新たに開催するほか、この「チームオレンジ」の具体的な活動の場づくりとして、ふれあいセンターで認知症カフェを定期的に開催してまいります。

適正な介護サービスに提供に向けましては、引き続き広域福祉課と連携し、介護事業所への指導を実施するとともに、ケアプランチェックなどにより、安心して介護サービスを利用いただけるよう努めてまいります。

独り暮らし高齢者等の見守りについては、既存の緊急通報装置貸与事業のオプションサービスである「お元気コール」を活用し、地域包括支援センターでの見守りや町内事業所の見守りネットワークでの見守りなどとともに、引き続き重層的に取り組めます。

地域交流や介護予防事業の拠点施設である老人憩の家については、利用者の安全確保などを念頭に公共施設等総合管理計画などに基づき、昭和56年以前の旧耐震基準の26施設のうち、耐震補強工事に係る国の補助金の活用を図り、時期を前倒しながら令和2年度には5施設の耐震補強工事が完了し、その他14施設についても耐震補強工事などの実施設計が完了しております。令和3年度においても、14施設の耐震補強工事を完了させるなど早期の耐震化に向け安全対策などを計画的に進めてまいります。

次に、「障がい者福祉」です。

令和3年3月に策定した「熊取町第6期障がい福祉計画」及び「熊取町第2期障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができる社会の実現に向けて、保健、医療などの関係機関と連携し、施策の推進を図ります。

その一つとして、障がい者の重度化・高齢化や親が亡くなった後を見据え、令和2年度に「地域生活支援拠点等の整備」として、相談機能のほか、緊急時の受入れ、体験の機会、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能に着目した、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築したところですが、令和3年度は関係機関と連携しながら、利用の可能性のある方に対する事前登録の案内や協力事業所の拡大に向けた研修を実施するなど、体制の充実に努めてまいります。

また、手話言語条例に基づき、引き続き、手話の理解啓発及び普及を図ってまいります。

次に、「地域福祉・社会保障」です。

「熊取町第4次地域福祉計画」に基づき、住民や地域、関係機関、行政などが「我が事」のように「丸ごと」つながり合える地域を共に力を合わせてつくる「地域共生社会」の実現を目指します。

住民の生活課題の早期発見や複合的な課題を抱えた相談者への対応など、コミュニティソーシャルワーカーが寄り添うきめ細かな相談体制の構築をはじめ、令和2年度にモデル事業として実施した「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」を引き続き推進することにより、重層的な支援体制のネットワークづくりにつなげてまいります。

また、地域とのつながりが強い熊取町社会福祉協議会と連携・協力しながら、住民の地域福祉活動への参加促進や環境づくりに努めます。

健康づくりへの機運醸成のため、先駆的な取組である「熊取町国民健康保険被保険者健康づくり推進奨励事業（めざせ！がちり健幸）」や、健康づくりやボランティアへの取組に対してポイントが貯まる「熊取びんびん元気！ポイントアップ事業」を引き続き実施し、ひいては、医療費や介護給付費も縮減するなど、「健康の好循環」を図ってまいります。

また、医療保険制度を維持し、負担の公平性が保たれるよう個々の状況に応じた保険料の収納対策に努めるとともに、福祉的配慮が必要な方々には、子ども医療をはじめ、ひとり親家庭医療、重度障がい者医療に対する費用助成について、適切に実施してまいります。

4つ目は、「住みたい、住み続けたい、いつか帰りたいまち」です。

初めに、「市街地整備」です。

熊取駅西地区については、本町の玄関口にふさわしい、にぎわいのある市街地の形成を目指して、熊取駅西地区まちづくり協議会との協働の下、引き続き土地利用の事業手法などを検討してまいります。

熊取駅西交通広場の整備については、泉佐野市と連携を図りながら、事業用地の取得を進めた上で、交通広場の整備工事や熊取駅東西自由通路に係る昇降設備などの整備工事を実施し、早期の供用開始に向けて取り組んでまいります。

また、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するため、医療や日常生活サービスの機能を維持しつつ、適切な都市機能の誘導や公共施設の配置により、持続可能な都市構造に再構築するための指針となる「立地適正化計画」を策定します。

次に、「道路・交通」です。

都市計画道路の整備促進については、災害時における物資輸送路としての観点からもミッシングリンクとなっている広域幹線道路のネットワークの整備に取り組むよう、現在事業中の大阪岸和田南海線の早期完成及び事業着手の方針が示された泉州山手線の早期事業展開、並びに大阪外環状線の4車線化の早期事業化について、引き続き国・大阪府に対しより強く要望を行ってまいります。

また、泉州山手線の整備促進に向け、貝塚市と協力して、七山北地区の地籍調査を引き続き実施してまいります。

地域幹線道路の整備では、令和4年度の事業完了を目指す町道久保高田線歩道拡幅事業については、ひまわりドーム前交差点からひまわりドーム南交差点の区間において、通学児童などの安全・安心な歩行空間を確保するため、引き続き歩道拡幅工事に取り組みます。

また、計画的な道路網整備を進めるため、第3次道路整備計画策定業務を実施し、今後の道路網整備について検討してまいります。

一方、道路の維持管理については、「道路舗装修繕計画」及び「道路橋りょう長寿命化修繕計画」などに基づき、歩道部分を含めた舗装修繕工事及び道路橋梁の修繕設計を計画的に進めるとともに、引き続き、道路附属物などの点検や路面下空洞調査を実施してまいります。また、公共用地境界確定図の電子化業務を実施し、窓口サービスの迅速化及び謄抄本交付事務などの適切かつ効率化を図ってまいります。

ひまわりバスについては、今後も町民の皆様の利便生の向上のため、改善に取り組むとともに、

「地域公共交通会議」を設置の上、路線バスとの適切な連携の下、将来においても持続可能な新たな交通体系の構築に向けた調査研究を行うとともに、「デマンド交通社会実証実験」を行ってまいります。

次に、「上水道・下水道」です。

上水道事業については、令和3年度から大阪広域水道企業団との統合により、浄水場から蛇口まで一元管理が可能となり、今後においては、本町のライフラインとしての防災面の強化など緊密に連携しながら、企業団の技術力や組織力を生かした経営基盤において、より効率的・効果的に耐震化事業を推進するなど、さらに安全で安心な水の供給に努めてまいります。

下水道事業については、令和2年度策定の「熊取町下水道ビジョン（経営戦略）」に基づき持続可能で健全な運営を図ってまいります。

整備面については、令和3年度末人口普及率82.6%を目標に、指定避難所である東小学校及び熊取南中学校を含めた小垣内、大宮、久保及び大久保地区において公共下水道工事を実施するとともに、小垣内、朝代及び和田地区において令和4年度以降の工事に向けた詳細設計を行います。

また、施設の維持管理については、ストックマネジメント計画に基づき、マンホールポンプ施設の更新工事を実施するとともに、管路施設の点検調査に着手します。

一方、経営面については、今後の人口減少及び1人当たり有収水量の減少により使用料収入の減少が予測されることから、公営企業会計における新たな下水道使用料の見直し検討に着手します。

次に、「公園・自然環境」です。

「みどりの基本計画」に基づき緑化対策を推進するとともに、永楽ダム周辺の桜の保全・活用については、「奥山雨山自然公園みどりの保全・活用計画」に基づき進めてまいります。

公園については、「公園施設長寿命化計画」に基づき、国の交付金を活用し、長池オアシス公園において、3か年計画の3年目として施設をリニューアルするとともに、令和4年度からの奥山雨山自然公園施設更新に向け、設計業務を行います。

また、希望が丘1号公園において、老朽化した外周フェンスを修繕するとともに、都市公園の全照明灯のLED化について、5か年計画の1年目として計画的に進めてまいります。

次に、「住環境」です。

「美しいまちづくり条例」及び「第2次美しいまちづくり推進基本計画」に基づき、美化活動の充実を図るため、熊取駅周辺における街頭啓発キャンペーンや路上喫煙・ポイ捨て対策パトロールなどの美化活動に加え、熊取駅西地区での新たな路上喫煙禁止区域などの指定についても当地区の整備の進捗状況を見ながら検討してまいります。

また、永楽ダム周辺における大学やボランティア団体との協働による美化活動をはじめ、自治会が実施する環境美化活動を支援するなど、引き続き、「大阪でいちばんきれいなまち『くまとり』」を目指します。

次に、「循環型社会」です。

地球環境保全におけるSDGsの取組を積極的に進めてまいります。

具体的には、令和2年5月に表明した「熊取町気候非常事態宣言」による気候変動の非常事態に関する住民への周知啓発に努めるとともに、「第4期熊取町温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、引き続き温室効果ガス排出量の削減に向け、企画・実行・評価・改善という不断の取組を進めてまいります。

また、令和2年5月に策定した「熊取町エコプロジェクト」に基づき、プラスチックごみの削減に関する取組については、令和2年度に作成した熊取町オリジナルエコバッグのイベントなどにおける配布、イベント開催時におけるリユース食器の活用、町内公共施設における自動販売機のペットボトル販売抑制など、また、食品ロスの削減に関する取組については、熊取版食べきり・食材使い切りレシピの普及啓発や『毎週月曜日は食べマンデー』をキャッチコピーとした啓発をはじめ、持ち帰りや小盛対応協力店へのステッカーの配布のほか、町内公共施設に設置しております食品回

収窓口（フードドライブ）で回収した食品をフードバンク、町内子ども食堂等へ寄附するなど、様々な取組を継続して実施してまいります。

し尿処理については、令和3年4月から泉佐野市田尻町清掃施設組合への事務委託を開始し、それに伴い大原衛生公苑については受入れ終了の上、施設廃止に向けた清掃などの作業を進めるとともに、跡地の有効活用について検討してまいります。

環境センターについては、焼却炉のさらなる安定燃焼のため、炉内にごみを自動制御で投入する給じん機や、炉底部の不燃物除去を担う不燃物取り出しコンベアの更新を行い、施設の長寿命化を図っていきます。

広域での新ごみ処理施設整備については、最適候補地の環境アセスメント調査をはじめ、各種調査業務などを実施することに併せ、泉佐野市田尻町清掃施設組合へ本町から職員派遣を行い、関係自治体とともに慎重に事業推進に努めてまいります。

次に、「商工業・サービス業」です。

町内産業の持続的な発展を図るため、令和2年度に更新した産業振興ビジョンの具現化に取り組んでまいります。

また、「産業活性化基金」を活用し、中小企業者向け融資制度に対する補助を行うとともに、「熊取ブランド創造支援事業」や、熊取コロッケをはじめとする「『くまとりやもん』ブランド認定事業」を通じて、熊取ブランドの創出に努めます。

さらに、「創業支援事業」や「6次産業化支援事業」により町内の中小企業者、農業者を支援していくことにより、一層の産業活性化を図ってまいります。

次に、「農林業」です。

農業の魅力を伝えるため、地元で取れた野菜や米を学校給食に使用するとともに、「熊取ふれあい農業祭」をはじめ「品評会」や「野菜市」への支援などを通じて、地産地消の取組を進めます。

また、熊取町「人・農地プラン」に基づき、地域の担い手の把握や農地の利用集積に努めつつ、新規就農者への支援や、有害鳥獣への対策など、継続的・安定的な農業経営ができる環境づくりに取り組みます。このほか、遊休農地対策事業により、引き続き遊休農地の解消を図ります。

森林資源の保全については、奥山雨山自然公園及びその周辺の町有林におけるナラ枯れ被害の拡大を防止するため、令和元年度から新たに歳入している「森林環境譲与税」を財源として、引き続き防除などの対策を講じてまいります。

次に、「観光・交流」です。

本町の自然や文化など、地域資源の魅力を発掘・発信し、既存の観光資源を生かしたイベントなどを通じて、認知度を高め、交流人口の増加に努めるとともに、多様な関係者と協働し、にぎわいづくりを推進してまいります。とりわけ、「くまとりにぎわい観光協会」への支援を引き続き行うことで、町主催イベントとの連携を図りながら、「くまとりSANPO COBIRIの日」に代表される特色あるイベントを企画・実施するなど、地域活性化に取り組んでまいります。

また、一般社団法人KIX泉州ツーリズムビューローへの参画により、広域で連携したプロモーションを行い、観光、交流の推進を図ります。

さらに、野外活動ふれあい広場周辺において、にぎわい創出の新たな仕掛けづくりとして取り組んでいるブルーベリー農園の運営を継続支援することにより、交流人口の増加につなげるとともに、ブルーベリーを使った特産品の開発に向け、新たに生産拠点として拡張する農園に対し、支援してまいります。

次に、「雇用・就労」です。

就労困難者等支援策の一環として、引き続き、就労支援センターにおいて雇用・就労につなげるための就労相談に取り組むとともに、就職困難者のスキル向上のため、資格取得費用の一部助成などを行うことにより就労につなげてまいります。

5つ目は、「健全で安定した持続可能なまち」です。

初めに、「行財政運営」です。

持続可能で身の丈に合った行財政運営の実現に向け、「熊取町第3次行財政構造改革プラン」及び「アクションプログラム」に基づき、様々な改革に取り組みます。

自主財源の確保については、公平・公正で適正な課税を前提として、滞納整理の推進及び税務職員の徴収技術の向上を目的に設置された大阪府域地方税徴収機構へ引き続き参画するなど、さらなる徴収率の向上に取り組みます。

また、令和2年4月から、納税できるスマートフォンアプリの種類を拡大し、さらなる利便性の向上を図ったところですが、今後とも納税方法の多チャンネル化を推進し、納税者の利便性の向上に、一層取り組んでまいります。

平成31年4月から実施しているコンビニ交付サービスの利用状況については、マイナンバーカード取得者の増加に比例し向上していることから、さらなるコンビニ交付の稼働率向上を図るべく、引き続きタブレット端末によるマイナンバーカードのオンライン申請支援を行うほか、身近な場所で申請ができるよう、新たに企業や団体、グループを対象とした出張申請を開始させるなど、マイナンバーカードの普及に努めます。

これまでタイムカードで管理していた職員の出退勤管理及び各種休暇などの届出処理については、出退勤システムの導入により、ペーパーレス化を含めた事務の効率化を図ります。

また、いわゆる「3密」を回避する新型コロナウイルス感染症対策として有効であるウェブ会議については、現在既存のシステム環境において限られた範囲で対応しているところですが、本庁舎や出先の施設との連絡調整や、外部関係者との会議など、働き方改革などにもつながる、より効率的な行政活動に向けた「Web会議システム」を導入します。

加えて、選挙に係るコストを抑制するとともに、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和4年に執行される参議院議員通常選挙から「投票管理システム」を導入すべく、システム構築に向けた準備を進めます。

次に、「情報の公開」です。

運用開始後10年が経過する町のホームページについて、町制施行70周年記念事業の一環としてリニューアルし、利用者の皆様が必要な情報に簡単にたどり着き、より多くの情報を得られるよう進めてまいります。

広報紙については、令和2年10月号からA4判へ移行したところですが、引き続き情報量や紙面構成などの改善に取り組み、より親しみやすい広報紙づくりに努めます。

さらに広報紙、ホームページ、SNSなどを通じて、重要な施策や緊急の情報などを、速やかにかつ分かりやすく住民の皆様にお届けしてまいります。

また、「タウンミーティング」や区、自治会との「直接対話」を引き続き実施するとともに、「パブリックコメント制度」と「パブリックモニター制度」の運用を継続し、住民参加のまちづくりを推進します。

次に、「多種多様な連携」です。

大学との連携につきましては、先ほど申し上げた、教育、健康・長寿分野において、大阪体育大学との連携による「DASHプロジェクト」など、多種多様な事業を展開しているところであり、学園文化都市の特長を生かし、引き続き連携・協力してまいります。

次に、「シティプロモーション」です。

子育て世代に対するブランドメッセージ「ほほえみ 子育て 熊取町！」の継続的かつ効果的な発信はもとより、若者世代を主なターゲットとしている情報誌及びPR動画「熊取ものがたり」についても引き続き幅広く発信してまいります。

また、今後の人口確保につなげるための未来への投資と持続可能なまちづくりの視点から、平成30年度から実施している「3世代近居等支援」及び「社宅誘致支援」について、制度の利用促進の視点で改良の上継続し、定住・転入促進につなげてまいります。

以上、令和3年度における主要な施策について申し述べましたが、冒頭で申しあげました4つの重点テーマを柱として、これらの施策を通じて、子ども、若者から高齢者まで、あらゆる人々が交流し、つながり、ともに歩むことでまちの活力を維持し、『住みたい 住んでよかった とともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち』の実現につなげてまいります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、今後しばらくは感染拡大防止の取組が優先されることも予想され、先ほど申しあげた主要な施策については、感染拡大状況を見極めながら、状況により取捨選択を迫られる場合も考えられます。

住民の皆様に対し、ご不便やご負担、時には我慢をお願いすることもあるかもしれませんが、コロナ禍で厳しい現状に置かれている住民生活・地域経済につきましては、先ほども申しあげましたとおり、国・大阪府の動向を注視し、しっかりと支援してまいります。

最後になりますが、施策の推進に当たりましては、私自身はもとより、職員全員が一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位並びに住民の皆様方におかれましても、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

以上、町政運営方針といたします。ご清聴ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で施政方針表明を終わります。

議事の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

---

（「11時47分」から「13時00分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第4 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、江川議員。

13番（江川慶子君）それでは、私から一般質問をさせていただきます。

冒頭、新型コロナウイルス感染症によって亡くなられた方々に衷心よりお悔やみを申し上げるとともに、闘病中の方々に心からお見舞い申し上げます。困難な状況下で奮闘されている医療、介護従事者に深い感謝の意を表明するものです。

コロナ感染症の対策は、ワクチン頼りにせず、無症状感染者を含めた検査の抜本的拡充、医療機関への減収補填、雇用と営業を守る十分な補償など、感染対策の基本的取組を同時並行でしっかり行うことが重要であります。雇用と営業を守る補償については会派代表質問で坂上巳生男議員が行いますので、私はそれ以外の質問をさせていただきます。

国内の新型コロナウイルスのワクチン接種が始まりました。政府は、医療従事者4万人への先行接種、続いてその他の医療従事者、65歳以上の高齢者、基礎疾患を持つ人などに順次拡大する予定であります。熊取町でも、国の方針どおりに円滑に進められるようワクチン接種推進本部を立ち上げ、準備が進んでいるところです。しかし、国がワクチンの必要量を円滑に確保できるかは見通せず、接種日程も流動的です。期間がかかるものと思われます。今重要なのは、ワクチン接種を進めるとともに、PCR検査の拡充など感染対策を同時並行で行うことです。

熊取町では、地元の関西医療大学と連携して、コロナ感染症対策としてPCR検査、熊取モデルが創設され、事業所などで2人以上の感染者が出た場合、濃厚接触者以外の希望者に町補助でPCR検査ができるようになりました。

そこでお伺いします。さらなるPCR検査の拡充を求めますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、1つ目のご質問のコロナ対策についての1点目、さらなるPCR検査の拡充を求めますについてご答弁申し上げます。

これまでに大阪府では検査体制の拡充に取り組まれており、大阪府内においてはPCR検査が受

けられる診療・検査医療機関は1,424か所が指定を受けており、そのうち泉佐野保健所管内では66か所の医療機関において指定を受けております。また、そのほかの検査体制としましては、大阪府では新規入所者等の検査や高齢者施設等の従事者への検査の集中的実施計画等におきまして、感染拡大防止対策としてのPCR検査を実施しているところであり、また、本町の熊取モデルも併せ、一定の検査体制は充実していると考えております。

議員のご質問の熊取モデルの拡充につきましては、現状、クラスター対策における実績もある中で、必要な検査を迅速に対応できるよう体制を構築したものでございまして、今後においても引き続き、クラスター対策としての検査として感染拡大防止に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。クラスター対策を構築するためにPCR検査、熊取モデルというのができたんですけども、これ、実際に運用はどのようになっていますでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）実施件数につきましては、また後ほど他の議員からも本題の中にもご質問いただいておりますが、今ご質問ということでございますのでお答えをさせていただきます。

熊取モデルの2月18日まで集計した時点でございますけれども、いわゆる行政検査、病院のほうで、どうしても検査機関のほうではなかなか2日、3日かかってしまうから、どうにか早いこと検査できへんかなというご相談に対応するので30件の検査実績がございます。また、事業所のほうで、いわゆる濃厚接触者までは当然保健所のほうでご対応いただけるんですけども、それを少し越えて、やっぱり心配やということに対しての検査、これが7件ということで、2月18日までの集計では37件という実績が上がっておりますのでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）病院から検査をしてほしいと言われている分が30件と事業所からの分が7件ということで、37件がPCR検査、熊取モデルで活用されたということですね。ありがとうございます。

PCR検査を受ける上での方法なんですけれども、4つあるんですね。まず最初に医学的検査というのがありまして、疑われる症状が見られる場合、本人に症状が見られる場合、コストは国費で行われるので検査料金は無料で、診察費は必要やと。かかりつけ医院等でしてもらえるわけですよ。当初、これが4日以上37.5度以上を発熱し、武漢に滞在した人か関係者にしか検査できずということで、昨年は大変これで混乱になった原因になったんですけども、医学的検査、もう今はどこの病院でも相談すれば検査できる場所を紹介してくれる、そういった対応で、しかもそういう症状が見られる場合は無料で受けられると、医学的検査が今は受けられるようになったということですね。

それから、行政検査というのは保健所が濃厚接触者と判断した者に行う検査で、これも国費で完全無料ですね。その次は自費検査、自分で、元気なだけけど里帰りするので調べたいとか、そういったものに対しては自費検査、自らが望み検査機関で検査だけを行う場合です。また、判定も含めた医療機関で行う場合と、そういった自費検査があります。

今、私たちが何度も質問しながら力を入れてほしいと思っているのは社会的検査なんです。社会的検査というのは、自治体が独自に援助して、医学検査や行政検査の対象ではない低額もしくは無料で、施設内の人々や職員を安全・安心なまちづくりに貢献するために行う検査ということで、自治体が独自に援助して行う検査ということなんです。社会的検査、PCR検査、熊取モデルがそういった社会的検査として高齢者施設などで拡充できるようにできませんか。2つ目の質問です。

2つ目はワクチンですね。すみません。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）いわゆる再質問ということでよろしいですか。

(「はい。すみません」の声あり)

健康福祉部長(山本雅隆君) 高齢者施設での従業員の方への検査というのは、先ほどのご答弁の中で申し上げましたとおり、大阪府において集中的実施計画というのが定められて、それに基づいて高齢者施設のほうで、希望する施設において従業員の方が受けられるということをやっております。2月のたしか22日ぐらいから受付を始めて、3月末までの間、集中的実施計画に基づいて検査が実施されます。当然費用は、大阪府が実施主体になりますので無料ということで実施をされます。

それから、これも先ほどご答弁申し上げましたとおり、高齢者施設へ新規で入所する場合、これにつきましてもお医者が必要と認めた場合には同様に集中的実施計画の一部として検査が受けられるというようなことで、一定、高齢者施設でよくクラスターが起こってしまっているということを踏まえて、大阪府のほうも厳重な対応をしてくださっておるというのが今の現況でございます。

それにプラス熊取モデルでの実施をというお申出でございますが、答弁の中でも申し上げましたとおり、熊取モデルと申しますのが関西医療大でのキャパもございます。関西医療大のほうでこれを実施したというのは、各医療機関で、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、検査が逼迫して、検査機関のほうに出したけれども2日、3日かかってしまうと。どうにかそれを短くできへんかなというご相談を受けて構築したものでございます。これを構築することによって、要望のあった医療機関はそれこそ日本で一番安心して検査を受けられるまちになったなというふうに言うていただいたところでございます。つまり、必要な時点で必要な検査、これを迅速に実施させていただきたいという思いでつくったものでございますので、社会的検査のほうまではキャパ的にも、また今時点、実施するという計画はございません。

以上です。

議長(矢野正憲君) 江川議員。

13番(江川慶子君) そこで利用することは、今現在は考えていないということなんですね。

各地で高齢者施設などでの社会的検査が実際に広がっているんです。札幌市は3月から、高齢者施設、障害者支援施設、療養病床のある医療機関などで働く人を対象に、月1回のPCR検査を実施しています。大阪府の吹田市も高齢者の施設等への新規入所者に対してPCR検査を行っているわけなんです。今ご説明がありましたように、2月22日に大阪府も同じように、高齢者入所施設での無症状の従業者などのPCR検査を、集中的実施計画に基づいてというご説明でしたか、やり始めたということで理解しました。

それで、その分については医師が認めたらそういう人も対象にPCR検査をするというような運びになるんでしょうか。

議長(矢野正憲君) 山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) 高齢者施設での従業員の方については、施設のほう希望すれば、その施設に従事する方で希望する方、これが全て無料で対象になると。医師の診断に基づくというのは、その施設に新規に入所される方、この方がお医者さんの診断によって受けておいたほうがいいなということがあれば受けていただくと、そういうような2つの仕組みになっております。

議長(矢野正憲君) 江川議員。

13番(江川慶子君) 分かりました。2月22日に始まってまだ1週間ちょっとぐらいやから、熊取町での状況というのはつかみかねているのかなと思うんですけど、どうでしょうか。

議長(矢野正憲君) 山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) 全ての事業所に問合せまではまだ無理なんですけれども、ある程度の規模の事業所のほうに数件問合せしましたところ、希望しているという事業所の返事もいただいております。これは直接大阪府のほうに申込みする形になりますので、町は経由しないので個々聞いてみないと分からないという状況ですけども、希望して検査を実施するという方向には向かっているのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。町を通していないというのがちょっと驚いてしまったんやけれど、把握して、できるだけ高齢者施設等の施設に対して検査をして、大阪府が進めているんやからぜひ乗ってほしいということで、広めてほしいなと思います。よろしくお願いします。それでも足りない部分は、PCR、熊取モデルを活用して広げていけたらいいなと思います。

そしたら、先日、元日本癌学会の会長であり、元岐阜大学学長の黒木登志夫さんの新聞記事を見たんです。ちょっとご紹介したいんで読ませていただきます。

「『新型コロナウイルス』は、SARS、MERSほど悪性ではないが、非常にずるがしこいウイルスです。その特徴の一つは、発症する前に、あるいは無症状で感染する。それで知らないうちに広がってしまうということです。そして高齢者ほど死亡しやすく、肺炎になると非常に進行が早い。つまり誰が近所で感染しているか分からないし、どこで感染するか分からない。感染したら肺炎になってしまうし、肺炎になるとあつという間に死んでしまう。死んだら密閉した袋に入れられ火葬して戻ってくる。こんなひどい病気はない。高齢者にとって今まで一番恐ろしい病気だと思っています。若い人は大丈夫だと言われてきましたが、後遺症が次々分かっており若い人にとっても恐怖だと思っています。ACE（アンジオテンシン変換酵素）2というウイルスの受容体が肺、腎臓、心臓、血管、舌の粘膜細胞や唾液腺にあり、ここに感染する。血栓などを引き起こし、若い力士が死亡し、メジャーリーグ選手が心筋炎でシーズンを棒に振ったこともありました。インフルエンザは大体、症状が出てから感染します。ところが新型コロナは発症前から感染する。これがすごく厄介なところです。そのメカニズムはまだ分かっていませんが、そもそも無症状で感染させることは信じられないことでした。ドイツのミュンヘン大学のローテという人が最初に無症状感染に気づいてNEJMという権威ある医学雑誌に論文を出したら、『津波のように非難が押し寄せた』と言っています。これは全く常識外のことだったのです。しかし、その後の世界中の研究によって無症状感染は疑う余地がなくなります。オックスフォード大学の分析などを含め、最近の論文では59%が無症状者からの感染であるとされています。このウイルスをチェックするにはPCR検査と抗原検査しかありません。PCRはウイルスのDNAの特徴的な部分を増幅して検出するもので、抗原検査はウイルスのタンパク質を見る。抗原検査の感度は今のところPCRの20分の1くらいで、そのためPCRにならざるを得ません。ところが厚労省はPCR検査の拡大にいろいろと言って抵抗し続けてきました。日本のコロナ対策の最大の問題はPCR検査を制限したことです。PCRを制限する厚労省の言い分の一つは、感染しているのに引っかからない『偽陰性』が30%出るということでした。しかし、これはPCR検査に内在する問題というより、検体を採取する時期の問題だと分かってきました。ウイルスの排出には時期的に変化があり、減っているときや出ていないときに検出しないのは当たり前です。無症状感染を捕まえるには週に2回検査することが必要になります」。

「それで『PCRはコストパフォーマンスが悪い』という人もいます。偽陰性と検出率の低さを問題にしている。しかしコロナ感染を予防して社会経済のダメージを防ぐという意味で、これほど大きいパフォーマンスはありません。もう一つは、厚労省はPCR検査を非常に特殊扱いした。しかし、PCRは乳がんや白血病の診断に使われ、結核菌も現在ではPCRで捕まえる。どこでも使っているごく普通の検査なのに、特殊扱いして反対しました。それで『論争』が起こってしまった。PCRの感度・特異度はいづれか、信頼できるものかという論争を引き起こして議論を分裂させました。しかし、世界のどこにもそんな議論はなく、不毛な議論はもうやめるべきです」。

「医学の歴史を見れば、最初は症状があつて、そこから細菌を見つけ、その菌を培養して調べるといった時代がありました。今も細菌の培養や検査はしますが、糖尿病であれば尿の中の糖や血糖を測るし、高血圧なら血圧を測ります。その基本にその人の体質があり、その基礎にゲノム＝遺伝情報の総体があつてその分析をする。ゲノムは2万個ぐらいの遺伝子からなるとも長いもので、その一部分に狙いを定めて検出するのがPCR検査です。PCRは、ほんのわずかのサンプルからでも目的の遺伝子があることがあるかどうか分かる、すごい発明です。PCRなしに現在の生命科

学はありません」。

変異株の分析でもPCRの検査は鍵になります。

「まず普通のPCR検査をし、陽性になったサンプルの中から変異ウイルスに特徴的な遺伝子の配列をおさえるためのPCRをもう一回やる。そこで陽性になると変異ウイルスとわかるし、さらに全体のゲノムを見てウイルスの特徴を把握するわけです。ですから変異ウイルスをチェックして予防対策を立てる第一報はPCRです。変異ウイルスは感染力が強く、制御困難になる危険があり、分析と対策は急務です」。

「無症状者の発見保護のための大規模検査について、地方自治体は中央の厚労省以上に危機感を持っていると思います。感染者が減ったから検査を減らすというように手を抜いたら再拡大につながります。また医療、介護施設への定期的検査は第一に行うべきで、飲食店のクラスターを抑えれば院内感染も防げるかのような強引な『論理』も見直すべきです。ワクチンについては、これほど短期間で有効なものがあったのは本当に驚くべきことです。ワクチンには個人を守るという意味と集団免疫によって接種していない人も含め集団を守るという意味があります。社会の60%が免疫を得ると集団免疫を獲得するとされますが、ファイザーのワクチンは90%の人に有効とされ、70%の人が接種すると集団免疫が成立しみんなが守られることとなります。ただ日本人は世界でも最もワクチンに懐疑的という調査（149カ国中最下位）が出ており、相当な情報公開と啓蒙が必要です。ワクチン接種はただでさえ時間がかかるうえそうした課題もある中で、基本的な感染対策を引き続きしっかり進めることが必要です」といったような内容なんです。これを読んで本当にそのとおりだなと思いました。

ワクチンがあったらそれで大丈夫かなと期待してしまうんですが、今までどおりマスクも必要ですし、今までどおりPCR検査もやっていかないと感染拡大は止まらないんだというふうに思いました。

2つ目の質問に入ってよろしいですか。ワクチン接種について今後の予定と課題をお聞きします。議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）江川議員のほうからお一人の学者の方の論文、拝聴させていただきましたけれども、それはその方のご意見であろうかと思えます。熊取モデルを実施させていただきました関西医療大の畑村先生のご意見も、ご意見としてご理解をいただければと存じます。

それでは、ご質問の2点目、ワクチン接種について今後の予定と課題はについてご答弁申し上げます。

今後の予定でございますが、現状では2月14日にファイザー社のワクチンが薬事承認され、17日から医療関係者向けの先行接種が開始、高齢者を対象とした接種を4月以降に開始する予定となっております。

接種順位につきましては、4つのグループに分かれておりまして、1グループ目が医療提供体制の確保等を踏まえまして医療従事者等、そして、第2グループが高齢者、3グループが高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設等の従事者、ワクチンの供給量に応じては60歳から64歳の方も入っております。そして、4グループがその他の方となっております。

接種券送付は、国のスケジュールに応じて速やかに送付できるよう準備を整えているところでございます。

周知方法につきましては、広報やチラシ、ホームページや町公式LINEによる周知、そして個別の通知、ポスターやチラシの配架等を行う予定でございます。

なお、本町の新型コロナワクチン接種に係るコールセンターにつきましては、来週3月10日頃に開設の予定をしております。

次に、課題につきましては、ワクチンの供給状況に応じ、個別接種券の送付や接種開始時期が流動的であることや、国のワクチンシステムについても徐々に情報提供されている状況であることが挙げられております。国や府の動向を見極めながら、柔軟に対応できるよう準備を進めてまいりま

すので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）国や府がどう出てくるか、まだつかめない状況で、でも予定どおり来たならばすぐに対応できるようにということで、日々準備を進めていただけていると思います。ありがとうございます。

熊取町では、2つ目の高齢者の数というのをお聞きしようかなと思ってんですけども、文野議員の答弁資料を見たら65歳以上の人の数の記録が出ていまして、1万2,571名の方が対象であって、それでその方の2回分ということですよ。ということで2万5,142回分がここで必要なんだということ、これはもうほんまに気の遠くなるような、ちゃんとその分来るのかなと不安もちながらお聞きしているんですけども、でも、やらないといけないなと切に思っております。

ワクチンの関係ですけど、基礎疾患を有する人というのは詳しく周知されるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）こちらのほうにつきましては、いわゆるかかりつけのお医者さんからの情報提供であったり、また、町のほうからのご案内であったりを想定しております。今時点、町のほうで2,100名程度の方を想定しております。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）2,100名というのはちょっと少ないなと私は今思ったんですけども、その基準というのは大体どのぐらい、高血圧というか、それやったらいっぱいいいはるし、腎臓が悪いといってもステージがありましてどの程度かとか、自分がそれに該当するのとか、そういうのも分かるような周知方法をしてくれるのでしょうか。それとも、言ってくれるまで待たなあかんのか、その辺のことを教えてください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）また広報あるいはチラシ、そちらのほうにもできる限り分かりやすくご案内させていただき予定をしておりますので、そちらをご覧いただければと考えております。今おっしゃっていただいたように、一定程度の症状をお持ちの方というふうにお考えいただければと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）本当はもうちょっと詳しく聞きたかったんですけども、今はその程度だということで理解してよろしいですか。

そしたらあと、お子さんを妊娠中や授乳の女性の方、そういう方の対応というのはどのようになっていますでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）こちらのほうにつきましても、基本はやはりご本人の希望によるところが大きいということになります。特に妊娠中の方であれば、基礎疾患とかそういうことも総合的に考えてやはりかなりご心配があらうかと思っておりますので、そこはご本人のご希望というところのご案内ということになります。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。胎児に対しては12週までの器官形成期は避けたほうがいいのか、そういうのがあるんですけども、それは産婦人科のほうで判断されるかもしれませんね。そういったことも一定は周知しておいたほうがいいのかも思ったので、質問させてもらいました。

ワクチンの効果なんですけれど、どのように捉えてはりますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ワクチンのほうは、担当の河野大臣ですか、常に記者会見の際にワクチン

の効果と、それから出てくる可能性のある副反応、こちらをしっかりと情報提供して、そして、それをもって受ける受けないという判断をしていただきたいと。ただ、ワクチンの効果というのは、ファイザー社の分でいきますと90%を超えるぐらいのかなり高い効果が示されていると。インフルエンザのワクチンの効果が5割とか6割とか言われておりますので、それと比べるとはるかに高い効果が証明されているというのが今公表されている情報でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）私たちの考えている効果とちょっと違ったんで驚いた部分があるんですけども、このワクチンの効果は、重症化を防ぐためのワクチンなんだということで理解しているんです。それで、厚生労働省もワクチンによる発症予防効果は臨床実験で確認されていますが、感染予防効果については明らかになっていないとしています。ワクチンの効果が長期にわたって続くかどうか、今のところ定かではありません。変異株の中には、抗体が効かない逃避変異もあるとの指摘もあります。ワクチンの接種が始まって、届くのにもかなりの時間がかかるし、社会全体で効果が確認されるのも時間がかかるだろうというのが専門家の一致した意見だと認識しています。

この点で、またPCR検査に話は戻るんですけど、やはり新規感染者数の減少に伴って検査数も減少しているんですよ、今のPCR検査というものが。全国的に大きな問題になっているので、新規感染者が減少して検査のキャパシティに余裕ができた今こそ検査によって感染を抑え込むことが重要だということで、無症状感染者を含めた検査の抜本的拡充、医療機関への減収補填、十分な補償など、感染対策の基本的取組を同時並行でしっかりと行うことが重要だということで、今、本当にワクチンのことで頭いっぱいなのにまたPCR検査をということで、どうしろと言うんやというイメージで捉えられたら困るんですけども、ワクチンは感染終息への有効な手段ですが、未知の問題を多く抱えています。ですから、ワクチン頼みになって感染対策の基本的取組がおろそかにならないようにしなければいけません。

接種した人は、接種していない人と比べて発症リスクを20分の1に減らすことができます。ワクチンを接種した場合であっても、感染拡大防止のため密集、密接及び密閉の回避、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染予防対策は継続して行う必要がありますということです。ですのでぜひ、ワクチンとPCR検査と同時に、両方大事だということで同時並行で取り組んでいただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ワクチンの効果についての話、驚きやおっしゃられましたけれども、感染予防、それから重症化予防、こちらについては先ほど申し上げました率での効果というのが公表されてございますので、ワクチンについて過小評価もいけません。過大評価もいけません。正しい情報を皆さんへ情報提供してまいりますので、どうぞご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

ワクチン接種はあくまでも個人の自由意思なんですよ。ですので、今もおっしゃられましたけれども、判断できる材料、安全性や有効性や副反応などのリスクについても住民に知らせていただきたいです。接種の有無で差別することは絶対にあってはいけないと思いますので、その辺もよろしくお願ひしたいなと思います。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ワクチンでの差別というようなお話がございましたけれども、そういったことは一切ございませんのでご安心いただきたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

災害対策についてお伺いします。

先日、2月13日に震度6強の地震が福島を襲いました。原発は大丈夫か、地震国に原発は要らないの思いが広がりました。また、コロナ禍で避難所はどう対応しているのか大変気になりました。東日本大震災から10年目を迎えます。また、6,434人が犠牲になった阪神・淡路大震災からも26年になります。現在、住民や関係者とともに、災害に強いまちづくりへの取組が熊取町でも進められています。そこで、確認も含めて質問させていただきます。

まず、1点目は、小垣内区と若葉地区で火災がございました。住民の命と財産を守るために対応して下さった消防職員や関係者の皆さんに感謝申し上げます。住民の方からの声なのですが、たくさん消防車や関係者が来てくださっているのですが、十分にそれぞれの機能が発揮できているのかなというご意見をいただきました。

そこでお聞きします。住民の一人一人が安心して暮らせる地域づくりに取り組む消防、火災の消火活動についてお聞きします。また、今後の課題をお聞きします。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） それでは、災害対策についてのご質問の1点目、火災時の消火活動及び今後の課題について答弁いたします。

本町で火災が発生した場合、泉州南広域消防本部指揮司令課指令センターに119番通報が入り、建物火災であれば本町消防団の全分団に出動指令があります。

火災現場における消火活動ですが、消防本部や熊取消防署が現場で設置する指揮本部が活動全体の指揮を執り、火災の状況などを取りまとめ、消防と消防団が適切に役割分担しながら連携して、効果的に消火に当たっています。消火活動に当たっては、先着した隊から現場近くの消火栓を使用して消火を行うため、後から到着した隊で消火栓から遠くなった場合は、直近の消火栓で放水している他の隊の消防ホースから分岐させたり、分岐したことで水圧が下がれば消防ポンプ車を活用して水圧を上げて放水するなど、現場状況に応じて、持てる資機材と人材を臨機応変に駆使して消火活動を行っています。

さらには、直接、消火放水する人員だけでなく、火災現場の規模によっては放水の交代要員や火災現場の管理補助要員として、延長ホースの整理、作業用照明の使用、無線が通じにくい場所での伝達、交通誘導等、火災現場においては消防署と消防団の連携の下、様々な活動を支障なく円滑に行っておりますが、今後とも、住民の皆様の生命、財産をしっかりと守るべく、常に適正な消火活動に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

議長（矢野正憲君） 江川議員。

13番（江川慶子君） ありがとうございます。消火活動には、火を消す作業だけでなく、いろんな業務といういろいろな役割があるということですよ。消火栓から分岐するところとか圧をかけるとか、消防団の車でもいろんな車の役割がありまして、それに合わせた動きがあるということで今お聞きしたわけですが、到着したところから消火活動にすぐ入っていくと。消防本部が指揮を執って効果的に動いているということで、もちろんそうだろうなと思っただけです。住民から見たらちょっと見えなかった部分があったのかなという気はしたんですけど、そのように私のほうからも伝えたいと思います。いろんな役割があると。だから、消火している人だけが消火しているんじゃないくて、そのためにいろんな役割があって、そこで活動しているんだということで理解してよろしいですか。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） おおむねご理解いただいたとおりでありまして、火災現場においては、消火指揮本部が現場の状況に応じて消火戦術というものを取り仕切っておりまして、例えば、家屋内に隊員が入って放水しているような際に外部から大量の放水をすれば、これは中の隊員に危険が

及ぶようなこともございます。ですので、指揮本部のほうではそういった状況を鑑みながら、時には放水の口があっても水を止めたりとかということが現場によってございますので、この辺ご理解いただきたいと思っております。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。

消火栓の充足率です。先日、川田のところと若葉のところと足りているのかなと、消火栓がきちんとあるのかなと、その辺もちょっと不安なんでお聞かせ願えますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）消火栓、いわゆる消防水利についての充足率でございますが、現状、熊取署管内においては、比率としまして92.5%となっております。この充足率の考え方なんですけれども、土地を170メートルのメッシュで考えて、そこに消火栓あるいはほかの消防水利があるかないかということでカウントしていった率を出すんです。これによると熊取署管内で92.5%、これは泉州南の消防の管内においてもかなり高い割合になっておりまして、低いところであれば55.5%みたいなところもございますので、消火栓については高い水準で確保されておりますし、今回のご覧になった現場においてもしっかりと消火栓については活用して、水利において足りなかったというような状況はないということで確認しております。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。92.5%充足率、これが低い数字ではないということですね。

火災がないことにこしたことはないんですけども、いざ、なったときには速やかにやっていただけているんですが、もし消火栓が足りないような事態があるところがあるのでしたら、そこについてはすぐに改善していただきたいということで質問させていただきました。ありがとうございます。

じゃ、2点目で、コロナ禍での避難所対応についてお伺いします。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、2点目のコロナ禍での避難所対応について答弁いたします。

本町においては、昨年6月に大阪府が策定した避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対応編）に基づき、コロナ禍における避難所対応の準備を行っているところです。

まず、可能な限り多くの避難所を確保するために、教育委員会と調整を行い、指定避難所である小・中学校の体育館に加えて教室等を可能な限り活用することを考えているほか、町内の大学と締結している災害時における連携協力に関する協定及び社会福祉法人等と締結している災害時における福祉避難所施設利用に関する協定に基づき、それぞれの施設を避難所として活用できるよう協力要請を行うものとしております。

このように避難所が不足することのないよう最大限の対策を講じた上で、新型コロナウイルス感染者等の避難については、福祉避難所であるふれあいセンターでの受入れを行い、感染防止対策と隔離をより徹底することとしております。

このほか、マスクや消毒液、非接触型体温計などの資機材の準備はもちろんのこと、昨年11月に公開実施しました避難所開設訓練において披露いたしました避難所用テントを活用し、単なる間仕切りよりも高い飛沫防止効果により感染対策を補完するなど、コロナ禍における避難所対応については万全を期しておりますが、今後とも、いつ起こるか分からない災害に対し適切な避難所運営ができるよう準備に努めてまいります。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げて、答弁いたします。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）いろんな施設と協定を結んで借りられるようにしたり、避難所のテントを確保したりと対応しているということで、ありがとうございます。

今、避難については分散化という避難方法がコロナによって注目を浴びているんです。車中泊及

び在宅避難はどのぐらい危険なのか分からないですけれど、在宅避難という避難の対応も今、出てきていますよね。エコノミークラス症候群の予防も必要ですし、トイレの改善については二見議員が前に質問されていましたし、車中避難は文野議員が質問されていたんですけれども、やはり分散避難というのを一定これから見通して、考えていかなければいけないかなという時期に来ているように思われます。

車中避難についてはエコノミークラス症候群の心配があって、その辺では肺塞栓で死亡した例がありますので、それを止めるための有効な弾性ストッキングというんですか、着圧のあるハイソックス、それを避難するときに車に載せておくとか、避難所にも用意するとか、何かそういったことも今行われて研究されているようです。災害に備えてふだんから車に非常食や水、簡易トイレ、弾性ストッキングなどを用意したり、車のメーカーは座席をフラットにしやすい車に変えていくとか、自治体は安全な場所に駐車場を確保してトイレを設置して、車中泊用の食料、水などの支援物資の配給場所を造るなど、何かそういった取組が今新たに必要になってきているのではないかなというふうになってきています。

それから、自宅の状況、在宅避難を選んだ方の場合をどう自治体が把握するのか、それから在宅避難を選んだ人に対してどう支援していくのか、そういった方のアプリもできているみたいですし、そういったこともこれから新たに広げて考えていかなあかんかなというふうに思いました。

今後予想される南海トラフ地震などを想定した大規模災害を見通した分散避難についても、具体的な支援の形を想定して考えていかなければいけませんねということで、よろしいですね。時間がないので、次の質問に入らせていただきます。ありがとうございます。

次、高すぎる国民健康保険料についてお伺いします。

来年度の国民健康保険料の見込みについて、2月15日の国民健康保険運営協議会の資料を議員全員協議会で頂き、大阪府の統一保険料についての資料の説明がありました。昨年と比べてどのようになるのか、お聞かせください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の1点目、来年度の国民健康保険料の見込みについてご答弁申し上げます。

令和3年度の保険料率についてでございますが、議員の皆様方には大阪府から提供されました本算定に係る資料を1月15日付で、また、2月19日の議員全員協議会において国民健康保険運営協議会資料、これを事前に情報提供をさせていただいております。令和3年度の市町村標準保険料率は、府の激変緩和財源の全面適用などによりまして、後期支援分の所得割、均等割を除き令和2年度と比べ減少となっております。ただし、本町では令和2年度に医療分の平等割を独自に20%軽減しております。そのため、令和3年度標準保険料率と令和2年度の本町独自軽減後の保険料率を比較した場合、この部分については上昇することとなります。

これらの状況を実際の保険料に当てはめて試算した場合、まず単身世帯で所得なしの場合ですと1,072円、2人世帯で所得なしの場合で695円、3人世帯で所得なしの場合で319円、これは年間での増ということになります。それ以外は、賦課限度額増額による影響を除きまして減額するものと見込んでおります。

そのため、令和3年度につきましては、今後の財政状況の推移を見ながら、独自の軽減対策を行うかどうかも含めまして、今後、5月開催予定の国民健康保険運営協議会にお諮りすべく準備を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）令和2年と3年と比べると、先ほどご提示のあった減額になると。それは、激変緩和措置、今まで平成28年度の一番熊取町の保険料の高いときやったか、それを基準に計算されていたので、府からの激変緩和措置が熊取町には入ってこなかったんですけれども、総額的に全部大阪府のほうで一括で入れて軽減されているので、今回から恩恵が少し受けられることになったんです

よね。それによる減額が出ていますが、無所得の層と、賦課限度額が上がったことによって99万円まで上がっていますよね。そのことによって所得の高い人たちがちょっと保険料が上がるという形になっていますね。令和3年度は、熊取町独自の激変緩和措置はどのようになるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今ご答弁申し上げましたとおり、今後の財政状況ということで、要は決算見込み、それがまだ確定してございません。その辺のところも踏まえ、また今申し上げました状況も踏まえ、これを決定させていただくのが5月開催の国保の運営協議会という、そういう流れになっておりますので、一定そのあたりで検討を進めていっているというところでご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。

それと、厚生労働省が高過ぎる国民健康保険料の問題で子育て世帯の負担軽減を進めるとして、昨年、子どもの数が多いほど国保料が引き上がる均等割の部分を、5割を未就学児に限って公費で軽減する方針を決めていますよね。2022年から導入する予定ですが、ぜひ、その件については国が予算を出すことでありますので、国に働きかけて拡充してもらいをお願いしたいなと思いますが、いかがですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）正式な通知はまだ受けておりませんが、そういった動きにあるというのは承知してございます。江川議員ご指摘のように、これは全国一律の制度でそういう形という話の動きでありますので、当然、熊取町もそれに従った対応ということになります。その点をご安心いただきたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。正式通知はまだ出ていない段階なんですけれども、ぜひ、未就学児と言わず、子どもに充てられるような何か要望を熊取町からしていただけたらと思います。

それともう一つ、コロナの影響で収入減になる世帯に対して保険料の減免や免除、傷病手当についてお聞きします。また、継続を求めますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）次に、ご質問の2点目、新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免の状況についてでございますが、本年1月末時点で、令和元年度分が82件314万1,294円、令和2年度分が106件2,471万9,845円となっております、合わせて188件2,786万1,139円となっております。また、傷病手当金につきましては1件出ておりまして、15万2,190円の支給実績となっております。

これらの制度は、共に国が費用の全額を財政負担することを前提に、各市町村に実施を求めたものでございます。本町が独自で継続することというのは、他の被保険者の皆様の新たなご負担を求めることになるため、現時点で考えてございません。今後も、国の動向を注視しながら、財政支援が継続される場合には適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）時間延長してすみませんでした。これで質問を終わります。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

議事の途中ですが、議場内の換気のためしばらくの間休憩いたします。

---

（「14時02分」から「14時06分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）それでは、議長の許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

今回は大きく分けて3点質問していきますので、よろしくお願いいたします。

1点目は、令和2年9月議会でも質問いたしました消防団についてです。

来週の木曜日、3月11日には、東日本大震災からちょうど10年という区切りの日を迎えます。10年という月日はたちましたが、復興までにはまだまだ時間がかかると思われます。私も、震災後数年たちまして消防団時代に現地のほうに研修の視察に行かせていただきましたけれど、もう何もない、家がすごく建っているところに全く何もなく、骨組みだけの何かの工場があったような記憶が残っております。そのときのバスガイドはすごく陽気だったんですけど、その地区に入り出したらいきなり泣き出しまして、やっぱりフィードバックで思い出されるという、行った方なら多分分かっていただけだと思いますけれど、なかなかテレビでは分かりづらいところがあると思います。

東日本大震災で東北3県で犠牲になった消防本部職員は27人に対し、消防団員は253名の方がお亡くなりになりました。消防団は非常勤特別職の地方公務員ですが、1人につき年間数万円の報酬しか支給されておりません。災害や火事などの1回の手当は1,500円から3,000円ほどだと書いてある記事もあります。先週も、栃木県足利市、山林火災が9日間続き、もちろん地元消防団員も連日出動されていたと思われます。また、私が9月議会で質問した内容とほぼ同じ内容の書簡が昨年12月15日に都道府県知事、市区町村長宛てに発出されました。もちろん、藤原町長も目を通されたかと思えます。

1番目の質問ですが、武田総務大臣から書簡発出を受け、本町は何を改善いたしましたか、お聞かせください。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、1点目の総務大臣から全国市区町村長宛てに発出された書簡を受けての本町の改善について答弁いたします。

ご質問の大臣書簡につきましては、消防団員の確保を主眼に、消防団員の処遇改善は団員のモチベーション向上や家族の理解につながり、ひいては団員の確保に資するため、報酬や出動手当、特に地震、風水害等の災害に係る出動手当を引き上げ、団員一人一人の処遇改善を図るよう求められております。

こうした消防団員の処遇改善について、大臣書簡と併せて公表された消防団の組織概要等に関する調査（令和2年度）の結果で示されているとおり、本町の消防団員報酬のうち団員に係るものについて、国の算定基準の年額3万6,500円に対し本町は5万3,000円と国の算定基準以上の金額を支給しており、団員のみならず全ての階級において国の基準を上回っております。

一方、出動手当につきましては、国の算定基準では火災等の災害に係る出動を想定したもので、1回当たり7,000円と示されており、大阪府内の市町村では1団体を除き国の基準以下となっております。本町でも1回当たり2,000円と国基準を下回っており、ご質問の本町の改善につきましては、現在、総務省において消防団員の処遇等に関する検討会を立ち上げ、全国の市町村のデータを基に報酬、出動手当をはじめとした適切な処遇の在り方の検討を進めており、本年夏頃には取りまとめるスケジュールであることから、その結果を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）そしたら、この夏の検討会で全体的に引き上げろという結論になったときには引き上げる予定ですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）今回の書簡並びに答弁申し上げた会議においても、特に出動手当のうち

火災であったり水害等の出勤に係るものについて、底上げというものを主眼に検討が進められているように理解しております。本町においては2,000円ということをごさいます、火災であっても訓練であっても2,000円ということでの今、支給基準をしております。今、この会議においては、一定の訓練等は非常に時間が短いと。実際出ている時間というのは1時間から2時間程度の出勤時間であるのに対し、火災であれば丸1日かかったりとかというような出勤状況によっては違いもありますので、主に火災については、先ほど申し上げた7,000円というものを基準に、底上げを視野に入れているような議論をされていると理解しております。この辺は我々もしっかりと注視して、答弁申し上げましたけれども、熊取町の消防団員がほかに比べて非常に低いような状況で据え置くようなことはあってはならないし、その方針に対してしっかりと報いたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）そしたら、僕の資料提供の中の大臣の書簡というところを見ていただきたいんですけど、そこに途中から、全部読みたいんですけど、この辺が僕の伝えたいところかなというのと大臣の言葉がかぶっているかなと。「災害の多発化・激甚化と消防団員数の減少により一人ひとりの役割が大きくなっている現状に鑑みると、私は、その労苦に報いるため、消防団員の処遇改善が不可欠であると考えます。処遇の改善は、消防団員のモチベーションの向上や家族の理解につながり、ひいては消防団員の確保にも資することとなります。貴職におかれましては、消防団員に対する報酬や出勤手当、特に地震・風水害などの災害に係る出勤手当を引き上げ、消防団員一人ひとりの処遇がしっかりと改善されるようお願い申し上げます」。ここの中にやっぱり家族の理解というのが入っています。9月の僕の会派代表質問、平成18年の行政改革で家族手当がなくなりました、まず。やはり家族の理解が要る、そしてまた、後でも言いますけれど、よその消防団員を持っているところは、逆に報酬を上げたり出勤手当を上げているんです。熊取町ぐらいなんですよ、この20年間で報酬というか収入が減っていると。それについてどう思いますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）家族手当については一定、行革の全体的な取組の中の一つとして削除した経過は議員ご指摘のとおりでございますけれども、報酬に関しましては、下げたというよりはこれまで数次にわたって増額を図ってきておりますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。各近隣の自治体の消防団、岸和田市以南なんかで見ましても、総額として町としてお支払いしている報酬ベースあるいは手当も含めた額につきましては、特に他の団体に比べて低い水準にあるものでありませんので、併せてご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）報酬を上げたというのはいつですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）我々が把握できているベースで申し上げますと、昭和59年に恐らく当初の条例制定があったと推察するんですけど、その時点から手当については一度、平成元年に仕組みそのもの、対象を増やすような改正を行いまして、啓蒙であったり機関員の手当をこのときに新設しております。また、平成4年には各報酬、年額報酬、全ての職階の報酬を増額しております。また、平成8年にも増額の改定を実施しております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）その上げた額というのは幾らか分かりますか、今。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）当初、昭和59年時点の報酬が、これは全ての職階で申し上げればよろしいですか。

(「団員で」の声あり)

総合政策部理事(野津 恵君) 団員でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

総合政策部理事(野津 恵君) では、団員のほうで申し上げますと、昭和59年度時点では団員の報酬4万円でした。それが、報酬については平成4年と8年の改正になるんですけども、平成4年のときには4万8,000円、平成8年のときに5万3,000円、現在の額へと改定してございます。

以上です。

議長(矢野正憲君) 田中圭介議員。

1番(田中圭介君) 確かに近隣市町、特に関西圏については、僕が調べたところ非常に低いんですよ、数字が。別紙の資料の中にもあると思うんですけど、消防団員の組織概要というやつが各市町であります。まず、1個目の熊取町というところの左下のほうの報酬、手当というところを皆さん見ていただいたら分かるかと思うんですけど、報酬額、先ほど理事が言われたように、平成8年5万3,000円になっております。この下の3万6,500円というのは国の水準であります。下の火災出動手当、これは手当ですね。これが1回2,000円と。国のほうでは一応7,000円という形を取っております。ここに書いていないんですけど、消防団長というのが年額11万円なんです。

次のページ見ていただいたら、これは群馬県の大泉町というて、世帯数でいうたら1万9,578世帯で人口が4万1,987人、これを見てください、団長30万7,000円、団員6万8,000円、水防手当1,000円、点検手当2,500円と書かれております。うちよりか人口の少ないところ、団長に対しては約3倍の差がありますね。

まためくっていただくと、これは近隣の京都府の与謝野町というところも、左下のほうを見ていただいたら、年間報酬7万3,000円、火災出動手当2,200円、ここも団長というのが書いていないんですけど、団長が年間30万円、2万2,183人で8,120世帯という、うちの半分ぐらいですね、規模的に。

その次の奈良県の広陵町というところを見ていただければ、ここは団長に23万円で団員が7万円、火災出動が3,000円、3万5,000人ぐらいです。世帯数は1万3,000世帯と、そんな感じです。

全体的に見ても、先ほど国の水準を上回っているとおっしゃっていますけれど、3万6,500円というのはどういう計算か、もちろんご存じですか。

議長(矢野正憲君) 野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 恵君) それは、総務省の交付税の財政需要額の算定の基礎として3万6,500円という数字をもって、消防団に係る経費というものが一般的に自治体にとってどれだけあるかということの算定基礎になっているという理解でございまして、よろしいでしょうか。

議長(矢野正憲君) 田中圭介議員。

1番(田中圭介君) これ、3万6,500円というのは1日100円計算でやっているんですよ。24時間いつでも、一般の仕事をしながら何かあったら、火災があったら出動しなければならない。それに対して1日100円なんです、これ。今、検討会をされているとおっしゃっていますけれど、もちろん検討会の僕、記事も見ましたよ。1日100円、低過ぎる。そやから3万6,500円、いや上回ってますよ、上回ってますよと言うけれど、1日100円ですよ。

次にもういきたいと思うんですけど、2番の団員の1年間の平均の点検の回数、出動回数は何回ぐらいありますか。

議長(矢野正憲君) 野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 恵君) では、2点目になりますが、団員1人平均の年間定検、出動回数で答弁申し上げますと、初めに、消防団員による車両、資機材の点検につきましては、機械器具取扱訓練として行っていただいております、点検と併せて車両、資機材を操作し、習熟することを通じて機械器具取扱技術の向上に努めていただいております。

ご質問の団員1人当たりの年間点検回数ですが、平成29年度から令和元年度までの3年平均し

た1年間の回数が1,274回で、団員1人あたりに換算しますと約16.3回となります。また、団員1人あたりの年間出動回数につきましては、点検同様に3年を平均した1年間の回数が190回で、団員1人あたりに換算しますと約2.4回となります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ということは、平均年間約16回ぐらい出ているということで理解したらいいですか。

そしたら、出動手当、僕、この間最低でも2,500円ぐらいというふうな話をしたかと思うんですけど、これ、1人あたり16.3回でしたら年間8,000円ですよね。それ掛ける78人いてるんで年間で62万4,000円。予算額からしたらそんなに大きい数字でもないかと思うんですけど、その辺はどう思われますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）消防団の費用弁償、いわゆる出動手当についての支払い状況でございますけれども、年間に直しますと、額でいきますと令和元年度で1人あたり4万8,718円の支払い額となっております。議員が先ほど資料の中でご提示いただいた報酬の非常に高い団のご提示があったんですけども、私どもも資料の事前提示がありましたもので一定ちょっと資料確認等させていただいたんです。やはり各団にはいろいろ経緯もあつたりするということも一部ご理解いただきたいということでご紹介させていただくんですけども、大泉町においては、確かに団員の数が173人の定員であるのと、団長等の報酬は30万7,000円であつたりとか、非常に熊取町の額からいうと大きいです。ただ、経緯を聞きますと、こちらについてはもともと消防組合で常備消防という形の設置があつたものが、近隣の3町と大泉町と合わせて4町で消防組合を組織していたところが、大泉町以外の3つの町が合併することになったと。合併することによって組合が解散になったと。ただし、大泉町は合併に乗らなかつたということで、独自で消防を立ち上げる必要が出てきたと。しかも、消防団もそのときに初めて自分たちで立ち上げて、もともとあつたものを組織し直さなあかんというような状況だつたと。そんな中で、近隣の中で一番高い額を報酬額として設定して、今後の新たに始まる活動に対して士気を高めたという経緯があつたやに理解しております。

またほかにも、京都の与謝野町につきましても、かなりの大所帯で運営されているのは確かなんですけれども、やっぱりここも3つの町が合併したということで、結局は3つ分の団が合算したと、減らすわけにはいかんということになったんだと思うんです。かなり大きな人数になっていると。かつ一番高いところに報酬は合わせにいったというような経緯があるように聞いております。

ただ、ここなんかは、報酬はすごく高いんですけども、訓練は非常に大所帯である関係で団のそれぞれが独自に活動されているというんですか、我々が危機管理で関与しているような関与はほとんどないような状態であつて、対応というのはいろいろやっぱりあるんかなということがありまして、先ほど私、報酬の改定経過を申し上げましたけれども、やっぱりそれぞれの団において、それぞれの事情があつたり地形があつたり人口の配置があつたりとかで、いろんな経緯を経て額というのは定まってきているんだろうと。ただ我々、議員のご指摘のように、安いままでほっておくというつもりではなくて、今、消防庁のほうで実施されている在り方会議のほうで議論された推移を見て、それは是々非々でもって何が一番正しいかというのは選択してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）もちろん、僕も大泉町に電話して経緯は聞きました。説明ありがとうございます。

大泉町の消防署が管轄ですよね、あの辺はまだたしか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）すみません。そこがちょっと漏れましたけれども、大泉町は消防事務を委託しているということでお聞きいたしました。合併した町の署のほうに委託しているということ

でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）どこの市町をとっても消防団は同じ人間で、ほかの仕事をしていて、同じ24時間火事があったら出なければいけない。市町によってばらばらやから、今回、武田総務大臣が書簡を発令して、どないかこれを、平均と言うたらおかしいですけど、足並みをそろえなければいけないというふうな形でかなり強くおっしゃられているんです。先日、総務省のほうに陳情に行った際に大臣に会う機会があれば聞こうと思ったんですけど、なかなか会う機会もなく、谷川政務官との話になったんですけど、やっぱり谷川政務官のほうも、もう何かあれば大臣がすごく力を入れているんです、消防団に対して。

なぜかという、前も言いましたけれども、平成25年に消防団を中核とするという法律ができ、そこからまた、先ほども言いましたけれど、すごく大きい災害が出てきまして、近隣の市町でいきましたら、貝塚市と田尻町に関したら、田尻町は令和元年4月からですか、報酬を5,000円上げて出動手当300円。その300円上げるために前の前の団長が町長に直談判に行ったらしいですわ、上げへんかったら辞めると言っ。そしたら、町長が上げへんかったからほんまにその人は辞めたらしいですよ。300円上げるのにみんなやっぱり、たかが300円と思いますけれど、1年間何回出なあかんねんというほど消防団は出なきゃいけないんで。その後また団長が代わりまして、それでも田尻町は諦めずに、今度は町長じゃなくて、今言われる野津理事とか消防団に関わる方のほうに言ったらそれを受け入れてくれたり、貝塚市はまだ消防本部のほうが管轄しているもので、ここ近年でいっても3回ぐらい値上げがあったんですよ。それはもう、上げろということを藤原市長から言われたらしいんです。ちょっとここにはないんですけど、平成27年、平成30年4月と3段階に分かれて上げて、消防団長が市長にこれも言ったという、どないかしてくれないかと。

今回の書簡についても、全部電話して聞きました。報酬の値上げを検討しているというところが貝塚市。泉佐野市は、逆に消防団がめちゃ伸びていると。女性消防団員やら役場分団等で、減っているより伸びていると。しかも一般の人が消防団員に入れてくれへんかという問合せもあるぐらい、えらく増えているらしいんですよ。そやから、今のところは考えてはませんが、やはりこれは検討していかなければいけないと。増えているからというて甘んじていたらいけないというふうなご回答がありました。あとはもう田尻町は、先ほど言いましたけれど、平成元年4月から上がっております。そのほかについては、もう今のところ検討はないという話でございます。

そしたら次、3番にもう移りたいと思います。現在の出動の基準を教えてくださいませんか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、3点目の出動基準でございます。

本町で火災が発生した場合、泉州南広域消防本部指揮司令課指令センターから消防団に出動指令がなされます。消防団の出動基準は、119番通報段階で建物火災と考えられる場合は全団一斉の指令となり、全ての分団が出動しています。そのほか、建物火災以外につきましては、泉州南消防組合熊取消防署の現場中隊長の判断により消防団に出動要請がなされるものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）そしたら、基本、林野火災の場合は消防団に今、出動命令は出ていないということですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）一律に林野火災ですぐに団に連絡が入るといふんじゃなくて、このたび正月2日にも火災がございましたけれども、あのよう一旦は常備消防のほうで対応して、状況によって消防団のほうにも声がかかるというような運用でございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）まさにその1月2日のことを僕はちょっと聞きたかったんですけど、火災発生時は何時やったんですか、教えてください。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）入電したのが11時44分でした。団のほうにこれが結局指令として入ったのが16時24分ということでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）それで、団の撤収は何分にかけたんでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）団の撤収が、すみません、手元に正確な時間がないんですが、鎮火自体が23時35分という形で記録をもらっておりまして、たしか私も現場におったんですけども、9時から10時ぐらいまででもう解散という形、団のほうは一旦撤収という形の指示だったと記憶しております。

以上でございます。

（「10時ぐらいですか」の声あり）

総合政策部理事（野津 恵君）そうですね。申し訳ございません。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）まず、1点目に聞きたいのは、11時45分、お昼前に火災が発生して、何で夕方まで消防団を呼ばなかったんでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）詳細は、この辺答弁申し上げたとおり、消防組合の指揮指令のほうと現場の判断ということでございますけれども、私も想像するに、一旦は常備消防のいわゆる隊の活動で鎮火できるものと見込んで作業活動しておったところが、長時間に及んできて、林野火災ということで私も現場を見ましたけれども、なかなか火が収まらないということで団のほうにもお声がかかったということで理解しております。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）もうちょっと早く出動をかけておけば、もしかしたら鎮圧がもうちょっと早かったかもしれませんよね。その辺の判断は現場の判断なんで、僕がああだこうだ言うのも何ですけど、1月2日の16時半ぐらいといたら、もう日が暮れかかっている頃の出動なんです。日が暮れかかっている、しかも現場には街灯もないような場所で、ライトで照らしながらの消火と聞いたんですけど、それはほんまですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）4時24分ということは、このときであればもう5時頃になれば日も落ちますので、ご指摘のとおり、現場においては照明をたきながら作業に当たっていただいております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）照明というのはヘルメットについているヘッドライトなんですか、もしくは手で持っている懐中電灯でやっていたんでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）団員個々の、議員ご指摘のヘルメットの照明もそうですけれども、現場において投光器も使用して、それぞれ隊員が作業するところにおいては照明をたきながら作業していたものでございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）出動した団員に聞いたところ、全員ヘッドライトもなく、各分団に2つぐらいしか

ないと聞いているんですけど、それは本当でしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）たしか、今年度の団装備の整備においてヘルメットについて照明つきのものを貸与することで進めてきておったんですけども、ご指摘のとおり、正月2日の時点で全員に行き渡っていなかったかもしれません。ちょっと私、その詳細をすみません、把握しておりませんが、団員が直接そうおっしゃっていたということは、まだ行き渡ってなかったのかなというふうに理解します。すみません。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ということは、真っ暗な中、懐中電灯を片手で持ちながらホースをこうやるというのは作業しにくいのがめちゃめちゃ分かりますよね。しかも1月2日、めちゃくちゃ寒くて、防寒具といっても消防の防寒具なんかめちゃくちゃぬくいものじゃないので、しかもまた、水を使いますよね。さっきおっしゃっていましたが、招集が16時24分で終わったのが22時ぐらいと。多分、家に帰られたのは22時半ぐらいだと思います。そしたら約6時間の出勤です。先ほどから言うていきます出動手当、今2,000円ですね。時間割りしたら幾らになりますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）単純に2,000円の6分の1で333円ということ形で。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）時給333円、どうですか。しかも、この長時間、6時間のうちに飲物さえ出てけへんかったと僕はお聞きしているんですけど、その辺の対応はどうなっているんですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）現場においては、我々は団長と相談しながら、作業の先が見えない中で長時間に及んできたので、飲物については一定準備もしかけていたんですけども、結果、団長と相談する中で、もう寒い中で我々温かいものの準備がそのときはかないませんでして、お茶をお持ちしようとしたんですけども、もうちょっと様子を見ようという形で結果お届けしないままに、非常食も現場には職員に運ばせておったんですけども、結果的にはお配りできていないというのが状況でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）用意していましたというのは、結局、配っていなかったら配給されていないと一緒ですよ。時給333円で6時間くそ寒い中、水を出しっ放しで、それは総務大臣もこの辺を改善していかなければ後継者がまずいなくなるぞというのを危惧しているし、また、ただの火災じゃなく、先ほども言いましたように大きい火災のとき、台風21号のときもそうですけれど、消防団がかなり役に立っているというのは皆さん多分ご存じかと思います。やっぱり消防団に対して、もうちょっと総務大臣から言われているようなことを検討していくつもりはありますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）最初に答弁申し上げたとおり、適切な対応については検討するというところでして、議員がご指摘の団員の非常なご苦労というのは私もすごく身に染みて理解しておりますし、ゆめゆめそこをほったらかしにして団に非常に厳しい状態のまま、おっしゃった300円の時給でということもありましたけれども、そういう形で我々はそのまそれがいいというふうにほっておくということではございませんので、そこは我々も適切に対応していくという意思は持っております。そこはご理解いただきたいと思えます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）その対応というのは、出動手当、年間報酬の見直しも入っているということの認識でいいですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）今、会議のほうでもその点についてまさに議論されておりますので、そ

の議論の推移を見て、熊取町としてそこがやっぱり足りないということであれば、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1 番（田中圭介君） 分かりました。

そしたら次、4 番の新しい備品の選定基準についてということで、毎回新しい備品を購入というか配給していると思うんですけど、どういう基準で配給してはるんですか。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 4 点目にまいります。

ご質問の選定基準につきましては、議員もご存じのとおり、平成25年12月の消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の公布・施行を受けまして、翌年に消防団の装備の基準や消防団員制服基準が改正されておりまして、市町村においては、基準の内容を踏まえ、安全確保対策、救助用器具、情報通信機器等の装備について一層の充実強化を図るように定められております。

本町におきましては、平成27年度から消防団員の安全確保を優先して防火服、安全靴、火災現場用長靴や耐切創性手袋など個人装備の充実を図るべく、装備品の更新に努めました。加えて、消防自動車の更新時には救助資機材を積載した消防ポンプ自動車を導入し、また、全消防自動車に受令機や無線機の通信機器を積載したところです。

また、平成30年の台風21号での活動を教訓に団員から要望がありましたチェーンソーを翌年に配備し、今年度につきましても、各分団器具庫の停電対策の一環として発電機や照明器具を配備しました。

以上のように、消防団・団員への新しい備品等の選定に当たっては、消防団の装備の基準や消防団員制服基準を前提としつつ、活動態様を考慮しながら適切な装備に努めているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1 番（田中圭介君） これ、僕からの要望というか、いろいろ毎回チェーンソーとかいいものを配給していただいているんですけど、さっき言うたヘッドライト、そんなに高くないと思うんです。やっぱり夜間の際は皆さんヘッドライトをつけるような形で、ヘッドライトも購入備品の中に入れてほしいなと思います。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 今年度の装備品の一部に、保安帽のヘッドライトつきのものについて一定購入はしてございます。今後も、全分団に行き渡るように確実に努めてまいります。

以上です。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1 番（田中圭介君） そしたら、5 番に入ります。

団員不足になった際の対応についてどうお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） では、5 点目にまいります。

本町においては、これまで団員の方の諸事情により年度途中で退団となったことに伴い一時的に欠員となった事例を除き、条例定数の確保を堅持しております。これは、昨年9月議会の会派代表質問でも答弁いたしましたとおり、消防団の入退団については各分団が地元区の公認団体として認められ、区の運営の一環として取り組まれ、地元区の役員の方々のご協力も得て新任団員の推薦をいただいていることなどにより、各分団の人員体制を堅持し、条例定数の確保ができています。

しかしながら、全国的には団員の人数が大幅に減少しつつあり、本町においても将来的には消防

団員の確保が困難となり、条例定数から乖離するおそれがあり、そうした場合には、消防団員の士気を高め、強い結束の下、活発な消防団活動に資することを前提に幅広い対象に加入を求め、機能別団員、機能別分団制度を導入していくことも視野に入れ、不断に検討を進めていく考えでございます。

以上、答弁といたします。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）まさに団員不足は始まっております。9月議会終了後に地元の後輩のほうで、来年辞めることになるけれど次の担い手がいないと、どうしたらいいかと。じゃ、おまえもうあと5年ぐらいせえよと冗談で言うたんですけど、やはりそういうわけにもいかない。

それと同時に、資料にある年齢別人口を見てもらっていいですか。そこに、一応消防団というのは18歳からできるところが多く、一番欲しいところは20代、30代ですよね。左が平成27年度の20歳から39歳までの統計を赤線で引いております。令和3年1月分も同じように4か所赤線を引いております。平成27年10月から令和3年1月、まだ5年ちょっとぐらいしかたっていません。その中で、20歳から30歳がマイナス865人、5年ですよ。これ関係ないというか、将来のこともあるのかもしれないけれども、0歳から19歳までがこの5年間でマイナス781人、これ定住・転入促進のほうにもつながるかと思うんですけど、これだけマイナスが続いていたら、あと10年後どうしていくんでしょう。今、野津理事は団員不足でないとおっしゃられていますけれども、実際、この数を見たら、もう厳しいのは目に見えていますよね。どうですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）ですので、先ほども答弁申し上げたとおり、将来的に、もしくは近い将来、消防団員の確保が困難になることは我々としても懸念として持っております。そうした際に、これは答弁の繰り返しになりますけれども、現在の対象からさらに広げて、機能別の団員であったり機能別の分団制度の導入も念頭に置いて、ずっと検討を進めていきたいということでございます。以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）9月議会するとき、たしか機能別というのは役場分団ですよ。役場分団をつくる気はない、報酬も上げる気はないという答えをいただいたと思うんですけど、やはりそれは、大臣の書簡が発出されたんでちょっと考え方が変わったんでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）前回、役場のいわゆる分団をすぐに入れることは現時点ではないということでお答え申し上げたと思うんですけども、おっしゃるとおり、総務大臣の書簡というのは確かに大臣ですから、おっしゃることというのは重々我々も重く受け止めていますし、かつ、将来的に考えたときには、繰り返しになりますけれども、やはり熊野町全体の人口あるいは高齢化が進んでいく中には、消防団の確保が難しいのは我々も分かっておりますので、そこはおっしゃった役場のみならず、学生であったりとか女性の消防団員というものも我々としても頭に入れて検討しているかなあかんということでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）そしたら、もう時間がないので6番に入ります。

消防団に関する条例改正は直近でいつしましたか。また、その内容を教えてください。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）消防団に関する条例といたしまして、消防団設置等条例につきましては令和元年12月に一部改正を実施しております。これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴って、成年被後見人等は消防団員となることができないとしていた規定を削除して、そのほか、所要の規定の整備の語句の改正等も

行ったものでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ありがとうございます。

そしたら最後に、消防団の一番トップの熊取町長、藤原町長にお聞きしたいんですけど、今までの話を聞いてどう思われますか。どうしていこうと思われますか。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）改めて、熊取町の消防団、全国の消防団の実態について理解できるような、そういう意見、質問だったというふうに思います。

熊取町は、協働憲章に定めておりますように、住民の皆さん、そして関係の皆さん方と協働してまちづくりを進めていくというふうなことをうたっております。いろんな方々が協力してまちづくりを進めていく中であっても、消防団員というそういう職務については本当に崇高な見識を持って参加していただいているものだというふうに思っております。そういった方々に対する対価、処遇、これらについては見劣りのしないような、そして、皆さん方が消防団員に入ってもいいよとってもらえるような、そういった装備なり処遇なりを全面というんですか、バランスの取れたそういった体制に持っていければなどというふうに思います。低いところはやはり考え直す必要があるかなと思いますし、全体のバランスもこれは当然考えなければいけないところだと思いますので、その点ご理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ありがとうございます。その対価の低さをぜひ上げていただくよう、よろしく願いいたします。

そしたら、2点目に移りたいと思います。

子ども医療費助成についてです。「ほほえみ 子育て 熊取町！」とうたっておりますが、子ども医療費助成を18歳まで拡大するという検討はしておりませんか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、子ども医療費助成についてご答弁申し上げます。

本町では、平成27年4月に助成対象を拡充し、現在、中学校卒業年度末までを対象に入院・通院ともに助成を行っているところでありまして、令和3年1月現在、府内では43団体中24団体が同じ対応となっております。

また、18歳年度末まで助成対象としておりますのは、府内全体で19団体、忠岡町以南の5市4町では田尻町と岬町の2団体となっておりますが、令和3年度から貝塚市が18歳年度末まで拡充する予定というふうに伺っております。さらに全国では、厚生労働省の調査において、平成31年4月時点での調査になりますが、6割弱が中学校卒業年度末まで、約4割が18歳年度末まで助成対象としておりまして、現状での本町の実施状況でございますが、標準的な水準であるというふうに考えております。

議員ご提案のように、子ども医療費助成制度の拡充は、経済的支援を通じまして少子化や若年世代の転入・定住対策などに寄与できる施策といたしまして、子育て支援のブランドイメージ向上に一定の効果が期待できるものというふうに考えますが、現行の中学校卒業年度末まででも、令和元年度決算におきまして補助金を除く町のいわゆる一般財源負担が年間約1億1,000万円となっております。また、仮に18歳年度末まで拡充した場合、これも概算でございますが、さらに年間で約2,500万円の追加負担が見込まれるとともに、今後、医療技術の進展などにより、将来的な医療費増加も予想されることから、対象の拡大につきましては慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、市町村が独自に子どもの医療費を助成する場合、未就学児分を除いて国は国民健康保険財

政への国庫負担を減額調整する、いわゆるペナルティーの仕組みがございます。これにつきましては、全国知事会あるいは市町村長会からこの仕組みの撤廃と子ども医療費の全国一律の保障制度の構築を国に求めているという、そういう状況でございます。

また、現在、子ども医療費助成に係る大阪府からの補助金につきましては未就学児のみを補助対象としているため、助成対象年齢を町村が独自助成している範囲まで引き上げるように町村長会を通じて継続して要望しておるところでございます。

今後につきましては、これらの動向を注視しながら、制度の拡充が本町の財政状況に与える影響も勘案しつつ、他の自治体との行政サービスのバランスも含め検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1 番（田中圭介君） おっしゃるように、貝塚市はこの4月から18歳まで、そして、もう泉南郡で言うたら田尻町、岬町がやっていて、うちだけやっていないですよ。そのことも考えていただいて、2022年4月1日より18歳以上はもう成人になるんで、やはりもう18歳まで子ども医療費助成を取り入れないと、ほかの市町はどんどんそれをやっていって、定住の決め手となるのはやっぱり結構大きいと思うんです。そういうことでちょっと検討していただきたいと思います。

時間がないので次にいきます。すみません。

熊取町公式SNSについて、公式LINE、フェイスブックはあるが、フェイスブックより利用者が多いInstagramは導入しないのかという……。

議長（矢野正憲君） 明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君） それでは、Instagramの導入に関するご質問について答弁申し上げます。

現在、本町では、情報発信ツールとしての広報紙やホームページのほか、公式SNSとしてLINEとフェイスブックを活用し、情報発信を行っているところでございます。この2つのSNSのツールにつきましては、最近ではコロナ関係の緊急情報などを積極的に発信するなどし、3月1日現在ではLINEの友だち数は2,481人、フェイスブックのフォロワー数は537人となっております。

そのような中、今年度はSNS以外のツールとして広報紙のリニューアルを行い、来年度はホームページのリニューアルも予定しており、着実に多様な媒体を活用し、住民の皆様をはじめ町外の方に対しても幅広く本町の情報発信に努めているところでございます。

議員ご質問のInstagramに関してでございますが、現時点で導入しておりませんが、熊取町スマートシティ構想を推進する本町としましては、SNSによる活用媒体の一つとして今後検討していくべきものと認識しております。

ここで各SNSの特徴を確認させていただきますと、まず、フェイスブックは、実名登録制で情報の信頼度が高く、投稿に対して「いいね！」をすると、その投稿が友だちにも通知されるという拡散性がございます。次に、LINEは、フェイスブックほどの拡散性はないものの、配信する側と受け取る側で双方向コミュニケーションを実現でき、あらゆる年齢層がメールに代わる日常の連絡ツールとして利用しているツールでございます。そして、議員ご提案のInstagramは、写真や動画でユーザーの感性に訴えるSNSであり、投稿の中心は写真や動画で、視覚を通して見る人の感性に訴えることができることから、投稿する内容の世界観に共感してもらいやすいという特徴がございます。

こうしたSNSのそれぞれの特徴に着目し、どの内容をどういったターゲットにどのツールで伝えていくのかを多角的に考慮した上で導入を検討し、有効に活用していくことが必要であると考えております。

したがって、Instagramの活用につきましては、あらゆる媒体の特徴を念頭に、より効果的な情報発信を行うための研究を行う中で、Instagramの導入につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1 番（田中圭介君） すみません、ちょっと時間を過ぎまして、ささっと終わりたいと思います。

近隣でインスタグラムをしている市町は、岸和田市、泉大津市、貝塚市、そして島本町消防本部がフォロワーが大体2,000人ぐらいいてるので、またそれをちょっと見ておいてもらえますか。泉大津市はよく南出市長が出ておったり、リポストというて、誰かがハッシュタグを打ったのを転送できたりする機能もあるんで、ぜひそういうのもちょっと参考にさせていただきたいと思います。

そしたら、以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君） 以上で、田中圭介議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時30分まで休憩いたします。

---

（「15時07分」から「15時30分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君） 議長の指名がありましたので、私より質問させていただきます。

まず、1点目は、何回も質問していますが、少人数学級の問題です。

国は、5年かけて少人数学級を進めようとしております。これは子どもの減少を待つような政策だと思われまます。大阪府も、次年度は少人数学級を進めるつもりはないようです。ありますか。すみません。今のコロナ禍の中でこそ少人数学級が必要です。一日も早く進めるべきだと思われまますが、どのようにお考えですか、お答えください。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） では、鱧谷議員のコロナ禍で少人数学級の実現などについての1つ目、少人数学級が5年かけて行われることが決まったが、コロナ禍の中、もっと早く進めるべきと考える。中学校も同時に、熊取町独自で実現できないかのご質問にご答弁申し上げます。

令和3年2月2日、政府は公立小学校の1学級当たりの上限人数を35人とする義務教育標準法改正案を閣議決定しました。令和3年度は小学校2年生を35人学級とし、その後、学年ごとに順次引下げを行い、令和7年度に小学校の全学年が35人学級となります。また、中学校につきましては今後の検討課題となっており、萩生田文部科学大臣は閣僚折衝後の記者会見で、これで終わりではなく、中学生を対象にした第2ステージに向けて準備したいと述べられております。

熊取町といたしましては、国の制度改正に基づき、学校教育の充実に取り組んでまいります。現在のところ、町独自の35人学級の実施は検討しておりません。また、中学校につきましては今後の国の動向を注視したいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君） この時点で、次年度の4月から3年生で35人学級を超える学級は何学級ありますか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 全体で3年生で2学級を超えるという状況になっています。

1つの学校のみです。

（「1つの学校のみですか」の声あり）

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） のみですね。

（「ほかのところはもう35人以下学級ということですね」の声あり）

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 35人以下となっております。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君） 今の現状で、この4月から35人を超える学級の数は何学級ありますか、全体でも

し分かりましたら、中学校では何学級、小学校で何学級とお答えいただけたいです。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）小学校で4つの学年です。1つの小学校で4年生、それから1つの小学校が3年、4年、5年と3つの学年となっています。ただし、1つの学年は36人と35人という、1人のみオーバーというふうな状況となっております。

続いて、中学校についてですが、2校でそれぞれ1学年ずつという状況となっております。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）本当に数が少なくなっているというのは、今お聞きただけでも35人学級がすぐにもできそうな状況じゃないのかなというふうな気はするんですけど、されないというお答えだったと思うんですが、昨年の4月から校長の判断で、チームティーチングの先生を担任として少人数学級を進めていいということになりました。今年度の実施状況と、それから来年度4月からの計画がありましたらお答えいただけますでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）本年度は中学校で1つの学年がそれを実施しております。それから、令和3年度につきましては小学校1校、1つの学年、それから中学校1校で1つの学年でそれを実施するという予定になってございます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ということは、今令和3年度から35人学級を超えるのは、35人と36人を除いたら本当に少ないかと思うんですけども、何学級で何人の生徒になる予定ですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）すみません。今2つ、小1、中1でいわゆる加配、35人以下学級を特別に使うというふうに申しあげましたので、先ほどお伝えした数というのはこれを省いた数をお伝えさせていただいております。既にそれを活用したところは35人以下学級というふうにカウントさせていただいております。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）分かりました。

ほかのところ、校長先生がそれを望まないという理由というのは分かりますでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）各学校のほうでは、35人以下学級にするのか、それとも従来からやっている算数等でのいわゆる習熟度であるとか、等分割した少人数での実施をするのかということで、実際すごく悩んで考えておられます。ただ、やはり算数等の教科を分割してやることの効果というのは、各学校何年かやってきましてかなり感じておられると。そういった状況の中で、やっぱりその辺の基礎基本をしっかり身につけさせるためには少人数で、いわゆる教科で、35人以下学級ではなくてそちらで活用するほうが有効に活用できるという判断の中で、各学校はそのようにされているというふうな状況でございます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）私に泉佐野市の小学校の友人がいるんですけども、泉佐野市は全ての小学校で35人以下学級をやっております、習熟度別というのも、算数の時間を同じように持って、3人の先生がやっておられるという話を聞いております。それと今の習熟度別というのは、習熟度別の先生というのは時間単位で来ていただいていますよね。でもないんですか。1日中いっちゃっているという感じなんですか。そしたら、そういう方がいっちゃったならば、そのほうがより子どもたちとクラスの担任としてつながっている部分と、同じ学年の子どもたちを3つに分けてやっていくというのでは効果的には同じと感じるんですけども、それは全然違うんですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今申しあげた習熟度、少人数というのは、1つの学年のみで

はなくて、例えば3年生から6年生までのそれぞれの算数を全部分割してその先生が入っていくと。だから、先ほど申し上げました35人以下学級にすると、1つの学年、幾つかのクラスは35人以下になるけれども、結局少人数指導することによって、3年から6年までまたいだ学年が少人数の算数の授業等を行うことができるというふうなことになっています。ですから、そういった点で、習熟度のほうで活用するのか、それともクラスを35人以下学級でその先生を活用するのかというところでいろいろ検討し、悩みながら、やはりこちら側の習熟度、少人数のほうで実施していきたいというふうなことで、各学校で決められているという状況です。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ちょっと理解しにくいんですけども、学年が違ったら習熟度も全然違う。算数を通じてのそういう発達の度合いとかというのは、そういうところでずっと関わってきた先生にとっては見やすくなると思いますけれども、子どもとの関係から言えば、2クラスを3人に割って、その3人の中で習熟度別の子どもたちの指導をしていくほうが、子どもたちの見方というのがより深くなっていくような気がするんです。その辺は、私の理解というのは間違っていますでしょうか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） すみません。ちょっと私のほうもなかなかうまく理解できなくて非常に申し訳ございません。

もう一度申し上げますと、3年生から6年生までを、例えば3年生が2つのクラスであったと。それを4つに分割して少人数で授業をします。そうすると、算数の授業の1クラス当たりの数というのは非常に少なくなってまいります。また、今度は4年生も同じような形をする。1人の先生を配置することによって、全ての学年がそういう分割した形で実施することができることになるんです。だから、1人を入れることで4つの学年をそのように分割して、算数できめ細やかな指導をするのが、やはり子どもたちの今の状況を見てそれがいいのか、一方で1つの学年に、例えば36人、37人の学級を、1人の先生を入れることによって1つのクラスを少なくするのがいいのかというふうなところは、当然、学校のほうでもどちらがいいかというのをこちらも投げかけ、学校長にも相談し、こういったメニューがあるけれども、学校が子どもたちにしっかり指導していく上で、どの方法がいいのかというのをしっかり考えてほしいと。

だから、当然ながら35人以下学級を我々は望んでいないわけではございませんので、それも含めてしっかりと学校のほうで検討してほしいと。ただ、これを一律にそういうメニューがあるからといって教育委員会のほうが学校にこうなさいというふうなものではなくて、やはり幾つかのメニューの中から学校にとって今現状に応じた、あるいは学校の取組の中でここに重点を置いてやっていきたいというふうなことをいろいろ検討した中でそれに決めていただいているというふうな状況がございますので、その辺のところは、今年はそうしたけれども次年度はまた違うメニューでいこうというふうなことだっただけで当然考えられる部分もあるのかなというふうにご考えております。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 今の話を聞いていますと、チームティーチングでも先生を多いところの担任として入れていけば、ほとんどの学校で35人以下学級ができるという感じがするんですけど、その辺はそうはならないのでしょうか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 加配に関しましては、下りてくる人数というのがやっぱり限られております。小学校であれば来年度は5名配置されることになっています。となってきましたと、各校に1名ずつ少人数を配置させていただいたとしたならば、1つの学校に36人以上の学級が複数学年である場合には、やはり1人しか配置されないの、そこについては全部35人以下学級を実現するというのは基本的には無理になってくるであろうと。

もう一つの考え方としては、加配をじゃ36人以上の学年が多いところへたくさん入れるということについても、これは有効に各学校それぞれ平等な形で活用してほしいということもございますの

で、ある学校に35人以下のために集中的に入れるというような形はなかなか取りづらいというふうなことも実際考えております。ですから、各学校に1名ずつ、だからそれによって全て解消される学校もあります。1つの学校は1つの学年が36人以上の学年でしたので、その加配を活用することによってこの学校は全部35人以下になったというふうな状況もございます。その辺は、一概に配置の数等の関係でなかなか全て解消できるかといったら、そこは難しいところかなというふうに思っています。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 英語教育とか、それからGIGAスクール構想においてIT機器を使った教育なんかも、やはり個人的に指導するということが非常に重要になってくるかと思えます。そんなときに、35人以下で今のチームティーチングやったら算数とか国語とかというふうな形になってきていますけれども、その辺は教科全体を見渡して、このときには35人以下学級ですべきやというところがどんどん増えてくるかと思うんで、その辺は先生の人数が足りないということもあるかと思えますけれども、やはりこれからの教育を考えるとときには35人以下、もう世界では20人以下というのが普通になっています。複数担任制というのも普通です。それが日本の教育はこれだけ遅れているということをしつかり理解していただいて、35人以下にして指導していく。

子どもたちが、密の中で今マスクして、きれいにしてもらってというふうな状況で生活しているんで、少しでも間を空けてゆったりと授業が受けられる。コンピューターのほうでも、やはり40人近くなるとコンピューターを置く場所が非常に少ないとか、それから棚がもういっぱいになってしまうとか、机が密集していたらコンピューターに移動するときに当たってしまうとか、そういうふうな話も聞きますので、やはり35人以下の学級で指導していただきたいという思いは切に持っております。その点についてはいかがですか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 我々としましても、今回、国が小学校、これ一括ではないです。1年ごとですけれども、小学校全体を35人以下学級にしようというふうなことで法改正をする。これはもう間違いなく議員の皆様方や、あるいは社会が少人数での学習というものを要望していただいた、そのおかげだというふうに思っています。ですから当然、中学校もその後、実際に35人以下学級が動いてほしいというのは我々も思っているところであります。

ただ、現段階でそういった思いは持ちつつも、やはり国の法改正、それに基づいて我々は今のところ、独自ではなくてやっていきたいというふうなこと。ただし、議員言っているとおおり、子どもに対して一人一人きめ細やかに支援、指導していかないといけないというのは、これはもう十分分かっておりますので、若干人数が多い中でもその辺のところは常に心がけていながら取組を進めるよう、我々も学校のほうを指導していきたいというように思っています。だから、鱧谷議員と同じ気持ちであるのは間違いのないようなところでご理解いただけたらうれしいかなと思います。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 私の資料を見ていただけませんか。

少人数学級の拡充の動きというのは、これは国の動きなんですけれども、北海道や青森やら15道府県が少人数学級の独自施策を拡充しています。まだ大阪府はそれに入っておりませんが、また、群馬県は小・中学校全学校を対象を拡大しています。泉佐野市も小学校35人学級になりましたし、田尻町も令和3年度から小学校35人以下学級になります。

ぜひ、熊取町も子どものために、小学校、中学校も同時に独自の決断で、お金がないと言われればあれなんですけれども、やはり子どものためならばお金を使ってもいいのではないかというふうに感じます。ほかのことにお金を使うんだったら、まず初めに子どものことにお金を使っていたきたいと思えます。転入促進とおっしゃっていますけれども、やはり熊取町を選んでもらうためにも、一日も早く全ての学校、小学校を先に進めてもいいかとは思いますが、35人以上学級が

あるというふうなことがあると熊取町のイメージも悪くなるかと思しますので、その点はいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）先ほどから同じことばかり申し上げて申し訳ございませんが、国が5年という、長いと見るのかどう見るのかあれですけれども、かけてやるというふうに言っておりますので、それに基づいて我々は学校教育の充実に取り組んでまいりたい。ただ、現有の状況であったとしても、しっかりと子どもたちのために頑張ってまいりたいというふうな気持ちであるということでございます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）町としての考えはやはり小学校で35人……。もうここまで来たら35人学級はそこまで来ているような気がするんですけど、少人数学級で絶対残してほしいという学校をどうするかというのは、また先生と話し合いはしてもらわないといけないかと思えます。IT化するにも35人以下学級というのは当然だと思うんですけど、その辺ではいかなるものなのでしょうか、町として。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）鱧谷議員おっしゃっておられることは非常によく分かるんですけども、もちろん、さっきから統括が申しているように、先生が不足していると。それともう一つやっぱり原因があって、各小・中学校に空き教室がある学校もあるけれども、今の現状でクラスいっぱいいっぱい入っているという学校もあります。となると、35人学級になってクラスが増えるということは、当然施設のほうも増やしていかなあかんという状況もございます。現在の補助制度であれば学校の子どもの数に応じた学校面積というのが決まっておりますので、それを超えて施設整備をするという全額町費での持ち出しということになります。先生を基準を超えて採用するととなると、泉佐野市はどういう方法を取られたのか分かりませんが、全額を先生のお給料の分は町が負担しなければならないということで、やっぱり財政的にかなりの負担になってくるところもございまして、現状、統括が申し上げましたように、少人数ということで教科に応じて、子どもたちの習熟度に合わせた形での対応ということで現在させていただいております。

ただ、やっぱり大阪府全体として、市町村が手を取り合わせて、35人学級の実現に向けてはいろんな機会を通じて大阪府なり国のほうへの要望については引き続き行っておりますので、そのあたりについては議員方のバックアップもぜひいただけたらなというふうに思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）今お話いただきましたけれど、部屋の数足りないというお話でした。部屋の数足りないときには、私たちも若いときは部屋の数足りないのが当たり前ということで、特別教室で授業があったりとか、そういうふうなことは経験してきているんですけど、特別教室をクラスに変えて、特別教室の使い方をいろいろと工夫してみるとか、そんなこともできるのではないかなと思うんです。そういうことは無理な学校がやはりあるということですね。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）やはり特別教室については一定それぞれ教室を動かさないという、家庭科室であったりとか音楽室が階段状になっていたりとかいうところもございまして、学校によっては多目的で使えるような部屋というのもあるんですけども、生徒数の増減の具合で、どうしても今、支援の子どもたちも増えてきていますので、そういうような形で教室が不足しているところも現状でございます。そのあたりについては学校のほうといろんな相談をしながらということで、教室の使い方というのもございまして、この辺についてはご理解いただけたらと思います。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）分かりました。

今のところは足りないところ、小学校の4つの学級、2つあると。それから中学校の2校で足ら

ないというところで、これだけだったら、それで35人、36人だったら4人の先生を配置できればできるんだったら、できるような気がして仕方がないんですけどね。ここまで来ているのに、もう35人のところに手が届き、子どもたちのいろんな面でも、先生の負担の面に対しても、全然40人近い学級と35人以下の学級では違うというのは私自身もすごく感じていますので、またその辺はお考えいただけるということをお願いできませんでしょうか。無理ですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）先ほど来、町側にも転入促進の観点でということの子育てしやすいまち、教育のまちということで掲げておりますけれども、先ほど吉田統括のほうから答弁があったとおり、私自身は、教育委員会のほうが人数が仮に36人、37人、オーバーするようなことがあったとしても、しっかりと一人一人に行き渡る教育というのをされているということでございますので、決して35人学級を全てやっているから優れているというものではなくて、やはりその姿勢ということが大事なかなというふうに思っております。

その参考かどうかあれなんですけれども、我々、定期的に不動産業者とお話しするんですけれども、やはり熊取町の学校教育は非常に優れているという評価をいただいて転入されている方が多いというお声もいただいておりますので、そういったところで、先ほど教育委員会が答弁申し上げましたとおり、まずは国の動きにしっかりと合わせながらというのが基本かなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）国の動きはかなり遅いので、なるべく早く行っていただきたいということを申し上げて、もう一つ、先生の長時間労働の負担軽減のためにタイムレコーダーを導入されたと思うんですけれども、その効果があったらお話ししていただけますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）タイムレコーダーの導入に関してどんな効果があったかということについてでございますが、全体的に、申し訳ございません、細かな資料を持っていませんけれども、勤務時間数はやっぱり減ってきております。結局、タイムレコーダーを使うことによって、先生方が帰るということ意識されるようになってきているのは間違いないと思っております。

ただ、当然ながらまだ遅くまで残ってしないといけないときがあったりとかという方がございますので、その辺、働き方改革については今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）2番目についてお聞きします。

12月議会でも聞きましたが、広報2月号でスクールサポートスタッフの4名募集というのがありました。学習支援員やスクールサポートスタッフの現状はどうなっていますでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、2つ目の学習支援員についてですが、12月議会一般質問でもご答弁させていただきましたとおり、予定どおり各校8時間、延べ16名を配置し、現在活動を行っております。令和3年度につきましては、大阪府の補助事業が行われなため実施しない予定です。しかしながら、本町では従来から学習支援ボランティア事業を実施しており、ボランティアの学生に支援員と同様の活動を行っていただくことにより、児童・生徒の学習の充実に努めたいと考えております。

続きまして、スクールサポートスタッフの現状についてですが、主に新型コロナウイルス感染症対策における消毒作業を従事内容といたしまして、昨年7月以降継続して、広報紙の掲載やハローワークを通じてスタッフの募集を続けてまいりました。現在、小・中学校8校中、7名のスタッフの方に従事していただいております、残り1校が未配置となっている状況でございます。

また、令和3年度のスクールサポートスタッフ関連予算につきましては、本議会にご提案申し上げ

げている令和3年度当初予算にも計上させていただいており、並行してスタッフの募集についても進めているところでございます。

応募状況でございますが、2月号広報紙に掲載し、現在7名が従事する見通しとなっております。

残る1名のスタッフ配置につきましては、再募集の検討と併せまして、スタッフの派遣業務として事業者への委託も視野に入れて検討を行っているところであり、スタッフ未配置学校が解消されるよう鋭意努力してございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、このスクールサポートスタッフ配置事業については、大阪府の補助事業を活用して実施しているところでございますが、大阪府の予算が現時点で令和3年10月末までで一旦区切りをつけるとのことでございます。今後、新型コロナウイルス感染症の拡大あるいは終息の状況や、これに伴う大阪府の動向を見据えながら、10月以降、本町としての対応について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）2月の広報のホームページでは、今年度中だけ、3月末までの募集のような書き方をされてありまして、3月1日に更新されたホームページでは来年度も募集が1人ということで、そのときにやっと2月の採用で3名が採用され、採用期限も3月末までと書いてあったんですけど、何かホームページの書き方が2月の募集で令和2年度の3月31日までみたいな書き方やったんで、えっ、1か月だけの採用みたいな感じと思ったんです。それはよかったなというふうに思っているんです。

熊取町は時給973円、泉佐野市は時給1,051円なんです。せめて近隣と同じようにしてあげていただきたいと思います。

私の資料のほうを見ていただきたいんですけども、採用の状況を見たときに、泉佐野市のほうの講師の募集については金額とかいろいろと詳しく載せてあるんです。熊取町のホームページでは講師にご登録ください、それだけなんで、何かほんまに産休の先生とか先生が病欠になったときの募集とか、本当に募集をしたいという気持ちが伝わってこないんで、この辺はちょっと改良していただきたいなと、考えていただきたいという思いであります。一応そこで質問は終わりなんです。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）講師募集の記事に関しましては、また掲載の仕方については考えたいと。ここには4年制大学新卒ということで書かれてありますよね。

（「講師登録の形みたいですけどね」の声あり）

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）はい。その辺のところ、額を示す場合に例えばいろいろな経験であるとか、あるいは一般企業でお勤めであったとか、様々な状況によってかなり給与の額が変わってくるので、そこをなかなか明示してしまうのが難しいなというところも実際ございまして、かなり複雑な府の計算式の下でやられていますので、簡単に書いてしまうことによって誤解を招くことがないのかなということが若干気になっています。そのところを考えながらホームページをアップしていきたいなというふうに思います。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）またお考えをお願いしておきます。

次の質問に移らせてもらいます。生活保護の扶養照会についてです。

扶養照会とは、生活保護の申請時に福祉事務所が3親等までの親族に援助できないかを問い合わせるものです。生活が困窮しても、家族に知られるのが嫌だからと生活保護を受けないケースが多く見られるようです。私が相談を受けた方も、ご夫婦とも国民年金だけで、それも満額ではなく、ご主人が介護施設に入所するとお金が足らなくなり、1日500円で食事をしているという話でした。生活保護の話をしたんですが、親戚に手紙が送られると娘に恥をかかせるからと拒絶されました。

菅首相は1月27日の予算委員会で、コロナ感染拡大によって困窮者が増えている、もっと支援できないのかの答弁で、政府には最終的には生活保護という仕組みもと答弁しました。生活保護が必

要な世帯の2割しか利用していない下で、扶養照会によって申請をためらうのは仕方ないのかという答弁に田村厚労相は、扶養照会は法律事項ではなく、義務ではないと答弁しました。菅首相も、生活保護は国民の権利だと認めました。

コロナ禍の下、生活に困窮される方が増えると思われます。今こそ扶養照会はやめ、生活保護制度の改善、拡充が必要です。町から国へと改善するよう要望してもらいたい。また、改善が決まると広報をお願いしたいが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の生活保護の扶養照会につきましてご答弁申し上げます。

まず、生活保護の扶養照会でございますが、議員ご指摘のとおり、生活保護申請者の親や子及び兄弟、姉妹等の扶養義務者がいる場合に、扶養を受けることができる範囲で生活保護よりその扶養が優先されることとなっているため、照会を行うものでございます。

本町は福祉事務所を設置しない町村となっておりますので、扶養照会を含む生活保護の業務は大阪府が行っており、岸和田子ども家庭センターで実施しております。本町に生活保護の相談があれば岸和田子ども家庭センターに引き継いでおります。

なお、生活保護の扶養照会につきましては、本年2月8日の衆議院予算委員会におきまして、より弾力的に運用できるように厚生労働省で検討しているという発言もあり、運用に変更があった場合は情報の発信に努め、今後とも、保護を必要とされる方が適切に生活保護を受給できるように大阪府と協力してまいります。

以上、ご理解をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）私がこの質問を出した後、2月27日に厚生労働省は、今まで20年間音信不通の親族には扶養照会調査は不要だったのを改め、期間を10年間で扶養照会不要としました。また、自営の収入が回復する見込みのある場合は持家のまま制度が利用できる。また、今まで親族が高齢、未成年、DVの場合は照会しないとしていましたが、それに加えて、親族に借金している、相続をめぐる対立している、縁が切られていて関係が著しく悪いなども照会不要と明文化しました。しかし、この判断はどこがするのでしょうか。親戚と関係が悪いから知らせないでくださいで済むのでしょうか。その辺も、もしお分かりでしたらお答えください。また、分からなかったら調べていただきまして広報もしていただきたいというふうをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今ご指摘のあったとおり、令和3年2月26日付で事務連絡も参っております。生活保護問答集についての一部改正というような文章で新旧のほうもつけられておまして、今、議員ご指摘のあった借金を重ねている、相続をめぐる対立、そういったことで縁が切られているなど著しい関係不良の場合が想定されるというようなQ&Aの改正の通知が来ております。

ただ、具体的にそれをどのような聞き取りというんですか、そこまですのをどういうふうな手順でどのようなタイミングでというそこまでのところは、現実、この対応は子ども家庭センターのほうでやっていただくこととなりますので、我々もそこまではちょっと把握していないというのが正直なところでございます。その辺につきましても情報発信できる部分につきましては、今、議員ご指摘のとおり情報発信すべきだと考えますので、適宜聞き取り、その辺の中身につきましては発信できる範囲で発信させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）そもそも2017年の調査によりますと、年間に26万回の扶養照会が行われています。そのうち経済援助に至ったのは僅か1.45%です。福祉事務所の負担が重く、現状にそぐわない制度になっております。また、扶養すると答えたもののできなくて、また初めから生活保護を申請するというようなケースもあるようです。

2月24日のネットに、菅首相の息子が接待した飲食代1人7万4,000円の記事と、残金13円を残して親子が餓死したという記事が載っていました。何かとてもたまらない気持ちになりました。ぜひ権利としての生活保護が一日でも早く実現しますようお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

3番目としまして、菅内閣はデジタル化の推進を最重要課題の一つに掲げています。熊取町もデジタル化を進めています。デジタル化により、新しい科学技術は生産力の発展をもたらしますが、デジタル化が生活に及ぼす変化が幸せにつながらないおそれがあることを考えてもらいたいと思って質問いたします。

労働の在り方や労働者の雇用への影響が大きく及んでいきます。AIは、人間の知能労働さえもAIコンピューターによって代替する技術を今切り開いていっています。経済産業省の新産業構想ビジョン施策によりますと、デジタル化によって様々な仕事において人減らしが起り、ホワイトカラーの仕事は大きく減少し、対策を講じないと、2030年です。2030年というたらあと10年ほどしかないんですが、従業員数が735万人も減少すると予測をしております。

行政では、デジタル化が進むと働き方が変わっていくのでしょうか。人数が減らされていくのでしょうか。どうなっていくと思われませんか、ご答弁お願いいたします。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、デジタル化と働き方について、まず行政でのデジタル化と働き方について答弁申し上げます。

AIなどの先端技術を活用して内部管理業務をデジタル化することにより、行政ニーズの高度化・多様化による業務量の増大や人件費抑制への対応など、行政が抱える課題解決につながるものと考えてございます。その結果、デジタル化で対応できない、職員が直接対応しなければならない業務、例えば職員が地域課題に直接向き合う業務に対する時間を確保するなど、業務への人的資源をより合理的にシフトさせることで、住民の利便性の向上が図られるとともに職員の働き方による影響があると考えてございます。

次に、デジタル化による人員の対応についてでございますが、少子高齢化のみならず、厳しい財政状況の中でデジタル化による業務の効率化は必要不可欠な取組であると考えています。この取組を進めることにより、限られた人員の中で、増加傾向にある超過勤務の抑制につなげていくとともに、先ほども申し上げたとおり、デジタル化による業務の効率化により、デジタル化で対応できない業務、職員が直接対応することが望ましい業務に注力できることで、今後も増大するであろう行政需要に対し、限られた職員数ながらも住民サービスの質の向上を図っていけるものと考えてございます。

一方、1人当たりの職員の働く時間を短縮し、その代わりに職員数を増やすというワークシェアリングにつきましては、デジタル化による業務の効率化とは切り離して考えていくべきものであり、今後の情勢に留意しつつ研究してまいりたいと考えております。

以上、ご理解をお願い申し上げますとさせていただきます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）人間らしい仕事ができるということではプラスに働くことは多いかと思いますが、ただ、人を減らしても仕事をしていけるということに対して、やはり危惧を感じざるを得ません。

私は先日、中国の配送車の映像を見ました。全自動化された配送車が団地の前に止まると、会社からお客に届いたという知らせが行き、ボックス番号と暗証番号が知らされます。ボックス番号のところに行って暗証番号を打ち込むと扉が開いて物品を受け取ることができます。これが量産されれば配達業者は要らなくなります。同じように、全自動の車がたくさんできればタクシー運転手は要らなくなります。失業が増えてくるのは当然ではないでしょうか。

また、料理や宅配業者、コンビニオーナー、美容師など、個人経営者の形を取ってウェブサイトアプリの仲介をする仕事になり、デジタル日雇労働という将来世代を生み出す可能性もあると言わ

れております。これはウーバーみたいなので、アプリからどこどこへ行って、個人経営者としてお金は受け取りますが、あと何の保障もない。年金もなければ、それから失業保険もない、そういう人々が増えてくると思われるのです。

働く場所の減少とデジタル日雇労働者の増加は、私は少子化社会を加速させるのではないかと心配します。今、コロナ禍の中で、2019年度86.5万人だった出生件数が2020年度には84.8万人と減少しています。コロナ不況で2021年度は80万人を切るかもと言われていています。80万人を切る予測は2030年以降の予測値だったようです。あまりにも早い少子化、私は、この少子化に加えて、デジタル化により仕事がなくなり、アプリやウェブサイトが仲介する年金や退職金など保障のない労働者が増えることで、また少子化がどんどん進んでいくのではないかと考えております。

そこで、私の資料を見てください。

スウェーデンで6時間労働制が今進んでいます。そのきっかけになったのは日本のトヨタでした。最大の効果は、従業員の離職率が減少したことです。辞められると次の従業員のトレーニングコストがかかります。6時間勤務制を導入したことで職場に魅力を感じ、転職を考えなくなったそうです。しかし、デメリットとして、6時間労働制を維持するには人材コストがかかります。しかしながら、仕事がなくなり生活保護費ばかりが増える社会よりは、長時間労働をやめ若者の働く場所を増やし少子化を止めるために6時間勤務制にすることが、私は望ましいことではないかと考えます。

行政も、デジタル化によって人員を減らしていくのではなく、人員を増やしていくことを考えられないでしょうか。また、そのような考えはありますでしょうか。先ほどはないとおっしゃいましたが、よろしくをお願いします。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）議員が言われる、要は時短をして人を増やすという策でございます。これまで1人で担当していた仕事を複数人で分けるということによって1人にかかる負担を減らそうというものでして、そうすることで効率性と生産性のレベルアップを目指すというものになるかと思えます。これも、議員の資料にもあるようにヨーロッパの諸外国で導入されて実績を上げられ、日本でもトヨタということもありましたけれども、そういう企業が増えてきて、現在様々な企業で問題解決につながり、成功を収めているという事例も見させていただきました。

それで、本町についてでございますが、要はこの取組と申しますのは、雇用を増やしつつ労働時間と賃金の削減という2つの異なる取組を行うということになりますので、現時点では本町ではなかなかなじみにくいものなのかなと感じます。ただし、検討するとすれば、正規職員では制度上の縛りがありますので時短は難しいということになるんですが、会計年度任用職員では勤務時間の裁量は町にありますので、そこができるのかなと思えますけれども、ただ、雇用される側、働き手にとりましては、労働の負担は減りますけれども勤務時間が短くなるということは、やはり給料が、そのまま収入面が減るということになってまいります。そうしますと募集しても、他団体の条件とかも申込みされる方は比較をされて申し込まれてきます。そういった意味でも、現状でも多く申し込んでもらえていない状況が確かにあるので、さらに申し込んでいただけない厳しい状況になるのかなというところが心配するところでございます。

そういったことで、現状では対応は難しいのかなと思えますけれども、やはり議員おっしゃるワークシェアリングにつきましては雇用の創出であったりとかハードワークの緩和とか、要は職場環境の改善が図れる手段の一つということで認識してございますので、今後も研究は重ねていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。

本当に少子化が進んでいきますと、どんどん少子化の悪循環というんですか、リーマンショックのときに働けなかった子どもたちが今、やっぱりしんどい思いをたくさんしております。また、コロナの中で就職できないという子どもたちも増えてきて、その子たちが子どもを産めないような状

況というのがまた出てくるのではないかというふうに私はちょっと不安を感じています。その辺も考えていただいて、少子化の問題と雇用の問題というのをみんなで考えていけるようなきっかけになったらいいかなというふうに思って、質問させていただきました。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、鱧谷議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、議場内の換気のためしばらくの間休憩いたします。

---

（「16時24分」から「16時28分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

町政運営方針で中学生を対象とした民間の英語試験の実施というのがあったので、ちょっとちぐはぐになるかもしれませんが、よろしくをお願いします。

まず、1個目、英語検定試験受験料の補助についてということで質問させていただきます。

大阪府内や近隣自治体でも実施している英語検定の受験料の補助について、以前の一般質問の中で聞いているが、現在の状況をお聞かせください。

1点目、以前と変わらず受験料の補助は考えていないかということで、ご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）坂上議員の英語検定受験料補助についての1つ目、受験料の補助についてご答弁申し上げます。

今年度から小学校での英語教科化が本格的に始まったこともあり、子どもたちの学習意欲やコミュニケーション力をさらに向上させるため、授業内容の充実及びALTの効果的な活用を図っているとところです。あわせて、英語に対する取組の成果や課題を的確に見取り課題改善に取り組むことが、本町英語教育のさらなる充実につながると考えており、令和3年度には、英語検定受験料補助ではありませんが、英検I B Aを中学1年生から3年生対象に実施したいと考えています。英検I B Aとは、日本英語検定協会が実施している英語能力判定テストで、リーディングとリスニングの2技能を測ることができます。中学生全員を対象とすることで、全ての生徒の学習成果や各校及び町全体の英語力の定着状況が把握でき、小・中学校の英語授業やALT活用の在り方を効果検証することができると考えています。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）何かしらやっていただくのは、前よりは前進しているので、いいのかなと思います。

次に、2点目の補助を実施している多くの自治体は、英語力及び学習意欲の向上を図るためとされています。また英検3級では、受験料団体、多分こっちで受けるほうが安いんですけども、受けても5,000円近くするんですね。補助があるほうが、子どもたちも保護者の方に受けたいんやけれどというのはいややすいと思うんですけども、その辺はいかがですか。

議長（矢野正憲君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）2つ目の補助があるほうがチャレンジしやすいのではについてですが、英検I B A実施の目的の一つとして生徒の学習意欲の向上があります。英検I B A実施後には、生徒一人一人に個人成績表が返却され、自らの学習成果を把握することができます。生徒自身が自分の得手不得手を客観的に知ることにより、英語学習に粘り強くチャレンジするきっかけとなり、英語のみならず全ての学習に対して主体的に取り組む態度をさらに育むことができると考えています。

今後も、子どもたちのコミュニケーションを図ろうとする意欲を一層高めていき、英語を通じて全ての子どもたちが自分のことを表現したい、そして人と関わりたいと思うことができるよう、英

語教育の充実に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。ちょっとその辺が絶妙に微妙かなというふうに感じるんです。よく新聞でも、英検3級相当な人は50%と書いているんです。要は、相当というのは将来、履歴書とかに書けないんですよ。僕、英検3級相当ですと書いても、ふーんで終わっちゃうんですよ。結局そこは、外部のちゃんとした実績として残るような英検を受けたり、そのほかにもいろいろな英語検定試験というのがあるので、そういうのを受けたほうが、結局自分の持ち物というか、一つの成功体験ですよ。要は相当みたいな話じゃなくて、ちゃんと英検3級を持っています、英検2級を持っています、そういうふうに言えるんですよ、将来にわたって。ちゃんと勉強した結果がそうやって履歴書とか正式な書類に書けるものをもらえるというのは、一定モチベーションも上がると思うんですけども、その辺の考えは以前とは変わっていないですか。

議長（矢野正憲君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）教育委員会としましては、英検受験となると希望者ということになる可能性が高いかなというところで、やはり全ての子どもたちの英語の学習状況を把握していきたいと考えたところ、英検I B Aがちょうど適するかなと思っているところです。全ての子どもたちの学習状況を把握できたら、学校全体の成果であったり課題、また町全体の英語教育の取組の成果、課題もはかることができるというふうに考えたため、英検I B Aを実施する予定にしているというところなんです。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。教育委員会としてはそういう答弁になると思います。

僕が言いたいのは、結局町長に言いたいんですけども、英検の受験料を補助してくださいよということなんです。町長も以前、マニフェストとかでも塾代補助だとかを書いていたときもありますし、そういった観点は持っておられると思うんです。

近年、中学、高校生ぐらいの受験生の数はぐんぐん伸びていっていますし、小学生以下でも今40万人とかになっているんです。受験する子たちが増えています。実際、小学校5、6年生で5級から始めたり、4級をいきなり受けたらという子どもたちも増えていっているんです。そういった中で、実際、近隣でも補助している自治体もある中で、熊取町は教育のまちとかも言う中でどうしていくかなというところで、教育委員会としてはそうやって全体的な答えでやっていたんですけども、これは町長にお聞きしたいんです。どうでしょう。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）教育委員会としての考え方があると思います。全体的な底上げを図る中で、英語に興味を持ってもらいながら英語能力を向上させていくという、これは公平性というふうなことから言えば当然のことだというふうに思います。

ただ、個人的に言えば、私も町長に出るときには学習塾代のクーポンをというふうなことも公約に掲げておりましたし、できれば、そういった希望を持っている子どもたちには応えてあげたいというふうに今でも思っております。ただ、これが今適切なのかというふうなことも考えなければならぬというのが、コロナ禍の現状であるのかなというふうに思うところです。これは自分の中で相反することなんですけれども、全体的なそういった総合的な状況判断というのがありますので、まずは教育委員会の考え方も尊重しながら、時期を見ながらそういう決断をどこかでしたいというのを思っているのが現状です。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）ぜひ、そのどこかというのは早いほうがいいと思いますので、中学校からとは言わず、小学生から英検とか英語検定試験、いろいろありますので、受験料の補助をしていただきたい

などと思います。

先ほども鯉谷議員から仕事がなくなっちゃうよという話をしていたんですけども、やっぱり子どもたち、仕事がなくなっても困りますので、子どもたちのスキルをどんどん上げていくために、そういった英語の補助というのも考えなければならないと思います。ぜひ、その辺は早い段階で決断をお願いします。

次、2つ目の質問へいかせていただきます。

資産の稼働率、更新の考え方についてということで、公共施設等総合管理計画が平成29年に策定されました。計画が進められているところですが、コロナ禍の影響で情勢は一変しました。そこで、資産の稼働率や更新の考え方についてお聞きします。

1点目、稼働率の低い資産はどのように把握していますか。その基準はどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、ご質問いただいております公共施設等総合管理計画に基づく資産の稼働率や更新の考え方についての1点目、稼働率の低い資産の把握の仕方とその基準について答弁申し上げます。

公共施設等総合管理計画につきましては、本町の公共施設等の適正な配置や効果的、効率的な管理運営の方向性を示すべく、各関係部局との連携の下、平成29年2月に策定したものでございます。この公共施設等総合管理計画は基本的な方向性を示すものでございますので、各施設の稼働率に関する基準は設けておりませんが、本計画策定後、施設管理部局において個別施設計画の策定を進めているところであり、その中で、施設の稼働率や利用者の増減の推移等につきましては各施設ごとで適宜把握しているところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）あえて全体的な、すごく広い範囲の質問をさせていただきました。要は、よく分かんと言ったらあれですけども、把握しにくい計画なんで質問させていただきました。

僕が、ちょっと稼働率が悪いんじゃないか、これはもう一般企業で言ったら不良資産じゃないのというところもあったりするんですよ。でも行政というのは、利益を出さなくても住民のニーズがあったらやらなければならないじゃないですか。使われていない、全然利益を生んでいないから要らないよねという判断がしにくいので、こういったよく分からんなどいうのが出てくるので、あえてこれはちゃんと基準を設けたほうがいいんじゃないのというので質問しているんです。

まず、分かりやすいところで、野外活動ふれあい広場の令和元年度のK P I の評価がCなんですよ。実際、イベント参加者数とか見ても、平成28年度で7,500人、平成29年度7,025人、平成30年度5,962人、そういう人数なんですよ。自己評価で利用者数、イベント参加者数がともに減少しているため、評価Cになっていると書いています。この施設は、担当部局としては稼働率としていいのか悪いのか、どのように捉えていますか。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）K P I 指標のほうでも利用者数、これはイベントを除く利用者数になりますが、8,400名とさせていただいているところ、先ほど議員おっしゃったとおりの数字になっておるところで、目標に当然達していないというところでCという評価をさせていただいています。もちろんこれは、やはり我々としては不満足、もっと利用していただけるような工夫をしていかなければならないというふうに認識しています。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）まさしくそこなんですよ。増やしていかなあかんのかどうかというところが問題なんですよ。資産を持っていたら、ずっとお金がかかりますよね。これを切ってしまうのかどうかという基準がどこにあるんかが、目標に達していないから目標人数まで持っていこうよという考え方もあると思うんですけども、資産を持っていたらこのままずっと更新費用とか、委託しているの

で委託費用がかかっていますよね。なので、平成29年度に策定されたこういう公共施設等総合管理計画のときにはなかったコロナという状況の後に今来ていて、財源をどうやって配分するのかというのをもっと改めて考えなあかん時期に来ているんじゃないかなというところで、野外活動ふれあい広場、こうやって人数がいない中でずっとこのまま熊取町が持ち続けるんかどうかっていう、そういう基準はありますか。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）もう一度確認させていただきたいんです。施設整備計画はもう一旦置いておいて、施設として町が持つべきかどうかというレベルのお話というところでよろしいですね。

野外活動ふれあい広場につきましては、やはり緑の拠点的な施設でございまして、ファミリー層であるとか、また子ども会、ボーイスカウト、大学のサークル等、こういった団体がいわゆる施設、バーベキュー施設もそうですしミニ広場なんかもそうですけれども、そういう施設を使って野外活動をしていただく、また、宿泊もしていただけるような施設ということで、町で唯一の施設でございまして、そういう意味では施設としては必要であろうというふうに考えております。

もう一つ、基準があるかということにつきましては、個別に現在のところでこの基準になったらこういう施設は要らないよねというような基準は、熊取町ではないというふうに認識しているところです。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。

次に、利用者が少ないんじゃないかなと思うので、老人福祉センターのことをお聞きします。

入浴サービスというのがなくなってから利用者が減っていると思うんです。その中では、これは議員全員協議会でもちょっとご質問したんですけども、議員全員協議会で配られた資料の中では、平成27年は積み上げの利用者数なんで1万6,859人になっています。施設の総合管理計画の中では平成27年度の利用者が6,600人ぐらいになっているんですよ。要は比べにくい数字になっているんです。この施設も年間、施設の総合管理計画の数字をもっていうと6,000人ぐらいなんですけれども、先ほどの野外活動ふれあい広場のことと同じように、更新していくのかどうかというそういう基準はありますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）まず、老人福祉センターですけども、近辺にある公共施設として皆さんにご利用いただきやすい施設であるというのがまず1点ございます。それから、老人福祉センターは老人福祉法に基づく、設置の義務とまではなっておりませんが、老人福祉法に定める施設ということになっておりまして、基準が特A型、A型、B型という3種類がありまして、本町はB型になるんです。こういった法的な位置づけのある施設である。それから、先ほどご紹介いただいたように一定の人数、これは特に2階に設置してあるヘルストロン、それから1階の入り口のところにあるマッサージ器、こちらを利用される方が非常に多いと。それから年間5,000件を超える貸し館のご利用も、やはり場所的なものもございます。利用されているというところもございます。

それから、この老人福祉センター、今、基本はご高齢の方限定というふうになるんですけども、やはりふれあいセンターとの相互利用というようなことも今後考えていかないと、ふれあいセンター自体がもうかなり手狭になってきております。それから、これからの福祉施策の中で地域共生社会ということを中心に頑張っていかなければならない、その拠点施設的なものとしての位置づけも今後考えていきたいなというふうに考えておりまして、やはりこの施設、我々福祉部局として、また利用状況からしても、今後継続していく施設だというふうに考えております。

それから、あともう一点は、耐震診断を実施し耐震補強の必要性も出ておりますけれども、非常に安価に耐震補強できるという結果が出ておりまして、これをそれこそ更地にしてしまうというのは逆にもったいない話で、これに少し手を入れて補強して、そうすれば地域共生社会、地域の皆さんが憩いの場としてご利用いただける、そういった場に今後発展的に使っていきたいという考えを

持っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）すみません、1点申し忘れた部分がありまして、先ほど総務部長の答弁で、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画に基づいてそれぞれ施設の事を考えているんだというような答弁やったかと思いますが、野外活動ふれあい広場の場合で申し上げますと、それは公園施設の長寿命化計画、こちらに基づいてやっていくという形になります。これ実は平成26年に策定されておりますが、この見直しが令和7年から令和16年までの期間の長寿命化計画を立てるという予定になっております。公共施設総合管理計画を策定する段階から、野外活動ふれあい広場の次回の更新であるとか一定規模に施設整備を投じるというようなものの検討については、次回の長寿命化計画時に検討しようという形になっておりますので、その時点で、ひょっとしたら先ほど議員おっしゃった施設の在り方そのものというようなところも含めた検討というところになってこようかというふうに考えます。

これが一つと、今後、もう一つ今ありますのが、和田山ベリーパークというものができてきておりますので、こちらとの一体的な利活用というものも含めて考えていきたいような施設である、これはもう間違いないのかなというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）ぱっと見、利用人数が少なく稼働率が悪いんじゃないのという施設を2つぐらい見つけて質問させていただきました。聞けば要らんかなというふうにも思うし、でも人数的に利用者数だけ見るとやっぱり少なく、稼働率としては悪いんじゃないのという印象も捨て切れないので、その辺の基準が行政としてないのが一番判断しづらいですね。僕たち議会としても、その辺の町として何人に達しなかったらこの施設は要らないと思っていますとかいう基準があるんやったら、じゃその人数に達しなかったら要らんやんというふうになると思うし、そうやっていろんな視点から見た基準をつくっておくほうがいいんじゃないかなと思って、この質問をさせていただいています。

次の質問にいきます。

平成29年度でやらなければならない事業、町の財政負担が変わってきていると思います。要はコロナがあったから、いろいろな事業が前倒しされて、かかってくる財政負担が増えていると思うんですけども、公共施設等総合管理計画の中で大きく見直す部分はありますか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）次に、2点目の施設の更新などの見直しについてでございます。

施設の更新時期につきましては、公共施設等総合管理計画の中で定めた施設の長寿命化と適正な更新の方針に基づき、各施設の個別施設計画において今後の更新時期を想定しているところで。一例といたしまして、役場庁舎におきましては、本館・北館・東館の一体的な更新について長寿命化を図った上で、令和26年度から38年度の間と想定しているものでございます。

しかしながら、公共施設の建物や設備等につきましては、情報技術の発達やライフスタイル・価値感の多様化、また、議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス等による社会状況の変化など、取り巻く環境も目まぐるしく変化するものでございます。こうした情勢に適切に対応するため、各施設に係る個別施設計画につきましては、その期間内においても必要に応じて見直しを行うなど柔軟に対応してまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁いたします。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）柔軟に対応していただくということなんですけれども、やはり要るか要らんかという判断ですよ。公共施設等総合管理計画、大体更新するというふうになっていっているの、さっき利用人数が少ないから聞いた施設でも、基本的には更新していきたいよねというご意見やったん

ですけれども、本当にそれは、一般企業で言えば不良資産なのかどうかという基準があまりにもなさ過ぎて判断できていないと思うんですよ。それは建物も部屋があったほうがいいんですよ、住民は使えるから。そのサービスは本当に今の財政で要るのかどうかですよ。

今までは、いろんな施設をいっぱい造っていったら税金とかもあつたし維持できていったのかもしれないですけど、これからは、建てていくというよりはもうどんどん減らしていかなきゃあかんような時代とか、ほんまに必要な施設は残していかないとイケないけれども、本当に要るのかどうかという判断基準があまりにも曖昧過ぎて考えづらいというのは現実やと思うんです。

先ほども山本部長がおっしゃいましたけれども、それは部屋があったほうがいいし、手狭になってきたから部屋あったほうがいいというのは分かるし、野外活動ふれあい広場でも意義があつて持っているというのは分かるんですけど、この先の財政を考えて、何か分からん状況に対応していかんあかんと考えたら本当にそれは要るのかな。野外活動ふれあい広場にしてみたら、民間に譲渡してそこで使ってもらっても意味が一緒なんじゃないかなとか、そういう基準をもうちょっと明確にしておくほうが、全員で判断しやすいし分かりやすいんじゃないかなと思うんですよ。

今まで行政のお金の流れというのが結構注目が行きがちやったのが、予算を何に使うかというふうに注目が行きがちやったんですけど、何に使うかというのはもちろんこれからもずっと大事なんですけど、今ある資産に対してどう管理していくのかというのはすごく重要な話やと思うんです。将来にわたって更新しますじゃなくて、これ、更新をもうやめます、なくします、なくしたこのお金を次、じゃICTのことに使いますとか、そういう考えはきっと必要になってくると思うんですよ。

それは、部屋はあつたほうがいい、建物はあつたほうがいい、こういう設備はあつたほうがいいんですけど、次に何か起こってきたときに対応するために、やはり今持っている持ち物を減らしておくほうがいい。けど、その減らす順番が分からないとなったら困るので、これからいっぱい人員が関わっているこの計画で、相当時間かかると思うんですけど、そういったこれぐらいまで利用者が少なくなったらとか、利用者の人数だけじゃないでしょうけれども、何かいろんなみんなの意見の中で、こうなったら更新しなくてもいいんじゃないのという基準はある一定持っていたら、更新しませんとなったときに議会にも判断を仰いでいただけたら、こっちもそういうことやたら要らないんじゃないのとか、いやいや要るでしょうという判断をしやすいかなと思います。ぜひその辺は一旦、僕も議員を6年やったんですけども、その中で決算とかは結局使つたお金で言われているから、ちゃんと資料は見ていますけれども、あまりどうこう言えないよねというふうに思ったんです。これから、ちゃんと今ある資産の管理状況というものも見ていかなあかん時代になってきたんやなと思っております。

アフターコロナの財政とかというのを見据えて、今後、さらに限られる財源ですよ。どのような根拠でどんなエビデンスで配分していくんかというのも考えなあかん時代やと思いますし、ICTとかを導入される中で公務員もきっと減ってくると思うので、施設があつたらそこに人も配置せなあかんとなってくる。そういった中で、それは必要な施設なのか、いろいろな人と金、そういった配分の仕方を考えていかなあかん時代やと思います。そういうふうな皆さんで、いろんな担当部局がいっぱいあると思うんですけど、ちょっと集まって基準を一旦考えていただいたほうがこれからはいいんじゃないかなということで、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

(「16時58分」延会)

---

3月熊取町議会定例会（第2号）

## 令和3年3月定例会会議録（第2号）

月 日 令和3年3月5日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 圭介	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 田中 豊一	6番 鱧谷 陽子
7番 文野 慎治	9番 二見 裕子	10番 渡辺 豊子
11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事	野津 恵	総 合 政 策 部 理 事 兼 財 政 課 長	東野 秀毅
総 務 部 長	林 利秀	住 民 部 長	巖根 晃哉
住 民 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 長	矢部 義雄
都 市 整 備 部 理 事 兼 道 路 課 長	白川 文昭	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教 育 次 長	阪上 敦司	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	原田 哲哉

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	瀬野 裕三
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

### 一 般 質 問

- 議案第3号 監査委員の選任同意について
- 議案第4号 事務分掌条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 森林環境譲与税基金条例
- 議案第6号 介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を求める条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 学童保育所条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 保育所条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 町道路線認定及び廃止について
- 議案第14号 町道路線認定について
- 議案第15号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第13号）
- 議案第16号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第17号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第18号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）  
議案第19号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第20号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）  
議案第21号 令和3年度熊取町一般会計予算  
議案第22号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算  
議案第23号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第24号 令和3年度熊取町介護保険特別会計予算  
議案第25号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計予算  
議案第26号 令和3年度熊取町下水道事業会計予算

---

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年3月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

---

（「10時00分」開会）

---

議長（矢野正憲君）なお、発言される方は、起立の上、マスクをつけたままで発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。

次に、文野議員。

7番（文野慎治君）皆さん、おはようございます。2日目、どうぞよろしくお願いをいたします。

今回、一般質問で3項目の大きな項目を通告させていただいています。実は、昨年12月議会を前に、私の同志であり同僚議員である重光議員が残念ながらご逝去されました。2人でこの6年間、会派を共にしまして、同じ思いを持ってこういう質問項目についていろいろ相談し、やってきました。その中で、今回初めて出るような項目は実は選んでなくて、重光議員なり私がいろいろ相談した中で今回はこれをやろうという形で選んできた中で、2人の共通認識としては、1時間お時間をいただいて一般質問なり会派質問の機会を与えられているわけなんです、1回質問だけでなかなか行政は動かない、これはもうどの議員もお分かりのことだと思います。1発花火を打ち上げて、なかなかそれがすぐに言ったから実現するようなことはないわけなんです。そういった意味で、常に一の矢、二の矢、三の矢、時期を見てそれをやっていって、最終的には実現できたらいいよねと、こういうスタイルで議員活動を続けてまいりました。

その中で、直近、今回はこれを言ったけれどもなかなか、ちょっとは進んだと。しばらくまたたってやって実現を見ていこうというような、私ども熊愛という会派の中で、重光議員と共に終着点まではきっかけをつくったけれども、まだそこまで行っていないということが多々ありました。その中で、今回、重光さんも病床の中でも、次はこれをしたんや、その次はこれやということをしていろいろ2人で話をした中でありましたので、今回のテーマ3つはそういう思いで上げております。ぜひ、そのこともご理解をいただいた上でこれから始めたいというふうに思います。

一番初め、1点目なんです、熊取町の高齢者対策について、これは平成30年12月に重光議員が質問をされております。そのときの数字等、まだ2年しかたっていないんですけども、まずは表とグラフでお願いをしたいなというふうに思っておりますので、順次ご答弁いただけますでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の分につきまして、ご提供させていただいております資料に沿いましてご説明をさせていただきます。

それでは、2020年から2040年までにおける町内の高齢者数等につきましてご答弁申し上げます。恐れ入りますが、提出させていただいております資料をご覧ください。

まず、表1のところでございますが、ご質問の1点目、町内の全人口、並びに65才～74才の人口と75才以上の人口の割合予測についてでございます。2020年9月末現在の人口4万3,425人で、65歳以上の人口は1万2,463人となっており、そのうち65歳から74歳までの人口は6,590人、75歳以上の人口は5,873人となっております。人口に占める65歳以上の高齢者の割合は28.7%で、そのうち65歳から74歳までの割合は15.2%、75歳以上の割合は13.5%となっております。

また、2040年までの人口推計等につきましては、第8期計画のいきいきくまとり高齢者計画2021策定において推計を行っております。2040年には人口は3万5,307人となり、65歳以上の人口は1万2,710人になると予測されております。そのうち65歳から74歳までの人口は5,650人、75歳以上の人口は7,060人となっております。また、人口に占める65歳以上の高齢者の割合は36.0%となっており、そのうち65歳から74歳までの割合は16.0%、75歳以上の割合は20.0%となり、75歳以上の割合が65歳から74歳までの割合を上回り、より一層高齢化が進むものと見込まれております。

次に、表の2をご覧ください。

ご質問の2点目、小学校区毎の人口、並びに65才～74才の人口と75才以上の人口の割合予測についてでございますが、例年3月末時点における集計を行っておりますが、将来予測につきましては行っておりません。ご理解くださいますようお願いをいたします。

それでは、この表でのポイントを少し申し上げますと、小学校区ごとの人口に対する65歳から74歳までの割合につきましては、北小学校区が17.9%と一番高く、東小学校区が13.0%と一番低くなっております。また、75歳以上の割合につきましては、中央小学校区が14.3%と一番高く、東小学校区が9.4%と一番低くなっております。

次に、表の3をご覧ください。

ご質問の3点目、町内の二人住まいと独居高齢者世帯数予測についてでございますが、65歳以上の独居世帯数につきましては、第8期計画のいきいきくまとり高齢者計画2021策定において推計を行っておりますが、65歳以上のいわゆる夫婦のみの世帯数につきましては、本町独自で推計を行っておりません。そのため、直近の平成27年度国勢調査における65歳以上夫婦のみ世帯数を基に、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に行った推計値の増加率を用いて算出した数値をお示しさせていただいております。

65歳以上の高齢夫婦のみの世帯は、2020年は2,638世帯、2040年は2,689世帯となっており、65歳以上の独居世帯は、2020年は1,788世帯、2040年は2,123世帯となっております。今後、特に独居世帯が大きく増加していくことが見込まれることから、地域での支え合いの体制の構築や高齢者の見守り支援の取組が重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ありがとうございました。

冒頭に言ったように、2年前にも同じ資料を作っていただいています。表1のほうは、本当に2040年までのスパンでいうと20年先で、直近が2年前に作ってもろうていますので、ごくごく数字が、ちょっと下2桁が変わったりとかいうふうな形があります。

ただ、そのとき重光議員も指摘されているんですが、ここで言えることは、2025年には団塊の世代が75歳以上になるんだということと、2040年にはその団塊世代のジュニア、団塊ジュニアの世代が70歳以上になるんだと、こういうことがやり取りの中でも共有できたというふうに思っています。要は、どんどん高齢化は進むということで、人口は減ってくると。そのうちのもう約4割の方が高齢者になるんやと、こういうことが言えるんだなというふうに思っています。これも、2年前の重光議員の質問の中でも確認ができています。そういう認識は一緒ですよ。うなずいておられますので一緒です。

表2で小学校区の人口ということをお願いして、実は2年前は各自治会ごとのものを出してくれないかということで当初重光議員は通告のときにはしていたんですが、そういう形はございましたようになかったので、それぞれの小学校区ごとという数字を出していただいております。

部長が今ご答弁の中でおっしゃっていただいたように、ここで言えることが、北小学校と東小学校の例を出していただいたんですが、北小学校区といえば、私ももう平成元年から住まわせていただいておりますけれども、熊取ニュータウンという一番熊取の発展のときに大きく人口が増え、若い世代がどっと来たというところが、先ほどの1点目でもあったように、団塊の世代の人がもう25年には75歳以上になるんだということをもましく物語っているわけなんです。今回、2点目の大きな項目として自治会問題ということも取り上げているんですが、これもこういう数字を基に今日お話をさせていただきたいなというふうに思っているんです。その中で、今ございました将来予想は校区別のはしていないということでしたよね。はい、分かりました。

3表目です。3つ目の資料、これも問題点として、どんどん全世帯に占める65歳以上あるいは独居、それが増えてくるんやということで、ご答弁の中でもありましたように、独居世帯が増えるということで地域の支え合いや見守りが必要なんやというご指摘、町側もそういう認識、福祉部門を担当される部局の方もそう思われているということは、これはもう全く私も一緒でございます。それはまた2点目の自治会問題のほうにつなげていきたいというふうに思うんですが、この表はそういう形で、おおむね今後の熊取町の将来像というのは、本当に人口の構成が変わってきて、高齢者が本当にそこにどう施策を集中してやっていくかというようなこと、子育ても十分必要やし、それを防ぐためには若い世代の転入がもっと必要なんやということの表れではないかなと思うんですが、この表を見て、転入促進とかいうような形の部局の部長はどうお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）もう重光議員がおっしゃるとおり、同感でございます。2040年の総人口のほうで3万5,000人と、それと、2045年まで社人研のほうでは出ておりますが、3万3,000人という推計値が出ておまして、高齢化率につきましてもご覧のとおり、ただいま説明のありましたとおりということで、今後ますます高齢者に対する対策と、それから若い世代の転入、これが必要という認識、重光議員と全く一緒でございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）当時もそういうお考えを言っていたと思います。

そしたら、高齢者対策の中で4点目、答弁を用意していただいていると思っています。在宅高齢者への支援事業をどう考えておられるか、このご答弁をいただけますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、平成30年12月重光議員一般質問で、65歳以上の在宅高齢者の安否確認システム利用、これを拡大するための支援事業計画に関しまして答弁いたしました、その事業のその後の経過及び本町の高齢者支援についてご答弁を申し上げます。

本町の安否確認システムといたしまして、独居高齢者等を対象に、急病や災害等の緊急時において第三者に通報ができる緊急通報装置貸与事業を行っております。この事業は、利用者が緊急時にペンダントや通報装置のボタンを押すと受信センターへつながり、そこから地域の協力員やご家族へ連絡され、安否確認が行われます。また必要に応じて受信センターから救急搬送を要請することもできる、そういった事業となっております。

本事業については、町が実施する見守りアンケートや民生委員・児童委員の方が把握する見守り対象の方のうち、独居等に関する心配を抱える方に勧奨いたしまして、利用の促進に努めてきたところでございます。

また、コロナ禍において不要不急の外出自粛の不安軽減及び安否確認のため、緊急通報装置の利用及びこれまでオプションサービスとして利用者負担でご利用いただいておりますお元気コール

を令和2年8月から令和3年3月まで無料とし、75歳以上の独居高齢者の皆様へ個別通知による啓発を行ったことによりまして、令和3年1月末現在、緊急通報装置の利用者数は208名に倍増し、お元気コール利用者数も99名となっております。

なお、無料期間につきましては3月末をもって終了いたしますが、お元気コールについては、独居高齢者の見守り強化として、令和3年度の予算において計上をさせていただいているところでございます。

緊急通報装置以外の在宅高齢者への支援事業としましては、平成29年度から開始した高齢者見守りネットワーク事業においては、事前に登録をいただいた協力機関に、日頃の業務の中で町内の高齢者を温かく見守り、異変などがあった場合に連絡をしてもらうことで、支援が必要な高齢者を早期に発見・支援する事業を実施しており、令和3年1月現在、協力機関は41件まで増加しております。そのほかに、65歳以上の寝たきりの高齢者の方や独居高齢者の方に対して、福祉電話の貸与や電磁調理器及び火災報知機などの日常生活用具の給付も行っております。

また、認知症高齢者の方への支援としましては、認知症などにより外出後に行方不明になってしまった方の特徴などの情報をメールやファクスで協力者・協力機関に一斉配信し、地域で協力し早期に発見する仕組みといたしまして、徘徊高齢者等SOSネットワーク事業のほか、認知症の方やそのご家族を見守り、支援することができるよう、認知症サポーター養成講座などを実施し、認知症の方やその家族が安心して暮らせるよう事業を推進しております。

さらに、家族介護者の精神的、経済的な支援といたしまして、高齢者を介護しているご家族のために、介護の方法、介護予防などについて知識・技術を習得してもらう家族介護教室や、介護から一時的に解放され心身のリフレッシュを図っていただく日帰り旅行や施設見学及び介護用品支給事業などを実施し、介護者の負担軽減も図っておるところでございます。

今後、高齢者の方やそのご家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう取り組んでまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）るる本当に丁寧な回答で、2年前の議事録も読んできたんですけども、そのときに比べて、重光議員が指摘したような内容等について具体的にはそれが今おっしゃった中でこういうシステムになっているんやなど、こういう見守りの一つにしてもやっていただいているなという意味合いを感じました。

そのときも、何かロボット云々とかいうようなことでも理事者側の方ともいろいろあったんですけど、例えば、今スマートシティとか言っていますよね。便利さとかいうような追求のことはあれなんだけれど、介護を今言ったように本当に高齢者の方の見守りであるとかそういった部分で何か、いやこんなのもまだできてへんけれど、将来役に立つものがもう今はあるんですよみたいな情報はありますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）現在、本年度から熊取町スマートシティ構想を構築いたしまして進めているわけですが、現時点、行政DX、それからスマートモビリティなど、具体的に年度を定めて、2030年を一定の目標年度として進めております。まだ2030年の中には、申し訳ございませんが介護ロボット、高齢者につながるようなものはないんですけども、ただ、まずは行政DXということで、これが進みますとキャッシュレスなどで高齢者の方も便利になる、また、スマートモビリティにおいてはラストワンマイル問題ということで、高齢者の方の身近なバス停までの足であったりとか交通の利便性の向上につながるという、そういったところでまずは対応していきたい。その後、また時代が進んで技術が発展してきましたら、議員ご指摘のような介護ロボットであったりとかというそういったところも出てくるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ずっとこの問題は我々の会派で重光さんとも一緒にやってきた中で、当初は見守りというたらヤクルトの人の情報やとか、そんな話が本当に答弁として出ていたんですよ。それから比べると、もう本当に時代がそういうことになっていくのは確実なんだから、本当に全庁挙げて知恵を絞って、高齢者の方、それがやはり教育の問題、子育てにつながったり、高齢者に優しいまちやということがどんどん大阪の中、全国の中、関西の中でアピールして、取材を受けて関心を持っていただいて、転入していこうかというようなことにもきつとつながると思うんで、モビリティとかそういう形は本当に実証実験したらばっとニュースでやってくれてと、本当に。なんだけれども、今住んでいる熊取町でついの住みかとして生活をされて、ご苦労されて老後を静かに送っておられる方がいつまでも安心して過ごしていただけるようなまちづくりということを改めて共通認識として全庁的に持っていただいて、いろんな施策を組み合わせると高齢者のほうにももっと視点を当てていただけたらなと、このように思っております。

高齢者対策については以上にしておきます。今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

2点目、自治会の問題です。

これは、私のほうが令和元年6月議会で一般質問もされています高齢化率とかそういうことを受けた中で、現実、私も自治会員の役をした経験、あるいは今も住ませていただいていますので自治会の会員ということも含めて、非常に問題点というのがあります。

ちょうど副議長をさせていただいたときに、町政連絡事務の年5回、昨日の町長の施政方針の中でもございましたけれども、そういうことをやっている中で、もう本当にその場におったら39の自治会長のお顔も見られるわけで、いろんな問題点があるんやなということはそれぞれの地域で感じています。

そういった中で、まず回答を用意していただいていると思っておりますので、1点目、町内の自治会の現状でどんな問題点を把握しておられるかということで、ご答弁いただけますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、ご質問の2点目に入ります前に、先ほど文野議員のほうからご提案というかお話がございました今住んでいる高齢者の方が安心して住み続けられるという点、こちらにつきましては非常にスマートシティの目指すところと合致してございますので、しっかりとそのご意見というのを今後の参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、1点目の問題点の把握についてでございますが、まず問題点の把握方法ですけれども、日常的なものとしたしましては、町政相談という形で把握の上、担当部署において対応しております。また、区長・自治会長が直接広報公聴課へ個別相談にお越しになり、町政相談にまで及ばずとも担当部署との直接の調整の中で問題点を把握し、解決に至るケースもございます。そのほか、町政連絡事務嘱託員連絡会や自治会連合会総会での意見交換、また各小学校区単位でのタウンミーティングや各区・自治会との直接対話を通じて直接問題点等を把握するなど、様々な機会を通じてその把握に努めているところでございます。

そのような機会を通じての町が認識しております各自治会に共通する問題点としましては、自治会加入の減少、それと、それに伴い役員選出が困難であること、このことが大きな問題点であると認識しております。その背景につきましては、高齢化により活動従事が困難になっていることや、若い方も多忙な中で自治会活動が負担となっていることから、加入が減少し、役員の成り手の確保が難しくなっていることが考えられます。また、共助の精神の希薄化、地域よりも個人とのつながりを重視するといった風潮などから、加入自体を敬遠されるなどが主な原因であると考えております。

加えて、昨今のコロナ禍を受けた特徴的な問題点といたしまして、今年度は、集会所や老人憩の家の使用自粛にご協力をいただく中で活動自粛を余儀なくされ、各種イベントが中心になるとともに、定期的な会議につきましても開催を見送らざるを得ないといった状況など、地域活動において

最も大切であります対面での活動に大きな制約が生じまして、自治会活動に支障を来しているというお声も確認しているところでございます。

以上、1点目の答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）本当に今のご答弁、共通認識はございます。一つは加入率の低下、それとやはりお隣の家が脱退したら、それならうちうちもということで、脱退世帯の加速度的な増加というのが実はあるんです。

それと、今もありましたように執行部体制がなかなかつくりにくい。これは、昔はそれこそ団塊の世代の方が仕事もばりばりやっておられて自治会の役に当たった、あるいはもう定年退職したから地域のために頑張るんやということで、これは私の地元の話なんですけれども、立候補制で十分やれたんです。その方は、やはり立候補で1年任期やけれども2期、3期、4期とやられて、そのうちに若い人も巻き込んでチームができて楽しく活動をやる。そのときにいっぱい行事を増やしたやつを、今は現実には順番制で1年で、抽せんですよ。そんな形でやると、その行事自体も持ちこたえられなくなってくるとか、そこに今、今回に限ってのコロナ禍の状況ということ、おっしゃっていただいたとおりの状況が今起こっているんですよ。そこらの問題をどう解決していくか。福祉のほうからも先ほど山本部長からもあったように、やはり高齢者を守っていくとか地域力、地域で見守る、そやからそういう本当に隣近所の助け合い、共助の精神、それが必要なのに今、自治会ではそういう問題が起こっているんですよ。

2年前、重光議員が1点目のグラフ、資料を求めたときに、自治会ごとで出してくれへんかと言うたけれども、それは今もあったように校区別しかできませんということがあったんですが、そのときのやり取りの議事録を今回読んだんです。当時、南副町長がそのご答弁をやっておられるんやけれど、自治会ごとの資料は行政にはあるんですよ。というような記録が残っているんですけど、それはあるんですか、地区ごとの。

議長（矢野正憲君）南副町長。

副町長（南 和仁君）ちょっと今、隣の部長に確認しましたら、今も作成しています。

（「ありますよね」の声あり）

副町長（南 和仁君）保有している状況ではございます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）だから、そういったことをつぶさに見ていただいたら、今までは非加入者という人はほぼいなかったんですよ、例えば。それがぼんぼんとこの1年、2年ですごく増えてきている状況が、今ニュータウンでは起こっています。

先ほど、町政連絡事務嘱託員連絡会、区長会と言われる、そこでも、僕も逆に議会側として出させていただいたことがありますけれど、ほぼ一方通行やと僕は思うんです。町側が自治会長さん、区長さんをお願い事ばかり。これを配ってください、町からこういう人を出してください。それで、慣れた人は、その議題が終わった後でこんなんどうしてんのよとか、あるいは次の場で交流会みたいなところの中で、具体的に僕もそのときも、前回質問したときにもご紹介しましたがけれど、旧村は旧村なりの悩みがあるんや、どうしてるのというような話の相談も受けたことがあるし、僕らは、旧村のほうはもうそんな黙っていても、もうちゃんといけるのと違うんですかというような話やけれど、いや、そこにもまた今の話ですわ。小さな開発があって、そこに、ここはだんじりのあるところですよ、ここはこうやから会費があるんやと言ったら、いやもう入りませんという人がたくさんおるんやと。

そのとき、南副町長ともやり取りしたけれども、町の対策としたら、転入者の人には役場の外にのぼりも作っているし、自治会に入ってくださいというチラシも配っている。そのときに、僕も、いやそんな甘いことでは駄目やと。逆に全国チェーンの業者で何とかショップとか何かそんなどこにでも看板があるような業者は、自治会に入るのを断る方法というのをネットに出しているんです

よ。そやから、熊取町に住んでくれる、それはありがたい。住民税を払ってくれる。しかし、自治会にも協力してと。そんなの煩わしいから入れへん。会長さんは入ってくれたから加入届を持っていく。そしたら、もうそういう理論武装したお若い奥さんが蹴散らすわけなんですよ。

そやけど、役場に転入届を出したときにはそういうチラシやのぼりは見ているけれども、なかなかそういうことが、昔は郷に入ればやから、すんなりここに来たら入るのが当たり前やという、それが僕らの世代では常識やったけれども、それがなかなか駄目になってきている。プラス、先ほど来あったように、高齢者が増えてきているという状況の中で北小学校区がもう一番占める割合が高くなっている。それで独居の数字も。そうなってくると、順番で当たってくる自治会の役員ができない。実際、私が現役で自治会をやっていたときは、クリーン熊取というのがありますよね。私の地区はそれをプラス1回多くしていたんです。町の回数より、ぱっと草が生える前に1回やっておいたら後が楽やということで、うちだけはもう一回やっていたんです。そやから、またその回収に来ていただいたりご足労をかけたんやけれど、町の方には。それが、やっぱりその回数が維持できなくて、1回は町のシルバーに頼もうということでやっているような状況で、そやから、2回でいいのを3回何でせなあかんの、そやけど、2回にするのはたやすいけれども、次に戻すとき、あるいはきれいな公園を維持しようと思ったらこれが要るんやということを説得してその制度はずっとやっていたけれども、やっぱり自前ではもうできなくなってシルバーに頼んでいるという状況が私の地元でもあります。

だから、そういう意味合いの中で、先ほどもありましたように、高齢者についてもそうやし、特にこれも私どもの会派で重点的にやらせていただいていた地域の防災、地区別の防災マニュアルまでお願いしているわけですよ。区長さんや民生委員の方は町内を歩いて独り住まいの方の資料を作って、それも個人情報やからなかなか自治会が共有することができへんようなことも担当課にはご相談したこともありますけれども、やはり助け合いやコミュニティーということが崩壊する寸前に今あると思うんです。そういうことをやはり対処していく僕は部署が要るのではないかなと実は思っています。

今、問題点のところでは止まっているので、2点目の解決策はということで答弁をご用意いただいていると思うので、それを聞かせていただいた上で、またお話ししたいと思います。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、もう文野議員のほうから先にご答弁いただきましたが、改めて答弁をさせていただきます。

ご質問の2点目、町としての解決策についてでございますが、基本的には、令和元年6月議会での文野議員からの一般質問における答弁で申し上げた取組を現在もしっかりと継続しております。

具体的には、先ほど議員からもお話がありましたとおり、住民課窓口における転入・転居者への加入案内、特に年度末の転入手続きが多い時期に住民課窓口で直接勧誘活動を行うとともに、大阪府宅地建物取引業協会泉州支部などと自治会連合会との間で協定を締結し、住宅販売時に自治会加入の案内を行っていただいているところでございます。

一方、各自治会におかれましても、自治会主催の行事で他地区の住民も参加できるように門戸を広げていただく取組や、自主防災訓練では複数の地区で合同開催するなど、独自で加入促進や役員の負担軽減などにつながる取組にも努めていただいております。

自治会加入は強制ではなく任意と言われますが、近年多発する災害においては、自治会は相互扶助組織として大いにその機能を発揮する組織であることから、ふだんからの地域での関係性づくりが非常に重要でございます。町といたしましては、各自治会、自治会連合会と連携するとともに、住民代表である議会議員の皆様のご協力もいただきながら、先ほど申し上げました様々な方法によりまして自治会への加入促進に取り組んでまいりたいと考えております。

また、令和元年6月議会での文野議員の一般質問の再質問の中で、広報紙における「区・自治会への加入を考えてみませんか」という見出しに対しまして、「必ず自治会に加入してください」に

改めてはどうかというご提案をいただいたところでございます。それを受けまして、令和2年4月号広報から「入ってよかった！ 区・自治会、ぜひ加入しましょう！」と改めたところです。ただし、昨年10月以降につきましては、例の広報紙をA4判化にリニューアルした関係で紙面の欄外がなくなっているところですが、近々、定例的に記事の掲載を再開してまいりたいと考えております。

以上、このような地道な啓発活動をはじめとして、今後も一番の問題点と認識しております加入促進をはじめとして、自治会活動の支援にしっかりと取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 文野議員。

7番（文野慎治君） そのときのを私も今思い出してますけれど、もうすぐ当時の広報紙と違う広報紙やから、これはみんな見ていますから、字を大きくしてお願いしたいと思います。

やはり転入者に対する取組が主やと思うんですよ。現実起きているのは、1点目にあつたように、やっぱり高齢になってきてなかなかそういう行事に、クリーン熊取にも行けないのに迷惑をかけるとか、そんなの別に出なくていいんですよ、できる人がやるんだから。そういうことを地道にその方にアタックする余裕が今の自治会の執行部体制の中ではなかなか、手を挙げてやっている人ではないからなんです。そして、先ほど答弁の初めのほうにあつたように、こういう窓口があります、こういう窓口がありますやけれど、なかなかその窓口で、平日、役所にその担当がおるときに相談に行ける人が役員を必ずしもしていないんですよ。

先ほど言うた区長会で、僕らもコロナ禍の中で議会報告会というのがストップしているから、そこへ行ったらもうほんまに生の声が聞けるし、町長もタウンミーティングに行ったら複数の区長さんが来られているから、そういう中でこんな問題どうあるんやということが実際ありますよね。それが今ない中で、どんどんもう今年度非加入者が増えている。ほとんどは高齢の方なんです。それを今度どうしようという悩みを相談するポジションが実はないんです。

それで、僕の3点目のコストということとも関わるんやけれど、僕はずっと、これは後のほうではもうそのことは言いませんけれど、部長級が多いということはずっと言いましたよね。部長は部で1人おつたらいいけれど、部長級という形でいえば理事も全部部長級で、掛ける2とか、あるいは3おつところもあるんですよ。そやから、そういうことを是正せえと、これはそういうことを口酸っぱく言うてきて、今その途上で、4月、年度になったら、いやここは減りましたとかいうことはあるんやけれど、今度は、その人たちが部長級の報酬を受けて、あるいはそれだけやっぱり長年町政でおるから、自治会の役員の方との顔見知りやとかそういう方が60歳定年で辞めた後、もう全く今まで関係のないところの部署へ、それも会計年度の職員さんと並んでお仕事をするような方もいらっしゃるし、それは僕は非常にもったいないと思う。生涯賃金の中で最後のほうは部長級の報酬を得られて、行政経験も積んでおられて、優秀やからそういう抜てきをされたと思うんやけれど、そういう方が年金が出るまでの間再任用というような形でそういうところに行かせていることが、全く僕はもったいない。行政経験をもっと生かすべきやと思う。

そこで、他市に住んでいる人で若い人が、今、窓口があつたとしましょう。でも、熊取町の自治会の人の悩みというのはなかなか分かりませんよ。こうしたらどうですかと、その人は家へ帰って、自治会の会員か知らんけれど、そういう運営をした経験も実はない世代の方がそういう窓口でおると思うんですよ。ですから、それこそコストをかけた人の再任用としての生かし方というのを僕は考えたらええと思うんです。そういう部長級経験者で再任用期間については、今おっしゃるように、熊取町のやっぱりコミュニティーの基本は39自治会なんです。そういうことを、皆さん方も5回やって、こうやってくれ、ああやってくれということをお願いばかりじゃなくて、その悩みを聞く、それを日常的にいつ行っても、そしてその人がそこの自治会に張りついてでも一緒に悩みを共有して解決していくということをやする組織、そういう人事をやすべきではないかなと、僕はこの問題を考えたときにふと思いついたんです、コストを考えたらね。

今までそれだけご苦勞をかけていろんな経験をされた方が、そういう今度は再任用という立場の中でやったらどうだろう。そうすれば、現職の方はもっとほかの問題にも当たっていきけるし、その予算が要るとかそれは相談をして、それをちゃんと熊取町のチームとして町長が判断して手助けをしていく、予算をつける、こういうことに僕はつながるのと違うのかなと思うんですけども、この考えはどうですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）またその件につきましては後ほど林部長のほうから職員の再任用の活用というところで答弁があらうかと思いますが、今、現状の状況というのをお話しさせていただきますと、実は今、広報公聴課のほうにもう自治会の専属で担当している職員が1人ございまして、この職員のほうが、まさに先ほど文野議員がおっしゃったような各自治会からの要は相談事をしっかりとワンストップで受けて、それで各担当課へつなぐというパイプ役をされておりまして、この職員のほうが、もう年齢的にいいましたら非常に熟年の60歳前の職員になっておりまして、各自治会長からの信頼も非常に厚く、逆に、ある自治会長からは替えんといてというような、そういった要望も出るような職員が実は今1名ございます。ただ、その職員も、もうあと2年ほどしますと定年退職という年齢を迎えることとなります。

そのあたり、先ほど文野議員のご提案は、部長級が退職した後、その経験を生かしてというご提案やったかと思うんですけども、どちらかといえば、もちろん部長級というのも想定されますが、そういった自治会長さんの本当に気持ちの部分にまで合わせられるというんでしょうか、目線を合わせてしっかりとご相談を聞けるという、そういった職員の配置を今現時点も行っております。

ただ、その職員が退職した後につきましては、また考えていきたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）議員のほうから再任用の職員の使い方ということでご意見いただきました。

今現在は、再任用の方につきましては退職時に本人の経験も踏まえた中で希望もお聞きしまして配属させていただいているんですが、やはり豊富な経験をお持ちの職員さんですので、若い職員のスキルアップのためのアドバイスであったりとか、そういった人材育成にも十分寄与していただいているところでございます。

そういうことで、議員のご意見も今いただきましたので、今後においてはやはり参考にさせていただいて、そういったことも踏まえて考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）明松部長のその人の顔は僕も思い浮かびました。

ただ、チームワークで仕事を我々はやっているんですよ。零細企業じゃないんですよ。個人商店じゃないんですよ。組織ですよ。39の自治会があるんですよ。そういうことやから、だからそれこそ自治会で相談しているところ、会長と相談してこういう解決しましょう、そやけど自治会の執行部の中で乗り込んで膝を交えて日常的にそういう、今はここやなというところに行かなあかんわけなんです。

ですから、その個人の方はそれはそうです。分かります。それはその人の性格も含めて本当にびったりの人やと、僕、多分同じ人のイメージやと思うんやけれど、そやけど、やっぱりそれをその個人の方の特性でこれをやっているから、今僕が指摘したような自治会の問題は一つ考えていますよということにはならない、議会の中で質問して答弁という中のレベルの答えではないと僕は思います。

ですから、今、林部長がおっしゃっていただいたように一つ投げかけましたので、冒頭に言うたように、言うてすぐなるようなことではないと思っているから何遍も言いますから、これからも、途中。だから、そういう意味合いの中でそれほどコミュニティーということが、やっぱり自治会を

通じて皆さんが熊取町ということを実感するんですよ。そやから、その問題で、これからもっと崩壊していったら早いと思います。それを立ち直らせるのは大変やと思います。今しかないと思うので、よろしくをお願いします。

3点目、ちょっと触れましたけれど、職員のコスト意識の問題についてご答弁をお願いいたします。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）職員のコスト意識と問題意識についてのご質問の1点目、現状認識についてご答弁申し上げます。

文野議員ご指摘のコスト意識や問題意識は、厳しい財政環境の中、持続可能で安定した行政サービスを提供する上で、職員一人一人が目の前の仕事へのコスト意識や問題意識を持って取り組むことが大切だと考えてございます。

第4次総合計画の大綱5「健全で安定した持続可能なまちをめざします」の中では、行財政運営において目標を達成するための施策として、住民ニーズに適切に対応できる職員研修や人事評価等の人事制度を充実し、職員の資質向上に努めることとしております。

具体的には、人事評価制度の中で、職員のコスト意識や問題意識につきましては評価の対象としております。まずコスト意識では、コスト感覚を評価項目として、常にコスト感覚を意識し、最少の費用で最大の効果が得られるよう、より効率的、効果的な行政を行えているかを、問題意識では、企画力・計画力を評価項目として、高い成果を得るための最も効率的な手段を構築し、時間的、人力的、経費的に最も有効な手段を具体化するため、常に問題意識を持ち、従来手法の延長で仕事をしていないことなどを評価しております。加えて、評価する上で、評価者である上司が常日頃から人材育成の観点で部下の指導・育成に取り組んでいるところでございます。

また上司が部下を評価するだけでなく、部下から上司を評価する多面評価として、マネジメントサポート制度を平成30年度から本格導入しまして、職員全体でのコスト意識、問題意識への醸成が図られるよう取り組んでいるところでございます。

人事評価制度とは別に、職員研修にも注力し、人材育成にも努めているところでございます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応で当初の想定どおりの研修を実施することが難しい面もありましたが、職員の階層別研修やテーマを設定した特別研修、近隣の4町合同研修、マッセ大阪等の外部研修等により、コスト感覚のみならず、多様化する住民ニーズに対し効率的かつ迅速・柔軟な対応ができる職員の育成を図っているところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）3点目の職員のコスト意識についても、平成29年9月、会派代表質問で重光議員が口火を切っていただいて、29年9月の決算審査特別委員会で私のほうから議会对応の理事者の多さを指摘させていただきました。それ以降、それはもうすぐ実行に移していただいて、こういう状況になっています。当時、熊取町の議員が14名に対して理事者は27名、この椅子が全部埋まっていたんですね。堺市は、議員数が48名で理事者数は23名、どことも大体、部の数プラス三役ぐらいで対応しているやないかということで、今の現状になっています。それは目に見える部分だけでも、熊取町は部長のほかに理事ということでつけている。そこが、仕事の分け方が実はおかしいのと違うかというふうに僕は思っています。

その後すぐ対応していただいて、議会对応ということで議員側にも提示していただいて、それは合意をしていますけれども、僕は、コストという意味からすれば、やはり部長級で部長と理事は違うと思うんです。やはり部長は部長ですよ。例えば、今日なんかでも部長は座っていない。これは、僕の質問項目の中に、例えば土木の関係とかそれが来ないから来てへん、それは当時言われた形か知らんけれども、僕は、部長と理事というのは、やっぱり部長は理事が2人おったり3人おったりしても、それを総括するから部のことは全部分かってないかん。自分のところに関係のないものであ

っても、その人たちは次にまたどこかの部長に行く。定年前になっていたらもうそんな関心はないかもしらんけれども、そやけど今言うたように、僕も今日は、うちの会派の質問が29年の何月議会で言うたやつの再質問ですわということをやっているわけやから、そのときに今日ない部長がほかの部長になっていて、2年先にこんなのをと言うたときに、こういう議論、この空気感も知らない。人をつくっていくというのは、そのポストやと僕は思っています。

ですから、少なくとも、これは一つ僕の要望やけれども、必ず本会議は部長は必須ですよ。おらさないかん。せつかく、部長やけれども今日は議員の質問に自分とこのはないからおれへんでは駄目なんです。それがコストなんです。部長としておるコストで、違う部の話でも聞いて、それをまた次のところに生かすわけやから、だからそのことを、今日ここでおって部長がおれへんなどと思って、そうなんです。本当にコストの問題というのは持ってほしいなと思っています。

今、事業費がすごく膨らむというような状況が出てきています。議会で議決させていただいて、1つの工事が何回も何回も補正があつて最終的には倍かかったというようなこともあつて、これはこれでまた議会からも要望を出させていただきますけれども、いろんな意味で自分の仕事に対するコストという問題を持っておいてほしいというのがこれを始めたきっかけなんです。

だから、今、部長でおる方はそれに相応するように努力もされて、今も苦勞もされています。でも次、理事の中から誰かが部長になるときは、そういうことも全部分かった上でなっていたきたいし、部長で違う担当のほうに行く場合でも、部長として町政全般について、町長と一緒にですよ。自分のところだけじゃなくて、町政の中で自分の部がどうなのかということを判断できる人材をぜひ育ててほしい、その気概を持ってほしい、こういうように思っています。

それと、2点目で宿題で僕は前回言っていたんやけれど、町職員で自治会に入ってへん人を調査しましたかという、していないということやったんやけれど、それはしていませんか。

議長（矢野正憲君）もう1時間を過ぎてているから簡潔に。明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）職員のアンケート調査は必須でないということで、なかなかセンシティブな問題でございまして、具体的なアンケート調査というのは行っていませんというか行えていません。

ただ、職員のほうには、あの後、令和2年3月の予算委員会でご意見をいただいた後に、4月に全職員宛てに副町長名でしっかりと加入促進についての案内をさせていただきました。それで、今年も4月に行く予定ということで、しっかりと啓発してまいりたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）言いますけれど、部長で自治会に入ってへん人もおられますよ。そういう人が町政連絡のところに出ても何の説得力もない。そのことを申し添えておきたいと思ひます。

ちょっと冒頭に言うたように、重光議員の思ひも今回含んでさせていただきました。やはり、もっとやりたかったと僕は思っています。しかし病に倒れられて、すごく悔しい思ひをされています。ですから我々、この今、議員団はあと2年任期がございましてから、精いっぱい重光議員の思ひも実現すべく、これからも頑張っていきたいというふうに思っております。どうもありがとうございます。

議長（矢野正憲君）以上で、文野議員の質問を終了いたします。

議事の途中ですが、議場内の換気のためしばらくの間休憩します。

---

（「11時04分」から「11時07分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中豊一議員。

5番（田中豊一君）議長からお許しを得ましたので、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

私は、今回の一般質問は2点に絞ってお伺いしたいと思います。

まず、熊取町で今できる新型コロナウイルス対策についてをお聞きしたいと思います。

本日、東京都を中心とした1都3県の緊急事態宣言の再延長が政府のほうで決められるというふうな報道がありまして、それには下げ止まり、それから、また新たに懸念として変異種が広がってきつつあるという、これはテレビや新聞での報道があって、そういうところも加味して再延長ということになっているということでございます。

熊取町では、PCR検査は熊取モデルということで、町長が関西医療大学と連携し、新たなクラスター対策としてこの事業を始められました。

現在までの熊取モデルの実績、昨日の江川議員の質問のやり取りを聞いておりまして、大体のことは分かっておるんですけども、ここでは週ごとと書いていますけれども、全体数が少ないようですので報告をお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の1つ目、熊取町で今できる新型コロナウイルス対策についてご答弁申し上げます。

ご質問の中にごございますPCR検査についての1点目、熊取モデルの現在までの実績（週ごと）の報告につきましては、本年1月6日より本格稼働しておりまして、本日までの実績といたしましては、行政検査としての検査件数が30件、事業所等におけるクラスター対策に係る検査数は7件となっております状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。検査数が多いのか少ないのかちょっと分からないんですけども、保健所を通じてというものもある中、また自主的なものもある中、熊取町が絡んでということと37件頑張っていたいただいて、関西医療大学のキャパの中でこういう数字が出てきているということです。この検査がどう生かされているか、生かされているのではないかと、そういうご認識はございますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）この検査に関しましては、主たる目的が2点ございます。

1点は、検査機関が件数が多くなってくると、出しても2日、3日検査結果が出ないという状態が実際起こっております。そういったケースが起こった際に、一日も早く、少しでも早く確定診断をして適切な治療に移っていきたく、だからこの方法の構築を進めてくれというのが、実際のところ医師会のほうからのご要望としてございました。

これに関しましてですが、実際に生のお声といたしまして、今申し上げましたように、検査機関に出しても今日はもう無理、あした、あさってになるよと言われたんやけれども、医療大のほうでどないかならへんかというようなご相談を受けて医療大のほうに出すと、その日中に検査結果が出たということで、そのお医者の方から非常に喜んでいただいたと。結果、患者の方には適切な対応ができたという報告は何件もいただいておりますという状況でございます。

したがって、この本町の対応というのは早く進めてよかったなというふうに感じておるところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。熊取モデルが住民の安心・安全に寄与しているということをお知らせいただいたんですけども、実際、37件の中で陽性が出たことはありますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）具体的に件数はあれなんですけど、行政検査としてさせていただいた中には数件というふうには報告は受けております。実際に検査結果を直接医療機関のほうに医療大のほうから

報告が行きますので、今のところは0という状況ではないという程度でご認識いただければと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）個人的な情報の件もあるし、保健所等との連携の件もあると思いますので、陽性が出ているということは逆に言えば生かされているというふうに感じました。その話はこの程度にしておきます。

それでは、2番目なんですけれども、大阪市や寝屋川市で実施の社会的検査（高齢者施設等）でのPCR検査の実施を進めてはどうかということなんです。これ、昨日の答弁で大阪府のほうでも一部実施されているということなんですけれども、これについて熊取町ではどういうご認識ですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）次に、2点目の大阪市や寝屋川市で実施の社会検査（高齢者施設等）でのPCR検査の実施を進めてはにつきましては、大阪府におきまして、政令指定都市及び中核市を除く市町村にある特別養護老人ホームや介護老人保健施設、有料老人ホームまたは障がい者入所施設等を対象に、同意のあった施設へ同様の検査を、高齢者施設等の従事者への検査の集中的実施計画といたしまして、2週間に1回の頻度で無症状者に対する検査を2月の下旬、22日というふうに伺っておりますけれども実施しております、費用負担なしで実施をされております。また、同様の対象施設の新規入所者へも医師の判断の下、検査が行われておるといような状況でございます。

また一方で、これはもうご承知のとおり、平時の検査体制につきましては、診療・検査医療機関あるいは夜間、休日に受診可能な受診相談センターによって検査が可能となっております。大阪府において検査体制の充実に取り組まれておるといような状況でございます。

このように検査体制の充実を図られておきまして、本町の熊取モデル、クラスター対応あるいは検査の逼迫したことへの対応、こういったことに併せることで円滑な検査が行われておるといふうに考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）今のご答弁で、大阪市は政令市ですし寝屋川市は中核市だと思うんですけれども、こういうところでは対象外ということで、それ以外、熊取町を含む大阪府の対象になっているというご答弁をいただきました。ただ、高齢者施設、介護施設、障がい者施設が、自らうちもしてほしいという申出がないとできないというご答弁でした。これは最近のクラスターを見ていると、特に関東圏ですけれども、今日の発表では一番感染が多いのは家族間同士、その次は高齢者施設というふうに出ておりました。全体のやっぱり9割ぐらいがそういう感染経路だと。熊取町で大きな病院もありますし、どこがそういう申出をしているかというのはちょっと分からないんですけれども、やはりこういう制度があって、積極的に大阪府のこういう制度に乗っかってはどうかということと呼びかけたらどうか。また、特に障がい者施設なんかやったら小さいところも多いですので、そういうところは対象になるかどうか分からないんですけれども、それに漏れるようなところがあれば熊取町でもやってはどうかと思うんですが、その点はどうかでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今おっしゃっていただいたとおり、これにつきましては施設のほうの同意、そして何よりも検査を受ける方の同意、これがなければ実施されないというのはご承知のとおりでございます。ただ、今おっしゃっていただいたとおり、積極的に進めたいという思いは我々も持っております。

したがって、大阪府から各施設のほうに、こういった事業があるから受けませんかという通知は当然行っております。その通知に合わせて勧奨なり何なりの対応は、町としても少し考えたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ちょっとこれしつこく言うのは、コロナウイルスでクラスターが熊取町のある病院も出ました。また、隣の貝塚市でも2、3の大きな病院で出ましたし、泉佐野市でも、これは病院ですけれども出ています。今、重篤な症状になるというのは高齢者や基礎疾患のある方ということになっておりますので、そういうところはやはり今後特に力を入れていく必要があるかなということがあって、大阪府がやっている制度についての呼びかけ、また、それに対応できないような小さいところの場合熊取町が前向きにやっていくというのが、熊取町での感染拡大がないように、今まで毎日、最近では1人とか0とかというのが多いんですけども、陽性の報告が新聞に出ますと、またネットとかで出ますと、やっぱりどきどきするというか、自分とこの近くにもそういうことが及んでいるんじゃないかというようなことを思いますので、そういう点でこれを前向きに積極的に取り組んでいくというのは、一つは大阪府の制度に乗っかる、もう一つは、熊取町で熊取モデルとするんやったらスピードが速いということも報告されましたので、そういう点の連携とかというのは、いかがお考えですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおり、高齢者施設でのクラスターというのが一番多いと。十分注意する必要があるという、これはもう本当におっしゃるとおりでございます。そういったことで、大阪府のほうも早急にこういう事業を実施していただいております。

対象につきましては、もう既に通知も行き渡っておりまして、2、3こちらのほうからも、電話での確認になりますけれども取らせていただいたところ、する予定で今、対象者を募っているところやという返事もいただいております。引き続きしっかりと、町としても、この事業に乗っかっていってよという勧奨はさせていただきたいと思っております。

それから、熊取モデルでというご提案でございますが、熊取モデルと申しましても要はキャパの問題がございます。一定、医療機関が検査が遅くなる、どうにかやってほしいという、そこをやはり最優先、要は、症状がある方、必要な方、その方を最優先にさせていただきたいんで、そちらのほうは、できれば、そちらを優先する形で、言い方はあれなんですけれども、温存しておきたいなという思いが少しありますので、その点についてはもう少し慎重に考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）定期PCR検査で陽性者というのが3日の新聞に出ておりまして、寝屋川市で感染拡大を防ぐということで、社会的検査をやっております寝屋川市で、ある介護施設で1人の従業員の方に陽性が出て、きっちり検査をしたら、あと7人が感染しているというのが分かったと。いずれも無症状で軽症だったということで、寝屋川市のほうの担当者は、定期PCR検査で発見できなければもっと大規模なクラスターになっていた可能性があるということで、社会的検査については評価をされております。こういう認識は他市でもやっておりますので、まずは大阪府の制度に乗っかる。それから、それで今、熊取モデルについては症状のある方ということですけども、私が言っているのはクラスターにならないための対応というお話ですので、そのあたりも加味していただいて、よろしくお願ひしたいと思うんです。もうそれは答弁は結構です。

それから、今日の緊急事態宣言の再延長の上げ止まりがストップしているということで、まだ逆に増えているということで再延長されるんですけども、変異株が非常に増えてきているということで延長の一因になっているというのが、国会の予算委員会の中で総理大臣のほうから話が出ているということなんです。報道によると、昨日の厚生労働省の発表では、全国ではっきりしたのは234人、大阪で12、兵庫で36変異株が出ていますよと。これは、ヨーロッパの例からしても感染が急であるとか、それから重篤になる可能性が高いとかということで、第4波に対して非常にこれの

対策が重要だということで、政府が変異株についての意識をすごく持って、その2週間の間にこれの対応をできるような体制をつくっていくということも、1つ2週間延ばした内容に入っているというふうに考えているんですけども、変異株を見つけるというのはなかなか難しいということで、国のほうも専門家のほうでこれについては今後力を入れていくということなんです。熊取町の変異株に対しての対応というのは、国や府の動向を見てということになると思うんですけども、認識があれば教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今ご指摘いただいた変異株につきましても、我々としても非常に関心は持っています。ただ、今ご報告いただいたとおり、全国レベルでの話、あるいは、検査をする研究機関レベルでの今は話になっております。ただ、それに対して地元の市町村としてどのような対応かということについての情報等は、まだ発出されておられません。

ただ、基本的にはそれぞれ地道な対応、しっかりと手洗い、マスク、これを励行しないと今まで以上に気をつけないといけない変異株が出てきているよという、そういう通知あるいは周知、住民の皆様へのご案内、これは、町としても積極的にやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。今後、変異株について政府や研究所のほうの動きがあると思いますので、注視していただいて、我々のほうもさらに引き締めてやっていかなあかんということ認識しておりますので、よろしくお願いします。

それでは、大きな2つ目、コロナ禍での働く方への支援、保育の充実について質問させていただきます。

昨年末、保育所の0、1歳児の待機児童は6人、看護師や保育士の親から、職場復帰をしたいが子どもを預かってもらえないとの相談があり、コロナ禍での特別な対応を望むところでございます。

今後、ワクチンの接種もまだまだ遅れそうな雰囲気ですので、保育士や看護師が産休、育休を取っていて子どもを保育所で預かっていただくという中で、早く職場からは復帰してほしいという要望があるにもかかわらず預かってもらえないということで相談があったんですけども、昨年、元年度の待機児童は途中で2人とかということがあったんですが、特に0、1歳児について、今年、令和2年度の状況と、それから今後、コロナ禍の中での対応として熊取町の取っていくべき方向性、考え方を教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、コロナ禍で働く方への支援、保育の充実についてご答弁申し上げます。

本町では、従前より4月の当初入所時点では待機児童ゼロを継続しており、令和3年4月の当初見込みにおきましても、現時点では待機児童は発生しない見込みとなっているところでございます。しかしながら、年度途中におきましては、議員ご指摘のとおり、育児休業の終了に伴う職場復帰などの理由により0歳児の途中入所の申込みが増え、11月からは3名の待機児童が発生し、2月時点では6名となっている状況でございます。これは、特に0歳児は国の基準により児童3名に対して保育士1名の配置が必要であるものの、保育士不足のため受入れができないことによるものでございます。

この状況に対しまして、保育士確保のため、インターネットや新聞折り込みの求人広告などを通じて保育士の募集を行うほか、ハローワーク泉佐野との共催により町立及び民間への合同就職面接会・相談会を開催するなど、様々な方法を駆使しながら保育士の確保に努めているところでございます。

さて、議員ご指摘のとおり、コロナ禍において看護師などの医療従事者の存在は非常に重要であることは十分認識しておりますが、保育所等の入所に当たりましては、各家庭における保育が必要

な理由などから保育を受ける必要性の程度を評価し、その評価の高い家庭が利用できるよう決定することとなっております。しかしながら、職業によって保育の必要性の程度を評価することは、各個人で保育を必要とする理由が様々ある中であっては不公平感を招くことが懸念されます。保育所等への入所を希望されるご家庭に対して適正に入所を決定していくためには公平性の確保が最も重要でございますので、コロナ禍とはいえ、職業をもって特別な対応を行うことは困難であると考えております。

一方、保育士である保護者が保育所等への職場復帰のために児童を受け入れることに関しましては、国において方針が示されており、市町村は、保育所の入所希望については、保育所等を優先利用できるよう調整することとされております。これは、保育士の職場復帰によって、保育を受ける必要性のある児童をより多く受け入れることが可能となり、結果、保護者は保育所等にご自身の子どもを預けて職場復帰できることのメリット、他の保護者は自身の子どもの入所の可能性が高まることのメリット、市町村は待機児童対策にすることのメリットといった三方にとってのメリットが期待できます。この方針を受け、本町におきましても、保育士が町内の保育所等に職場復帰する際には、優先的に利用調整を行っているところでございます。

今後におきましても保育士の確保に鋭意努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りませうようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。

私、保育士や看護師やから特別に取ってくれとか、そういうことを言っているんじゃないくて、待機児童6名というのは、やっぱり今の時代やから預かってもらえるような状況をつくってもらいたいという話をさせてもらっています。

今、理事から説明のあった保育士の確保というのは難しいというのがずっと広報に出ていますので、また貼り紙とか掲示もされているんで分かっているんですけど、やはりこういうコロナ禍の中ですから、6名の方を預かるような体制の整備というのは特別に必要じゃないかなと思うんです。子育てのまちを言うのであれば、期間を定めてでも構わないと思うんですけど、やはりこういう対応というのは必要と考えるんです。そのあたりは副町長あたりどういう認識がありますか。よかったですらお願いします。

議長（矢野正憲君）南副町長。

副町長（南 和仁君）議員おっしゃるとおり、こういった有事の際に十分に受入れ体制を整えておくというような危機管理、いわゆるリスク管理の中の一つの施策だというように認識はしてございます。ただ、担当の理事が申し上げたとおり、保育士を確保するのがかなり厳しい状況になっているというのは現実問題としてございます。そういった状況もございしますが、本町としては、先ほど申し上げたとおり、コロナ禍も誰がこんなことを予想したんだろうかといつも思うんですけど、そういったことが起こり得るんだということを前提にしっかりと体制は整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。認識は一緒で、現実はまだ保育士の確保が難しいということなんですけれども、やっぱり木村理事の答弁を聞いていますと当たり前なんですよね。枠の中でやっていますよと。例えばうちに保育士が来てもらえるような状況をつくっていくということも必要やと思うんで、今、民間でも保育士の確保は難しく、労働条件が単価とかそういうのが上がっていると聞いています。そのあたり、やっぱり今は特別な時期ですので、これが何年続くかは分かりませんが、どこか期限を1年やったら1年とかでも区切って、特に可能性のあるというのは半年過ぎた10月以降とかそういうところやと思うんで、途中から人を雇うというのは非常に難しい点があると思うんですけど、これについてはやっぱり特別に、熊取町は子育てのまちと

いう中で考えていただきたいなということで私のほうからは要望させていただきます。

次、コロナの3番目、コロナウイルスワクチンの接種について。

ワクチン接種については、熊取町は町村の代表として大阪府のワーキンググループのメンバーに入り、早く情報が共有でき、意見、要望ができる立場にあります。ここに入っていることで非常にメリットがあるということは聞いておるんですけども、こういう情報を受けて熊取町のワクチン接種の体制といいますか、個別・集団の具体的な方法については先日、議員全員協議会でも発表されました。その後、日々変わる政府のワクチンの配付について、最初の配付が熊取町は110人分というか、そういうのが昨日、おとといですか、新聞報道されましたですけども、今後どういう方向でされるのか、教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の3点目、コロナウイルスワクチン接種についてご答弁申し上げます。

ご質問の大阪府のワーキンググループ会議でございますが、本町は町村長会の代表として、新型コロナワクチン接種調整ワーキンググループに今参画しております。このワーキンググループでは、大阪府が接種の広域調整を目的に設置したものでございまして、2月12日に2回目の会議が開催され、オール大阪で迅速かつ継続的な体制整備や効率的なワクチン接種に向けた工夫ができないかといった議題が挙げられたところでございます。

本町におきましても、府が掲げる接種を希望する方への目標、これに向けて2月18日に開催いたしました本町の新型コロナウイルスワクチン接種推進本部会議におきまして、個別接種と集団接種の実施割合9対1、これをめどとし、その集団接種は、2月11日にシミュレーションも実施した結果を受けまして、ふれあいセンターと町民会館ホールを利用して実施することなど、今後の基本的な実施体制について決定をしたというのが今の現状でございます。

さらに、今、議員のほうからご指摘のありましたとおり、国のほうからのワクチンのいわゆる配給、こちらが当初よりも若干遅れぎみというようなところで、第1便が入ってくるだろう4月第1週、5日、6日のあたりになろうかと思いますが、今おっしゃっていただいたとおり、110人を対象にするぐらいのワクチン量がまず入ってくるというようなことを伺っております。非常に少量のワクチンになりますので、それをどのように接種していくのか今鋭意検討しておるような、それが今の現状でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。今後、国や府の動向、配送センターの状況も含めて鋭意頑張っていただきたいなと思います。一番期待しているワクチン接種ですので、個別接種も含めて集団接種がうまく住民に行き届くようによろしく願いいたします。

それから、コロナウイルスの一番最後ですけども、本格的になってくるというのは、ワクチン接種については4月以降、対象の高齢者1万2,500、600人、その後一般の方ということになってくるんですけども、マンパワーが不足すると考えられます。日常業務を抱えながら熊取町で職員で対応するというので、集団接種については日曜日を設定されているということも聞いておりますので、なかなか大変だというふうに思っております。

そういう中で、やっぱり外部人材の導入の考えというのが必要かなと。国からの交付金によって町が直接雇用するという方も今2、3人おるということを聞いておるんですけども、具体的には、航空業界とか関西国際空港のほうはお客さんがなくて人手が余っているということも聞いておりますので、これについて何か考えがあればお願いします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）続いて、マンパワー不足に対する外部人材の導入についてでございますが、ワクチン接種の実施に当たり、その準備作業から業務内容は非常に多岐にわたっております。国に

においては、このような事務に対し積極的に外部委託を推奨しており、本町においても、接種券の送付やコールセンター、健康管理システムへの入力、これらを極力外部委託を進めているところがございます。

また、実施事務体制につきましても、2月からふれあいセンター4階にワクチン担当の事務所を設置し、専属の正職員を他課から配置転換を実施した者も含めまして3名。また、給付金事務の経験のある職員OBを2名、さらに会計年度任用職員も配置し、実施に向け準備を進めているところでございます。

ご提案の航空業界からの派遣受入れも検討いたしました。短期集中ということで、実務経験のある職員を中心に構成することとさせていただいたものでございます。

以上、ご理解いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）先日、新聞報道で、関西エアポート株式会社のほうから堺市以南の各市町村に2名の人材が派遣されるような記事が出ておりました。泉佐野市は何か特別で15人とかというふうに出ていたんですけど、このあたりはワクチンとは関係ないんですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）議員おっしゃっていただいています。関西エアポート株式会社のグループ会社への経済支援対策ということで、2名の社員の方を会計年度任用職員として受け入れたいと考えてございまして、令和3年補正予算第1号でまた予算は計上させていただきたいと考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）そういうふうに進められているということで、どういうふうな配置になるかというのがちょっと今のところ分からないんですけども、緊急事態宣言の延長を踏まえた経済支援対策で政府のほうは雇用対策パッケージというのを新設しまして、在籍出向を支援する助成金の新設、業務・職種を越えた再就職支援等による各種支援ということで、3次補正で国のほうが拡充しております。これを受けて、枚方市だとか寝屋川市だとか役所の窓口業務、案内とかのそういうところで、何人か、多分短期だと思うんですけど、短期というか期間限定の職員の方です。案内ということで、案内の専門家である航空業界のそういう客室乗務員の方を雇用したというのが出ておりました。

林部長から報告のあった件は、広域で一緒に取り組もうということでそういうふうになっていると思うんですけども、こういうの、枠組みの中身はあまりよく分からないんですけども、最近の新聞では全日空なんかは何千人という職員の退職の希望を募っているというようなことも出ておりましたので、こういうところも調べていただいて、また飛行機の客が外国人のインバウンドが戻ってきたらそういうところに戻りたいと思いますので、短期でもそういうことができないのか、こういうことをちょっと調べて対策を考えていくつもりはないでしょうか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）今、議員がおっしゃっていただいた国の雇用対策パッケージということで国が示している部分については、一定適用できるかどうかもお調べさせていただいて、国のほうがQAというものを示してございまして、自治体に出向させる場合も対象となるかという問いに対して、要は助成対象とはならないと明確に書かれております。そこは一定ちょっと残念だなというのはあるんですけども、今、議員がおっしゃっていただいた内容も受けまして、今後またその辺は一緒に検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）せっかくそういう制度がありますので、枠にはまるかどうか分かりませんが、検討していただいて積極的にそういう外部人材の投入を計画していただきたいと思います。

そしたら、次にいきます。

大きな2つ目、空き家対策について、高齢化社会対策と空き家活用の具体化に向けての質問をさせていただきます。

空き家対策の国の法律の施行に伴いまして条例制定を昨年度されましたですけれども、その条例に基づいて専門家の会議を立ち上げて、その後、具体的に会議を開いたと思うんです。そういった中で2年6月に熊取町まち育てプランというのができたと思うんですけれども、この条例制定後の実績というか、教えてください。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） それでは、空き家対策の1点目、条例制定後、専門家会議による具体的な進捗について答弁申し上げます。

平成26年に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法を受け令和元年9月に制定した空家等の適正な管理に関する条例に基づき、学識経験者など専門家6名から構成される空家等対策審議会を令和2年2月に設置しました。会議については、コロナ禍による書面開催も含めて同年4月までに2回開催しました。これらの議を経て同年6月に、法律に基づく空家等対策計画である熊取町まち育てプランを策定いたしました。この計画に基づき、関係団体の協力を受けての相談会開催や空き家バンク制度の運営、空き家等の所有者に対する適切な情報提供といった取組を実施してきたところでございます。

今後は、新型コロナウイルス感染の状況を見ながら、計画で明記しているその他の施策についても、その有効性を確認しながら進めてまいります。例えば、空き家所有者の方で遠隔地にお住まいの場合や施設に入所されている場合に、所有者の代わりに建物の見回りや清掃、投函されたチラシの処分などを依頼できる団体を育成し、町もPRなどで協力していくことを具体策の一つとして考えております。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） ありがとうございます。

この間、コロナ禍ということで新型コロナウイルスの感染の拡大があって2回の緊急事態宣言があって、なかなか動きづらいことで2回となったと思うんです。過ぎていったことは今後に生かすということなんですけれども、やはり空き家の実態をきっちり把握して、その中で地域が困っていることについては対応を迅速に行うということが大事なと思います。

平成30年7月の調査、これは浦川議員の元年度の質問で、そのときの答弁では419戸の空き家があるという数字が出ているんですけれども、この後、何か調査とか実態把握とか今の状況とか、そんなのが分かっているのがあったら教えていただけますか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） それでは、平成30年7月調査の419戸から空き家数の変化について答弁を申し上げます。

今お示しいただいた419戸という数字なんですけど、これは、各自治会の区長などからのご協力をいただいて、空き家と思われる一戸建ての住戸を各自治会からご報告いただいたものでございます。この後に同様の調査を行っていることはございません。

なお、空き家戸数に関する情報といたしましては、5年ごとに全国規模で行われている住宅土地統計調査がございまして、これは全数ではなくサンプリング調査であるため、大まかな傾向としてご理解いただければと思いますが、最新の数字である平成30年時点では640戸、率にして4.57%となっており、平成25年の417戸3.25%を比較して223戸1.32ポイントの増加となっております。なお、率につきましては大阪府下の市町村で最低となっております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） サンプル調査なんで誤差が大分あると思うんですけれども、区長が入っていただい

て調べた数字というのは、それは例えば不動産屋が管理しているものもあると思いますし、それ以外の家族の方が使う予定だということもあると思うんで、状況が空き家やということやと思うんですけれども、同じ手法で、毎年というわけにはいきませんが、ある一定期間、例えばコロナが収まった時点とか、自治会の協力も得て一番直近の数字が必要かなと思います。

というのは、次の質問にも関わるんですけども、いろんなこと、周りに影響が出ているところに対応するにも、状況が分からないとその対応もしにくいというようなことにもなってきますので、そういう調査の予定はありますか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 議員のおっしゃるとおり、実態把握というのは対策の全ての基礎になります。ただ、一方これは自治会の区長等をお願いしているものなので、自治会の区長等の負担も考えながら、今後、必要に応じて調査は行っていきたいと考えております。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 私、ちょっと知っている自治会長に最近聞いたんですけども、毎年把握しているという自治会もあります。そうでない自治会もあると思うんですけども、文野議員の質問にもあったように、そういう地域の状況というのを自治会長はやっぱりつかんでおくことが非常に大事だということで、私が聞いたところは、一つは150戸ぐらいの自治会、一つは750戸ぐらいの自治会、あともう一つは450戸ぐらいの自治会なんです。簡単ということはないと思うんですけども、ある一定期間でやろうと思えば可能かなと思うんで、意識していただくということも大事だと思うんで、大分早くから手当てしておいて、何年に1回ぐらいはこういうことでお願いしたいということもやっていく必要があるかなと。それは何でそういうことを言うといったら、自治会長がやっぱり困っているということがありますので、その点は、これはもうお願いしかしようがないですね。先ほど答弁いただいたんで、次の質問にいく前にそういうことをお願いしたいなと思います。

では、次の質問に移ります。

ごみ・草の繁茂、それから樹木の成長による隣地への侵入・害虫駆除などによる隣接地とのトラブルなどによる環境問題などの窓口の一本化をお願いします。環境課なのかまちづくり計画課なのか、区長が苦勞しております。

私の住む地区で区長から相談があつて、環境と思っていいたら、何点か土地が分からないんで一遍ちょっと相談に乗ってくれるかということで、そのときは最終的にはまちづくり計画課のほうが対応してくれたんですけども、何でこういうことを言うかといいますと、環境課のほうは美しいまちづくり条例というのがあつて、その中で最終的には代執行までできるような一応体系になっておりますけれど、そういうことはやったことがないと思うんです。今まではそれで来たんですけども、空き家対策の国の法律ができ、また、それに対して熊取町で条例をつくって抜本的にやっついこうと。目の前にやっぱり起こっていることというのは、まだ壊れて、それで周りの人に迷惑がかかったというような事例が少ないんですけども、やはり草が生えてそこへ虫が湧いて、私が相談に乗ったあれでは、スズメバチが巣をして、通学路で子どもたちが前を通るということでそういう相談があつたと。もう一つは、木が大きくなって隣の家とか道路にはみ出ているというような実態がありまして、これは、まちづくり計画課のほうが続人の方に、遠方地やったらしいですけども連絡してくれて、それもやっぱり最終的には4か月ぐらいかかりました。それで、スズメバチの巣を取るのはすぐやってくれたんですけども、木の伐採とかというのはやっぱり結構かかりました。

そういうところを、これ、我々も相談を受けたらどこに行ったらいいのか、両方に行きましたですけども、見解があれば教えてください。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） それでは、空き家対策の2点目ということで、ごみ・草の繁茂・樹木の成長による隣地の侵入・害虫駆除などによる隣接地とのトラブルなどによる環境問題の窓口の一本化

について答弁申し上げます。

現在、空き家に関する苦情・要望を受けた場合は、まちづくり計画課と環境課が連携を取りながら、現地を確認した上で、問題の種類に応じて、ごみや樹木の繁茂なら環境課が、瓦、外壁などが破損するといった建物自体の管理不全によるものならまちづくり計画課が、それぞれの所管する業務として対応しております。

具体的な対応についてですが、文書等により所有者に適切な空き家の管理を促すことと、建物の不具合による隣接建物や通行人などの被害が予想される場合に建築主事から所有者に対する指導を行うよう大阪府に働きかけることを行っております。

しかし、空き家は所有者の連絡先が明らかでない場合が多いことから、そのときは、不動産登記情報等により調査をし、所有者に通知しております。それでも連絡先が明らかにならない場合は、空家対策法の法律に基づいて、固定資産税情報の提供を受けて所有者に通知しております。その結果、環境問題が改善された事例も少なからず出てきているという状況でございます。

ご質問の窓口の一本化についてなのですが、これは、空家対策計画にも記載しておりますとおり、当面は一定の成果を上げていると認識しており、現在の仕組みを変えずに対応してまいりたいと考えておりますが、必要に応じて適切な体制づくりなども検討してまいりたいと存じております。

また、私有財産である空き家の管理は所有者が行うものであることから、所有者に対して適切な情報をお伝えすることが最も重要ではありますが、所有者の特定及び連絡に時間を要したり、問題の種類によっては、所有者の対応に時間を要したりすることがあります。

今後は、区長・自治会長などの関係者に対し、お知らせできる範囲で対応状況を適時適切に提供することなどを念頭に置き、分かりやすい情報提供を心がけてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。答弁で1点だけ聞きたいんですけども、まずはまちづくり計画課に行ったらよろしいんですか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）問題の性質によるというのが正直なところなんですけれども、まちづくり計画課にお越しいただければ、その問題の質に応じて環境課なりまちづくり計画課で対応を庁内で振り分けていきたいと考えております。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君）空き家が機縁であればまちづくりのほうで相談させてもらうという認識に私は今させてもらったところなんで、あとは役場の中で調整をお願いします。

それから、最後なんですけれども、まちづくりに活かせる空き家対策の実施についてを質問させていただきます。

空き家バンクや空き家相談などの施策が熊取町空家等対策計画に上がっていますが、もっと攻めの姿勢で進めてもらいたいというのが私の気持ちです。具体的には、若者間で広がっている手作りリフォーム大工工事を自ら習い、手作りの家づくりを進める空き家対策、古民家や中古住宅を自ら工事して若者世代の移住と空き家をなくする手法であります。これはDIYといいまして、若者たちが空き家再生の原動力になり、また、この中には利用された方が引っ越してくるということも実際起こっているということから、各市町村に広がっている状況です。行政によるシステムづくりが必要だと思いますけれども、熊取町で取り組む考えはありますか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）それでは、空き家対策の3点目ということで、まちづくりに活かせる空き家対策の実施について答弁申し上げます。

空き家の有効活用によるまちの活性化策の一例として、議員からご提案いただいた古民家や中古

住宅をDIYでリノベーションして活用する取組につきましては、新聞やウェブなどでそれらの情報は承知しております。建築から年月を経て老朽化し時代のニーズに合わなくなった建物を資力の乏しい若者が自ら再生して利用するというのは、すばらしいアイデアだと思います。

しかしながら、DIYでの空き家再生をする場合は、建物の安全性や適法性をアドバイスするなどサポートできる人材や各種団体の存在が必須であること、それらを含めた環境づくりや体制が必要となってまいります。また、本町においては、空き家率が府下最低であるということ及び古民家が少ないなど、バリエーションが豊富でないということから、マッチングには不利な状況にあると考えております。

空き家の発生は、人口減少社会に突入した我が国では避けられない問題です。全国各地でそれに立ち向かう取組がなされておりますが、これらの情報収集に努めるとともに、本町における空き家抑制や地域活性化の効果を見極めた上で、効果的な空き家対策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、まちづくりに活かせる空き家対策の実施についての答弁といたします。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。何か答弁を聞いておいたらやらないということをやっているような気がしたんですけれども、先ほど文野議員の質問にもありましたように、自治会だけじゃなしに、高齢化の中で熊取町から出ていったり、また高齢者施設や介護施設に入って空き家になっているというか、そういうところもあります。処分するにもできないというふうなところもあります。そういうところにやっぱり若い人に入ってもらって、熊取町の活性化、子育て世代を行政自ら生んでいくということが重要なこと。

これ、隣の泉佐野市では、銀行とか特別に株式会社をつくりまして、ふるさと納税を使ってDIYの学校を造ったり補助制度をつくらせたりとか、そういうことをやっています。状況は熊取町と泉佐野市で違うところはあると思うんですけれども、これから空き家がまだまだ増えていく可能性も高いですし、熊取町の場合は昭和50年代に人口が急増しまして、そのときに建てられた家がたくさんあります。そういう中では、建て替えできるところはいいんですけれどもそうでない家もありますので、やっぱりこういうことを今から考えていかないと取り残されるんじゃないかということがありまして、一つは個人の財産ですけれども公共の財産でもあるという、空き家を活用したまちづくりということも一考していただきたいなと思うんです。副町長ばかり言うて申し訳ないんですけど、お願いします。

議長（矢野正憲君） 南副町長。

副町長（南 和仁君）先ほど都市整備部長からご答弁差し上げたところでございますが、改めて、非常に後ろ向きなようなイメージを受ける答弁であったというふうに考えております。

今のところ大阪府下で最低の空き家率ということではございますが、当然のことながら、議員おっしゃったように、この空き家率というのは右肩上がりに上がっていくんだろうというのは容易に想定できるものでございます。その中で、熊取町の空き家状況、先ほどもご提案いただいたんですけれども、やっぱり定期的に空き家率がどれぐらいの推移で上がっていくとか、あるいは鈍化しているのかも分かりません。そういったものをしっかりと現状把握をまずは定期的に、区長、自治会長のお力を借りなければなりません、そういった取組も今後やっていきたい。その中で、熊取町に一番合ったやり方というのが必ずあるはずで、そういったものをしっかりと見極めて取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただくようお願いします。

議長（矢野正憲君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君）私のほうから、補足でもないんですけれども、副町長が申しあげましたとおり、現状把握、これは本当に重要なことだと思っています。先ほど文野議員からも質問がありましたけれども、現状把握もこちらから積極的にそういったことを行っていくという、そういう姿勢を庁内全体で考えていく必要が来たなというふうに思っております。そういう状況も含めて、積極的な施策

の一環として進めていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） どうもありがとうございました。これで質問を終わります。

議長（矢野正憲君） 以上で、田中豊一議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため1時10分まで休憩いたします。

---

（「12時10分」から「13時10分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

1項目めは防災についてです。

3.11東日本大震災からもうすぐ10年になります。改めて、お亡くなりになられた方、またご遺族の方、被災された方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

先日、2月13日の夜、福島県沖を震源とする地震がありました。地震の規模はマグニチュード7.3、震度6強の揺れを観測しました。10年前の東日本大震災の余震と考えられるとのことでした。そして2日後の15日、和歌山県北部を震源とする震度4の地震がありました。災害は忘れた頃にやってくると言いますが、今後30年以内に発生する確率が70から80%と予測されているマグニチュード8から9、最大震度7の巨大地震、南海トラフ地震への備えについて、一人一人が再確認する重要性を感じました。

そこで1点目です。先日の地震で福島、宮城県内でも避難所が開設されましたが、新型コロナウイルス感染等のリスクも想定した上で避難所を運営していかなければなりません。本町におきましては、昨年2月に地域防災力向上を図るために熊取町自主防災モデルマニュアルを作成していただきました。策定時には想定していなかった感染症への対応も含め、地区別に自主防災マニュアルの作成についてどのように取り組まれているのか、お聞かせください。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） まず、1点目、地区別自主防災マニュアルの作成状況について答弁いたします。

地区別自主防災マニュアルの作成につきましては、各地区でマニュアルづくりをしていくに当たり、モデルとするべく、自主防災モデルマニュアルを令和元年度に作成したところです。このモデルマニュアルの作成は、自主防災組織連絡協議会において自主防災モデルマニュアル作成委員会を立ち上げてご尽力いただいたもので、今年度の活動として、同モデルマニュアルを大いに活用し地区別自主防災マニュアルの作成を積極的に推進していく予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により自主防災組織連絡協議会の会議がやむなく書面開催となるなど、積極的な取組がかなわず、残念ながら自主防災マニュアルの作成には至ってございません。

本町といたしましては、昨年10月に全自主防災組織に積極的な作成についてお願いし、事務局がそのサポートを丁寧にさせていただき旨のご案内をさせていただいたところです。あわせて、各地区における自主防災訓練の際にも、マニュアル作成の依頼とその支援についてご案内しているところで、新型コロナウイルスの感染状況によるところとなりますが、できる限り速やかに全地区で自主防災マニュアルを作成していただけるよう図ってまいります。

以上とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。コロナの影響で作成は1地区もできなかったというところなんではないでしょうか。こういったモデルマニュアルをつくっていただきまして、これを基に各地区でつくって

ただくということだったんですが、でも、この中には見本で上がっている地区もありますよね。だから、そういう地区はできているのではないんですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）おっしゃるとおり、希望が丘であるとか、ほぼモデルマニュアルのモデルとさせていただいたところもあるんですけども、ただ、議員がおっしゃったコロナウイルス感染症に対応した見直しとかというところも、これはまだ実際残っている部分もございまして、こういうところもかみ合わせて今後しっかりと進めてまいりたいという状況でのお答えをさせていただいたものでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。感染症の分につきましてはこの作成時にはなかったもので、その分も盛り込んで令和3年度は全地区が作成できるように支援していくということで理解させていただいていいのでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）事務局としては、一刻も早く、議員もご指摘いただいたとおり、地震はいつ来るか分かりませんので速やかにつくりたいというのが本意ではございますが、これはいかにせん、今まだ現状においてもコロナ禍が収まらない中においては、実際、自主防災組織の活動もかなり制限されておりまして、身動きがなかなか取れないという状況がございます。だから、その状況を見ながらにはなりますけれども、時期を逃さず速やかに対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。

また、町が育成した防災士100名の方がいらっしゃる、その方たちもしっかりとその作成については関わっていただくということで、前回も質問させていただいたときにはそういうふうなご答弁があったんですけども、そういう体制で取り組んでいただくというところでもよろしくお願ひしたいと思います。

やっぱりコロナのことがあるんですが、コロナのことも踏まえての防災マニュアルですので、あるからできないというのはやっぱりおかしいかなというふうに思います。コロナがあってもできると思いますのでね、感染対策をしっかりすれば、いつあるか分からない災害を迎える中で、マニュアルがないからできなかったというのはその理由にはならないと思います。マニュアルの中には校区別の避難行動・避難所運営マニュアルを参照するというふうなことも書いておりますので、そういった避難所も運営していかないといけないというところでこのマニュアルは基礎となる分ですので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

今、マニュアルの中に校区別避難行動・避難所運営マニュアルを参照するというふうにあるわけなんですけど、その分の策定についてもまだできていないというところなんですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）これは2点目の……

（「いや、まだ1点目です」の声あり）

総合政策部理事（野津 恵君）校区別の活動についても、次の答弁でも一定触れさせていただいておりますけれども、同じく個々の自主防災組織がなかなか動いていない中で、校区が集まって、あるいは複数の自主防災組織が集まってという活動も、今おっしゃったとおり、なかなか動きとしては取れていないという状況でございます。

ただ、これも先ほど申し上げたところとかぶりますけれども、議員も、コロナだからとどまっているのは許されないということは、もうそれはおっしゃるとおりでございまして、そこはどうすればやっていけるかというのは常にしっかりと考えながら進めてまいりたいということでご理解いただ

きたいと思います。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。

自主防災モデルマニュアルの中に自主防災組織の活動というものが具体的に書いていまして、その中には、避難所の開設・運営に関する詳細は校区別避難行動・避難所運営マニュアルを参照と書いてあるわけなんです。だから、参照するということは校区別の避難所マニュアルがないとできないということですので、そのことがあるので聞かせていただきました。この分についてもまだできていないということですね。はい。またその辺のところも、基本となる町の避難所運営マニュアルはつくっていただいていますので、それを基に校区別の避難所マニュアルも必要かと思いますが、その辺の作成もよろしくお願ひしたいと思います。

そしたら次、2点目へいきます。

2点目、地区別、指定避難所別防災訓練の取り組みについてお聞かせください。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、2点目の地区別、指定避難所別防災訓練の取り組みについて答弁を申し上げます。

地区別自主防災訓練につきましては、従前より、各地区にて結成されている自主防災組織において実施されており、町危機管理課職員及び消防職員も訓練指導のため参加してきたところです。近年は、住民の防災意識の向上により訓練実施組織数の増加や活発化が進んできており、新型コロナウイルス感染拡大の影響下においてもソーシャルディスタンスを確保しながら実施できる、例えば無事ですカードを用いた安否確認訓練など、工夫を凝らして取り組んでいただいているところです。また、指定避難所別防災訓練につきましては、一部の自主防災組織における複数地区合同による防災訓練の実施にとどまっている状況となっております。

本町といたしましては、昨年3月に作成しました避難行動・避難所運営マニュアルを基礎として、指定避難所の開設・運営について住民・学校・町の3者で協議を行い、地区別避難行動・避難所運営マニュアルを作成していく考えであり、あわせて、同マニュアルに基づき校区別に、つまり同じ避難所を使用することになる地区全てで合同防災訓練の実施を推進していく予定であります。

現在のところ、3者協議が新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催できておりませんが、校区福祉委員会の機会を通じて当該取組の方向性について周知することなどを模索しており、ワクチンの接種が順次開始されていくこともあり、感染リスクの状況を見極め、機を捉えて開催し、指定避難所別防災訓練の早期実現を目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。指定避難所別、校区別で避難訓練も行っていくということで、ありがとうございます。

施政方針の中に今年、令和3年度は総合防災訓練をするというふうに記載していたと思うんです。それもあるんですが、校区別の避難所で別の訓練ということがやっぱり必要かなと思っておりまして、その辺のところの取組もしっかりできるようにやっていっていただきたいと思います。

今、各地区でやっていただいているということでしたが、各地区は開催してくださっているのは幾つぐらいの自治会で、参加率はどんな状態でしょうか。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）令和2年度の開催の状況が、14回実施がございまして、地区としても14組織が実施いただいております。それぞれの地区の参加率というのはちょっと私、データを持っておらないんですが、総延べで参加したのが1,373人というふうに把握してございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。コロナ禍の中でも防災訓練をやっていたということ、大変感謝したいと思います。その中でたくさんの方に参加していただくことが必要かと思うんですが、これも前回も言いましたが、災害はいつ起こるか分からないので、平日のお昼とか、また夜とか、そういったパターンを変えての訓練も取り組んでいていただきたいなというふうに思っております。

和泉市のほうでは、そういった自主防災訓練をやっていて、夜にも1回やったことがあるというのを聞かせていただきました。そこの自治会の方の自主防災グループで立ち上げてやってはるところの聞かせていただいたんですけども、そこは、うちみたいに無事ですカードを作っていないので、白いタオルを持って、白いタオルが無事ですという意味で家の前にくくりつけて、そういった訓練をやったというふうに聞いております。ですので、また訓練にしっかり取り組んでいただきたいんです。

無事ですカードも先ほど活用しておっしゃっててくれていましたが、この分については全自主防災組織のほうで推進していただいているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）先ほど答弁の中で触れましたとおり、自主防災組織連絡協議会の全体会議は最初は書面開催となったんですけども、そういった中でマニュアルづくりのものと併せてこのカードについての周知、説明等をさせていただいたところで、先ほど申し上げた自主防災組織の訓練状況の中でも、この中で7地区が無事ですカードを使用した安否確認訓練というものを実践していただいております。一つ、希望が丘はこれからの予定としておりますけれども、以上でございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。よろしく申し上げます。

日本防災士会というのがあって、私もその防災士会に入らせていただいている、町の養成した防災士につきましてもスキルアップ研修に参加していただきたいんですけども、Zoomでスキルアップ研修があって、先日参加させていただいたんです。そこで東日本大震災を経験された方が講師で言われていたんですけども、東日本大震災のときに、障害者手帳を保持している方の死亡率は非保持者の死亡率の2倍から4倍あったと。それはなぜかということ、その理由は、障がいのある方は日頃やっていないこと、訓練していないことはできないと。そして避難場所が分からないという、だから逃げ遅れてしまった。だから、障がいのある方が非保持者の方よりも死亡率で見たときに高かったというところだったんです。

ですので、地域で今やっている防災訓練につきましても、要支援者である障がいのある方、そういった方も全ての方に参加していただくことが重要なんだというふうに、スキルアップ研修に参加して聞かせていただいて、講習に参加させていただいて感じました。地域の防災訓練に全ての方が参加して、地域の全ての方の命を守るんだ、そういう訓練なんだというところに位置づけすることが本当に大切だなというふうに、研修に参加して感じさせていただきました。

今、要支援者につきましては災害時要支援者の個別計画を作成するということにもなっていますけれども、なかなか抵抗があって進まないというところですが、地域の皆さんと一緒に避難訓練を通じて、この方はちょっと耳が遠いとか目が不自由だとか地域の方は分かっていますので、そういう方も皆さんで支え合いながら避難訓練することによって、そういった個別計画の推進もできるのではないかなというふうなことをおっしゃられておられまして、私自身もそういうふうに感じました。

長野県のほうでは、住民支え合いマップづくりということで、そういうことをやって防災訓練の中で皆さんがそういった状況をつかみ合って、自分の地域の地図を作って、ありますよね、住宅地図。その地図で、赤、黄色、青、緑とマップの中のそのおうちのところに自分たちで自主防災組織の中でそれを貼り付けていくんですけども、日常的に福祉サービスや介助を受けている人、危険の判断ができない人、情報を得られない人、そこは赤のシールを貼る。独り暮らしで高齢者（日中

独り暮らし)、障がい者だが支援してあげれば一緒に避難ができる、そういう人は黄色のシール、日常生活は自立しているが災害時、緊急時に声をかけないと逃げない、そういうふう配慮をしなければならない人、そういう人は青、安否確認など、高齢者やけれど助ける側に、協力できる人になりますよと、その人はお隣だったら支援できますよという、そういう人は緑のシールを貼る。そういうふうにしてマップ作りをやっているというふうで紹介されていました。

だから、そういった住民支え合いマップ、そういうことを訓練の中で自主防災組織の活動としてやっていく中で、要支援者の方の個別計画もできるのではないかなというふうに思いましたので、ちょっと紹介させていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

次、3点目です。

避難行動・避難所運営マニュアルを作成されておりますが、避難勧告、避難指示等発令時に避難所開設を迅速、円滑に行うために、開設までの手順が分かるアクションカードや必要な資機材を収納する初動活動ボックスを各避難所に配備してはどうでしょうか。

議長(矢野正憲君) 野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 恵君)では、3点目について答弁いたします。

まず、避難所開設を迅速、円滑に行うために開設までの手順が分かるアクションカードや必要な資機材を収納する「初動活動ボックス」の配備についてでございますが、本町では、避難所の開設を決定した際に迅速かつ円滑に避難所派遣職員が出発できるように、避難所運営マニュアル、避難所レイアウトの図、機材の取扱い説明、必要となる資機材などをコンテナボックスにまとめております。さらに今年度においては、感染症対策のために必要となる資機材が増加したこと及びそういったものを分けるべきものもあるということから、コンテナボックスを追加配備したところでございます。

今後も、コロナ禍等において必要資機材が増えても、迅速性を損なうことなく職員を避難所へ派遣できるよう、より機能的なものとするべく常に改良に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(矢野正憲君) 渡辺議員。

10番(渡辺豊子君) そういったものがコンテナボックスの中に入っているというところですね。8避難所ごとにあるというところで、それはその避難所のところに置いているんですか。

議長(矢野正憲君) 野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 恵君) このコンテナボックス自体は、一定我々、避難所開設というのが災害対策本部で決定したときに職員が開設に向かうという想定しておりますことから、危機管理課のほうで全てのコンテナを備えておいて、そこからすぐ出てもらうような形で今備えているところでございます。

以上でございます。

議長(矢野正憲君) 渡辺議員。

10番(渡辺豊子君) 分かりました。この分につきましては、愛知県の豊橋市の例を見ていいなと思って質問させていただいたんです。そういった避難所運営につきましては、今は職員がやってくさっているんですけども、各自治会で避難するときもあります、避難所。だから、そうなったときに、自治会の自主防災組織が避難所を開設するときにはまず何をしたらいいのか。避難所運営マニュアルはあるけれど、一々またそのときにマニュアルを繰っていたら間に合わないというところで、箱の中にそういった順番を書いたアクションカードというものをに入れて、次は何する、次は何する、まずは避難所の鍵の入手、建物の安全確認、受付の設置、居住スペースの区分け、簡易トイレの設置と順番を書いたカードを置いていて、そのカードを見ながら、自主防災組織の方や住民もできるというところのものを用意しているそうです。

今言われたように、トイレとか受付とかいう、そのときに受付と書いていても時間がないので、受付と書いたやつをちゃんとその箱に入れていて、トイレというのもピクトグラム表示で分かるよ

うにして、それも入れておく。受付のときに、避難してこられた方の健康チェックもしなければなりませんよね。だから、そういった健康チェックリストももうコピーして入れておく。それで、来られたときに受付ですぐ、一々またそのときにコピーするんじゃなくて、コピーしておいて準備しておいてその箱に入れていたら、それでチェックできると。マスクや体温計、今言われたように、そういったものも置いて確認するようにしていると。だから、各自主防災組織が防災訓練するとき、それを見るだけでも訓練になると。次に何すると、それを確認するだけでも訓練になるということをやっておられまして、これはすごくいいことだなと思いました。

発災のとき、やっぱり職員も危機管理課の方が全てすぐ対応できるとは限りません。やっぱり職員も同じように被災者になります。ですので、それぞれの自治会で自治会役員がそういうことができるように、また、自治会の役員は1年ごとの交代でなられますので、交代になってもすぐ対応できるように、そういうところでそういったものを一目で分かるように箱に入れて置いておくというふうなことをされているというふうに聞きました。

ですので、そういったことを今それぞれ指定避難所で実施しておられるのであれば、今度は39自治会の自主防災組織でそういったものを準備できるようにしておくほうがいいのではないかなと思うんですが、その辺どうでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）貴重なご提案と認識します。

先ほど、前段のご質疑の中でも触れた話で、避難所別の訓練、その前提となるマニュアル等の作成は我々も想定しているんです。そういう作業の中においては防災士の方の参画なんかももちろん考えてはいるんですけれども、そういうマニュアルづくりの中で避難所開設についての取組というものも盛り込めたらなと思っております。

今、本町においては、ご存じのとおり、基本的には8の指定避難所で対応できるコンパクトな規模であるということから職員で対応するという想定をしておりますけれども、確かに大きな自治体においては避難所の数もう桁違いになりますので、職員の対応も困難というところがあるところであって、そういう住民の一定、自主的な取組が進んでいるというところはあろうかと思えます。

だから、町としてもコロナ禍の中で避難所はこれから箇所数を自然に増やさざるを得ないというような環境も想定される中では、今申し上げたような取組もいいとこ取りをしながら、どんどんと考えてまいりたいということで思いますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）またしっかりと各自主防災組織の方が活動しやすいように検討していただきたいと思えますので、よろしくお願いします。

次にいきます。

次に、災害時バンダナについてですが、昨年9月議会で質問させていただいたときに、今年度中には拡充を検討しているということでした。どうですか。

あわせて、コミュニケーションボードについても、平成29年12月議会で質問し、避難所運営における障がいのある方との意思疎通の向上に資するツールと認識している、調査研究をするというお答えをいただきました。今、コロナ禍でマスク着用の中で、聴覚障がいの方は口の動きが分からないというお声も聞いております。ぜひとも配備を検討すべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、バンダナとコミュニケーションボード、併せてご答弁申し上げます。

災害時バンダナにつきましては、平成30年度に社会福祉協議会が100枚を作成し、ボランティアセンター用に70枚、避難所用に30枚を配備してございます。これに加えて本年度新たに150枚を発注しておりまして、納品後には、聴覚障がい者の方等にとって適切な配備を実施するべく、関係課

等と連携して計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、次にコミュニケーションボードにつきましてですが、コミュニケーションボードは、聴覚障がいや知的障がいの方などの要配慮者に加え、日本語を話せない外国の方に、何か困り事があったり、体調が悪いにもかかわらず意思表示ができないなどの場合に意思疎通のために使用するもので、避難所において有用なものと考えており、先進市町の事例を参考に令和3年度中に作成したいと考えているところでございます。

以上、ご理解賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。

災害時バンダナ、聴覚障がいの方が利用できるように一応今回150枚発注していただいたということで、ありがたく思います。その分につきましても、また障がいのある方個人に配付という形で考えてくださっているのでしょうか。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 150枚というのは、一定我々、把握できる限り全ての方に配っても足りるであろう数ということで調達したんですけれども、そこは、無事ですカードなんかでもよくあったんですけれども、配付してしまったりなくしてしまったりということがやっぱりどうしてもあるもので、むしろ避難所にある程度想定した数を配備しておくほうがいいのか、そこは、関係課と何が一番有効に使えるのかということは今調整させてもらった中で配備させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。

私の出した資料に写真をつけさせていただいたんですが、熊取町が前回作ってくださったメジナちゃんとジャンプ君のバンダナ、すごくいいのを作ってくださいましてすごくありがたいんですけれども、このバンダナは、聴覚障がいの方が「耳が聞こえません」とできる言葉で、あとの3つは支援する人の「自分はできますよ」という、だから助けを求める文言が1つしかなくて、あとは支援者ができますよというのを書いているんですね、三方が。

下は大阪市のほうなんですけれども、大阪市の住吉区が作っているのは、「耳が聞こえません」と「目が見えません」というのと「支援が必要です」という3つ。だから、支援してほしい人の声が3パターンあるわけなんです。だから、「手話ができます」というボランティアが声かけや意思表示する分については1つだけで、3方面は支援がしてほしいんやという言葉が3つあるわけなんです。だから、本当にそういった助けてほしいんやという声を届けるためには、大阪市住吉区が作っているこういった文言をもう少し研究していただいて作っていただけたらなというふうに思うわけなんですけど、今回は、やっぱり作っていただいたのは上の同じやつなんでしょうか。

議長（矢野正憲君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 結論から言うと、前回作った版がありますもので、そういったものを活用して150枚作ったということでございまして、その理由としましては、基本的には聴覚障がいの方がやはりなかなか支援を必要としていることが分かりにくいということが、我々としてはそこをまずやっぱり一番先に手当てすべきかなということで、先にそういう形で考えたもので、今の流れというか、新しく作られているところは汎用性の高い、いろんな障がいの方にも使えるものを使用する例も多いですから、これで終わりということではなくて、さらにこれから拡充していくことを検討していくに当たっては、よりよいものをという形で改良させていただきたいということで考えております。ご理解いただきたいと思います。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。また、いろんな障がいの方に対応できるようなバンダナも今後作成

していただければ幸いですようにお願いしておきます。

次、コミュニケーションボードにつきましては、見本をいろいろつけさせていただきました。災害に対応できるようにというところで、載せている分は埼玉県加須市の危機管理防災課で作ったところです。明治安田こころの健康財団というところに協力していただいてボードを作ったということみたいですが、またもう一つも同じように違うパターンで上げて、見本でつけさせていただきました。また参考にして、令和3年度の作成をよろしく願いしておきます。ありがとうございます。

次、2点目へいきます。

2項目めは新型コロナウイルス感染症対策についてです。

1点目は、先日行われた議員全員協議会での説明がありましたが、またアメリカ、ファイザー社から入手するワクチンの時期や量等が不確定で、計画的に接種が実行できるかどうか走りながら進めていくという、そういった状況です。本町においてワクチン接種についてどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の2つ目、新型コロナウイルス感染症対策についての1点目、ワクチン接種についてどのように取り組んでいくかについてご答弁申し上げます。

答弁内容につきましては現時点での進捗状況となりますので、ご了承ください。

現状では、2月14日にファイザー社のワクチンが薬事承認され、17日から医療関係者向けの先行接種を開始、高齢者を対象とした接種を4月以降に開始するという予定でございます。対象者につきましては、本町に居住する16歳以上の方となります。実施期間は、2月17日から令和4年2月28日までとなっております。接種回数は2回で、接種費用は無料でございます。

接種順位は4つのグループに分けられておりまして、1グループが医療提供体制の確保等を踏まえ医療従事者、2グループが高齢者、そして3グループが高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設等の従事者、ワクチンの供給量に応じて60歳から64歳の方もここに該当します。4グループがその他の方となっております。

接種券の送付につきましては、国のスケジュールに応じて速やかに送付できるよう準備を整えているところでございます。

接種方法につきましては、個別接種と集団接種のどちらかを選択し、個別の場合は、基本は医療機関へ直接予約、医療機関の希望により一部コールセンター、町のホームページからの予約という形になります。集団接種は、町のコールセンターに電話または町ホームページからの申込みとなります。なお、町のコールセンターは3月10日開設予定でございます。

本町の接種体制でございますが、医師会等医療機関のご協力の下、個別が9、集団が1の体制が取れると判断し、できるだけ近くて安心できるかかりつけ医の方で個別接種ということを重視しております。集団接種は、日曜日を含めて個別接種を補完する形で、会場としましては熊取ふれあいセンターと町民会館ホールでの実施を予定しております。

なお、周知方法につきましては、広報やチラシ、ホームページや町公式LINEによる周知、そして個別の通知、ポスターやチラシの配架等を行う予定でございます。

最後に、今回のワクチン接種につきましては、ワクチンの供給状況に応じ、スケジュールの変更が見込まれるため、国・府の動向を見極めながら対応してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。ファイザー社のワクチンの入荷が遅れているというところで、本格的には5月からなるのかなというふうに感じているわけなんですけれども、接種券につきましては、当初、議員全員協議会のときには3月末に発送するということでしたが、ワクチンがまだ来ていない中で接種券を先に送ってもというところかと思うんです。この発送につきましては、

今のご答弁では別に具体的ないつ頃というふうにはなかったんですが、いつ頃、4月ぐらいと理解させていただいていたのでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今おっしゃられたとおり、当初3月18日とかいうぐらいの日程を予定しておったんですが、ご案内のとおり、4月5日、6日でやっと熊取町で110人分というような形の通知が来ておりますので、それを受けまして4月の下旬というぐらいで今、日程を急遽組み直しておるといような、そんな今現状でございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。そういう流れになってくるかと思いますが、またよろしくお願ひしたいと思います。

接種券についてなんですが、昨日、国の参議院予算委員会の中でうちの公明党の議員が質問した中でもあったんですけども、視覚障がいの方、そういった方に対しての接種券というのは点字で分かるように案内して送っていただくことを要望したいんです。その辺のところは聞いておられますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません、正式な形での通知というのはまだあれなんですけれども、確かにおっしゃられるとおりでと思いますので、その辺は通知に従い適切に対応させていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

また、高齢者の方からですので、ヘルパーと随行して接種しなければならない方もいらっしゃるかと思います。全てそういった費用は国が持つということですので、しっかりと要求していただけたらと思います。対応をお願いしたいと思います。

まず、2月12日の新聞に、集団の接種を想定ということで、熊取町は2月11日にお休みを返上して、職員が80人も想定訓練をしてくださったということが載ってまして、本当に感謝します。ありがとうございます。お休みを返上してこうやって万全な体制で取り組んでいくんだということやっていたこと、本当にありがたいなというふうに思います。

その想定訓練をやった中で感じたこと、改善しなければならないこと、そういったことは何かありましたでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）当日、医師の方も2名視察というか、ご意見をいただくためご同席いただいたんですけども、その医師の方からは、今回、まずは高齢者からの接種ということになるので、高齢者の方が待機場所から接種場所へ動く際に、できる限り寄り添うような形で、ご不安を与えないようにしてあげてほしいなというお声をいただいております。その辺につきましては、できる限り我々もそういった体制といたしましうか、そういうふうなものは一定準備したいなというふうに考えております。

あと、細かなところでは、やはりどうしても問診だとかいうところで一定のたまりができてしまったり、あるいは逆に体温を測るところで手間取ったりだとか、個別のところは幾つも課題として上がってきておりますので、それについては、それに対しての対処方法を今検討した中で、そして、集団接種については基本的には業者のほうにお願いする外部委託ということを考えておりますので、その辺の詳細について業者と綿密な打合せ、これをもう既に始めておるといようなところでございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。ありがとうございます。やっぱりそうやって想定訓練をやったから分かるかあると思います。そういったお医者さんからのアドバイスをいただき、本当にそうい

うところにしっかり細かく対応していただくことはありがたいと思います。

あと、接種後のフォローというのも大切かと思うんです、副反応の問題もありますので。その辺のフォロー体制についてはどうなっているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）おっしゃるように、副反応についてやはり皆さんかなりご不安に思っているところがあるかと思います。副反応につきましても、かなりの極めてレアなケースであるというのはまず大前提にあるわけなんですけれども、それでもやはり起こったときには迅速に対応しなければいけないということで、少なくとも接種後15分、場合によっては、問診をしていただいてお医者さんの判断によってこの方はちょっと30分ほど様子を見ないといけないなということであれば、待機場所を当然設けております。そちらのほうで接種後の状況を観察して、そして何もないなということでお帰りをいただく。もし万が一という場合にはすぐに対応できる、アナフィラキシーショックに対して即効性のあるエピペンと呼ばれるものがあるんですけれども、それらの準備だとか、それから、うちの場合は集団接種の場所がちょうどふれあいセンター、隣の隣が消防署ということになりますので、消防のほうにも集団接種はこの日程で行うというようなことで連携も深めております。何かあった場合にはすぐに救急搬送していただけるような体制も連携を取って実施しておりますので、その点についてもご安心をというか、万が一の場合の体制というのは整えておるつもりでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）今、部長のほうからありましたアナフィラキシーショックがあったときに対応するエピペンというのは、本町は9対1の割合で個別診療所での接種が多いんですけれども、それぞれの個人病院でもエピペンはしっかりと配備されているのでしょうか。その辺のところはどうですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）まず、個別接種の場合は特にかかりつけ医のお医者さんということで、この方は過去にアレルギーの症状があるなどかいうようなことをお分かりいただいた上で接種ということになりますので、やはりそういう状況が分かっておれば接種は見送るというような判断も当然出てまいります。

もし万が一の場合には、エピペンとかそういった対応については町のほうが一括して事前に配給というか配付するというか、準備は整えさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。その辺はしっかり連携を取って配備をお願いしたいと思います。

1回目と2回目の接種について、個人別データ管理ということで、国のほうは接種記録システムを導入する方向で今検討を進めております。理由は、1回目、2回目を打つときに、その間に転居したりとか、また住所地外で接種したりとか職場で打つこともあるかと思うんです、職域接種。万が一災害があったとき、そういったときに予診票が喪失してしまう、そういったことも想定してそういったシステムを導入するようでございます。

私たち公明党も、もっと早く分かっていたらよかったのに、今こういうシステムを導入することになりましたので、それぞれの自治体の意向調査というのを3月7日までということにさせていただきます、それぞれの自治体はそのシステムを導入することによって困ること、希望すること、そういったご意見も伺っております。先日いただきましたが、そういった声をまたしっかりと国のほうに届け、国のほうでしっかり対応していただくように言っていきたいと思っておりますので、安全かつ円滑にワクチン接種が行われますように、大変ですがよろしく願いしておきます。

2点目へいきます。

2点目は、国は1月13日、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い2度目の緊急事態宣言を11都府

県に発令し、3月7日まで延長しましたが、3月1日からは愛知、岐阜、大阪、京都、兵庫、福岡の6府県の緊急事態宣言は解除されました。しかし大阪府は、3月21日まで大阪モデル・イエローステージということで、4人以下でのマスク会食や不要不急の外出自粛などの感染予防対策を要請しております。飲食店等の営業時間短縮を段階的に緩和するとして、1日の協力金を時間に応じて6万円から4万円、2万円と段階的に支給するとしております。その上で、第3次補正予算、2021年度予算案のいわゆる15か月予算に、各市町村独自のコロナ対策支援に充てられる地方創生臨時交付金に1兆5,000億円を積み増しました。

そこでお伺いいたします。営業時間短縮を実施している飲食業だけではなく、それに伴い大きな影響を受けている町内事業者等に対する町独自の支援策を検討しておられますか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の新型コロナウイルス感染症対策についての2点目、2度目の緊急事態宣言発令に伴う町独自の町内事業者等に対する支援策の検討についてということでございます。経済対策、支援策ということでございまして、その検討の中に地域振興券も検討させていただいたということで、次の3点目と併せて、まずは答弁させていただきたいと思っております。

2回目の緊急事態宣言が発令され、飲食店等に対し営業時間短縮等の要請が実施されたことにより、町内飲食店においては、要請に基づき営業時間の短縮や休業にご協力いただいているところで、ご協力いただいている飲食店や関連する事業者の方々におきましては多大な打撃を受けられているものと推察してございます。

まず、営業時間短縮等の要請にご協力いただいている飲食店等の支援でございますが、先ほど議員のほうからもご説明ありましたように、国と大阪府が共同で協力金を支給する形で、1店舗当たり1日6万円を支給することとなっております。また国は、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上げが50%以上減少した中小法人・個人事業者の皆様には、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時金として、中小法人は上限60万円、個人事業者は上限30万円を支給することとされてございます。

今回の緊急事態宣言に伴う営業時間短縮等の要請に伴う協力金や緊急事態宣言の影響緩和に係る一時金の情報も早期から出されてございましたので、町や商工会に対してその他の支援等の問合せというものはほとんどございませんでした。影響を受けられている事業者の多くは、国や大阪府の支援策の対象となっておりますものと考えてございます。

このような状況の中で、議員ご質問の独自の事業所等に対する支援策や地域振興券の配布としての地域経済の活性化の検討についてでございますが、2月19日の議員全員協議会においても総合政策部から報告があったように、地方創生臨時交付金の活用について議員の皆様からもご提案いただきました。また、これまでの議会でも私ども産業振興部門のほうで様々なご意見等を頂戴してございまして、それらを参考に現在検討しているところでございます。

また、同じく19日の議員全員協議会で町制施行70周年記念事業の概要についてもご報告があったかと思いますが、周年記念事業の一つとして、「くまとり SANPO COBIRI」を拡充した町内飲食店の支援につながる事業も実施する予定としてございます。

地方創生臨時交付金を活用した支援策につきましては、詳細が確定次第、3月15日の議員全員協議会のほうでお示しさせていただけると考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました、今検討中というところで。

内閣官房のホームページに載っている緊急事態宣言を踏まえての支援策というところで資料をつけさせていただきましたが、3番の一時支援金についてです。飲食店で時短営業しているところはそれぞれ金額を挙げられて1日何ぼとあるんですが、一時支援金につきましてはその条件が、本年の1月から3月までの売上げが前年比50%以上減の中堅・中小法人、個人事業主というふうになっ

ております。60万円、個人事業主は30万円というところなんです。

50%以上にならないと申請できないというところで、40%、また30%売上げが減ったところでも営業は大変なんだというところで、これも国のほうでうちの北側衆議院議員が、30%、40%減っても大変なんだ、そういうところをしっかりと手当してほしいと質問しておりました、予算委員会です。そしたらそのときに西村大臣が、そういったところにつきましては地方創生臨時交付金を使って各自自治体で独自で上乘せをしてほしいというふうな答弁をしておりましたので、そういったところを町として検討していただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）50%未満に係るところというのが、前回の緊急事態宣言が出たときに本町としても、国や府の対象にならない方ということで困窮事業者ということで対応させていただきました。しかしながら、状況は違うのかも分かりませんが、困窮事業者の実績というのが当初想定していたよりもかなり低くて、実際の申請は61件という形となっております。

これまでの町独自の支援策についても、答弁の中で財源がない中でということで、今回、3次補正でこういうふう増額されるというのが分かった時点で、我々産業振興を担当しているところとしましては、特定のそういうような飲食業云々とかというところではなくて、広く全体、これはもう経済支援だけではなくて生活支援というような形で何かできないかというところで、今現在考えておるところでございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。広く、そしたら地域振興券という形で検討していただきますようお願いしておきます、皆さんに、全町民に行き渡るようにというところで。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）地域振興券というのは、ちょっと今ここでは明言は控えさせていただきたいんですが、言いましたように生活支援、経済支援、両方に資する形で何かできればと考えてございます。検討しておりますので、よろしく申し上げます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

熊取公明党は、二見議員と私と一緒に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が1月に発令された、そのときに緊急要望書を町長に提出させていただきました。そのときに、営業時間短縮に伴う町独自の支援策と、そして地域振興券の配布とかを要望させていただき、その中でももう一つ、コロナ禍における地域、家庭、職場での差別や偏見をなくし、思いやりの輪を広げようということで、シトラスリボンプロジェクトという、そういうものも含めて6項目要望させていただきました。シトラスリボンにつきましては早速やっていただいて、広報にも載せていただいていますし、こういったリボンもちゃんと作っていただいて、私も今日はこれをかけられるように持ってきたんですけども、こういうふうにしていただき、本当に熊取町は思いやりのあるまちなんだと、コロナの差別がないまちなんだということをしっかりとまたPRしていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、3項目めは危険なバス停についてです。

危険なバス停とは、横断歩道や交差点のそばにあり、停車したバスで死角ができ、事故を誘発するおそれのあるバス停のことです。

2018年、横浜市で、停車中のバスの死角に入った小学5年の女子児童が車に跳ねられ死亡する事故がありました。そういった事案を受け、国土交通省が全国約40万のバス停について危険度調査を行ったようです。本町における調査の結果をお聞かせください。

あわせて、もう時間がないので、その調査結果を受けて、町内の危険なバス停について移設等安全対策について協議を行っているのか、お聞かせください。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君） それでは、ご質問の3点目、危険なバス停について答弁申し上げます。1点目、2点目、併せて答弁させていただきます。

議員が先ほどご説明いただいた経過がございますが、再度説明させていただきます。

ご質問の危険なバス停につきましては、平成30年8月、横浜市において、バス停が設置された交差点において、バスが横断歩道をまたぐ形で停車中、バスの後方から道路を横断しようとした小学生が対向車に跳ねられ死亡する事故が発生したことにより、国土交通省において全国のバス停の調査が行われ、資料でご提示させていただいてございますが、横断歩道にバスの車体がかかるか過去3年で停車中のバスに起因する人身事故が発生したバス停をAランク、横断歩道の前後5メートルの範囲が交差点に車体がかかるものをBランク、交差点の前後5メートルの範囲に車体がかかるバス停をCランクとし、危険度が高い順にAからCの3段階に分類し、昨年12月25日に近畿運輸局において公表されたものでございます。

熊取町内におきましては、最も危険なAランクはないものの、ひまわりバスのバス停ではBランクが2か所、Cランクが4か所、路線バスのバス停においてはBランクが2か所、Cランクが3か所で、合わせますと11か所となりますが、Cランクのバス停1か所についてはひまわりバスと路線バスが兼用してございまして、箇所数では10か所が公表されたところでございます。

該当するバス停の場所については、ひまわりバスのバス停では町道西之山線の泉陽ヶ丘バス停、町道五門山原線の高塚台バス停の2か所がBランクとされ、町道青葉台2号線の青葉台北と青葉台南のバス停、町道山の手南北幹線の南山の手台バス停、路線バスと兼用する国道170号の紺屋バス停の4か所がCランクとされました。路線バスにつきましては、町道五門久保小谷線の久保バス停と国道170号の大宮バス停の2か所がBランク、国道170号の紺屋と大浦口のバス停、府道泉佐野打田線の中の池北バス停の3か所がCランクとされ、公表されたものでございます。

2点目の町内の危険なバス停についての移設等安全対策の協議の実施について答弁申し上げます。

昨年12月25日に公表されたことに伴い、ひまわりバスについては、12月28日にはバス車内及び該当するバス停に、バス停車中や発車直後のバス停付近での横断注意等の注意喚起の貼り紙を設置するとともに、危険なバス停の実態把握及び移設候補地の検討を行いました。1月には、泉佐野警察、バス事業者の南海ウイングバス南部株式会社、本町の3者において現場立会いの上協議し、バス停を安全が確保できる場所に移設する方向で協議を行ったところでございます。

バス停の移設につきましては、ほかにも自治会及びバス停に隣接の土地所有者の同意が必要となり、この2月には、調整が整った泉陽ヶ丘バス停について、横断歩道から5メートル以上の離隔を確保し、安全な場所へ移設が完了したところでございます。現在、高塚台と南山の手台バス停におきましても、地元自治会、移設先の隣接住民と調整が整いましたので、移設に向けて準備を行っているところでございます。残るバス停につきましても鋭意調整を図っているところであり、調整が整い次第移設を行い、バス停の安全対策に努めてまいりたいと考えてございます。

また、路線バスのバス停につきましては、移設等のハード対策について、南海ウイングバス南部株式会社が運行する路線におけるAランクのバス停の安全対策を最優先に行っているところで、Bランク、Cランクについては現在対応できていないものの、順次検討していくところでございます。なお、ひまわりバスと同様に、貼り紙や車内アナウンスによる降車後の注意喚起などのソフト対策につきましては、路線バスについても既に実施し、安全啓発に努めてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。早速、移設できるところは速やかに移設していただき対応していただいていること、ありがとうございます。

ちょうど時間となりましたので、終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君） 以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終了いたします。

議事の途中ですが、議場内の換気のためしばらく休憩いたします。

---

(「14時11分」から「14時13分」まで休憩)

---

議長(矢野正憲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第5 議案第3号 監査委員の選任同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君) それでは、議案第3号 監査委員の選任同意についてご説明申し上げます。

令和3年4月1日より議員のうちから監査委員を選任しないこととなりますので、新たな識見監査委員として井上高和氏の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長(矢野正憲君) 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3号 監査委員の選任同意についての件を採決いたします。議案第3号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案に同意することに決定いたしました。

---

議長(矢野正憲君) 次に、日程第6 議案第4号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長(林 利秀君) それでは、議案第4号 事務分掌条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、事務分掌の一部について改定を行う必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

具体的な改定理由につきましては、現状、住民部産業振興課と都市整備部水とみどり課で連携しながら対応している農林分野等の各業務について整理をした結果、1つの課で所管することにより、効率的に事業が行える業務について、所管替えをするものでございます。

2ページは改め文でございます。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明いたしますので、資料3ページをご覧ください。右が現行、左が改正案でございます。

現在住民部で所管しております土地改良事業の所掌事務を都市整備部の所管に変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書2ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第4号 事務分掌条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第7 議案第5号 森林環境譲与税基金条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、議案第5号 森林環境譲与税基金条例につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、森林環境譲与税について、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進等に要する経費の財源として基金を設置するため、この条例案を提出するものでございます。

2ページをご覧ください。

条例の内容につきましてご説明申し上げます。

第1条は設置でございますが、今ほど提案理由で申し上げたとおりでございます。

第2条は積立てでございます。当該基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額としております。

第3条は管理でございます。第1項では、当該基金に積み立てる現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとし、第2項では、必要に応じて、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとしてございます。

第4条は繰替運用でございます。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができることとしてございます。

第5条は運用益金の処理でございます。基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものといたします。

第6条は処分でございます。当該基金は、第1条の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるものとしてございます。

第7条は委任でございます。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるものといたします。

最後に、附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第5号 森林環境譲与税基金条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第8 議案第6号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、議案第6号 介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございます。介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画に伴い、令和3年度から令和5年度までの介護保険第1号被保険者保険料率等の改正が必要となることに加え、平成30年度税制改正による給与所得控除等の見直し及び令和2年度税制改正による租税特別措置法の一部が改正されたことに伴う介護保険法施行令等の一部改正に伴い、介護保険料の賦課に関する規定について所要の改正が必要となるため、この条例案を提出するものでございます。

2ページをご覧ください。

介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容につきましては新旧対照表でご説明させていただきます。

議案書の続き、4ページ以降の資料をご覧ください。

介護保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案となっております。

まず、第3条では、第1号被保険者の所得区分に応じた保険料率を定めております。今回改正する保険料率は令和3年度から令和5年度までの保険料率となりますので、現行の「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改正するものでございます。また、各号につきましては、各保険料段階の保険料率を定めておるものでございます。

第1号につきましては、介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者となっております、いわゆる保険料段階第1段階の方で、保険料を現行の「3万6,342円」を「3万7,926円」に改めるものでございます。

第2号につきましては、同様に保険料を現行の「4万7,244円」を「4万9,303円」に改めるものでございます。

第3号につきましても、保険料を現行の「5万4,513円」を「5万6,889円」に改めるものでございます。

第4号も、保険料を現行の「6万1,781円」を「6万4,474円」に改めるものでございます。

第5号につきましても、保険料を現行の「7万2,684円」を「7万5,852円」と改めるものでございます。

次に、第6号では、保険料段階第6段階の方、本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満の被保険者の保険料を定めており、保険料は現行の「8万7,220円」を「9万1,022円」に改めるとともに、今回の税制改正による租税特別措置法の改正による介護保険規則の一部改正に伴い、第1号被保険者の保険料段階の判定に用いる合計所得金額について、低未利用地を譲渡した際の長期譲渡所得に係る特別控除が適用されることから、租税特別措置法第35条の3第1項を追加し、特別控除後の合計所得金額が0を下回る場合には0とする旨を追加するものでございます。

5ページをご覧ください。

続きまして、第7号につきましては、保険料段階第7段階の方の保険料で、保険料基準所得金額の国基準の見直しによる介護保険法施行規則の一部改正に伴いまして、保険料段階を判定する基準所得金額について、合計所得金額を「200万円未満」から「210万円未満」に改め、保険料を現行の「9万4,489円」から「9万8,607円」に改めるものでございます。

第8号につきましても、保険料段階第8段階の方の保険料で、国基準の見直しに伴い、合計所得金額を「300万円未満」から「320万円未満」に改め、保険料を現行の「10万9,026円」から「11万3,778円」に改めるものでございます。

6ページをご覧ください。

第9号につきましては、保険料段階第9段階の方で、保険料を現行の「12万3,562円」を「12万8,948円」に改めるものでございます。

第10号につきましては、保険料段階第10段階の方で、保険料を現行の「13万831円」を「13万6,533円」に改めるものでございます。

第11号につきましては、保険料段階第11段階の方で、保険料を現行の「13万8,099円」を「14万4,118円」に改めるものでございます。

7ページをご覧ください。

第12号につきましては、保険料段階第12段階の方で、保険料を現行の「14万5,368円」を「15万1,704円」に改めるものでございます。

第13号につきましては、保険料段階第13段階の方で、保険料を現行の「15万2,636円」を「15万9,289円」に改めるものでございます。

第14号につきましては、保険料段階第14段階の方で、保険料を現行の「15万9,904円」を「16万6,874円」に改めるものでございます。

8ページをご覧ください。

第15号につきましては、保険料段階第15段階の方で、保険料を現行の「16万7,173円」を「17万4,459円」と改めるものでございます。

最後に、第16号でございますが、保険料段階第16段階の方で、保険料を現行の「17万4,441円」から「18万2,044円」と改めるものでございます。

続きまして、第2項でございますが、第3条第1号に該当する被保険者の保険料については、国・府・町が公費を投入し低所得者への保険料の軽減を行っているところでございますが、令和3年度から令和5年度につきましても引き続き実施しますので、今回の保険料率の改定に伴い、現行の軽減後の保険料を「2万1,805円」から「2万2,755円」に改めるものでございます。

第3項につきましては、第3条第2号に該当する被保険者の保険料でございますが、前項と同様に公費を投入、低所得者への保険料の軽減を行っており、保険料率の改正により、現行の保険料「3万6,342円」を「3万7,926円」に改めるものでございます。

第4項につきましては、第3条第3号に該当する被保険者の保険料でございますが、第2項及び前項と同様、保険料の軽減を行っており、現行の「5万878円」を「5万3,096円」に改めるものでございます。

次に、9ページをご覧ください。

附則の第8条についてでございます。平成30年度税制改正において、令和3年度分以降の個人住民税について、給与所得控除と公的年金控除について10万円引き下げ、基礎控除を10万円引き上げることとされました。これにより、給与所得者及び年金所得者の介護保険料の算定に係る合計所得金額が増加し、従前の保険料段階よりも段階が上がり、負担が増加する被保険者が生じることとなるため、この税制改正の影響を受けないようにする介護保険法施行規則の一部改正が行われたことに伴い、合計所得金額に給与所得または年金所得が含まれている場合は、合計所得金額から10万円を控除する規定を追加するものでございます。

第2項及び第3項につきましては、令和4年度及び令和5年度につきましても同様の取扱いをする旨を規定しているものでございます。

議案書は3ページのほうにお戻りください。

附則でございます。第1項、施行期日でございますが、この条例は、令和3年4月1日より施行するものでございます。

次に、第2項、経過措置でございますが、この条例による改正後の介護保険条例第3条の規定は、令和3年度分の保険料率から適用し、令和2年度分までの保険料率については、なお従前の例によるとしております。

以上で、議案第6号 介護保険条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長(矢野正憲君) 次に、日程第9 議案第7号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) それでは、議案第7号 国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございます。新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)が令和3年2月3日に公布され、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

2ページをご覧ください。

国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で説明させていただきます。

3ページ以降の資料をご覧ください。

国民健康保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案でございます。

国民健康保険条例の附則第9項の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する規定でございますが、この中で、新型コロナウイルス感染症の説明を現行では新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定するものとしておりますが、今回の法改正に伴い、新型コロナウイルス感染症が期限の定めなく必要な対策が講じられるよう、指定感染症から感染症法上の二類感染症に移行したことに伴いまして、特別措置法の附則から削除されたため、もともと附則に記載されていた内容を、国の示す参考条例に従って条例本文中に改めて明記したものでございます。具体的には、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」と表記を行うものでございます。

なお、本条例改正に伴う傷病手当金の支給要件や支給期間等の変更はございません。

議案書2ページをご覧ください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第7号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(矢野正憲君) 以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長(矢野正憲君) 次に、日程第10 議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件及び日程第11 議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。木村健康福祉部理事。  
健康福祉部理事（木村直義君） それでは、議案第8号及び議案第9号についてご説明させていただきます。

まず、議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきますので、議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表でご説明させていただきますので、3ページの資料をご覧ください。右が現行、左が改正案でございます。

第7条につきましては保育所等との連携施設の確保についての規定で、同条第4項でございますが、家庭的保育事業等、いわゆる0歳児から2歳児までの児童を対象とした小規模保育事業や事業所内保育事業及び家庭的保育事業につきましては、利用児童が3歳児になり卒園した後におきましても保育所、認定こども園または幼稚園で受皿となる連携施設を確保することが原則となっておりますが、市町村が保護者の希望に基づき引き続き教育または保育は提供されるよう必要な措置を講じている場合には、連携施設の確保を不要とする規定を追加するものでございます。

また、同条第5項につきましては、同条第4項第1号が追加されたことに伴う文言の追加でございます。

次に、資料4ページをご覧ください。

第38条につきましては居宅訪問型保育事業の実施についての規定で、同条第4号につきましては、居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる場合として、保護者の疾病等の理由により家庭での養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化するものでございます。なお、本町におきましては、家庭的保育事業等及び居宅訪問型保育事業の施設はございません。

恐れ入りますが、議案書の2ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表でご説明させていただきますので、3ページの資料をご覧ください。右が現行、左が改正案でございます。

改正内容につきましては、先ほどの議案第8号での一部改正と同様の改正内容となっておりますので、ご説明は省略させていただきます。

なお、今回の改正の対象となっておりますのは特定地域型保育事業の基準でございまして、認可基準という家庭的保育事業者等と施設への給付費を支払う確認基準という特定地域型保育事業者は同じ意味でございます。したがって、本町におきましては、該当する事業者はございません。

恐れ入りますが、議案書の2ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、

原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第12 議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表でご説明させていただきますので、3ページの資料をご覧ください。右が現行、左が改正案でございます。

第11条第3項につきましては放課後児童支援員の資格要件について規定しているもので、放課後児童支援員は、一定の資格を有する者であって、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した者でなければならないとされておりますが、当該研修につきまして中核市の長も行うことができることとするものでございます。

恐れ入りますが、議案書の2ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第13 議案第11号 学童保育所条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、議案第11号 学童保育所条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、学童保育所の開所時間を拡大し、共働き世帯等の保護者のニーズに対応するなど、保育サービスの充実を図るため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表でご説明させていただきますので、3ページの資料をご覧ください。右が現行、左が改正案でございます。

第13条でございます。現行、学童保育所の開所時間につきましては、土曜日あるいは夏休みなどの長期休業期間は「午前8時30分」からとなっておりますが、共働き世帯等の保護者のニーズに対

応すべく、開所時間を30分早め、「午前8時」からの開所とするものでございます。

恐れ入りますが、議案書の2ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は、夏季休業日初日の令和3年7月21日から施行するものでございます。

以上で、議案第11号 学童保育所条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）この条例で30分早く夏休みの最初から開所するということですが、当初予算にこの予算は反映されているか、確認だけしたいんです。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）議員ご指摘の分につきましては、令和3年度当初予算の指定管理委託料の中に予算を計上させていただいております。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第14 議案第12号 保育所条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、議案第12号 保育所条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和4年4月1日からの西保育所の民営化に伴い、西保育所を令和4年3月31日をもって廃止するため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表でご説明させていただきますので、3ページの資料をご覧ください。右が現行、左が改正案でございます。

第2条の保育所の名称等の表から「西保育所」の項を削るものでございます。

恐れ入りますが、議案書の2ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第12号 保育所条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第15 議案第13号 町道路線認定及び廃止についての件及び日程第16 議案第14号 町道路線認定についての件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）それでは、まず初めに議案第13号 町道路線認定及び廃止について説明させていただきます。

議案書 1 ページをご覧ください。

道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、次の町道路線認定及び廃止について議会の議決を求めるものでございます。

認定する路線及び廃止する路線につきましては表に記載のとおりで、各 3 路線でございます。また、各路線の起点、終点につきましては記載のとおりでございます。

詳細につきましては 2 ページをご覧ください。

各路線の総延長や幅員などを記載しており、今回の廃止及び認定により、総延長は 258.6 メートルが増加するものです。

各路線の内容につきましては、3 ページからの位置図にてご説明させていただきます。

左が新たに認定する路線、右が廃止する路線を示しております。

3 ページ、路線番号 556 番、池の台北 1 号線については、全区間 104.2 メートルを一旦廃止の上、住宅開発に伴い新たに帰属を受けた区間を含めた 192.5 メートルを新たに認定するものでございます。

4 ページをご覧ください。

路線番号 662 番、朝代東 4 号線については、全区間 42.9 メートルを一旦廃止の上、住宅開発に伴い新たに帰属を受けた区間を含めた 87.2 メートルを新たに認定するものでございます。

5 ページをご覧ください。

路線番号 782 番、野田東 6 号線については、全区間 78.1 メートルを一旦廃止の上、住宅開発に伴い新たに帰属を受けた区間を含めた 204.1 メートルを新たに認定するものでございます。

以上で、議案第 13 号 町道路線認定及び廃止についてのご説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 14 号 町道路線認定について説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

道路法第 8 条第 2 項の規定により、次の路線認定について議会の議決を求めるものでございます。

路線認定については、表に記載のとおり、路線番号 894 番から 903 番までの 10 路線でございます。また、各路線の起点及び終点につきましては記載のとおりでございます。

詳細につきましては、2 ページをご覧ください。

各路線の総延長や幅員などを記載しており、今回新たに 10 路線、総延長 695.2 メートルについて町道路線認定を行うものでございます。

各路線の内容につきましては、3 ページからの位置図にてご説明させていただきます。

3 ページをご覧ください。

路線番号 894 番、七山西の川 2 号線、総延長 43.4 メートルにつきましては、七山地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

4 ページをご覧ください。

路線番号 895 番、池の台北 3 号線及び 896 番、池の台北 4 号線、総延長 20.3 メートルにつきましては、大久保南地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

5 ページをご覧ください。

路線番号 897 番、大久保中 8 号線、898 番、大久保中 9 号線、899 番、大久保中 10 号線及び 900 番、大久保中 11 号線、総延長 344.8 メートルにつきましては、大久保中地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

6 ページをご覧ください。

路線番号 901 番、朝代東 5 号線、総延長 20.5 メートルにつきましては、朝代東地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

7 ページをご覧ください。

路線番号 902 番、野田東 8 号線及び 903 番、野田東 9 号線、総延長 266.2 メートルにつきましては、野田東地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

以上で、議案第14号 町道路線認定についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議事の途中ですが、ただいまより3時20分まで休憩いたします。

---

（「14時58分」から「15時20分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第17 議案第15号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第15号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第13号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては国・府支出金、町債などの確定に伴うもの、歳出につきましては500万円以上の不用額が発生するもの及び事業未執行のもの、国3次補正予算に伴う補助金の追加内示による町道久保高田線歩道拡幅工事や長池オアシス公園施設更新工事などとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,755万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ216億2,392万4,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費の補正、第3条につきましては地方債の補正でございますので、順次ご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費の補正でございます。

1の追加でございますが、款 民生費、項 社会福祉費、老人憩の家耐震補強工事1億8,442万4,000円につきましては、当該工事の工期を年度内に設定することが困難であることから、翌年度に繰り越すものでございます。

次の款 土木費、項 道路橋りょう費、道路舗装修繕事業7,173万円及びその下、道路維持事業540万円及びその下、町道久保高田線歩道拡幅事業2億7,500万円につきましては、追加内示のありました国補助金を活用するために令和2年度予算に前倒し計上し、繰り越すものでございます。

次の項 都市計画費、目 公園整備事業6,800万円につきましても、追加内示があった国補助金を活用するために令和2年度予算に前倒しで計上し、繰り越すものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

第3表地方債補正でございます。

1の追加でございますが、ため池整備事業につきましては、成合首や池修繕工事の財源として借り入れるものでございまして、限度額は190万円でございます。

その下、減収補てん債につきましては、今回、今年度限りの措置として減収補てん債の対象に7

税目が追加され、そのうち地方消費税交付金及び市町村たばこ税の減収見込みに係るものでございまして、限度額は3,920万円でございます。

続いて、2の変更でございますが、庁舎改修事業につきましては、庁舎トイレ改修工事の財源として借り入れるもので、限度額を680万円に減額変更するものでございます。

その下、西保育所改修事業につきましては、西保育所大規模改修工事実施設計業務の財源として借り入れるもので、限度額を530万円に減額変更するものでございます。

その下、認定こども園施設整備事業につきましては、さくらこども園建て替え補助の財源として借り入れるもので、限度額を2,240万円に減額変更するものでございます。

その下、水道事業会計出資債につきましては、水道相互連絡管等整備事業費に対する出資金の財源として借り入れるもので、限度額を800万円に減額変更するものでございます。

その下、町道舗装事業につきましては、町道舗装修繕工事の財源として借り入れるもので、限度額を2,680万円に増額変更するものでございます。

それでは、6ページをご覧ください。

橋りょう修繕事業につきましては、紺屋あいぞめ橋及び谷川橋の修繕工事の財源として借り入れるもので、限度額を1,700万円に減額変更するものでございます。

次の町道久保高田線歩道拡幅事業につきましては、町道久保高田線歩道拡幅工事の財源として借り入れるもので、限度額を1億4,210万円に増額変更するものでございます。

その下、公園整備事業につきましては、長池オアシス公園施設更新工事の財源として借り入れるもので、限度額を5,490万円に増額変更するものでございます。

いずれも、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページ、9ページは総括ですので省略させていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 町税、項 町民税、目 個人の所得割2,000万円の増額につきましては、決算見込みによるものでございます。

次の款 地方特例交付金、項 地方特例交付金、目 地方特例交付金3,538万2,000円の増額につきましては、交付決定によるものでございます。

次の款 分担金及び負担金、項 負担金、目 総務費負担金の派遣職員人件費負担金593万7,000円の増額につきましては、岡山県総社市への職員派遣に伴い、総社市から人件費負担金として受けるものでございます。

その下の目 土木費負担金の都市公園整備負担金428万4,000円の増額につきましては、開発行為に伴う公園等の設置の緩和に係る整備負担金でございます。

次の款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の障がい者自立支援給付費負担金1,969万円の減額及びその下の障がい児通所給付費等負担金814万1,000円の増額及びその下の児童手当負担金881万1,000円の減額につきましては、いずれも所要見込額の増や減によるものでございます。その下、保険基盤安定負担金274万6,000円の増額につきましては、繰出し金額の確定によるものでございます。

次に、項 国庫補助金でございますが、目 総務費国庫補助金の地方創生推進交付金149万2,000円の増額につきましては、K I X泉州ツーリズムビューロー負担金に対する補助金でございます。次の地籍整備推進調査費補助金194万6,000円の増額につきましては、朝代地区の南保育所用地における用地測量経費に対する補助金でございます。

その下の目 民生費国庫補助金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金5,565万6,000円の増額につきましては、老人憩の家耐震補強工事に対する補助金でございます。その下の地域生活支援事業費等補助金236万4,000円の減額につきましては、所要見込額の減によるものでございます。その下の保育所等整備交付金5,748万2,000円の減額につきましては、さくらこども園建て替え補助に

係る所要見込額の減によるものでございます。

その下の目 衛生費国庫補助金の妊娠・出産包括支援事業費補助金10万3,000円の増額につきましては、産後ケア事業施設における感染症拡大防止経費に対する補助金でございます。

その下の目 土木費国庫補助金の道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金6,978万9,000円の増額につきましては、先ほど繰越明許費でご説明いたしました国補正予算に伴う道路工事等に係る追加内示があったもの及び所要見込額の減によるものでございます。その下の都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金2,600万円の増額につきましても、国補正予算に伴う追加内示があったもので、公園整備に係る補助金でございます。

その下の目 教育費国庫補助金の学校保健特別対策事業費補助金890万5,000円の増額及びその下の471万7,000円の増額につきましては、それぞれ小学校、中学校における感染症対策のためのマスク等購入経費などに対する補助金でございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の障がい者自立支援給付費負担金984万5,000円の減額につきましては、国庫負担金と同様に、所要見込額の減によるものでございます。次の保険基盤安定負担金36万2,000円の増額につきましては、繰出金額の確定によるものでございます。次の障がい児通所給付費等負担金407万円の増額及び児童手当負担金185万3,000円の減額につきましても、国庫負担金と同様に、所要見込額の増や減によるものでございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

1行目の保険基盤安定負担金264万5,000円の減額につきましては、繰出金額の確定によるものでございます。

次に、項 府補助金、目 総務費府補助金の大阪府市町村振興補助金2,000万円の増額につきましては、交付見込みによるものでございます。

その下、目 民生費府補助金の地域生活支援事業費等補助金112万6,000円の減額及び認定こども園施設整備交付金694万3,000円の減額につきましては、所要見込額の減によるものでございます。

その下の目 衛生費府補助金のインフルエンザワクチン定期接種緊急促進事業補助金870万円の増額につきましては、高齢者のインフルエンザワクチン接種自己負担額免除経費に対する補助金でございます。

次の款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金の基金利子6万1,000円の増額につきましては、公共施設整備基金の利子の決算見込みによるものでございます。

その下、項 財産売払収入、目 不動産売払収入の土地売払収入65万4,000円の増額につきましては、町有財産払下げ等に伴う収入でございます。

次の款 寄附金、項 寄附金、目 一般寄附金のくまとりふるさと応援寄附金2,516万3,000円の増額につきましては、寄附見込みによるものでございます。

次の目 総務費寄附金のくまとりふるさと応援寄附金1億9,900万円の増額につきましては、寄附実績によるものでございます。

続いて、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金3,800万円の減額及びその下の目 財政調整基金繰入金1億7,523万9,000円の減額及びくまとりふるさと応援基金繰入金4,817万5,000円の減額につきましては、いずれも今回の補正に伴う財源調整分でございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入のコミュニティ助成金250万円の減額につきましては、一般財団法人自治総合センターにおける助成事業補助金の不採択によるものでございます。次の青少年派遣事業参加負担金150万円の減額につきましては、国際交流事業の中止によるものでございます。次の後期高齢者医療広域連合負担金返還金585万1,000円の増額につきましては、令和元年度後期高齢者医療定率負担金精算による返還金でございます。次の建物災害共済金5,017万5,000円の増額につきましては、平成30年台風21号被災に係る建物災害共済金でございます。次の関西国際空港利用促進・PR事業支援金220万円の減額につきましては、国際交流事業の中止によるものでございます。次の退職手当負担金8,685万7,000円の増額につきましては、水道企業団移行に伴う水道

事業会計からの退職手当負担金でございます。

次に、14ページ、15ページをご覧ください。

1行目の広告収入13万2,000円の増額につきましては、住民課窓口を設置の広告付窓口番号表示システムに係る広告料でございます。

最後に、款 町債につきましては、第3表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

なお、財源振替の項目につきましては説明を省略させていただきます。

16ページ、17ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業（一般管理費一般職分）、退職手当122万9,000円の増額につきましては、所要見込額の増でございます。

次の目 財産管理費の庁舎維持管理事業、庁舎改修工事費3,895万8,000円の減額につきましては、役場庁舎北館外壁等防水改修工事の見直しによるものでございます。その下、財政調整基金積立事業、財政調整基金積立金8,700万円の増額につきましては、水道企業団移行に伴う退職手当負担金について、その相当額を財政調整基金に積み立てるものでございます。その下、公共施設整備基金積立事業、公共整備基金積立金500万円の増額につきましては、土地売却収入及び公園整備負担金の積立て分でございます。

次に、目 企画費のくまとりふるさと応援基金積立事業、くまとりふるさと応援基金積立金2億2,444万3,000円の増額につきましては、寄附実績による積立てでございます。

次の目 自治振興費の町内循環バス運行事業、町内循環バス運行費補助金800万円の減額につきましては、所要見込額の減によるものでございます。

次の目 国際交流費の国際交流事業、謝礼品費1万1,000円の減額から有料道路通行料等4,000円の減額までにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による国際交流事業の中止によるものでございます。

続いて、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉費の障がい者自立支援給付事業、介護・訓練等給付費3,937万8,000円の減額及びその下、障がい者地域生活支援事業、移動支援給付費732万9,000円の減額につきましては、所要見込額の減によるものでございます。

次の目 老人福祉費の老人憩の家維持管理事業、耐震補強等工事費1億8,442万4,000円の増額につきましては、五月ヶ丘老人憩の家など9か所の耐震補強工事に係る経費でございます。

次の目 後期高齢者医療費の保険基盤安定繰出事業、保険基盤安定繰出金48万4,000円の増額につきましては、繰出金額の確定によるものでございます。

続いて、18ページ、19ページをご覧ください。

項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の民間保育所等助成事業、民間保育所施設設備整備費等補助金7,508万2,000円の減額につきましては、さくらこども園建て替えに係る補助金の所要見込額の減によるものでございます。

次の目 児童福祉施設費の保育所運営事業、測量・設計・監理等委託料890万1,000円の減額につきましては、西保育所大規模改修工事実施設計等の所要見込額の減によるものでございます。その下、児童発達支援事業、障がい児通所給付費1,628万4,000円の増額につきましては、所要見込額の増によるものでございます。

次の目 児童措置費の児童手当給付事業、児童手当費1,252万5,000円の減額につきましては、所要見込額の減によるものでございます。

次に、項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の保険基盤安定繰出事業、保険基盤安定繰出金13万5,000円の増額につきましては、繰出金額の確定によるものでございます。

続いて、款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費の健康増進事業、検診等委託料300万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による事業見直しに伴う所要見込額の減でございます。

次の項 清掃費、目 し尿処理費のし尿処理場運営事業、清掃委託料110万円の減額及び廃棄物処分委託料271万7,000円の減額につきましては、大原衛生公苑廃止準備業務として、令和3年度に実施を見送るものでございます。

次の項 上水道費、目 上水道費の水道事業会計出資事業、水道事業会計出資金1,200万円の減額につきましては、水道事業における相互連絡管等整備事業費の確定によるものでございます。

次に、20ページ、21ページをご覧ください。

款 農林水産業費、項 林業費、目 林業振興費の森林環境譲与税基金積立事業、森林環境譲与税基金積立金327万9,000円の増額につきましては、森林環境譲与税の一部を基金に積み立てるものでございます。

次に、款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費の商工業振興事業、休業要請支援金3,250万円の減額及び事業者特別定額給付金7,130万円の減額につきましては、それぞれ所要見込額の減によるものでございます。

続いて、款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路維持費の道路維持事業、町道等維持修繕工事費2,000万円の減額及びその下、幹線町道等舗装工事費5,140万円増額及びその下、その他町道等舗装工事費1,360万円の増額につきましては、町道五門山原線ほかの道路舗装修繕工事など国補正予算による補助金を活用するための前倒し計上及び所要見込額の減によるものでございます。

次の目 道路新設改良費の道路新設改良事業、道路新設改良工事費1億6,400万円の増額及びその下、移設等補償費200万円の増額につきましては、久保高田線歩道拡幅工事について国補正予算による補助金を活用するため、前倒し計上するものでございます。

次の項 都市計画費、目 公園費の公園整備事業、公園整備工事費6,800万円の増額につきましては、長池オアシス公園施設更新工事について国補正予算による補助金を活用するため、前倒し計上するものでございます。

続いて、22ページ、23ページをご覧ください。

款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校教育情報化推進事業、校用器具費3,500万円の減額につきましては、GIGAスクール整備用端末に係る所要見込額の減でございます。

その下の目 教育振興費の小学校就学援助事業、要保護・準要保護児童就学援助費1,300万円の減額につきましては、給食費無償化により就学援助費の所要見込額が減となったものでございます。

次の項 中学校費、目 学校管理費の中学校教育情報化推進事業、校用器具費2,000万円の減額につきましては、小学校費と同じく、GIGAスクール整備用端末に係る所要見込額の減でございます。

その下の目 教育振興費の中学校就学援助事業、要保護・準要保護生徒就学援助費500万円の減額につきましても、小学校費と同じく、給食費無償化による所要見込額の減でございます。

次の款 災害復旧費、項 公共土木施設災害復旧費、目 河川災害復旧費の河川災害復旧事業、災害復旧工事費4,100万円の減額につきましては、雨山川災害復旧事業における未施工分工種の減額によるものでございます。

24ページ以降の補正予算給与費明細書、27ページの地方債調書につきましては、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第15号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第18 議案第16号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件及び日程第19 議案第17号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第16号及び第17号についてご説明申し上げます。

それではまず、議案第16号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険基盤安定繰入金（保険料軽減分及び保険者支援分）の確定、国保財政基盤安定基金積立金の利子見込額増に伴う補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億7,282万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきまして、4ページ以降、事項別明細書で説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、省略させていただきます。

6ページ及び7ページをご覧ください。

款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料13万5,000円の減額につきましては、後ほどご説明いたします保険基盤安定繰入金の増に伴い財源調整を図るために減額を行うものでございます。

続いて、款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金の1万2,000円の増額につきましては、国保財政調整基金の利子見込額の増額に伴うものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）535万7,000円の減額、同じく目 一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）549万2,000円の増額でございますが、今年度の繰入額が確定したことにより、それぞれ当初予算との差額を補正するものでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

1段目の国民健康保険事業費納付金、医療給付費分につきましては、財源振替のみですので説明は省略させていただきます。

款 基金積立金、項 基金積立金、目 国民健康保険財政調整基金積立金1万2,000円の増額ですが、今年度に生じる基金利子収入見込額を当該基金に積み立てるものでございます。

以上で、議案第16号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第17号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険料収入の見込額及び保険基盤安定負担金の増額によるものでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,894万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,041万6,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、省略いたします。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

款 後期高齢者医療保険料、項 後期高齢者医療保険料、目 後期高齢者医療保険料で1,846万1,000円の増額でございます。これは、被保険者数の増加等に伴い、特別徴収保険料及び普通徴収保険料のそれぞれ歳入決算見込額を基に特別徴収保険料を870万3,000円増額、普通徴収保険料を975万8,000円増額し、この合計額を計上するものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金48万4,000円の増額でございますが、こちらも、被保険者数の増加等に伴う保険料の増加と関連いたしまして低所得者に対する法定軽減負担額が増加したことにより、一般会計から繰り入れる保険基盤安定負担金を増額計上するものでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページをご覧ください。

款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金が1,894万5,000円の増額でございます。この保険料等負担金は、町が徴収した保険料と広域連合から示される保険基盤安定負担金を広域連合にそのまま納入する仕組みとなっておりますので、今回、歳入で計上いたしました増加分と同じ額を歳出予算に増額補正するものでございます。

以上で、議案第17号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、議案第16号並びに議案第17号、いずれも原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第20 議案第18号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、議案第18号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、1つ目は大阪広域水道企業団との統合に係る固定資産の整理による長期前受金戻入及び固定資産除却費の増額、2つ目は大阪広域水道企業団との統合に係る退職手当の精算に伴う退職手当負担引当金繰入額の増額、3つ目は耐震化事業に係る事業費確定による一般会計出資金の減額によるものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の総則でございます。令和2年度熊取町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。令和2年度熊取町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款 事業収益、第2項 営業外収益の既決予定額に2,980万3,000円を増額し、

補正後の額を2億6,727万4,000円とするものでございます。それにより、第1款 事業収益の補正後の額を9億8,863万6,000円とするものでございます。

次に、支出として、第1款 事業費、第1項 営業費用の既決予定額に1億5,111万円を増額し、補正後の額を10億6,911万1,000円とするものでございます。それにより、第1款 事業費の補正後の額を10億9,317万8,000円とするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正でございます。予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,706万2,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,906万2,000円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金1億2,060万2,000円」を「過年度分損益勘定留保資金1億3,260万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款 資本的収入、第3項 他会計繰入金の既決予定額から1,200万円を減額し、補正後の額を800万円とするものでございます。それにより、第1款 資本的収入の補正後の額を3億2,885万8,000円とするものでございます。

次に、第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正するものでございます。

職員給与費の既決予定額に2,758万円を増額し、補正後の額を1億5,254万円とするものでございます。

2ページは、令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）実施計画でございます。

詳細については6ページからの説明書でご説明いたしますので、6ページを開きください。

収益的収入の表をご覧ください。

第1款 事業収益、第2項 営業外収益の工事負担金長期前受金戻入の2,980万3,000円の増額は、大阪広域水道企業団との統合に係る固定資産の整理によるものでございます。

以上により、収益的収入合計の既決予定額9億5,883万3,000円に補正予定額2,980万3,000円を増額し、9億8,863万6,000円とするものでございます。

収益的支出の表をご覧ください。

第1款 事業費、第1項 営業費用、総係費の退職手当負担引当金繰入額2,758万円の増額は、大阪広域水道企業団との統合に伴い、身分移管しない職員の水道事業での在籍年数に係る退職手当と身分移管する職員の役場での在籍年数に係る退職手当の精算を行う必要が生じたことにより、次年度以降の退職手当に不足が生じるため、補正するものでございます。

次の資産減耗費の固定資産除却費1億2,353万円の増額は、大阪広域水道企業団との統合に係る固定資産の整理によるものでございます。

以上により、収益的支出合計の既決予定額9億4,206万8,000円に補正予定額1億5,111万円を増額し、10億9,317万8,000円とするものでございます。

次に、7ページの資本的収入の表をご覧ください。

第1款 資本的収入、第3項 他会計繰入金の一般会計出資金1,200万円の減額は、耐震管への布設替えに係る工事及び測量設計業務の入札減等に伴い事業費が確定したことによるものでございます。

以上により、資本的収入合計の既決予定額3億4,085万8,000円から補正予定額1,200万円を減額し、3億2,885万8,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

令和2年度熊取町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第4号）でございます。

4ページは補正予算給与費明細書でございます。

また、5ページは令和2年度熊取町水道事業予定貸借対照表補正（第4号）でございます。

いずれもこのたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくさせていただきますようお願いいたします。

申し上げます。

以上で、議案第18号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。  
議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第21 議案第19号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、議案第19号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、流域下水道事業の国追加補正による建設費負担金及び企業債の増額補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の総則でございます。令和2年度熊取町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の業務の予定量の補正でございます。令和2年度熊取町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するものでございます。

第3項 主要な建設改良事業の流域下水道建設費負担金の既決予定額に1,302万3,000円を増額し、補正後の額を4,902万7,000円とするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正でございます。予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,008万2,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,020万5,000円」に、「当年度分消費税資本的収支調整額2,159万1,000円」を「当年度分消費税資本的収支調整額2,277万4,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金1億9,849万1,000円」を「当年度分損益勘定留保資金1億9,743万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款 資本的収入、第1項 企業債の既決予定額に1,290万円を増額し、補正後の額を5億6,000万円とし、それにより、第1款 資本的収入の補正後の額を7億8,622万9,000円とするものでございます。

支出として、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の既決予定額に1,302万3,000円を増額し、補正後の額を4億3,692万3,000円とし、それにより、第1款 資本的支出の補正後の額を10億1,643万4,000円とするものでございます。

次に、第4条の企業債の補正でございます。予算書第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正するものでございます。

流域下水道事業の既決予定額に1,290万円を増額し、補正後の額を4,870万円とするものでございます。

次の2ページは、令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画でございます。

詳細については5ページの説明書でご説明いたしますので、5ページをお開きください。

資本的収入の表をご覧ください。

第1款 資本的収入、第1項 企業債の1,290万円の増額は、流域下水道事業において国補助金追加補正に伴う更新工事の増加に係る起債でございます。内容については、支出のほうでも建設費負担金を計上していますが、中部水みらいセンターの機械設備更新工事の増加となっております。

以上により、資本的収入合計の既決予定額7億7,332万9,000円に補正予定額1,290万円を増額し、7億8,622万9,000円とするものでございます。

資本的支出の表をご覧ください。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の下水道建設事業費1,302万3,000円を増額は、収入でもご説明させていただいた内容となっております。

以上により、資本的支出合計の既決予定額10億341万1,000円に補正予定額1,302万3,000円を増額し、10億1,643万4,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

令和2年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正(第2号)でございます。

4ページは令和2年度熊取町下水道事業会計予定貸借対照表補正(第2号)でございます。

いずれもこのたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくさせていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第19号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算(第2号)についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。  
議長(矢野正憲君) 以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第19号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

議案第19号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君) 次に、日程第22 議案第20号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事(永橋広幸君) それでは、議案第20号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、1つ目が流域下水道事業市町村負担金の精算に伴う返納金の計上、2つ目が人事異動等に伴う退職手当負担引当金繰入額の減額補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の総則でございます。令和2年度熊取町下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。令和2年度熊取町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款 下水道事業収益、第3項 特別利益の既決予定額に1,420万2,000円を増額し、補正後の額を1,420万7,000円とするものでございます。それにより、第1款 下水道事業収益の補正後の額を11億5,504万5,000円とするものでございます。

支出として、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用の既決予定額から84万1,000円を減額し、補正後の額を9億9,347万円とするものでございます。それにより、第1款 下水道事業費用の補正後の額を11億4,443万4,000円とするものでございます。

次に、第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費を次のとおり補正するものでございます。

職員給与費の既決予定額から84万1,000円を減額し、補正後の額を9,417万7,000円とするものでございます。

次の2ページは、令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画でございます。

詳細については6ページの説明書でご説明いたしますので、6ページをお開きください。

収益的収入の表をご覧ください。

第1款 下水道事業収益、第3項 特別利益の過年度損益修正益の1,420万2,000円の増額は、流域下水道事業市町村負担金の精算返納金でございます。

以上により、収益的収入合計の既決予定額11億4,084万3,000円に補正予定額1,420万2,000円を増額し、11億5,504万5,000円とするものでございます。

収益的支出の表をご覧ください。

第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用の総係費の84万1,000円の減額は、人事異動等に伴う退職手当負担引当金繰入額でございます。

以上により、収益的支出合計の既決予定額11億4,527万5,000円から補正予定額84万1,000円を減額し、11億4,443万4,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

令和2年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第3号）でございます。

4ページは補正予算給与費明細書でございます。

5ページは令和2年度熊取町下水道事業会計予定貸借対照表補正（第3号）でございます。

いずれもこのたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくださいますようお願い申し上げます。

以上で、議案第20号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。  
議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第23 議案第21号 令和3年度熊取町一般会計予算の件、日程第24 議案第22号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第25 議案第23号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第26 議案第24号 令和3年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第27 議案第25号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び日程第28 議案第26号 令和3年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上6件を一括議題といたします。本6件について順次説明を求めます。

初めに、議案第21号 令和3年度熊取町一般会計予算について説明を求めます。南副町長。

副町長（南 和仁君）それでは、議案第21号 令和3年度熊取町一般会計予算についてご説明申し上げます。

3年度における町政運営の基本的な考え方と主要な施策につきましては町長が運営方針によって申し上げましたので、私からは予算の内容につきまして予算書に基づき、主に増減額が大きかった

ものを中心にご説明申し上げます。

予算書の3ページをご覧ください。

議案第21号 令和3年度熊取町一般会計予算。

令和3年度熊取町の一般会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

まず、第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ147億5,840万3,000円でございます。令和2年度と比較いたしますと5億8,231万1,000円、3.8%の減となりました。

第1条の第2項では、予算の款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算によるとしてございます。

主な増減など内容につきましては、後ほどご説明いたします。

次に、第2条では債務負担について定めてございます。内容につきましては、8ページの第2表をご覧ください。

主なものとしたしましては、上から2段目と4段目の小学校給食調理等業務委託、中学校給食調理等業務委託でございます。小学校が令和3年度までの期間で限度額が3億1,333万2,000円、中学校が同じく令和6年度までの期間で、限度額が1億4,123万8,000円となっております。

次に、5段目の永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理委託が令和7年度までの期間で、限度額は5,874万8,000円となっております。

3ページに戻っていただきまして、次に、第3条の地方債でございます。内容につきましては、9ページの第3表をご覧ください。

西保育所改修事業1億3,420万円、認定こども園施設整備事業1,100万円、東保育所改修事業740万円、広域廃棄物処分場整備事業60万円、ごみ処理施設整備事業6,250万円、水道事業会計出資債3,140万円、町道舗装事業900万円、交通安全施設整備事業330万円、橋りょう修繕事業220万円、続いて10ページをご覧ください。町道久保高田線歩道拡幅事業1億120万円、公園整備事業2,430万円、小学校大規模改造事業8,560万円、中学校施設改修事業4,040万円及び臨時財政対策債8億4,300万円でございます。合計で13億5,610万円となり、令和2年度と比較いたしますと1億8,990万円の増となっております。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、表に記載しているとおりでございます。

3ページにお戻りください。

第4条の一時借入金でございます。これは、一時的な資金繰りのために金融機関等から資金を借り入れる場合の限度額を定めたものでございます。令和3年度も前年度と同様に10億円を限度として設定してございます。

続きまして、第5条 歳出予算の流用でございます。各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用を可能とすると定めてございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に従って説明させていただきます。

16ページをご覧ください。

まず、町税でございますが、項 町民税、目 個人につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより1億1,888万7,000円減の21億221万3,000円となり、目 法人につきましては、2,890万円減の7,043万6,000円となり、町民税合計では1億4,778万7,000円減の21億7,264万9,000円となっております。

その下の項 固定資産税につきましては、税制改正や評価替えの影響などにより、3,734万1,000円減の15億2,065万6,000円となっております。

次に、項 軽自動車税につきましては、新税率に移行する台数の増加などにより、105万4,000円増の1億1,678万7,000円となっております。

その下の項 町たばこ税につきましては、売渡本数の減などにより、187万2,000円減の1億5,885万4,000円となっております。

次の地方譲与税から20ページの2段目、交通安全対策特別交付金までにつきましては、国が発表する地方財政計画を参考に算定してございます。

18ページをご覧ください。

下から2段目の地方特例交付金につきましては、税制上の措置が反映された地方財政計画の見通しを踏まえ、6,600万円増の9,100万円を見込んでございます。

その下の地方交付税につきましても、町税減収の影響を加味し、9,300万円増の30億5,900万円を見込んでございます。

続いて、20ページをご覧ください。

上から3段目の款 分担金及び負担金、目 総務費負担金につきましては、2,685万9,000円の皆増となっております。これは、水道企業団への移行に伴い、本町から水道企業団に派遣する職員の人件費を派遣職員人件費負担金として歳入に計上したものでございます。

続きまして、22ページをご覧ください。

一番下の段、国庫支出金でございます。項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金につきましては、9,675万9,000円増の16億1,613万3,000円となっております。これは、障がい者自立支援給付費負担金や子どものための教育・保育給付費負担金の増加などによるものでございます。

次に、24ページをご覧ください。

目 衛生費国庫負担金につきましては、皆増の1億4,920万2,000円となっております。これは、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を計上したものでございます。

次に、項 国庫補助金の2つ目、目 民生費国庫補助金につきましては、1億1,626万1,000円減の2億307万9,000円となっております。これは、民間認定こども園の建て替えに伴う保育所等整備交付金が減少したことなどによるものでございます。

その下、目 衛生費国庫補助金につきましては、5,105万2,000円増の5,882万9,000円となっております。これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4,888万8,000円を計上したことなどによるものでございます。

その下の目 土木費国庫補助金につきましては、7億5,633万9,000円の減、1億8,728万9,000円となっております。これは、道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金が熊取駅西整備事業など補助対象事業費の減に伴い減少したことなどによるものでございます。

次の目 教育費国庫補助金につきましては、4,412万3,000円増の6,406万4,000円となっておりますが、これは、中学校のトイレ改修工事等に係る学校施設環境改善交付金が増加したことなどによるものでございます。

続きまして、26ページをご覧ください。

上から2段目の府支出金でございます。項 府負担金、目 民生費府負担金につきましては、1,867万9,000円増の8億6,321万2,000円となっております。これは、国庫支出金と同じく、障がい者自立支援給付費負担金や子どもための教育・保育給付費負担金が増加したことなどによるものでございます。

その下の項 府補助金のうち、目 民生費府補助金につきましては、2,031万6,000円増の3億3,178万8,000円となっております。これは、地域密着型サービス等施設整備に伴う補助の財源として社会福祉補助金の地域医療介護総合確保基金事業費補助金が増加したことなどによるものでございます。

続きまして、少し飛んで30ページをご覧ください。

3段目の款 財産収入、項 財産売払収入、目 不動産売払収入につきましては皆減となっておりますが、これは、令和2年度に計上しておりました熊取駅西整備事業に係る代替地売払収入がなくなったものでございます。

次に、1つ飛ばしまして、款 繰入金でございます。項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金につきましては、800万円減の2億4,000万円となっており、投資的事業における普通建設事業

債に充当するものでございます。

次の目 財政調整基金繰入金につきましては、1億900万円増の2億8,300万円となっております、一般財源の不足を調整するため繰り入れるものでございます。

次の目 くまとりふるさと応援基金繰入金につきましては、2億2,072万2,000円増の2億2,800万円となっておりますが、教育・子育て関連事業費や町制施行70周年記念事業などに充当するため繰り入れるものでございます。

繰入金合計では、3億1,981万4,000円増の9億8,548万9,000円となっております。

続きまして、32ページをご覧ください。

款 諸収入、目 雑入につきましては、4億1,085万3,000円減の1億9,308万1,000円となっております。これは、駅西整備事業に係る泉佐野市からの負担金が皆減したことなどによるものでございます。

34ページをご覧ください。

町債につきましては、先ほど9ページ、10ページの第3表地方債のところでご説明申し上げましたとおりでございます。

以上で歳入の説明といたします。

続きまして、歳出予算につきましては、主なものを前年度と比較しながら説明させていただきます。

36ページをご覧ください。

まず、議会費でございますが、1,346万円増の1億4,076万4,000円となっております、これは、37ページの議会運営事業におきまして議場音響設備の更新経費を計上したことなどによるものでございます。

次に、38ページをご覧ください。

総務費でございます。項 総務管理費の目 一般管理費につきましては、1億7,487万1,000円増の9億1,900万4,000円となっております。これは、39ページの職員給与関係事業（一般管理費一般職分）において、退職手当が定年退職者数の増により増加したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、50ページをご覧ください。

目 財産管理費につきましては、3,255万3,000円減の6,851万8,000円となっております。これは、51ページ、庁舎維持管理事業において、庁舎改修工事費が減少したことなどによるものでございます。

続いて、52ページをご覧ください。

目 企画費につきましては、9,755万円増の1億5,210万5,000円となっておりますが、少し飛びまして57ページをご覧ください。中ほどにございます町制施行70周年記念事業、こちらが皆増したことなどによるものでございます。

そして、その左側、56ページをご覧ください。

目 自治振興費につきましては、1,572万5,000円増の1億1,860万7,000円となっておりますが、59ページをご覧ください。一番下の町内循環バス運行事業において、デマンド交通社会実証実験経費としてスマートモビリティ促進委託料が皆増したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、72ページをご覧ください。

項 選挙費につきましては、任期満了に伴う衆議院議員選挙費1,782万2,000円が皆増となっております。

続いて、74ページをご覧ください。

項 統計調査費の目 指定統計費につきましては、1,884万3,000円減の154万4,000円となっておりますが、これは国勢調査事業予算の皆減によるものでございます。

続きまして、民生費に移らせていただきます。

76ページをご覧ください。

一番下の目 社会福祉費につきましては、3,992万円増の10億4,414万8,000円となっております

が、これは、少し飛びまして81ページをご覧ください。中ほどの障がい者自立支援給付事業において介護・訓練等給付費が増加したことなどによるものでございます。

続いて、84ページをご覧ください。

目 老人福祉費につきましては、3,918万8,000円増の1億1,882万4,000円となっておりますが、これは、87ページをご覧ください。2段目の社会福祉施設整備事業において、地域密着型サービス整備事業補助金が皆増したことなどによるものでございます。

次に、左側の86ページをご覧ください。

目 老人医療助成費につきましては、1,714万2,000円減の246万1,000円となっておりますが、これは、経過措置終了に伴う老人医療費公費負担額の減などによるものでございます。

次に、88ページをご覧ください。

一番上の段、2つ目の目 後期高齢者医療費につきましては、2,135万4,000円増の6億980万4,000円となっておりますが、これは、療養給付費負担金の増などによるものでございます。

続いて、90ページをご覧ください。

項 児童福祉費の目 児童福祉総務費につきましては、5,262万2,000円減の15億1,458万6,000円となっております。これは、91ページ下の民間保育所等助成事業において、民間認定こども園の建て替えに伴う民間保育所施設設備整備費等補助金が減少したことなどによるものでございます。

次に、92ページをご覧ください。

一番下、目 児童福祉施設費につきましては、2億3,848万円増の12億8,692万7,000円となっておりますが、これは、95ページにございます保育所運営事業におきまして、さらに次の97ページをご覧ください。工事請負費において西保育所の大規模改修工事費が皆増したことや、その次にある児童発達支援事業において障がい児通所給付費が増加したことなどによるものでございます。

次に、98ページをご覧ください。

目 児童措置費につきましては、1,372万5,000円減の6億9,049万2,000円となっておりますが、これは、児童手当給付事業において児童数の減少により児童手当費が減少したことなどによるものでございます。

続きまして、衛生費の説明に移ります。

少し飛びまして、104ページをご覧ください。

項 保健衛生費の目 予防費につきましては、2億4,019万6,000円増の4億5,221万9,000円となっておりますが、これは、109ページをご覧ください。一番上の新型コロナウイルスワクチン接種事業が皆増したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、112ページをご覧ください。

項 清掃費の目 塵芥処理費につきましては、5,440万2,000円増の6億2,432万6,000円となっております。これは、113ページ一番下の環境センター運営事業において、大型設備の修繕に係る経費が増加したことなどによるものでございます。

次に、116ページをご覧ください。

目 し尿処理費につきましては、9,503万5,000円減の2億1,788万8,000円となっております。これは、117ページ一番上のし尿処理場運営事業において、令和2年度に計上していたし尿処理広域化に係る準備負担金が皆減したことなどによるものでございます。

次に、118ページをご覧ください。

2段目の項 上水道費、目 上水道費につきましては、1,070万4,000円増の3,140万円となっておりますが、これは、水道管路等耐震化に係る事業費の増加に伴い、出資金が増加したものでございます。

次に、農林水産業費に移ります。

少し飛びまして、122ページをご覧ください。

項 農業費の目 農地費につきましては、210万3,000円増の3,238万4,000円となっております。

これは、125ページの上から2つ目にございますため池等整備事業において、鳥ノ池取水施設等の維持修繕工事費が増加したことなどによるものでございます。

続きまして、商工費に移ります。

126ページをご覧ください。

項 商工費の目 商工業振興費につきましては、2,193万5,000円増の8,472万8,000円となっております。これは、127ページ一番下の地域活性化事業において、次の129ページにございます果樹農園支援事業補助金が和田山ベリーパークの追加整備に伴い増加したことなどによるものでございます。

続きまして、土木費の説明に移ります。

少し飛びまして、134ページをご覧ください。

項 道路橋りょう費の目 道路維持費につきましては、1億2,970万8,000円減の1億4,648万3,000円となっておりますが、これは、135ページの道路維持事業において、橋梁の修繕に係る工事請負費や用地購入費が減少したことなどによるものでございます。

次に、136ページをご覧ください。

目 道路新設改良費につきましては、14億2,833万5,000円減の2億8,629万7,000円となっておりますが、これは、熊取駅西整備事業が皆減したことなどによるものでございます。

続いて、138ページをご覧ください。

一番下の項 河川費の目 河川維持費につきましては、1,543万8,000円減の1,038万4,000円となっておりますが、これは、河川維持事業において河川のしゅんせつに係る工事費が減少したことなどによるものでございます。

次に、140ページをご覧ください。

項 都市計画費の目 都市計画総務費につきましては、2,511万7,000円増の4,466万2,000円となっております。これは、141ページ中ほどの都市計画一般事務経費において、地形図等の更新に係る経費や立地適正化計画策定に係る経費が増加したことなどによるものでございます。

次の目 公園費につきましては、1,624万2,000円増の1億7,337万6,000円となっておりますが、これは、143ページをご覧ください。公園維持管理事業において、老朽化したフェンスの維持修繕工事費などが増加したことによるものでございます。

次に、144ページをご覧ください。

項 都市計画費の最後となる目 下水道費につきましては、2,607万5,000円減の2億8,350万6,000円となっておりますが、これは、下水道事業会計側における企業債元利償還金の減少などによるものでございます。

続きまして、消防費の説明に移らせていただきます。

148ページをご覧ください。

一番下の目 災害対策費につきましては、2,584万1,000円減の1,799万1,000円となっておりますが、これは、151ページをご覧ください。上から3つ目の防災事業において、防災資機材整備等の経費が減少したことなどによるものでございます。

続きまして、教育費の説明に移ります。

152ページをご覧ください。

項 教育総務費の目 教育委員会費につきましては、4,151万9,000円増の2億3,185万8,000円となっております。これは、157ページの教育情報化推進事業においてICT支援に関する経費や、2つ下のスクールサポートスタッフ配置事業の経費が皆増したことなどによるものでございます。

次に、158ページをご覧ください。

項 小学校費の目 学校管理費につきましては、1,449万6,000円増の2億4,796万4,000円となっておりますが、これは、少し飛びまして163ページの2つ目にございます小学校教育情報化推進事業におきまして、校務支援システム導入経費を新たに計上したことなどによるものでございます。

続きまして、164ページをご覧ください。

目 建設事業費につきましては、7,592万9,000円増の1億4,959万9,000円となっておりますが、これは、小学校大規模改造事業において東小学校大規模改修工事が増加したことによるものでございます。

次に、一番下の項 中学校費の学校管理費につきましては、1億583万1,000円増の2億1,574万2,000円となっておりますが、これは、167ページをご覧ください。中学校維持管理事業において次の169ページにあります工事請負費が、北中学校及び南中学校のトイレ改修工事が増加するなどしたものでございます。

少し飛びまして、180ページをご覧ください。

項 社会教育費の目 図書館費につきましては、1,071万4,000円増の1億2,935万4,000円となっておりますが、これは、183ページをご覧ください。2つ目の図書館施設管理事業におきまして、街灯のLED化に係る工事請負費が増加するなどによるものでございます。

次に、186ページをご覧ください。

項 保健体育費の目 体育施設費につきましては、3,048万7,000円増の1億8,498万1,000円となっておりますが、これは、189ページをご覧ください。体育施設維持管理事業において、八幡池青少年広場トイレ棟新設工事の工事請負費を計上したことなどによるものでございます。

続きまして、190ページをご覧ください。

公債費につきましては、元金が3,567万8,000円減の8億207万5,000円、利子が786万6,000円減の3,539万3,000円となっておりますが、これは、平成29年度債の借入れより据置期間を設けたことによる元金の減少並びに町債全体の償還が進んだことによるものでございます。

続きまして、その下、災害復旧費につきましては枠取り計上でございますが、192ページをご覧ください。2つ目の目 河川災害復旧費につきましては、1,561万1,000円増の1,670万9,000円となっておりますが、これは、河川災害復旧事業において物件補償費算定委託料などを計上したものでございます。

次の予備費につきましては、緊急かつやむを得ない場合など予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、前年度と同様の予算措置としてございます。

194ページ以降につきましては、給与費明細書、債務負担行為に係る調書及び地方債に係る調書となっておりますので、別途配付しております予算附属資料と併せて後ほどご参照いただきたいと存じます。

以上で、議案第21号 令和3年度熊取町一般会計予算についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

次に、議案第22号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第23号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算及び議案第24号 令和3年度熊取町介護保険特別会計予算について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第22号、第23号及び第24号についてご説明申し上げます。

それではまず、議案第22号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

それでは、予算書3ページをご覧ください。

令和3年度熊取町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億4,298万5,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとい

うものでございます。

次に、第2条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額を5億円と定めるものでございます。

第3条 歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めたものでして、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用を規定しております。

それでは、内容につきましては、9ページ以降の事項別明細書で主な項目のみ説明をさせていただきたいと思っております。

9ページ、10ページは総括ですので、省略します。

12ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料は10億4,166万8,000円で、対前年度比1,895万8,000円の減額となっております。保険料の予算額は、大阪府が事業費納付金の財源内訳として示している保険料額から法定の公費負担保険基盤安定負担見込額を除く金額を計上しておるとなっております。主な減額の理由といたしましては、大阪府による納付金算定等に係る推計被保険者数が減少傾向であること、それから、令和3年度の保険料抑制対策として、新たに激変緩和財源の全面適用などによる市町村標準保険料率が減少したことによるものでございます。

次に、目 退職被保険者等国民健康保険料8万1,000円ですが、同じく大阪府に納付する額を計上しているものでございます。退職医療制度は、令和元年度で対象者がなくなったため、滞納繰越分のみ枠取り計上しているおるものでございます。

次に、款 府支出金、項 府補助金、目 保険給付費等交付金は36億9,625万1,000円で、対前年度比1,234万3,000円の増額でございます。このうち普通交付金は、主に本町が医療機関等に支払う医療給付費等について、都道府県化に伴い大阪府から普通交付金として交付されるものでございますが、令和3年度推計で、1人当たりの医療費をほぼ横ばいに見込んで算定しております。また特別交付金につきましては、市町村ごとの実績に基づき国を通じて大阪府から交付される保険者努力支援分や、府独自インセンティブに係る府2号繰入金、特定健診実施に係る国・府の負担金などとなっております。令和3年度は、税制改正に伴うシステム改修費用に伴って特別調整交付金の増額を見込むとともに、府繰入金（2号分）につきまして過去の交付実績を踏まえ予算計上をしたことなどから、増額となっております。

次に、14ページをご覧ください。

2つ目の款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金は3億9,390万円、対前年度比1,277万4,000円の減額でございます。これは、繰入れ基準に基づく一般会計からの繰入れで、その内訳は、15ページの説明欄をご覧ください。

まず、保険基盤安定繰入金でございます。保険基盤安定繰入金は保険料軽減分、保険者支援分があり、毎年10月に確定するものですが、軽減分は、府が低所得者に対する保険料軽減額を繰り入れるものでございます。府が4分の3、町が4分の1を負担するものでございます。それに対しまして保険者支援分は、低所得者を多く抱える保険者、市町村等でございます、を支援する制度で、各市町村における平均的な保険料を基に軽減対象者と国が定める支援率から算出した金額を繰り入れるもので、国が2分の1、府が4分の1、町が4分の1、それぞれ負担するものでございます。これらの基準に基づきまして、令和3年度について、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分が1億8,167万2,000円、対前年度比938万1,000円の減額、保険者支援分は9,948万2,000円、対前年度比285万5,000円の増額となります。

なお、これら繰入金につきましては、歳出予算において、大阪府へ納める事業費納付金の一部に

組み入れて計上しているものでございます。

次に、職員給与費等繰入金につきましては、歳出の款 総務費の財源として7,600万6,000円を繰り入れるものでございますが、人事異動等に伴う当初予算ベースでの人件費の減、電子計算機使用負担金の減少などにより、前年度と比べまして827万9,000円の減額となっております。

次に、出産育児一時金繰入金1,036万円は、歳出21ページで計上しておりますが、出産育児一時金1,554万円の3分の2を町が負担する分として繰り入れるものでございます。

次に、財政安定化支援事業繰入金でございます。1,898万4,000円ですが、法定軽減の対象世帯の割合が全国平均を超えた場合及び高齢被保険者の割合が全国平均を超えた場合に算定対象となる法定繰入金でございまして、対前年度比で353万1,000円の増額となっているものでございます。

次に、その他一般会計繰入金739万6,000円でございますが、重度障がい者、老人、ひとり親の各医療費助成の地方単独事業分について、大阪府から示された額に基づき町が負担する5割相当額を、また子ども医療費につきましては、小・中学生に係る地方単独事業分、いわゆる未就学児のペナルティーは平成30年から廃止されておりますが、それを除く分が全額、前年度の実績を基に一般会計から繰り入れるものでございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

16ページをご覧ください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございますが、6,977万円で、対前年度比1,191万8,000円の減額でございます。一般管理費につきましては人件費など国保運営事務に要する経費であり、減額の主な理由といたしましては、人事異動等による職員給与関係事業費の減、電子計算機使用負担金の減となっております。

次に、18ページ、一番下の欄から次のページをご覧ください。

款 保険給付費、項 療養諸費でございます。20ページ、本年度合計が30億9,113万2,000円で、前年度比3,162万8,000円の減額となるものでございますが、医療費実績、被保険者数の伸びを基に計上させていただいているものでございます。

なお、積算上の1人当たりの医療費をほぼ横ばいに見込んでいるものの、被保険者数の推移が減少しているため、減額となっております。

次に、款 保険給付費、項 高額療養費4億6,130万7,000円は、対前年度比2,498万9,000円の増額となるものでございますが、過去の給付実績等を基に算出したところ、1人当たり的高額療養費を増額と見込んだものでございます。

次に、22ページをご覧ください。

3段目の傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して支給するため、国の補助事業として令和2年度に特例的に創設され、補正予算対応を行ったものでございますが、適用期間終了後も申請に係る時効が2年間と定められているため、枠取りで10万円を計上しておるものでございます。

款 国民健康保険事業費納付金、項 医療給付費分は9億8,450万7,000円で、対前年度比431万円の減額でございます。

項 後期高齢者支援金等分は2億9,312万5,000円で、対前年度比768万3,000円の増額、項 介護納付金分が9,345万4,000円、対前年度比401万3,000円の減額となり、後期高齢者支援分のみが保険料率の上昇に伴い増額となっております。

以上の納付金は、大阪府が示す事業費納付金を予算計上するものでございます。保険料率のほか、市町村ごとの保険料収納率、所得状況の影響により決定されておるものでございます。

なお、退職被保険者分につきましては、令和元年度事業費納付金の精算に伴い追加負担額が生じたことにより、計上するものでございます。

続きまして、24ページをご覧ください。

款 保健事業費、項 特定健康診査等事業費、目 特定健康診査等事業費3,614万2,000円、対前年度比65万5,000円の増額でございます。こちらは、特定健診の委託単価の増額に伴う健診委託料の増額によるものでございます。

次に、款 保健事業費、項 保健事業費、目 保健衛生普及費につきましては、3,120万1,000円、対前年度比68万3,000円の減額でございますが、主に人間ドックや脳ドックの助成事業の見込み人数の減少に伴うものでございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

なお、28ページから34ページ、給与費明細書の説明は省略させていただきます。後ほどお目直しをお願いいたします。

35ページは、債務負担行為、支出予定額等に関する調書でございます。令和2年度から4年度のコンビニエンスストア収納業務に関し、令和2年度末の支出見込額56万2,000円を追加しております。

以上で、議案第22号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第23号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

予算書の3ページをご覧ください。

令和3年度熊取町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億2,242万2,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

それでは、内容につきましては、9ページ以降、事項別明細書で主な項目のみ説明をさせていただきます。

9ページ、10ページは総括ですので、省略させていただきます。

12ページ、13ページをご覧ください。

歳入についてご説明いたします。

款 後期高齢者医療保険料、項 後期高齢者医療保険料、目 後期高齢者医療保険料5億5,130万9,000円、対前年度比1,444万2,000円の増額でございます。主な増額要因といたしましては、被保険者数の増加と低所得者層の特例軽減の段階的な見直しによるものでございまして、被保険者数につきましては、令和2年度の平均被保険者数の見込みを5,933人としていたものを、令和3年度は6,092人と159人増と見込んでおります。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金は1億5,849万6,000円で、対前年度比260万2,000円の増額でございます。このうち事業費繰入金については、大阪府後期高齢者医療広域連合の事務費負担分と本町における事務経費を一般会計から繰り入れるものでございまして、2か年に1回印刷する返信用封筒の印刷製本費や被保険者数の増加による郵送代、後期高齢者医療広域連合への事務費負担金の増加などにより、52万9,000円の増加としております。また、次の節 保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者等に対する保険料の軽減分を公費で負担するため繰入金で、増額要因につきましては、被保険者数の増加に伴い、低所得者の保険料軽減額の財源となる保険基盤安定負担金が対前年度比で207万3,000円増加するものでございます。

次に、款 諸収入、項 受託事業収入、目 高齢者保健事業受託収入1,259万9,000円につきましては、内訳としまして、まず1点目が令和3年度から大阪府後期高齢者医療広域連合の委託事業として新たに開始する高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に当たり、現在、医療機関での個別健診のみとなっている後期高齢者の健康診断について、ふれあいセンターでも集団で受診できるよ

う、その受託費用とし、広域連合から健康診査受託料181万9,000円を計上しております。次に、一体的実施に係る広域連合からの受託費用を高齢者保健事業受託料として1,078万円を計上しております。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

14ページ、15ページをご覧ください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございますが、3,465万4,000円、対前年度比28万3,000円の減額でございます。主な減額要因につきましては、電子計算機使用負担金の減額によるものでございます。

次に、款 総務費、項 徴収費、目 賦課徴収費159万4,000円、対前年度比9万9,000円の増額でございますが、主な増額要因は、2か年に一度の返信用封筒増刷費用の増によるものでございます。

続いて、款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金についてでございますが、6億7,274万9,000円、対前年度比1,720万2,000円の増額でございます。負担金の内訳でございますが、まず、被保険者から納付された保険料と低所得者への保険料軽減分の公費負担額として受け入れられる保険基盤安定繰入金の合計を広域連合に対する保険料等負担金として計上するものが6億5,588万6,000円となっております。また、大阪府後期高齢者医療広域連合における事務費等の総務的経費に対する本町の負担金が1,686万3,000円となっております。主な増額要因でございますが、先ほど説明申しました被保険者数の増や保険料の特例軽減の見直し等に伴う保険料徴収金の増及び保険基盤安定繰入金の増による保険料等負担金の増加によるものでございます。

次に、款 保健事業費、項 保健事業費、目 保健事業費につきましては、令和3年度に新たに計上するものでございます。内容は、後期高齢者の健康診査をふれあいセンターで集団実施するための健診業務委託料181万9,000円、また、歳入でも説明申しました高齢者の保健事業と介護予防の一体実施について、本町では一般介護予防事業の一環として実施することから、介護保険特別会計へ負担金として1,078万円を計上しております。なお、保健事業費1,262万2,000円のうち消耗品費6,000円、通信運搬費1万7,000円を除く1,259万9,000円については、全額大阪府後期高齢者医療広域連合からの受託費用で賄われる予定となっております。

以上が歳出の主な内容でございます。

給与費明細書については、説明は省略させていただきます。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第23号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

それでは、続きまして議案第24号 令和3年度熊取町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、予算の概要についてでございますが、令和3年度は、いきいきくまとり高齢者計画2021（第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）の初年度となるため、保険料や保険給付費等については計画値を基に予算編成を行っております。本計画期間の3年間においても高齢化に伴う利用者の増加が見込まれることから、保険給付費等は上昇すると見込んでおり、それを賄う保険料等についても増加いたします。

令和3年度と令和2年度における予算の総額比較では、歳入歳出それぞれ前年度39億9,983万2,000円に対しまして4,197万2,000円、約1%の減、39億5,786万円となっております。これは、令和2年度の予算につきましては、消費税の引上げに伴う介護報酬の引上げが通年で影響することから、介護保険特別会計の予算の大部分を占める介護給付費の増を見込んでおりましたが、令和2年度の保険給付費の決算見込額は予算額よりも大きく下回っており、予算との乖離が生じております。このようなことから、予算ベースでの比較ではいわゆる減となっておりますが、令和2年度の決算見込額との比較では約3億7,000万円、約10%の増加となっております。

それでは、予算書3ページをご覧ください。

令和3年度熊取町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億5,786万円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしてございます。

次に、第2条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を2億円と定めているものでございます。

次に、第3条 歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号において、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものでございます。

主な予算の内容につきましては、9ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

9ページ、10ページは総括ですので、省略いたします。

12、13ページをお開きください。

なお、関連する予算項目ごとに順次説明させていただきます。何回かページが戻る場合がございますので、あらかじめご了承ください。

まず、歳入でございます。

款 保険料、項 介護保険料、目 第1号被保険者保険料につきましては、9億1,405万4,000円、対前年度比4,990万5,000円の増となっております。これは、保険料基準額の改定及び被保険者数の増等によるものでございます。

1つ飛ばしていただきまして、次に款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 介護給付費負担金でございますが、6億7,929万2,000円、対前年度比1,310万5,000円の減、款を1つ飛ばしていただきまして、款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 介護給付費交付金9億8,018万1,000円、対前年度比2,100万8,000円の減、また、その下の款 府支出金、項 府負担金、目 介護給付費負担金5億55万5,000円、対前年度比1,218万2,000円の減となっております。

恐れ入ります。次の14ページ、15ページをご覧ください。

款を1つ飛ばしていただきまして、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 介護給付費繰入金4億5,378万8,000円で、対前年度比972万6,000円の減については、先ほどの総括的な説明の中にありましたとおり、予算の比較では保険給付費が減となったことにより、国庫負担金及び支払基金交付金、府負担金、一般会計繰入金がそれぞれ減額となったものでございます。

恐れ入ります、12ページ、13ページにお戻りください。

12ページの中ほどの款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 調整交付金834万9,000円で、対前年度比2,205万7,000円の減につきましては、保険給付費の予算額の減及び調整交付金の交付基準の見直しに伴い、交付見込額が減となったものでございます。

その下の目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は2,138万4,000円で、対前年度比40万2,000円の減、その下の款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 地域支援事業支援交付金2,854万1,000円で、対前年度比75万5,000円の増、款を1つ飛ばしていただきまして、款 府支出金、項 府補助金、目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は1,321万4,000円で、対前年度比35万円の増でございます。

次の14ページ、15ページをご覧ください。

款を1つ飛ばしていただきまして、款 繰入金、項 一般会計繰入金、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は1,321万4,000円で、対前年度比35万円の増につきましては、歳出における介護予防・日常生活支援総合事業の増により、国及び支払基金、府・町の法定負担分が増加したことによるものでございます。

なお、国庫補助金については、調整交付金の交付基準の見直しの影響に伴い減となっております。再度、12ページ、13ページにお戻りください。

ページの中ほどでございます。国庫支出金、項 国庫補助金、目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の2,723万3,000円、対前年度比88万4,000円の増、また、款を2つ飛ばしていただきまして、款 府支出金、項 府補助金、目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の1,361万7,000円、対前年度比44万3,000円の増、次の14ページ、15ページの款を1つ飛ばしていただきまして繰入金、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の1,361万7,000円、対前年度比44万2,000円の増につきましては、歳出における包括的支援事業・任意事業の増により、国及び府・町の法定負担分が増加したことによるものでございます。

恐れ入ります。いま一度12ページ、13ページにお戻りください。

ページの中ほどの款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 介護保険事業費補助金357万3,000円につきましては、令和3年度における制度改正に対応するためのシステム改修費に対する国からの補助金でございます。

次に、その下の目 保険者機能強化推進交付金697万2,000円、その下の目 介護保険保険者努力支援交付金811万8,000円につきましては、各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組に対し、評価指標の到達度に応じ交付されるものでございます。令和3年度の国からの交付金の内示が早期にあったことから、予算計上させていただいたものでございます。

すみません、14ページ、15ページをご覧ください。

ページの中ほど、款 繰入金、一般会計繰入金、低所得者保険料軽減繰入金4,170万8,000円、対前年度比184万4,000円の増となっております。これは、保険料基準額の変更等によるものでございます。

また、その下の目 その他一般会計繰入金の1億2,057万7,000円、対前年度比419万3,000円の増で、これは、職員給与費等繰入金及び介護保険料の賦課徴収、要介護認定に係る事務費をそれぞれ一般会計から全額繰り入れるものでございます。

次に、その下、基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金9,863万2,000円、これは、令和3年度歳入歳出予算における財源調整に必要な額となっております。

それでは、16ページ、17ページをご覧ください。

続きまして、歳出でございます。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございます。7,050万6,000円、対前年度比153万8,000円の増となっております。これは、制度改正によるシステム改修に伴う電子計算機使用負担金の増によるものでございます。

18ページ、19ページをご覧ください。

次に、項 介護認定審査会費、目 介護認定審査会費714万5,000円、対前年度比111万8,000円の増につきましては、介護認定審査会開催回数が増えるものでございます。

20ページ、21ページをご覧ください。

ページ中ほど、保険給付費でございます。令和3年度の保険給付費の予算につきましては第8期の推計値を基に予算を見込んでおり、また、冒頭で説明のとおり、予算ベースでの比較は、保険給付費は減となりますが、令和2年度決算見込額と令和3年度予算額を比較いたしますと約10%の増加となります。同様に、款 保険給付費、項 介護サービス等諸費、目 介護サービス等諸費、そしてその下の介護予防サービス等諸費、目 介護予防サービス等諸費、22ページから23ページの項 その他諸費、目 審査支払手数料、少し飛びまして特定入所者介護サービス等費が減となります。

続きまして、一番下の地域支援事業費、項 介護予防・生活支援サービス事業費、目 介護予防・生活支援サービス事業費9,160万円、対前年度比581万4,000円の増につきましては、総合事業の拡充及び推進体制の構築のための会計年度任用職員の任用によるものでございます。

次に、24ページ、25ページをご覧ください。

下の項 一般介護予防事業費、目 一般介護予防事業費2,499万1,000円、対前年度比811万8,000円の増となっております。こちらは、後期高齢者医療広域連合より委託を受け令和3年度から開始する保険事業と介護予防一体化事業の開始に伴う正職員の人件費を予算に新たに計上したものでございます。

次に、28ページ、29ページの包括的支援事業・任意事業費でございます。7,078万8,000円、対前年度比231万1,000円の増となっております。これは、3市3町で広域的に在宅医療・介護連携推進の強化のため、泉佐野泉南医師会に一部委託して実施しておりまして、令和3年度より推進を図るため、人員を増員して実施するため、委託料が増となっております。

次に、30、31ページをご覧ください。

一番下の基金積立金、基金積立金、介護給付費準備基金積立金1,516万1,000円で、対前年度比1,507万1,000円の増となっておりますが、歳入の保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援金を介護給付費準備基金に積み立てるため、予算を計上しておるものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

給与費明細書につきましては、後ほどお目通しいたきますよろしくお願いたします。

以上で、議案第24号 令和3年度熊取町介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、議案第22号、第23号及び議案第24号、いずれも原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）次に、議案第25号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計予算について説明を求めます。山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、議案第25号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

まず、予算の特徴でございますが、管理手数料につきましては、これまでご利用者に5年に一度ご負担していただいておりますが、令和3年度はその対象者数が一番多い年度となっていること、また、年払い制度を導入することに伴い、新たに墓苑管理システムの導入経費や口座振替開始などへの対応経費が発生すること、さらに、墓地を返還する方が近年増加傾向にあることなどの影響により、予算総額で申し上げますと4,610万円と、前年度に比べ2,747万4,000円の増加となっております。

それでは、内容の説明に移ります。

予算書3ページをお開きください。

令和3年度熊取町墓地事業特別会計予算は、次に定めるところによるとしてでございます。

第1条 歳入歳出予算でございますが、第1項では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,610万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしてでございます。

次に、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

少しページを進んでいただきまして、8ページ、9ページは総括でございますので説明を省略させていただきます。10ページ、11ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 基金繰入金、目 墓地基金繰入金につきましては1,988万9,000円で、前年度に比べ1,025万8,000円の増加となっております。これは、永代使用料及び管理手数料を積み立てている当該基金から事業財源として繰り入れる額が増加したものでございます。

次に、款 使用料及び手数料、項 使用料、目 墓苑使用料につきましては1,225万円で、前年度に比べ565万円の増加となっております。これは、永代使用料において追加募集分が昨年度の11区画から20区画に増加したためでございます。

また、項 手数料、目 墓苑手数料につきましては1,389万円で、前年度に比べ1,155万円の増加

となっております。これは、管理手数料において、冒頭でも申し上げましたが、令和3年度は納付対象者数が一番多い年度となっており、その分が763区画、追加募集分が20区画、合計で783区画と、昨年度の78区画から大幅に増加したためでございます。

次に、款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金につきましては4万8,000円で、墓地基金利子でございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入につきましては2万3,000円で、公園事業事務費負担金4,000円と駐車場利用カード再発行実費徴収金1万9,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

款 墓苑費、項 墓苑費、目 墓苑総務費につきましては1,891万2,000円で、前年度に比べ1,027万2,000円の増加となっております。この主な内容でございますが、一般管理経費において、中ほどにある口座振替データ伝送業務委託料61万6,000円が管理手数料の口座振替開始に伴い令和3年度に限り発生すること、また、その下の墓苑管理システム賃借料93万6,000円につきましては、令和2年度の補正予算において債務負担行為を設定しており、令和3年度から支出が必要となること、少し下の永楽墓苑指定管理負担金421万1,000円につきましては、これまで委託料として支出しておりましたが、一旦一般会計において永楽ゆめの森公園に係る指定管理委託料と合わせて支出した後に墓苑分を負担するという形に変更しており、その額が人件費分の増加に伴い前年度に比べ105万3,000円増加していること、また、その下の墓苑使用料等還付金1,251万円につきましては、墓地を返還される方の見込みを昨年度の16基から40基に増やしたことにより、前年度に比べ754万円増加していることなどによるものでございます。

次に、款 基金積立金、項 基金積立金、目 墓地基金積立金につきましては2,618万8,000円で、前年度に比べ1,720万2,000円の増加となっております。これは、基金利子に加え、歳入のところでご説明いたしましたとおり、令和3年度に増加となる永代使用料や管理手数料について、その額を一旦当該基金に積み立てることによるものでございます。

次に、款 予備費、項 予備費、目 予備費でございますが、前年度と同じく100万円としております。

続きまして、14ページの債務負担行為に関する調書でございますが、こちらは、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第25号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）次に、議案第26号 令和3年度熊取町下水道事業会計予算について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、議案第26号 令和3年度熊取町下水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

第1条 総則でございます。

令和3年度熊取町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条 業務の予定量は、次のとおりとするものでございます。

汚水整備済区域内人口は3万5,552人としてございます。汚水整備済区域内人口については、令和3年度予算より熊取町下水道ビジョン（経営戦略）の計画諸元により算出してございます。

年間下水道布設延長は1.2キロ、整備面積は8.8ヘクタールとしてございます。布設延長は前年度比0.1キロメートルの減、整備面積は前年度比6ヘクタールの増となっております。

次に、主要な建設改良事業として、下水道建設事業4億6,472万1,000円は前年度比9,771万5,000円の増、流域下水道建設費負担金3,742万8,000円は前年度比142万4,000円の増となっております。

次に、第3条 収益的収入及び支出でございます。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入の部でございますが、第1款 下水道事業収益11億1,803万4,000円は、前年度比2,280万9,000円の減となっております。内訳としましては、第1項 営業収益5億2,591万1,000円は前年度比496万6,000円の減、第2項 営業外収益5億9,211万8,000円は前年度比1,784万3,000円の減、第3項 特別利益5,000円は前年度と同額としてございます。

次に、支出の部でございます。

第1款 下水道事業費用10億7,826万1,000円は、前年度比4,937万1,000円の減となっております。内訳としましては、第1項 営業費用9億6,455万1,000円は前年度比3,314万7,000円の減、第2項 営業外費用1億821万円は前年度比1,622万4,000円の減、第3項 特別損失50万円並びに第4項 予備費500万円は前年度と同額としてございます。

4ページをお開きください。

第4条 資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入の部でございます。

第1款 資本的収入7億6,366万9,000円は、前年度比966万円の減となっております。内訳としまして、第1項 企業債5億3,600万円は前年度比1,110万円の減、第2項 負担金877万1,000円は前年度比134万4,000円の増、第3項 補助金1億2,760万円は前年度比2,260万円の増、第4項 他会計出資金9,129万8,000円は前年度比2,250万4,000円の減となっております。

次に、支出の部でございます。

第1款 資本的支出10億2,659万4,000円は、前年度比2,223万1,000円の増となっております。内訳としましては、第1項 建設改良費5億2,177万3,000円は前年度比9,692万1,000円の増、第2項 企業債償還金5億482万1,000円は前年度比7,469万円の減となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足しておりますが、第4条括弧書きのとおり、不足する額2億6,292万5,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,669万5,000円、減債積立金7,617万7,000円、過年度分損益勘定留保資金6,837万5,000円及び当年度分損益勘定留保資金9,167万8,000円で補填するものでございます。

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定めるものでございます。

水洗便所改造資金融資あっせんに伴う損失補償、水洗便所改造資金融資償還完済補助金、経営改善支援業務委託及び電子計算機器賃借料の期間、限度額は、表に記載のとおり定めるものでございます。

5ページをお開きください。

第6条 企業債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めるものでございます。

公共下水道事業として3億3,870万円、流域下水道事業として3,730万円、資本費平準化として1億6,000万円をそれぞれ限度額とし、起債の方法、利率及び償還の方法は表に記載のとおりでございます。

次に、第7条 一時借入金の限度額は6億円と定めるものでございます。

次に、第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるもので、営業費用及び営業外費用の間の流用としてございます。

6ページをお開きください。

第9条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとしてございまして、

職員給与費9,515万6,000円としてございます。

次に、第10条 他会計からの補助金でございます。

一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億8,263万5,000円としてございます。

次の7ページ、8ページには、令和3年度熊取町下水道事業会計予算実施計画を記載してございます。説明につきましては、後ほど24ページ以降の予算説明書にてご説明いたします。

9ページをお開きください。

令和3年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

令和3年度における資金収支の状況を活動区分別に表示したものでございます。

1点目の業務活動では2億8,771万5,000円のプラス、2点目の投資活動では3億5,799万5,000円のマイナス、3点目の財務活動では1億2,247万7,000円のプラスとなっております。

10ページから14ページは職員の給与費明細書でございます。ご説明は割愛させていただきますので、後ほどお目通しのほどよろしくご説明いたします。

15ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書でございます。内容は先ほど4ページでご説明しました事項となっております。

16ページから18ページは、令和3年度熊取町下水道事業会計予定貸借対照表でございます。

財政状況を明らかにするため、令和4年3月31日時点に保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書でございます。

16ページ最下段、資産合計172億7,492万956円となり、18ページ最下段、負債資本合計と同額となります。

19ページは、令和2年度熊取町下水道事業会計予定損益計算書でございます。

令和2年度1年間の営業成績を明らかにするため、収益と費用を記載し、純損益などを表示した報告書でございます。

20ページから22ページは、令和2年度熊取町下水道事業会計予定貸借対照表でございます。令和3年3月31日時点の財政状況を示しています。

なお、これらの財務諸表は、令和2年12月補正予算及び令和3年度当初予算に基づき作成したものでございます。

23ページは、令和3年度重要な会計方針及び財務諸表に関する注記でございます。財務諸表と併せ、後ほどお目通しのほどよろしくご説明いたします。

24ページをお開きください。

令和3年度熊取町下水道事業会計予算説明書でございます。

主なものについてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の部でございます。

収入の第1項 営業収益、目 下水道使用料、節 下水道使用料5億1,608万7,000円は、前年度比465万9,000円の減となっております。令和3年度から熊取町下水道ビジョン（経営戦略）の計画諸元より下水道使用料を算出してございます。

次の目 雨水処理負担金、節 雨水処理負担金957万3,000円は、前年度比35万2,000円の減で、これは、雨水整備に係る企業債利息の減少によるものでございます。

次に、項 営業外収益、目 他会計補助金、節 他会計補助金1億8,263万5,000円、前年度比321万9,000円の減で、これは、企業債利息の減少によるものでございます。

次の目 長期前受金戻入、節 長期前受金戻入4億289万1,000円は、前年度比848万円の減で、これは、資産減耗費の減少に伴うものでございます。

これらにより、収益的収入合計11億1,803万4,000円は、前年度比2,280万9,000円の減となっております。

25ページをお開きください。

収益的支出でございます。

項 営業費用、目 管渠費、下から3行目の節 委託料の2項目め、ポンプ施設管理委託料1,055万3,000円は、前年度比118万円の減で、これは、昨年からマンホールポンプ施設が2か所減少したことに加え、施設の健全度が良好な箇所について点検頻度の精査を図ったことによるものでございます。

26ページをお開きください。

1行目の節 修繕費の1項目めの公共下水道施設修繕料485万5,000円は、前年度比335万5,000円の増で、これは、令和3年度よりストックマネジメント計画に基づき、環境施設の点検調査を開始することによる修繕箇所の増加を見込んでいたものでございます。

27ページをお開きください。

目 総係費、上から6行目の節 委託料の1項目め、使用料徴収委託料2,949万円は、前年度比95万円の増となっております。水道事業が大阪広域水道企業団に統合されることに伴い、算出方法の見直しを実施してございます。その3つ下、経営改善支援業務委託料257万4,000円は前年度から皆増で、これは、下水道ビジョン（経営戦略）に基づき、下水道使用料の見直しと新たな算出基準の導入検討を令和3年度、4年度の2か年で実施するに当たり、支援業務を委託するものでございます。

次に、目 流域下水道維持管理費、節 負担金1億6,913万7,000円は、前年度比302万3,000円の増で、これは、流域下水道維持管理費の市町村負担金の増加によるものでございます。

28ページをお開きください。

項 営業外費用、目 支払利息及び企業債取扱諸費、節 企業債利息8,673万5,000円は、前年度比1,148万4,000円の減で、減少傾向が継続しているものでございます。

これらにより、収益的支出合計10億7,826万1,000円は、前年度比4,937万1,000円の減となっております。

29ページをお開きください。

資本的収入及び支出の部でございます。

収入の第1項 企業債、目 企業債の公共下水道事業債3億3,870万円は、前年度比8,280万円の増で、これは、建設事業費の増加によるものでございます。次の流域下水道事業債3,730万円は、前年度比150万円の増で、これは、流域下水道建設負担金の増加によるものでございます。次の資本費平準化債1億6,000万円は、前年度比1,000万円の減で、これは、資本費平準化債発行可能額の減少によるものでございます。

次に、項 補助金、目 補助金、節 国庫補助金の社会資本整備総合交付金につきましては、令和3年度より、整備計画に基づく工事に係る交付金を通常分、ストックマネジメント計画に基づく更新工事に係る交付金を防災安全分として区分することにより、建設事業費の財源をより明確にしてございます。社会資本整備総合交付金（通常分）1億1,220万円は、前年度比1,720万円増で、これは前述のとおり、建設事業費の増加によるものでございます。次の防災安全分1,540万円は、前年度比540万円の増で、これは、更新工事における国補助金事業が増加したことに加え、新たな取組として管渠の点検調査の実施によるものでございます。

次に、項 他会計出資金、目 他会計出資金9,129万8,000円は、前年度比2,250万4,000円の減で、これは、企業債元金償還金の減少に加え、令和3年度は基準外繰入金の削減ができたことによるものでございます。

これらにより、資本的収入合計7億6,366万9,000円は、前年度比966万円の減となっております。

30ページをお開きください。

支出の第1項 建設改良費、目 建設事業費の上から8行目の節 委託料につきましても、資本的収入でもご説明しましたように、令和3年度より整備計画に基づく委託料整備分、ストックマネ

ジメント計画に基づく委託料を更新分として区分することにより、建設事業費の内訳をより明確にしております。実施設計委託料（整備分）5,382万円は、前年度比2,579万9,000円の増となっております。実施設計箇所につきましては、令和4年度以降に工事予定箇所である小垣内地区及び南小学校の排水ルートの下流域である朝代・和田地区の詳細設計業務を予定しております。次の調査委託料（更新分）957万5,000円は前年度から皆増で、これは、ストックマネジメント計画に基づき令和3年度より新たに実施するものでございます。調査委託箇所につきましては、自由が丘地区及び山の手台1丁目地区の污水管渠と、両地区から流域下水道接続箇所までの污水幹線管路の点検調査の実施でございます。

次の節 工事請負費の管渠等更新工事費は、令和3年度より長寿命化対策工事費から名称を変更しております。管渠等更新工事費2,969万8,000円は、前年度比348万6,000円の減でございます。更新工事につきましては、ストックマネジメント計画に基づくマンホールポンプ施設のポンプ本体2基、通報装置12基及び水位計13基の更新を予定しております。次の公共下水道整備工事費2億9,840万3,000円は、前年度比4,709万7,000円の増となっております。整備箇所につきましては、指定避難所である東小学校を含めた久保地区、熊取南中学校を含めた大宮・久保地区及び現在整備区域の上流である小垣内地区並びに大久保地区において、污水管路整備に加え、久保地区にマンホール施設を予定しております。

次の節 補償費の移設補償費（整備分）7,322万5,000円は、前年度比1,873万円の増となっております。下水道整備に伴う水道管の移設復元工事及び移設設計業務並びにガス管の移設復元工事となっております。

次に、項 企業債償還金、目 企業債償還金の企業債元金償還金5億482万1,000円は、前年度比7,469万円の減で、平成30年度より減少に転じてございます。

これらにより、資本的支出合計10億2,659万4,000円は、前年度比2,223万1,000円の増となっております。

31ページから36ページは企業債償還明細書でございます。説明は割愛させていただきます。

また、令和3年度熊取町下水道事業会計予算附属資料では、公営企業会計適用の平成30年度から収益的収支及び資本的収支の推移や整備人口、下水道使用料収入及び下水道建設事業の推移を記述しておりますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、一般会計からの繰入金の総額は2億8,350万6,000円となり、前年度比2,607万5,000円の減となっております。

以上で、議案第26号 令和3年度熊取町下水道事業会計予算についてご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で、議案第21号から議案第26号までの6件についての説明を終わります。

---

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「17時48分」延会）

---

3月熊取町議会定例会（第3号）

令和3年3月定例会会議録（第3号）

月 日 令和3年3月8日（月曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1 番 田中 圭介	2 番 大林 隆昭	3 番 浦川 佳浩
4 番 坂上 昌史	5 番 田中 豊一	6 番 鱧谷 陽子
7 番 文野 慎治	9 番 二見 裕子	10 番 渡辺 豊子
11 番 河合 弘樹	12 番 矢野 正憲	13 番 江川 慶子
14 番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事	野津 恵	総 合 政 策 部 理 事 兼 財 政 課 長	東野 秀毅
総 務 部 長	林 利秀	住 民 部 長	巖根 晃哉
健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆	都 市 整 備 部 長	矢部 義雄
都 市 整 備 部 理 事 兼 道 路 課 長	白川 文昭	都 市 整 備 部 理 事	田中 耕二
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
教 育 次 長	阪上 敦司	教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事	吉田 茂昭
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	林 栄津子		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	瀬野 裕三
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第21号 令和3年度熊取町一般会計予算  
議案第22号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算  
議案第23号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第24号 令和3年度熊取町介護保険特別会計予算  
議案第25号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計予算  
議案第26号 令和3年度熊取町下水道事業会計予算

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年3月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（矢野正憲君）なお、発言される方は、起立の上、マスクを着けたままで発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

令和3年度町政運営方針及び各会計予算の諸議案について、会派代表質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、日本共産党熊取町会議員団を代表して、坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） それでは、私のほうから、日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、令和3年度の予算及び町政運営方針に関する会派代表質問をさせていただきます。

まず、1点目は、新型コロナ対策としての住民への支援策についてであります。

これまで本町では、新型コロナの影響で大変厳しい状況に置かれている町民への様々の支援策を実施してきました。現在、新規感染者数が減少傾向にあるとはいえ、首都圏では緊急事態宣言が再度延長されました。感染症対策を緩められる状況にはなく、住民の生活困難は継続しています。こういう状況の下で熊取町に求められていることは何かと考えて、提案させていただきたいと考えています。町独自の財源も入れて、PCR検査の拡充、そしてまたワクチン接種と並行して、これまでの支援策の継続、拡充が必要かと考えます。

そこでお尋ねします。まず第1に、小・中学校、保育所等の給食費の無償化、水道基本料金半額免除を継続してはいかがでしょうか。そして2点目に、ひとり親家庭など経済的に困難な世帯向けに、町独自の給付金ないしは商品券等を検討すべきではないでしょうか。この2点について、まとめて答弁をお願いいたします。

議長（矢野正憲君） 明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君） それでは、1点目の小中学校、保育所等の給食費無償化、水道基本料金半額免除の継続と、2点目のひとり親家庭など、経済的に困難な世帯向けの町独自の給付金や商品券等の検討につきまして、併せて答弁申し上げます。

さきの2月19日開催の議員全員協議会において報告いたしましたとおり、国の第3次補正予算により地方創生臨時交付金が増額され、約1億9,800万円の本町の交付限度額が示されたところでございます。地方創生臨時交付金活用事業につきましては、議員皆様方から事業のアイデアをいただきながら、現在検討しているところでございます。

活用事業の検討に当たっては、令和2年度に実施した第1弾、第2弾の熊取町版緊急生活・経済支援と同様、国の3次補正によるメニューや大阪府の地域経済・生活支援メニューの動向を注視しながら、重複を避ける意味も含めて、新型コロナウイルス感染症の影響により、本町において厳しい状況に置かれた住民の皆様への独自支援となるよう、議員ご提案の小・中学校、保育所等の給食費無償化、水道基本料金半額免除の継続と、2点目のひとり親家庭など経済的に困難な世帯向けの町独自の給付金や商品券等の検討についてもしっかりと検討してまいります。

なお、地方創生臨時交付金活用事業の詳細につきましては、3月15日開催予定の議員全員協議会において説明の上、3月29日に追加議案として予算案をお示ししてまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） この点につきましては、一般質問で他の議員からも新たな支援策についての質問があり、その折もただいまの答弁と同様の答弁であったかと思いますが、国・府の施策との重複を避けつつ、町としての施策をしっかりと検討していくと。ただ具体的な内容については3月15日の議員全員協議会、その場で報告したいということで、この場では具体的にはちょっと答弁は遠慮したいと。現時点で大体固まっているんですか。

議長（矢野正憲君） 明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君） ほぼ、今鋭意作業中ということで、固まりつつございます。

さきの渡辺議員の一般質問で住民部長が答弁申し上げましたとおり、売上げ減少が50%未満への町独自の支援金につきましては第2弾で実施しましたがけれども、実績が見込みを大きく下回ったということで、こちらの支援策ではなくて、住民部長が答弁申し上げましたとおり、生活支援と経済支援の双方に効果のある地域振興券の配布、こちらの支援策は2つの会派や、また多くの議員のほうからもご要望いただいておりますことから、積極的に検討してまいりたいというふうに考えて

おります。

詳しくは、15日の議員全員協議会でその他の支援策と含めてしっかりとご説明申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。

ただいまの答弁の中で、町独自の困窮事業者の給付金の利用が少なかったということなんですが、それはどういう事情なんでしょうか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）実際、当初見込んでおったよりも実績として、渡辺議員のときにも報告した61件というところでございました。これにつきましては、まず対象が50%未満の売上げ減少というところで、国の持続化、大阪府の休業、休業要請外の方を見込みとして約7掛けで積算しておったんですけれども、恐らく、一つ考えられるのは国や府の対象にほぼ該当しておったのかなというのがまず1点と、もう一方は、これはどういうふうに発言していいのかあれなんですけれども、例えば、確かに売上げは減少して困っているんですけども、手続的に手間やというような方で実際に申請されなかったというケースも考えられるのではないかと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）はっきりとした理由はちょっとつかみかねるところでしょうか。

私ども、地元の事業者等と対話している範囲でも、かなり多くの方が国の持続化給付金を活用されていると。こういう地元の小さい事業者で国の制度を活用できるのかなとこっちは不安に思うような方でもいろいろと工夫されて、ほかの商工会とかいろんなところからアドバイスも受けながら持続化給付金を活用されているという方もかなり多いように見受けました。また、府の支援金についても活用されていると。

そういう中で、実際にはかなり多くの方が国・府の制度を活用されたということで、町のそういう困窮事業者への給付金の利用が少なかったということかと思いますが、ということは結局、それに予定した財源が言えば余ってしまったということにもなりますよね。その分について、ぜひ有効活用といいますか、考えていただきたいと思っておりますが、先ほどの答弁では地域振興券といいますか、そういう商品券のような形で今現在検討しているということをおっしゃっていただきました。それはぜひ実行していただきたいと思っております。

給食費の無償化等につきましても検討はしていただいているようなんですが、ここでは明確には答弁できないということで、近隣の泉佐野市でも給食費の無償化の継続という情報も入っております。ぜひ、その点につきましても積極的に実現できるよう検討していただきたいとお願いしておきます。

住民への支援策の3点目ではありますが、緊急小口資金や総合支援資金、また休業支援金などの受付期間の延長ということが国のほうから知らされております。これについて、熊取町でもホームページを見ましたところ、私の質問通告以後であったかも分かりませんが、一定の改善はされているようなんです。さらに、より一層ホームページ等で分かりやすいお知らせ、住民への周知が必要かと思えます。そういう努力はされていますか、ご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の新型コロナ対策、住民の支援策、3点目、緊急小口資金や総合支援資金の受付期間等の延長についてのお知らせにつきましてご答弁申し上げます。

まず、私のほうからは、緊急小口資金及び総合支援資金につきましては、各市町村社会福祉協議会で申請の受付を行い、大阪府社会福祉協議会で審査、貸付けを行う事業となっております。本町の受付業務を行っております熊取町社会福祉協議会に確認したところ、緊急小口資金及び総合支援資金の新型コロナウイルス特例につきましては、これまで案内チラシやホームページ等でも申請期

限や期限の延長についての記載はされておりました。最終の申請期限が令和3年3月31日と定められ、申請期限が近づいていることから、貸付けを検討されている方の期限内の申請を促すため、町の広報紙と同時配布しております「社協くまとり」3月号へ記事が掲載されるとともに、ホームページにおいても周知されております。また、本町ホームページにおきましても、新型コロナウイルス感染症関連のページに熊取町社会福祉協議会ホームページにリンクさせることにより、両資金の周知を図っておるところでございます。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、周知のところの休業支援金の受付期間の延長等について、住民部のほうから答弁させていただきます。

新型コロナ対策としての事業者向け支援策としましては、国における持続化給付金、大阪府及び市町村共同による休業要請支援金、大阪府における休業要請外支援金に、町独自支援策である困きゅう事業者特別定額給付金などがございました。

また、2回目の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、大阪府では営業時間短縮等の要請にご協力いただいている飲食店等へ1店舗当たり1日6万円を支給する大阪府営業時間短縮協力金を新たに支給することとし、国においては、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上げが50%以上減少した中小法人・個人事業者の皆様には、緊急事態宣言の影響緩和による一時金として、中小法人は上限60万円、個人事業者は上限30万円を支給することとされております。本町におきましては、こうした支援策について、情報が入り次第、逐次町ホームページに掲載して周知してまいりました。

分かりやすいお知らせとのことでございますが、町ホームページ、トップページ「重要なお知らせ」のところに、先ほど健康福祉部長も申し上げました「新型コロナウイルス感染症関連」としまして、経済支援を含めたコロナに関する様々な情報をまとめて掲載させていただいております。

また、電話等での問合せに対しましても、知り得ている情報の範囲になりますが丁寧に対応するとともに、国や大阪府のコールセンターやホームページを案内させていただいております。

今後におきましても、国や府の支援に関する情報収集に努め、できるだけ早期に町ホームページに掲載するなど周知に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ホームページを見ますと、自治体ごとに新型コロナ関連の情報が大体まとめて掲載されております。熊取町の場合も、新型コロナ関連で検索すると、住民に対して注意を促すような情報でありますとか、あるいはワクチン接種に関する情報、そして、ちょっと下のほうになりますけれども、住民向けの支援策、経済支援策、町独自の支援策も含めて国・府の制度等がずっと順番に検索できるように表示されているんですが、その中に緊急小口資金、総合支援資金あるいは住居確保給付金のことも含めて受付期間の延長に関するそういうことがちらっと書かれていて、そこをクリックすると、そこから社協でありますとか、あるいはその他のコールセンターの窓口へ案内するような、そういうふうな状態になっております。そういう点では一定工夫はされているかと思うんですけれども、まだ改善の余地があるのではないかなと思います。

あちこち見ておきますと、近隣では岸和田市の案内が一番親切ではないかなというふうに感じました。岸和田市の場合には、岸和田市のトップページで「重要なお知らせ」という項目がありまして、新型コロナ関連の情報にそこから入っていけるようになっていて、そこをクリックすると、直近の情報で住民に対してどういうふうに注意してほしいかというようなことをまず書いてあって、その後で、すぐに住民への様々な支援策が岸和田市の支援策と国・府の支援策が一覧で出てくると。ただこういう支援策がありますという項目だけじゃなくて、その具体的な内容もある程度概略が分かるように、今日は資料をお配りする余裕はなかったですけれども、一番最初に緊急小口資金、総合支援資金の案内が出てまいります。

その後で、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金、先ほど巖根住民部長の答弁を聞いておりますと、ちょっと私の質問の聞き方が悪かったのか勘違いされておるのか、休業支援金というのは事業者への休業要請に関する支援金のことではなくて、各事業所で働く労働者向けの休業支援金・給付金とされています。ここでは給付金という表現は省略しましたがけれども、休業支援金・給付金と呼ばれている、言わば雇用調整助成金の対象にならないといいますが、休業手当を受け取ることのできなかった労働者が自分自身で申請して、休業を指示されたこと、仕事ができなかった、そのことに対して賃金の8割を国が補償すると、そういう制度なんです。それは事業者の協力も必要ではありますが、働く方がそれを申請すれば、一定の要件を満たせば休業期間に応じて給付金が頂けると。この制度につきましても他の制度と同様、どんどん申請期間が延長延長となっておりまして、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金につきましては、令和3年1月から4月まで休業したその対象期間については、申請期限が令和3年7月31日までというふうに延長されております。だから、直近で令和3年度に入ってから休業については、7月31日までに申請すれば休業支援金を受け取ることができると。また、前年度の分についても申請期間が3月31日まで延長されておりますので、前年度分の休業支援金・給付金の申請をしていなかった、漏れていたという方は、3月31日までに申請すれば休業支援金を受け取ることができるといふようになっております。

ただ、これも働いている方にとっては事業者の協力も得ないと駄目だし、一定、書類申請でそこそこの手間といいますが、煩わしさも発生するので、こういう制度があってもなかなかそれを利用していない方が多いんですけども、制度そのものを知らない、そういう制度があるのを全く知らなかったという方も非常に多いというふうに聞いております。ですから行政からすれば、この休業支援金の制度はあるということ、そしてまた、申請期限が7月31日まで延長されているということをはっきりとお知らせすることが非常に大事だと思われまます。

ちょっと私の質問の仕方が悪かったのかも分かりませんが、休業支援金については、町のホームページで検索しますと、中小企業の事業者向けの制度についてのところをクリックすると、そこから出てくるんです。だから、事業者向けの案内の中にこの休業支援金と一緒に含み込まれてしまっていて、だから、町のトップページから入ってくる最初の一覧の中では休業支援金がここに入っているということが分かりにくい、そういうふうになっていると思います。その辺の改善はいかがですか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）議員がおっしゃっている休業のところについても重々承知の上で、まずは経済支援のところ、先ほど議員がおっしゃられていたように、私どもはコロナ関連のところに入らせていただきまして、緊急生活支援、経済支援というくくりの中で様々な支援給付金を一覧で上げさせていただきます。そこの立てつけというのはつくり手によっていろいろ出てくるかと思うんですけども、議員がおっしゃるように、私どもも近隣ので、確かに私も岸和田市を確認させていただきました。だから、今、議員がおっしゃっているところというのは、まさに要は事業者のところを見るのではなくて個人という形になるので、ホームページの階層の入り方としては、支援というところの次に個人向け、事業者向けというところをつくって入れれば分かりやすいんじゃないかというふうに理解してございます。

その辺につきましては、これはもう経済支援だけではなくてほかの生活支援のところにもかかってくることでございますので、今後はホームページを担当する部署とも連携、調整をしながら検討してまいりたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

ホームページを改善するというのはなかなか大変な作業かと思えます。しかも近々全面的なリニューアルも予定されているということのようなんですけど、ただ、コロナ禍の中において行政として

住民にとって役立つ情報を分かりやすく、そして迅速にお伝えしていくというのは非常に大事な仕事かと思っておりますので、ホームページを管理する部署もなかなか大変かと思うのですが、ぜひ、その点は緊急に力を入れて改善に取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）ホームページ担当部署として答弁させていただきます。

第1次のときもそうなのですが、第2次のときもホームページの重要なお知らせのコロナ関連というところでしっかりと住民に周知させていただいたわけなんですけれども、今般の第3弾を公開するに当たりましては、議員ご提案の岸和田市の形なんかも参考にしながら、住民がより分かりやすい、また、事業者がより分かりやすいといった、そういった公開に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

私ども、議員の立場で極力いろんな情報にはアンテナを張っているつもりなんですけれども、それでも、国の制度がどんどん変わって行って、いつの間にやらこの制度が申請期限延長になっていたというふうに思うことが度々ございます。住民の方々にとっては非常に大事な情報ですので、そういう大事な情報が確実に住民の方々に伝わるように、ぜひ努力していただきたいというふうにお願ひしておきます。

大きな2点目、子ども医療費助成に移りますが、子ども医療費助成の18歳までの拡充についてお尋ねいたします。

熊取町では、子ども医療費助成の対象年齢は入院、通院ともに中学卒業までとなっております。2年前に私ども共産党議員団の江川議員が、その当時、私は議長しておりましたが、会派代表質問で質問した際には、大阪府下で8自治体が18歳までとなっており、熊取町は平均並みという状態でした。その後、18歳まで引き上げる自治体が次々と増えている状況であります。近隣では、貝塚市は令和3年度の4月から18歳まで引き上げるということも聞いております。

子育て支援策の拡充、転入・定住促進という観点からも子ども医療費助成を18歳まで拡充することをぜひ積極的に検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、子ども医療費助成の18歳までの拡充についてご答弁申し上げます。

本町では、もうご承知のとおり、平成27年4月に助成対象を拡充し、現在、中学校卒業年度末までを対象に入院・通院とも助成を行っているところでございます。令和3年1月現在、府内では43団体中24団体が同じ対応となっております。

また、18歳年度末までを助成対象としておりますのは府内全体では19団体で、近隣では田尻町と岬町がこれに該当し、令和3年度から貝塚市が18歳年度末まで拡充する予定と伺っております。

さらに、全国の状況では、厚生労働省の調査において平成31年4月時点で6割弱が中学校卒業年度末まで、約4割が18歳年度末までを助成対象としており、現状での本町の実施状況は標準的な水準であるというふうに考えております。

子ども医療費助成に係る費用につきましては、現行の中学校卒業年度末まででも、令和元年度決算において補助金を除く一般財源負担が年間で約1億1,000万円となっており、仮に18歳年度末まで拡充した場合、さらに年間約2,500万円の追加負担が見込まれるため、対象の拡大につきましては、これまでの答弁と同様、慎重に検討を進める必要があると考えております。

本町といたしましては、将来にわたって本制度を維持・継続させていくためにも、より安定した財源を確保するべく、引き続き国や大阪府における補助制度の創設や拡充に向けた要望を行うとともに、本町の財政状況や他の自治体との行政サービスのバランスも考慮しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）このテーマにつきましては、一般質問で田中圭介議員も質問しました。その際の答弁と基本的には同じ答弁であったかと思いますが、確かに子ども医療費助成、18歳まで引き上げると約2,500万円ですか、新たな町独自の負担が発生するというので、なかなか難しいと。引き続き国・府に要望していくということのようなんです、国・府に対して要望して、できたら国の制度として子ども医療費助成を実現してほしいと思いますし、また大阪府としても、就学前までではなくもっと対象年齢を引き上げてほしいと我々も思っております。共産党議員団としても、毎年大阪府に対してそういう要望交渉も続けております。

国・府に対して要望を続けながら近隣の自治体の動向を注視しつつやっていくということのようなんです、先ほどのご答弁の中で、現在のところ18歳まで拡充しているのは大阪府下では19団体という答弁であったんです。それは確かに現時点ではそうかと思いますが、先ほども言いましたように、貝塚市が新年度から18歳までに引き上げると。新年度でさらに18歳まで引き上げる自治体がほかにないかと調べましたら、羽曳野市、和泉市も令和3年4月から18歳までに引き上げることが情報として分かりました。羽曳野市、和泉市、貝塚市、この3市を入れますと、結局19団体ではなくて22団体ということになります。なおかつ、その22団体の中で大阪市も入っており、堺市も入っているということで、人口的にいうと大阪府の圧倒的多数の方々が子ども医療費助成に関しては18歳までというふうなことになってきております。

ただ、大阪市の場合は若干所得制限が入っておりますけれども、また、ほかの自治体でも拡充に合わせて若干新たに所得制限といいますか、そういうのを入れたりとか、あるいは入院中の食事療養費は対象外にするとか、何とか財源を工夫しながら18歳まで広げようという、そういう様々な努力をされているようなのですが、先ほどの答弁の中で、本町は標準的な実施状況と言われましたけれども、大阪府下だけ見ても新年度においては22団体ということで、これはもう数からいっても人口的に見ても過半数が18歳まで拡充された状況の下で、子ども医療費助成を受けるということになってきております。

そういう状況の下で、確かに財政的には厳しいんでしょうけれども、子育て支援に力を入れる熊取町として、なおかつ、コロナ感染の下で生活が厳しい、生活困難な世帯も増えているという状況の下では、子ども医療費助成の拡充は財政的に厳しいけれども思い切って決断するというのも必要かと思うんです。その辺、町長はどうお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）議員ご指摘のとおり、18歳年度末までというのが増えてきておるとするのは、我々も十分承知はしておるところでございます。ただ、子ども施策、子育て施策というのは乳幼児医療だけというわけではございませんで、町としては、やはりバランスの取れた子ども施策、それがこれからの将来の熊取町を担っていく子どもたちのために必要なものと考えていく必要があると。この経済的な支援も重要な施策の一つであるということは十分認識はしてございますが、それだけではないと。熊取町は、もっと子育てのまちとして他市町村に引けを取らない、あるいは、関西でも熊取町だけである、そういったホームスタート事業であるとか、こういったことも展開しております。総合的に子育て施策というのを考えていく必要があるというふうに考えております。

それから、やはりこの助成制度を一旦拡充すると、その制度をこれから維持し続けなければなりません。今現在、中学校末まででも1億円を超える額になっております。さらに、医療費というのは毎年上がってまいっております。そういったことも総合的に考えていく必要があるので、慎重な対応をお願いしたいというふうに申し上げておるところでございます。ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）山本部長がご答弁させていただきましたけれども、大体そのようなところで考えているのが現状です。ただ、これからも社会変動というものがあると思います。熊取町の財政状況を

勘案しながら、その中で総合的なバランスをまた考慮しながら、子育て支援の方策については考えていきたいと思えます。

部長が申し上げましたように、近隣自治体と比較する中で熊取町が一步、二歩リードしている、そういう子育て支援もあろうかと思えます。これまで議員の皆さん方とはいろいろな子育て支援のことについてご議論していただいた中で、熊取町がリードしている部分もありますし、今回のように近隣では貝塚市がそういう形で熊取町よりは一步リードするというふうなことになるかと思えますけれども、これは、それぞれのまちの財政状況なりを勘案した中での施策の一環だというふうにご考えております。

そういった中で、全体的に総合的に見て、部長が申し上げましたように、引けを取らない、そういった子育て支援策をこれからも前向きに検討していきたいというふうにご思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

確かに熊取町は、子ども医療費助成のみならず、様々な形で子育て支援に関してはきめ細かな様々な施策を実施していただいております。そしてまた、学童保育事業につきましても近隣自治体に比べて極めて質の高い学童保育事業が展開されているというふうにご考えております。そういうことから考えて、子ども医療費助成だけが子育て支援ではないと。総合的に考えて、今後の財政状況も見ながら検討していきたいということで、取りあえず、その点につきましては了解というわけではございませんが、現時点ではその程度にしておきます。

大きな3点目の緑の基本計画（緑化対策）の推進についてお尋ねいたします。

町政運営方針で、みどりの基本計画に基づき、緑化対策を推進すると説明されました。熊取町は、奥山雨山自然公園など町域全体で見れば緑が豊かですが、市街化区域における緑の割合（緑被率）は低くなっています。公園整備、宅地開発における緑化の推進、農地の保全など、総合的な対策が必要と思われまます。具体的な緑化推進の対策をお示してください。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）それでは、ご質問の3点目、緑の基本計画（緑化対策）の推進についてご答弁申し上げます。

みどりの基本計画は、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関し総合的かつ計画的に実施することを目的として策定するもので、本町では平成22年3月に策定後、平成30年3月に令和9年までを計画期間として改定を行ったもので、緑被率を町域内で見ますと、議員ご指摘のとおり、市街化区域が低くなっております。

市街化区域内における緑化につきましては、みどりの基本計画では、市街化区域内に所在するJR熊取駅、煉瓦館、図書館、長池オアシス公園の周辺をそれぞれみどりの拠点と位置づけており、拠点中、長池オアシス公園につきましては令和元年度より3か年で整備工事を行うとともに、緑化活動につきましてもNPO法人との協働事業により令和3年度より実施予定としております。また、JR熊取駅前夢広場におきましても、町制施行70周年記念事業としてシンボルツリーの植樹をはじめとした緑化を行う予定でございます。そのほか、直近では民間事業者からパンジーの苗1万本を、NPO法人からは桜の苗木を14本寄贈・植樹いただくなど、NPO・住民・事業所等との協働により、それぞれ公共施設や福祉施設の緑化を図ったところであり、こういった協働の視点での緑化の推進はもちろん、引き続き、熊取町開発指図書に基づき民間事業者による開発時の公園設置や建物の敷地内の緑化に努めるとともに、市街化区域内における農地の保全等につきましても農業従事者等のご意見をいただきながら検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

熊取町に来られた方は、緑が少ないとか殺伐としているとか、そういう印象をお持ちの方はあまりないと思いますけれども、町域が狭いので、永楽ゆめの森公園、あるいは奥山雨山自然公園、そういうところにも比較的短時間でたどり着けるということもありますので、町域全体として見れば確かに緑がまあまあ豊かかなという、そういう印象はあるんですけども、私の質問の中でも申し述べましたように、市街化区域における緑の割合、緑被率が低いという状態になっております。

答弁の中では、熊取駅、そして煉瓦館、図書館周辺、長池オアシス、そういった拠点を整備していくことでありますとか、あるいは、開発指導要綱に基づく住宅開発に伴う緑化推進、そしてまた農地の保全等、様々な角度から緑化対策に力を入れているということをおっしゃっていただきました。その点で確かに大いに努力していただいているかと思うんですが、若干疑問に思っている点を再質問させていただきます。

まず、一つは農地の保全ということなんですが、農地の保全に関連して、みどりの基本計画の中では、市街化区域内農地について生産緑地地区の指定などによる保全策を検討しますというふうなことが書かれております。市街化区域内の農地というのは、農業されている方は別にあって環境のためとか緑の保全のためということは考えておられないでしょうが、実質的には、環境に対してそういう緑を保全するという意味で農地が大きな役割を果たしているかと思えます。

ところが、市街化区域内農地においては次々と農地が宅地に替わっていくということが続いております。それは、特に駅周辺でありますとか比較的駅に近いところ、現在も地価、土地の価格が下がった状態が続いております。以前と比べれば駅近くの宅地も購入しやすい状況にありますので、ある程度やむを得ない面もあるんですが、農地がどんどん宅地に変わってきております。

そういう中で、生産緑地地区の指定などによる保全策を検討するとあるんですが、その点は現状いかがなんでしょうか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 生産緑地地区の指定についてということで答弁を申し上げます。

生産緑地地区につきましては、熊取町内では過去、検討はされたということなんですけれど、現状、まだ指定というふうなところまでにはいっていないという状況でございます。都市の緑地保全という観点、都市の緑被率の向上とか緑化率の向上とかそういったことで、基本計画で一応検討するというふうに書いておりますので、そこは農業従事者のご意向も踏まえつつ、導入するかどうかということについても引き続き検討はしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） これは、農業関係者の意向がありますので、農業従事者の側が熊取町では生産緑地指定を望まない方が多いんでしょうか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） たしか過去、平成13年頃に、農業従事者の方も含めて生産緑地の制度について研究会ということが何回か行われたというふうに聞いておまして、その中で、生産緑地の希望をされた方はいなかったというふうに聞いております。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 生産緑地の指定を希望する方がおられなかったということですか。ということは、熊取町では生産緑地地区の指定による保全策というのは、現実問題としてはかなり難しいということになってくるんですか。その点はいいですね。

なかなか生産緑地という形で農地を保全していくというのは、現実問題としては、これは農業者の意向の問題もありますので、農業者自身がそれを望まないというのであれば、もうこれはいかんともし難いということになってくるかと思えます。

一方で、開発指導要綱に基づく緑化推進というのがあるんですが、熊取町では開発指導要綱に基づいて指導していただいているかと思うんですけど、みどりの基本計画の中では、開発地におけ

る緑地協定など住民主体の緑の保全というのがあります。この緑地協定ということについてちょっと説明いただけますか。

議長（矢野正憲君） 答弁できるか。矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 申し訳ございません。手元に資料がないので、それが入り次第、後ほど答弁させていただきます。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 開発指導要綱については、そこで全般的な緑化の協力要請というのがまず冒頭にあって、そしてその次に、1ヘクタール以上の開発についての町に対する緑化計画の協力要請が第2段目にあって、そして第3番目に、1.5ヘクタール以上の開発について緑地協定を結ぶというふうなことが書かれていたかと思います。

その点について、1ヘクタール以上ないしは1.5ヘクタール以上の開発については一定の指導といますか、規制がかかるんですけれども、1ヘクタール未満の開発については特に規定はないんですよ。1ヘクタールというのは結構大きいですよ。1ヘクタールというのは100メートル掛ける100メートル、1万平方メートル。だからそこそこの大きさだと思うんですけれども、そういう1ヘクタールを若干下回る開発については緑化に努めていただきたいみたいなね、何かそういう総括的な表現はありますけれども、具体的な縛りというのは何らないということになっています。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 1ヘクタール未満の開発につきましては都市計画法に基づき公園を設置するということ書かれておまして、1ヘクタールは1万平方メートルなんですけれども、3,000平方メートル以上1万平方メートル未満の開発につきましては、その開発面積の3%の公園を設置するということが都市計画法で定められています。それに基づいて3%の公園を設置することになります。

ただし、昨年条例を制定させていただきましたが、既存の公園から250メートル以内の範囲につきましては、公園設置に代わって負担金を開発者から町に支払っていただくという制度をつくりまして、実際、3,000平方メートル以上1万平方メートル未満の開発につきまして公園が設置されないという場合も存在しておるという状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 町の条例を改正して、結局、公園設置についてはちょっと条件を緩めているんですよ。それは当然のことながら承知しておりますけれども、住宅開発の事業者に対して、公園という形で緑化すること以外に宅地そのものに関して緑化を協力要請していくというのは、実際上なかなか難しいと思います。宅地の1戸当たりの区画面積もありますので、住宅そのものについて緑化してほしいということを具体的に要請していくというのはなかなか困難であるかと思うんですけれども、どうも見てみますと、最近の住宅は全く緑のない住宅が、ご存じかと思いますが非常に増えております。これは生活スタイルが変わってきているのでやむを得ないかもしれないんですけれども、ガレージは2台分ないしは3台分確保してあるけれども、いわゆる庭といいますか植樹、そういったことは一切何もないと。だから住宅の建てるスペース以外は完全にコンクリートのような、そういう住宅が増えております。

1ヘクタール未満の開発で、そういう緑のない住宅地がどんどん増えているという状況が進行しているんです。なおかつ公園設置についてもちょっと条件を緩めて、もちろん、その一方である程度のまとまった形で公園を整備していくということがもう一方にありますので、緑の確保というのは必ずしも住宅地だけではないんですけれども、住宅開発の中での緑化、緑ということも何らかの形でぜひ開発指導要綱の中に盛り込めないものかと思うんです。その辺はいかがですか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 今、議員おっしゃる住宅自身の緑化というのは、やっぱり住宅の所有者に

維持管理なりをやっていただく必要もあるので、その住宅に住まれる方のライフスタイルなどによってくるので、必ず設置しろとかいうことはなかなかちょっと……。要は指導するのはなかなか難しいのかなということなんですが、開発指導要綱にも緑化の促進ということの観点で何か盛り込めないかというのは、一度検討させていただきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に1点だけ、みどりの基本計画の中で若干疑問に思ふ点がありましたので、その点だけ確認させていただきます。

みどりの基本計画の中では、緑被率の確保目標として、これは大阪府の基準に基づいて市街化区域の緑被率の目標を20%としているんです。だから、目標年度が2027年ですけれども、その時点における緑被率を20%と目標設定しているんですが、みどりの基本計画の26ページを見ますと、目標年次のところで12.57%、現在、2017年の時点で11.82%で、緑被率の変化が1%もないという状況なんです。だからこれは、大きな目標は20%だけれども、現実的な目標はなかなか難しいからほんのちょっとだけ上げているという、そういうことなんですか。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）平成29年度の時点での緑被率は議員おっしゃるとおり町内で11.8%、10年後の令和9年の目標は、あくまでもやはり緑被率は20%というふうに考えております。

1点だけ、緑被率は、答弁でも申し上げましたとおり、市街化区域内農地はやっぱり低くなっておるんですけれども、住民1人当たりの緑地面積、これもちょっと古いデータで、両方とも大阪府が29年にやっていただいている調査なんです。このデータ上でいきますと、1人当たり本町は23平方メートル、他市町村、近隣市町村を見ますとおおむね10平方メートル以下というところが多いところで、本町は決して近隣に比べて少ないというよりも、市街化区域内の緑地は結構高いというふうなところなんです。ただし、目標とするところはまだまだもっと高いところを目指しておるといふようなところでご理解いただければと思ひます。

議長（矢野正憲君）まとめてください。

14番（坂上巳生男君）分かりました。

時間がまいりましたので、引き続き、様々な角度で緑化の推進に努めていただきたいと思います。

みどりの基本計画について質問しようと思ったのは、今回の町長の町政運営方針の中で、国連で目標として定められたSDGs 17項目を念頭に置いて、自治体としてもSDGsの達成のために頑張っていくということを町長自らおっしゃっておられたので、そういう観点からも緑化推進、緑を増やすということが非常に大事であろうと考えて、テーマに入れさせていただきました。どうもありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

議事の途中ですが、議場内の換気のため、しばらくの間休憩いたします。

---

（「11時02分」から「11時05分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、創生くまとりを代表して、大林議員。

2番（大林隆昭君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和3年度町政運営方針、3年度予算に関して、会派を代表してご質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

今定例会の冒頭に、藤原町長より令和3年度町政運営方針の表明がございました。令和3年度に重点的に取り組んでいくべき施策の中にも含まれておりましたが、令和3年度は熊取町町制施行70周年の記念すべき年となります。これまで以上に熊取町が発展していけるように、ここにおられる

皆様の力を合わせてしっかりと取り組んでいかなくてはいけないというふうに思っております。

それでは、私からは令和3年度町政運営方針の中から幾つか質問をさせていただきます。

主要な取組の1つ目に書かれています住民協働、住民参画についてお尋ねをいたします。

まずは、町政運営方針に書かれている令和3年度に行政テーマ型として6つの事業を実施するとありますが、その6つの事業について教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、住民協働事業についての質問の1点目、令和3年度に予定している住民協働事業（行政テーマ型）の6つの事業について答弁申し上げます。

まず、来年度実施する住民協働事業（行政テーマ型）として採択しました6つの事業のうち、1件目は、町のイベントにおいて、オープニングやステージ演奏を行うことで、イベントを盛り上げ、会場のにぎわい感や一体感を演出することを目的とした熊取町演奏にぎわい事業でございます。

2件目は、SNSを活用した住民主体の熊取町のプロモーションを推進することを目的としたY o u T u b e r養成講座でございます。

3件目は、近年、子どもの孤食が増えるなど深刻な問題となっている中、地域の理解と協力を得て、みんなで一緒になって夕食の場を提供し子どもの居場所づくりに貢献することを目的とした、子ども食堂、こどもレストランでございます。

4件目は、奥山雨山自然公園周辺において、紅葉の植栽などの保全活動を通じて公園周辺の魅力の向上を行うことを目的とした、奥山雨山自然公園周辺における紅葉の保全・活用と魅力の向上でございます。

5件目は、奥山雨山自然公園エリアを活用し、体験型学習やイベントなどを通じた環境教育を行うことにより、環境保全と理解を促進することを目的とした、奥山雨山自然公園エリアを活用した体験型環境教育でございます。

そして、6件目は、令和3年度からの新規事業となります安全・安心な地域の憩いの場となるよう長池オアシス公園の維持管理を行うことを目的とした、長池オアシス公園維持管理でございます。

以上が、令和3年度に予定している住民協働事業（行政テーマ型）の6つの事業となります。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

6つの事業を実施するという事なんですが、では、継続してやっていたいただいていることもあるんですが、なぜ令和3年度もその6つの事業を行政テーマ型として採択したのかというのを教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、続きまして質問の2点目、事業を選んだ理由について答弁申し上げます。

住民協働事業（行政テーマ型）につきましては、町がテーマを設定の上、当該テーマに沿った事業を募集し、団体が具体的な事業提案を行う協働事業となっております。

まず、行政テーマ型の事業選定の流れについてご説明させていただきます。

まず最初に、7月に役場内部において次年度に実施したい協働事業について募集をかけてまいります。その後、各部局から提出された事業の目的が協働の趣旨に合致しているか、また、行政の課題解決につながるかなどの観点で、内部庁議での審議を踏まえ、一般公募する事業を選定していきます。

そして、次の段階といたしまして、10月の1か月間をかけて広報・ホームページによりまして募集をかけさせていただき、11月に事業担当課による審査を経て協働のパートナーを決定するという、そういった流れになります。

したがって、ご質問のこの6つの事業を選んだ理由につきましては、各事業担当部局が協働

の趣旨に合致し、課題解決につながるという観点でエントリーし、内部庁議での審議を踏まえた結果によるものでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）庁内で事業を決定して10月に募集をかけるということなんですけれど、例えば、これまで1つの事業に対して2つの団体が応募してきたとか、そんなことはありましたか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）行政テーマ型といいますのが平成26年度から実施してございます。

1件だけなんですけれども、熊取町の魅力を町内外に発信する事業として熊取町プロモーションバスツアーというのがあるんです。これは結果として大阪観光大学のほうがずっと事業実施をしていただいたんですが、一度、民間の旅行会社がエントリーをしなかったところのご相談までは受けましたけれども、最終的には提案はなかったというところで、あとは以降、全て1者ということになってございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。なかなか募集しても1つの事業者、団体しか来ないという感じなんです。今回、行政テーマ型では6事業を行うんですが、もう一つの団体提案型の事業というのは、令和3年度に実施する予定はあるんでしょうか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）これは次の4点目の質問にもつながっていくんですけども、我々、これが一番の課題かなと思っておりまして、いわゆる住民提案型、議員おっしゃるところの個別提案型という、こちらにつきましては令和2年度、募集をかけさせていただきましたが、ゼロ件ということになってございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）令和3年度に関してはゼロということなんですけど、資料を見る限りでは、最近、ここ数年は少ないような状況が続いているという感じなんです。

団体提案型というのをどういうふうに捉えているのかなんですが、僕としては団体提案型もたくさん出てきたほうがいいというふうに思っています。なかなか提案がない、実施の実績がないというところに飛び込んでいくというのは、なかなかそれがそもそもハードルが高いかなというふうに思うので、やっぱりたくさん提案が出てくるというような状況をつくっていかないといけないだろうなと。たくさんある中からプレゼンしていただいた中で、熊取町に対しての重要性だとか将来性というようなものを見て、その中で採択していくということをしていかないと、なかなか住民提案型という住民協働事業が増えていかないだろうなというふうに思っています。

たくさん事業をして実績の報告をたくさん上げると、こんなにたくさん団体が熊取町と協働でいろんな事業をしているんやなということで、どんどん認知度も上がるでしょうし、関心も高くなっていくのかなというふうに思うんですが、今現在、団体提案型の住民協働事業を増やすために取り組んでおられることはございますでしょうか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）そのご質問というのが3点目、4点目につながっていくので、こちらのほうをまずは答弁申し上げてよろしいでしょうか。すみません。

それでは、ご質問の3点目の現在、協働事業の活用促進のために行っていることにつきまして答弁申し上げます。

まず、平成22年に構築しました住民提案協働事業制度につきましては、住民活動団体の育成支援を前提に、成熟度に応じたメニューを備えた制度として、グループ化を目指す個人提案型とグループ化した団体が次のステップとして自由な発想で行政に提案する団体提案型、この2本を主軸とし

てスタートしたところでございます。

そして、平成23年には、公益活動を始めたが比較的活動年数の少ない団体を対象とした住民活動団体育成支援補助を創設するとともに、平成26年には、テーマを行政側から示すことで、よりよい住民サービスの提供や課題解決を図る行政テーマ型を創設するなど、住民活動団体の状況によりメニューの選択ができるよう改善を重ね、幅広く利用いただける環境づくりに努めてまいりました。

さらに、これらの制度をより多くの団体に活用していただくため、令和元年度には、事業の条件緩和や手続の簡略化、提案から実施までの期間を可能な限り短縮するなどの改善を行うとともに、町広報紙や町ホームページを活用し、制度周知や実施事業の紹介を行うなど、ご質問の活用促進について注力しているところでございます。

そして、議員がご質問いただきました問題点とその改善策というところに答弁申し上げますと、4点目になります。

住民提案型協働事業の令和3年度の応募状況を見ますと、団体の自由な発想による行政との協働事業である団体提案型の応募がないこと、これが現時点の住民協働事業制度の問題点であると考えております。

この問題点につきましては、事業提案から実施までの期間に要する時間をできる限り短縮することが改善策の一つであるとの考えの下、先ほど答弁で申し上げましたとおり、令和元年度に条件緩和や手続の簡略化とともに、提案から実施までの期間の短縮といった制度改正を行ったところでございます。したがって当面は、令和元年度でまだ2年ほどしかたってございませんので、この現行制度を運用していく中で引き続き問題点を洗い出すとともに、改善の検討を進めながら、協働のまちづくりの促進につながるよう努めてまいりたいと考えております。

加えて、協働を進める上で最も大切な過程である町と団体間における信頼関係と合意形成をしっかりと行えますように、町職員全体が協働について深く理解し、より高い住民活動への支援を図るための職員向けの研修や、また、住民活動団体向けの研修を引き続き実施し、団体同士の交流による気づきや相乗効果も併せて図ってまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）3番、4番を併せてご答弁いただきまして、ありがとうございます。

以前の制度の見直しなんかで幾分か提案から実施までのサイクルというのも短くなっているようなんですが、それでもやっぱり今、現状でも提案から年度をまたいで翌年度に実施というところは変わってなくて、なかなか予算の関係であるとかいろいろな諸事情があるのは理解できるんですが、住民協働事業の中で住民団体と熊取町が手を合わせて頑張っていくと、熊取町さん、頑張りたいからちょっと手を貸してくださいという思いを持っておられる方が、なかなか1年待ってくださいと、提案から1年後にやりましょうというところで、なかなか団体の活動をしている中で、しっかりと出来上がっている団体であればそれは可能だとは思いますが。

ただ、こんなことがやりたいねというふうにしてなかなか足元が固まっていないような団体は、1回やってみる中で、これがどういうふうな結果、熊取町にどんな風を吹かせられるかというようなことも考えながら団体を立ち上げている方たちもおられますので、なかなか年度をまたいで事業を考えているというのもしんどいところもあるのかなと。熊取町として、住民協働事業というのを主に取り組んでいくべき事業だという中で考えていただいているならば、もう少し使いやすいうるか、利用しやすいというか、提案しやすい事業にしていっていただけたらなというふうに思います。

その中で一つ、1事業に対して上限補助金額というのが決まっています。補助率が3分の2で上限がこれだけというのが決まっていますのであれば、難しいことは分からないですが、例えば一定、予算の中で件数を決めて枠で取ってしまっておけば、年度内に執行することはできるんじゃないのかなというふうに思うのですが、それは実際、できないんでしょうか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）議員おっしゃるとおり、令和元年の改定の際にも様々なやり方を検討したというふうに伺っております。

その中で、大林議員おっしゃられたような枠取りで、上限が30万円ですので、例えば3件の90万円枠取りで押さえておくといったやり方や、また、あるいは補正予算で提案が出てきてから、そのときの一番直近の補正予算で上げるといったやり方とか様々な方法はあるんですけども、一定、今の流れといいますのがいろんな様々な面から見て合理的なやり方に実はなっております、この裏で協働推進委員会というのもございまして、協働推進委員会の委員に審査を行う機関、これは様々な方に参画していただいております。そういったご負担の点であったりとか、あるいはまた公表、しっかりと職員と団体との間で当初予算とかに向けて積み上げていくというコンセンサスという非常に大事なプロセスがあるんですけども、それらを考えていきますと、一定、今の当初予算をターゲットにして積み上げていくやり方、これが今のところ合理的なのかなというふうに考えてございます。

ただ、我々も当然、今ちょっと住民提案協働事業の件数が減っている、その原因の一つに、やはり提案してから実施が来年度ということになる間延び感というのは否めないところかなというふうにも感じておりますので、この点につきましては今後の課題ということで、またしっかりと検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。予算の都合とか委員の予定だとかというところは十分分かるんですが、行政にとって合理的なところが住民提案していただける団体にとっては合理的じゃないというのもたくさんあると思うので、できるだけ使いやすい、利用しやすいように改正していただきたいなというふうに思います。

また、改善とか見直しをしてほしいところなんですけど、例えば1事業に対する上限金額というところなんです。これも難しい話だとは思いますが、一般質問でも空き家問題についてお話がございました。例えばどこかの団体が、ここに空き家がありますと、ここでこの家をリフォームしてシェアショップみたいにして、ここを拠点に何人かで団体をつくった中で活動していきたいんだと思うというような例えば団体があったとしまして、当然、リフォームという行為になってくると今の上限金額ではとても足りない。それは自助努力でどないかすべきやろうというところももちろんあるんですけど、もちろん自助努力を含めて補助いただけるというところであれば、今、この制度の中に協働推進委員会に対してプレゼンテーションをするという決まりがあります。今まで、これまでの議事録読ませていただいたんですが、このプレゼン自体がハードルを上げているんじゃないのかという話も過去には出ていたようなんですが、このプレゼンをするという意味を、例えば逆に、絶対プレゼンしないとイケない。ただ、自分たちの思いとかというのはこれだけの金額のプレゼンをするんやというような形に変えてしまって、例えば100万円の補助が上限100万円でプレゼンをしたいというようなプレゼンを可能にするとか、それを協働推進委員が見て、もちろん職員の皆様も見るでしょうから、それを見て熊取町に対する例えば重要度とか将来性というのを見極める場として利用していけば、今のプレゼンテーションというところを有効活用できるんじゃないかなというふうに思うんです。

例えば、この金額以下であればプレゼンテーションはなくてもいいとか、そういう改正の仕方もあるんじゃないかなというふうに思うんですが、この辺はどう思いますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）ご質問は大きく2点あったかと思えます。

まず、1点目の補助金額が今現在、団体提案型のほうが3分の2の上限30万円ということで、事業費でいいましたら、効率よくいくなら45万円の事業費で30万円の補助というのがアッパーという

ことになっているんですけども、実際のところ、議員の例えば今参考にご提案いただきました空き家のリフォームなんかという取組なんかでしたら、私はどちらかといえば、行政自身がその課題解決を行政としてやっぱり必要だというふうに感じれば、要は行政テーマ型のほうで募集をかせせていただくことによって、行政テーマ型のほうは上限ございませんで、どちらかといえば、我々子ども食堂なんかがそうなんですけれども、これはもともと団体提案型で出てきたんです。これも最終的に、上限が3回までと決まっておりますので、もう4回目からは金額を上げて、要は行政テーマ型にしております。そういった形で、金額に関しましては、本当に行政が必要であるということであれば行政テーマ型でいいのかなというふうに感じております。

それと、2点目なんですけれども、金額に応じてプレゼンテーションが一定ハードルになっているということで、これは実際、提案された方々は皆さんすごいハードルやなということで、そのご意見は毎回聞いております。ただ、このプレゼンテーション、公開プレゼンテーションなんですけれども、やはり町の補助金を出す上では、金額の多寡に関係なく、しっかりと委員に、また、これは公開プレゼンテーションにしておりますので傍聴もできますので、住民の皆様にもしっかりと聞いていただくというプロセスは一定必要なのかなというふうには現時点では考えております。

ただ、コロナ禍じゃないんですけれども、書類審査とかでも一定、審査項目にやる気とか意欲とかいうところもありますので、対面じゃないと計り知れないところとかもあるのはあるんですけれども、一定今後、そういったハードルがあまりにもということと利用件数ゼロがあまりにも続くというようなことがありましたら、ちょっとその点につきましても検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）よろしくをお願いします。

ちなみに、来年度ゼロじゃないですか、令和3年度は事業ゼロで、元年と令和2年は団体提案型というのは……。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）そしたら、直近3年間をご紹介させていただきますと、まず、平成30年度が2件でございます。令和元年度、今年度実施しておりますのが1件でございます。来年度実施予定がゼロ件ということになっております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）改正もしていただいたんですけども、ちょっと増えそうな雰囲気もないので、しばらくこの制度を見直すまでに時間をというよりも、増えるようにどんどん見直していただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

熊取町には熊取町協働憲章というものもつくられています。まちづくりのあらゆる主体が、時代に即した協働のまちづくりを一層深め、愛着を持てるよりよいまちづくりにつなげていくことを目指すというふうに書いています。70周年を迎えるに当たっても、愛町心という言葉が使われていますので、ぜひとも多くの住民の方が利用できるようにブラッシュアップしていただきたいなというふうに思っています。

それでは、2つ目のテーマに入ります。

大学との連携についてなんですけど、令和3年度の町政運営方針でも大学との連携についてはいろんな分野で行われているように読みました。

1つ目の質問なんですけど、現在行われている大学との連携について教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、大学との連携についての1点目、現在の大学との連携での取組について答弁申し上げます。

大学との連携につきましては、平成17年3月に地域の振興や活性化に寄与することを目的に、町内の3大学及び1研究所と連携協力に関する協定書を締結し、以降、様々な連携の取組を実施してまいりました。

具体的には、連携事業といたしましては、熊取町防災会議をはじめとする各種審議会への委員就任や、くまとりゆうゆう大学連携講座への講師派遣、また、学習支援ボランティア派遣事業をはじめとする事業協力など様々な分野で連携しながら、新型コロナウイルスの影響を受けていない令和元年度では103本の事業を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

ちなみに、大学と各事業について連携していくときに大学とお話合いをする例えば部署であるとかというのは、その事業課、事業を行う担当部署がそれぞれ大学と連携を取って、委員にお願いしたりとか講師派遣をお願いしたりというのを行っているというような状況なんですよ。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）この内容につきましては、ご質問の3点目にもつながってくるんですけども、町内の大学連絡会というのがございまして、そちらのほうで年度当初、4月の後半ぐらいに、毎年なんですけれども、大学連絡会というのが各大学の事務局長と、それから我々事務局になるんですが、そこで、町からお願いしたい事業一覧というの、先ほど言いました令和元年度というところの103本、これを一覧化した要はご依頼する事業一覧というのを提案します。

逆に、大学側からも町にお願いしたい事業という提案がございまして。その内容というのを4月の会議の中で提案し合った後に、その一覧表の中に実施事業原課がどこかというのは明確に明示しておりまして、その事業原課のほうがいづぐらいの時期になったらご相談に上がりますというふうな流れになっておりまして、そういったことで1年間の事業を流していったら、そんなところでございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

では、2つ目に、大学と連携を行う何か問題になっていることとか障害になっていることというような質問をしたんですが、今、それ自体はございますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）結論は特段、問題、また障害になる点というものはないものと。要は大学連絡会を通じてしっかりと行っているということで、ないものというふうに認識しております。

ただ、あえて障害になってくる点というのを積極的な観点からで言いましたら、例えば大阪体育大学とのDASHプロジェクトに代表されるような、各大学の専門性を生かした先進的な事業の内容とか、その効果というものを十分に住民の皆様にお伝えし切れていない点、こういったところはあるのかなというふうに考えておりまして、広報紙やホームページを通じた積極的な情報発信に努めることで改善を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

今、行政、熊取町と大学、研究所というところの連携についてお伺いをしていたんですが、民間で例えば商工業、農業分野の方が大学生とか大学と連携をしたいというときに、どこに相談に行ったらいいのかわからないとか、例えば商工会なのか、それとも役場の担当課なのかというところがちょっと把握しづらいというところがあるんです。このときは、例えば大学に直接お願いしに行くというのはとてもじゃないけれどハードルが高いので、役場の担当課になるのか、商工業の方であれば商工会に相談をしに行くのか、農業関係の方であればJAなのかというところがたくさんあつ

て分かりづらいというか、どこに相談していったらいいか分からないというふうなことをよく聞きます。

例えば、これを熊取町側でどこかでまとめて、大学との連携、大学にこんなことをお願いしたいんだというような例えば企業の方であるとか一個人の方であるとかというのを窓口として、どこかで受けてくれないかなというところをつくっていただけませんかというような質問なんですが、次の質問なんです。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）申し訳ございません、用意していました答弁書というのがちょっと趣旨が違う内容で作っておりますので、議員おっしゃられていますのは、総合政策部の企画経営課に先ほど言いました町内大学連絡会の事務局窓口というのがございます。当然、その事務局といたしますのは4大学、また横の大学間連携とかを要は調整するという、そういった機能を持っておりまして、しっかりと連携を行っておるというところでございます。

議員ご提案いただいておりますいわゆる商工業者、農業関係者、また民間の方々が大学に相談したいというときの窓口というご質問かということで捉えさせていただきますと、基本的には総合政策部の企画経営課にご相談していただいたら結構かと思うんです。ただし、内容によりましては、民間の営利内容であったりとか行政のまちづくりからちょっと外れるような要は調整であったりとかというのは、なかなか調整しづらいというところはあると思うんですけれども、まず一旦は役場の我々総合政策部の企画経営課にご相談いただきましたら結構かと思えますし、今、そういった民間の町内4大学に対するワンストップ窓口が企画経営課であるというような周知も行っておりませんので、そのあたりにつきましてはまた検討の余地があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ごめんなさい。僕も質問の書き方が悪かったのかなというふうに思います。

大学への相談というところの窓口を設置していただけたらいろんな相談が出てくるのかなというふうに思いますので、熊取町でせっきく大学が3つもありますので、いろんなところでいろんな企業の人とか農業関係者の方とかも、大学生が来てくれて手伝ってくれるだけじゃなくて、その大学生たちがどんな経験をして帰るのかということも含めて、いろんなところで大学との連携というのができたらいいのになというふうに思います。できたらどこかに、ホームページなんかで、相談はこちらぐらいと書いていただけたらなというふうに思います。

では、最後の質問にいかさせていただきます。

私もこれまで何回か質問をさせていただいたことがあるんですが、公共交通機関についてご質問をさせていただきます。

令和3年度の町政運営方針に、デマンド交通社会実証実験を行ってまいりますというふうにあります。また、令和3年度の予算にも計上されております。これはスマートシティ構想にもあるスマートモビリティへの取組だと思んですが、今現状、決まっていること、ここで言える限りで構いませんので、教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）ご質問のデマンド交通実証実験についての1点目、具体的に決まっていることについて答弁申し上げます。

12月議会におけるひまわりバスについてのご質問におきましても答弁させていただきましたが、本町の公共交通事情につきましては、熊取駅と地域を連絡する路線バスが大きく3ルート確保され、令和元年度実績で年間約73万人以上が利用してございます。また、役場を起点に公共施設を循環するひまわりバスが4ルートで運行し、同じく令和元年度実績で6万6,000人余りにご利用いただいております。これらが相互に補完し、役割分担を明確に、効率的な輸送に努めているところでございます。

しかしながら、高齢化の進行による買物難民や自宅からバス停までの移動困難な状況によるラストワンマイル問題という課題が顕在化している状況で、熊取スマートシティ構想におけるスマートモビリティの検討におきまして、コミュニティバスや路線バスと適切な連携の下、柔軟性に優れた交通手段であるオンデマンド交通について調査研究に取り組んでいるところでございます。

また、大阪府のスマートシティ戦略部にも協力をいただき、本町の地域特性、公共交通事情に基づいた新たな交通体系の構築に係る意見、情報等をいただくとともに、AIオンデマンド交通の導入に向けた事業者ヒアリングを行ってまいりました。

次年度におきましては、各地区における意向、ニーズ把握のためのアンケート調査の実施や、アンケート結果に基づく課題抽出や方針の設定、導入システム、運行ルート、導入車両、料金体系などを検討の上、社会実証体制を構築する経費等を予算計上させていただいてございます。

次年度設置予定の地域公共交通会議と適切な連携の下、社会実証実験に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。実証実験をするための用意をするというふうに捉えたんですが、例えばこれから来年度に実証実験するための用意をして、本当の実証実験がいつになるかちょっと分からないですが、実証実験をして、実際、熊取町でデマンド交通が動き出すというのが、僕にはすごく先になるんじゃないのかなというふうに思うんです。それまで、前にも質問させていただいていますが、スマートシティを目指すスマートモビリティでオンデマンドの実証実験を行いますので、それを見極めた上でオンデマンド交通が動き出すのを見極めるとなってくると、少なくとも5年ぐらいの周期はかかってくると思うので、それまで例えば、じゃ、ひまわりバスは今の現状のままずっと何も変わらずに動いていくのかなというふうに、次の質問を聞かせていただこうと思っていたんです。実際、デマンドが交通動き出すまでひまわりバスには何も一切手をつけずに、僕が質問しても、スマートモビリティの実証実験を見極めた上でというような答弁しか返ってこないということですか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）まず、2点目のご質問の答弁をさせていただきます。

デマンド交通サービス実施までのひまわりバスについて答弁申し上げます。

現在検討してございますAIオンデマンド交通につきましては、買物難民やラストワンマイル問題などの課題を解決するため、自宅周辺等からひまわりバス及び路線バスのバス停までの間をAIを活用した予約制の交通手段でつなぎ、課題解決を図ることを検討しているところで、既存のひまわりバス及び路線バスと相互に連携して利便性の向上を図るものと考えてございます。

ですので、議員先ほどご質問のひまわりバスをデマンド交通が大きく取って代わるというイメージではなくて、オンデマンド交通を活用して、より利便性を高めていきたいというふうに考えているところです。

しかしながら、新たな交通手段の構築により、経費の増加が懸念されることから、アンケート結果や利用者数の状況を踏まえ、具体的な方針は未定ではありますが、ひまわりバスの運行ルートのコンパクト化やバス停の集約など、効率的な運行の検討は必要になるというふうに考えてございます。

今後も地域公共交通の利便性向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。オンデマンドで全部やるんやとも思っていないですし、ひまわりバスはひまわりバスでやっぱり必要なものやというふうに思っていますので、デマンド交通が始まって、例えばラストワンマイルで家からバス停までというところを言っていただけなんですが、家からバス停までのそのバス停は本当にそこで正しいのかとか、今現状、乗り継ぎ所として熊

取町役場となっているバスは、もうそもそのものが町内循環バス、コミュニティバス、熊取町の各場所を回るというようなものなので、もうそれしかできないのかもしれないですけど、例えば公共交通会議を設置していただければ、これから通るであろう都市計画道路大阪岸和田南海線が外環まで出てきますよね。例えばあの道沿いに大きな乗り継ぎ所を造ってもらうとか、全てのひまわりバスがあそこに入る、駅に行く人は乗り換える、南海バスで駅に行くと。ただ、南海バスが走っているルートはひまわりバスはもうどきましよう、南海バスに乗ってもひまわりバスに乗っても全て料金は同じですとか、そういうことをしっかりとこれから設置する公共交通会議で話をしていただかないと、幾らデマンド交通を実施しても、根本的な利便性とかという熊取町の移動しやすさということに関しては変わっていかないのかなというふうに思います。

今、役場の前にひまわりバスが入ってきているんですけど、あそこにひまわりバスが入らなくなったらすごく動きやすくなるというか、スペース的に、あそこにバスが止まることで歩道も取れないですし、そういうのも考えると、あそこでやる必要であるとか、いろんなことを改善していかないといけないところはたくさんあると思うので、熊取町でこれから公共交通というのをどういうふうにしていくのかというのは、しっかりと考えていっていただきたいなというふうに思います。何かありますか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）議員要望のとおり、ルートの変更につきましても公共交通会議で検討してまいりますし、新たなルート、さらに効率よく回れるような道路が新たに構築される場合につきましては、もちろんそのような形でルート変更なども考えてまいります。

ただ、役場を今現在起点にしておりますのは、ひまわりバスにつきましては一定、公共交通という路線バスとは目的を異にしておる施設循環というのを目的にしております。現状も役場にお越しいただくのにご利用いただいている方も多数ございますので、一定、役場を中心にした形で、後はどこをどう接続していくか、路線とどうつないでいくかについては今後も検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

来年度に公共交通会議を開いていただいて、いろんな道路交通事業者と話をし、熊取町はこれからどういうふうにあるものを動かしていけばいいのかというのをしっかりと考えていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君）以上で、大林議員の質問を終了いたします。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

---

（「11時53分」から「13時00分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、新政クラブを代表して、河合議員。

11番（河合弘樹君）議長のお許しを得ましたので、新政クラブを代表いたしまして会派代表質問をさせていただきます。

まず、1つ目の老人憩の家についてです。以前にも質問をさせていただいているんですが、改めてまたお聞きいたします。

まず初めに、老人憩の家の設置運営について、昭和40年に各都道府県知事宛てに現在の厚生労働省の前身である厚生省から、老人福祉を増進するための施設対策として、老人憩の家の設置運営要綱を定め、積極的な整備を図ることを各管下市町村に対し実施するように通知があり、熊取町でも、

昭和49年より朝代地区を筆頭に建設されてから現在まで38か所設置にまで至っていますが、1点目の平成30年度より行われている耐震補強工事と令和3年度の耐震補強工事を行う地区をお聞かせください。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、老人憩の家につきまして、1点目のこれまでの耐震補強工事と令和3年度の耐震補強工事地区はについてご答弁申し上げます。

老人憩の家は、議員ご指摘のとおり、昭和49年度より順次設置し、町内各自治会38か所に整備されております。そのうち26か所が昭和56年以前の旧耐震基準で建設されており、耐震化が課題となっております。

このような状況の中で、タピオステーションが各地区で行われている背景から、介護予防の拠点施設として地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、単独施設である老人憩の家から順次耐震工事を進めているところでございます。

まず、進捗状況でございますが、久保、小谷、翠松苑、東和苑、小垣内の5か所については昨年8月に工事が完了しております。青葉台、桜が丘、朝代、大久保、高田の5か所については、実施設計業務を終え、本年3月から8月を工期に耐震補強工事に入る予定でございます。続いて五月ヶ丘、水荘園・大久保サニーハイツ、山の手台、公社熊取・美熊台、新野田、和田、泉陽ヶ丘、長池、つつじヶ丘の9か所につきましては、7月から12月において耐震補強工事を予定しております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。昭和56年以前の旧耐震基準の単独憩の家が20か所あって、そのうちの19か所は全て耐震工事を行うということではよろしいですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）単独の分はおっしゃるとおりでございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。

この耐震工事は以前の計画よりも前倒しで行われていると聞いているんですが、その辺、詳しくお聞かせ願えますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）以前の計画ではプラス3年程度計画期間が長かったんですが、やはり耐震補強というのをもう早く進めないといけないということで、まず何か補助制度がないのかということで、町長をはじめ渡辺議員と二見議員と国のほうの要望にも出かけていただきまして、そこで先ほど申し上げました地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金というのに令和2年度までに申し込めばその補助金に該当するよというのが見つかりまして、急遽これに焦点を当てまして、大至急令和2年度までに予算化し、実質9か所につきましては繰越しで令和3年度において完了するという超短縮、超スピード施工ということで、単独の老人憩の家の分については耐震工事を完了するめどとなったものでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。ありがとうございます。予定より早くできるということはいいことなんで。

それでは、各地区の老人憩の家の利用率等は把握しておりますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）老人憩の家につきましては地元の自治会様の管理運営ということで、これはもうお任せしておるという状況になります。その中で、タピオステーション、今全部で23か所立ち上がってきておるということで、利用率についてはほぼ毎日ご利用いただけているものやという

ふうに考えております。ただ、コロナの関係で大分その辺は自粛というところがありますので、今時点はなかなかちょっとご利用のほうも自粛ムードになっておるとは思いますけれども、かなりの自治会の集会的な要素も大分ございますので、利用率については高いものやというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。せっかく耐震化してきれいになった家になるんで、少しでも利用していただけるように、なったらなったでまた使う回数も増えるかなと思うんですけども、今後そうやってアンケートなり、利用率等を調べていってもいいのかなと思うんで、その辺またよろしくお願ひいたします。

それではもう一つ、憩の家のことなんですけれども、近隣市町の老人憩の家の状況について、分かる範囲でお答え願えますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）老人憩の家の府内の状況でございますけれども、老人憩の家自体を保有しているのが大阪府内43市町村中17にとどまっております。率にして約4割程度というような府内の状況でございます。近隣の岸和田市以南でも、複数の老人憩の家、集会所、こういうのを保有しておるのは、本町以外では泉南市と岬町の2団体のみとなっております。老人憩の家でございますが、各自治会に存在するというのは極めてまれなケースとなっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。もう近年少なくなってきていて、熊取町では各地区に1つあるという大変すばらしいことだと思います。

それでまた、熊取町では、先ほどおっしゃられました単独施設20か所を令和11年度に完了とした計画に令和2年度の予算措置までの前倒しで取り組むということで、スピード感があり、大変努力され、地域社会に対する貢献が手厚くできていて、ありがたく、感謝申し上げます。

それでは、2点目の会館と併設している地区のこれまでの経緯と今後の課題等についてを答弁願えますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）次に、ご質問の2点目、会館と併設している地区のこれまでの経緯と今後の課題はについてでございますが、公民館といわゆる併設している五門、紺屋、成合、野田、大久保、七山老人憩の家につきましては、自治会様の意向を順次確認させていただいているところでございます。まずは、タピオステーションを既に立ち上げていただいている七山地区、それから立ち上げを現在鋭意検討いただいております紺屋地区へ、耐震化についての意向や課題について説明の場を設けたところでございます。また、大宮地区につきましては、地区の会館に老人憩の家を増築したという施設でございますが、耐震診断を実施したものの改修費用がかなり高額になることが想定されたことから、一定、診断を中断し、想定費用を大宮区にお示しした上で、地区の方向性を今検討させていただいているところでございます。

このように、併設施設の改修時の課題といたしまして、自治会の費用負担がどうしても生じることから、自治会の耐震化に向けての意向を確認しながらの推進ということになりますので、ある一定の時間を要するものと思われまふ。また、町の財政状況なども勘案しながら、耐震化を含めた施設の安全対策や長寿命化を計画的に進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。その併設している6か所と大宮地区1か所、全部で7か所は、単独の憩の家が完了して、その後続けて行うということです。単独の場合はこれだけなのでや

りやすいと思うんですが、併設の場合は公民館との兼ね合いがあるので、なかなかそう今までみたいにはうまくはいかないと思うんです。また、公民館自体もある程度年数がたっているところもあると思いますので、なかなか大改修をその地区ですするという、今も費用のほうをおっしやっていたが、難しいんじゃないかと思うんです。

以前も総務のほうに聞いたと思うんですけど、集会所等を改築した場合は120万円、新設した場合は600万円の熊取町の補助金があると聞いて示していただいたんです。現在もそれはございますか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）議員おっしやるとおりで、要は補修と改善については、対象経費が100万円以上の本体工事ということで120万円まで、あと新設と増築につきましては累計で600万円ということで、制度はそのままでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。分かりました。そうした制度も取り入れて、今後、老人憩の家は健康福祉部などの問題じゃなくして全て、会館の場合は総務部のほうも関連してくると思うんで、そういった地区の負担が少しでも減るように今後ともよろしく願い申し上げます。

それと、冒頭に申しましたが、老人憩の家の設置運営要綱の第4、設置基準の1で、立地条件について、老人憩の家の建設地は、環境、老人の分布状況等、地理的状況等を考慮し、その社会的需要に応じた効果的な利用を確保できると認められる地であるとされています。また、このような要綱がある中でも、熊取町にある38か所の中でも高台にあるところや急な坂などのある立地の悪い憩の家も何か所かございますが、今後の維持管理に至っても十分に考慮していただけるようお願い申し上げます。

それでは、2つ目の駅西交通広場についてです。

駅西交通広場について、令和元年9月議会でも以前も質問していますが、駅西整備は、平成28年3月に駅西整備に係る都市計画決定を行い、平成30年6月に都市計画が変更になり、平成30年8月に事業認可を取得してから現在に至っています。令和元年12月に行われた議員勉強会の説明では進められるところから進めていくとのことでしたが、現在の進捗状況と、令和元年9月議会での答弁で令和2年度末に整備工事完成を目指すとなりましたが、どうも工事が遅れているように思います。2点目の竣工予定日も一緒に結構ですので、答弁願えますか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）ご質問2点目の駅西交通広場についての現在の進捗状況について及び竣工予定月日について、一括して答弁申し上げます。

熊取駅西整備事業は、泉佐野市との境界付近に位置する熊取駅西側の市街地形成を図ることを目的として、泉佐野市による都市計画道路整備と連携して駅西交通広場を整備するとともに、町の玄関口としてふさわしいまちづくりを図るものでございます。

現在、泉佐野市域の都市計画道路におきましては今年度末に完成の予定で、府道泉佐野打田線の蓮池交差点と府道大阪和泉南線の長池交差点をL型につなぐ熊取駅西1号線につきましては4月1日より供用開始される予定であり、熊取駅西1号線と本町が整備する駅西交通広場をつなぐ熊取駅西線につきましては、駅西交通広場の整備完了に合わせて供用開始予定とされているところでございます。

本町におきましても本年3月末の完了を目指していたところではございますが、事業地の取得に時間を要しており、泉佐野市域と完成時期がずれることとなりましたが、コロナ禍の中、現在、関係者等におきまして前向きな協議に応じていただいております。交渉の最終段階に来ているところでございます。

なお、本町の工事にあつては、施工可能な範囲におきまして第1期工事として駅西交通広場の擁

壁工事等を施工しているところであり、今月中の完了予定でございます。

交通広場本体の第2期工事につきましては、関係者等と最終段階ではあるものの交渉途中であり、現時点で竣工予定月日を明確にお示しすることはできませんが、工事発注の段階となった時点におきましては、議員皆様に対し、完成時期等につきましてお示しさせていただきたいと考えてございます。

本事業につきましては、12月議会でも明許繰越補正の議決をいただいておりますが、引き続き、国の交付金を活用してしっかりと取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。今の答弁ですと、4月からは泉佐野市の一部のほうの道が開通するというので、予定よりは遅れていると。相手があつてのことなんで、それは仕方ないことだと思うんです。

駅西交通広場につきまして、昨年2月に矢野議長を筆頭に、私も含めて8人の議員が国のほうへ要望に行き、お願いしてきたところなんですけれども、駅西広場の対象物件のところがあると思うんです。言えないかも分かりませんが、その建物が代替地のほうに移ってからじゃないと工事ができないということなんですか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）特定個人の交渉状況になりますので明確にはお答えできないんですけれども、代替地を要求されておりますが、代替地先で個人がどのような形で事業をされるかというところについては、町のほうからご説明させていただけるというものではございませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。だから、その建物が建ってからとかは関係ないということになりますね。代替地に建物が建ってから今の現状のところを解体するということができないということですか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）すみません、私の説明不足やったかと思いますが、代替地先でどのような形で事業をされるかというのは、町のほうで申し上げられる内容ではございません。以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）私のちょっと質問が悪かったのか分かりませんが、現状ある建物、それが代替地のほうに移転しないと工事ができないんですかと聞いたんです。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）代替地のほうに移転するかどうかは我々お答えすることはできませんが、現状ある建物は取壊ししていただかないと事業を実施することはできません。以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。それはまだ決定していないからはっきりしたことはあれやということで、またはっきり決まったら詳しくお聞かせください。よろしく申し上げます。

駅西交通広場が完成したら、駅東側の駅前ロータリーの混雑の緩和が図られて、また新しい熊取町の玄関口として駅西側が発展し、活気立っていくことと思われまふ。これまでも大変な努力はされていると思われまふが、完成に向けてなお一層励んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、3つ目の次の質問にいきたいと思ひまふ。

3つ目の地域活性化についてですが、近年、よく全国的に、古民家を利用してカフェやリノベー

ション、民泊など様々な取組が行われています。2018年6月に施行された民泊新法により、個人が簡単な手続により空き家や空き室等の遊休資産を活用して民泊を合法的に行うことが可能になりました。そんな中、補助金を出し支援している自治体があります。

午前中の大林議員の質問の中にも空き家等ありました。また、その前の先週の田中豊一議員の一般質問の中にもこういったよく似た内容の質問がありましたんですけども、中がかぶるかも分かりませんが、1点目の熊取町では古民家を利用した民泊サポート等の支援制度等がありますか。議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の地域活性化についての1点目、古民家を利用した民泊サポート等の支援制度について答弁申し上げます。

民泊サービスを実施するには、旅館業法、国家戦略特別区域法、住宅宿泊事業法の3つの法律に基づき行う方法がございます。

それぞれの違いを申し上げますと、旅館業法による民泊を行う場合府知事の許可が必要であり、建築基準法上、一般建物とは異なる特殊建築物となりまして、用途地域による建築物の用途制限により、住居専用地域では営業を行うことができないなど、厳しい基準をクリアする必要がございます。

国家戦略特別区域法による民泊を行う場合、大阪府内では、平成28年4月から国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、いわゆる特区民泊が実施可能となっており、特区民泊については、旅館業法の特例措置として大阪府知事の認定を受けることにより、旅館業法の適用が除外されまして、本町の住居専用地域以外において実施可能となっております。政令指定都市などを除く大阪府内では、令和3年1月31日現在で24件の認定がございますが、本町内ではゼロ件という実績でございます。

次に、住宅宿泊事業法による民泊を行う場合がございますが、住宅宿泊事業法は平成29年6月に成立し、平成30年6月15日から、大阪府へ届出を行うことで、年間宿泊提供日数が180日を超えない範囲で民泊を行うことが可能となっております。また、住宅宿泊事業法による民泊は一般住宅を活用した民泊サービスの提供を行うものであることから、原則として用途地域にかかわらず民泊を行うことが可能となっており、本町では令和3年1月31日現在で3件の届出がございます。

議員ご質問の民泊サポート等の支援制度でございますが、現在、本町では民泊に特化した支援制度はございませんが、熊取駅周辺の近隣商業地域内での民泊事業を創業の場合、諸条件はございますが、産業活性化基金の補助メニューを活用いただくことが可能となっております。

また、今年度は第3次産業振興ビジョンの策定の年でございまして、ビジョンの中で、今も河合議員からございましたように、田中議員から空き家の活用について攻めの姿勢でといったような一般質問がございましたが、産業振興の観点からも民泊事業を含め空き家、空き店舗の利活用、こちらにつきましては重点項目として検討しているところでございます。

空き家等を活用した地域活性化においては、近隣住民とのトラブルにも留意する必要がございます。住民の快適な住環境に配慮しながら、大阪府や関係部署と連携して慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）どうもありがとうございます。町内には3件の申請があつて、現在もその3件は運営されているんですか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）すみません、こちらはちょっと現地のほうの確認はできておりませんでして、大阪府のホームページでそちらが上がっておりますので、そちらで検索でチェックしたところ3件、地区のほうも把握はできてございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。その地区というのはやっぱり山手地区になるんですか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）小垣区内で1件、五門区内で2件、計3件となっております。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。ありがとうございます。

駅前の商業施設でもし行う場合は基金のあれがあるということで、それはそれでいいことなんですけれども、先日、あるテレビ番組で、九州地方の山間部で築100年以上の古民家を利用して夫婦で民泊業をされている特集があり、私自身拝見したんですが、まずはそんなに改修にお金をかけずに行っていて、それと、近所にある自分とこの畑でお客様と一緒に収穫した食材等、地場産物の物を料理に出しています。そしてまた、まき割りを体験して、その割ったまきでお風呂をたいてお風呂に入れる経験ができるとあって、都会に住む人々が多く宿泊しに来ているとありました。多いときには1か月で100組のお客様があるらしいです。同じように、そんな難しいことじゃないと思うんですけども、それを町で行うんじゃないに、現役を引退されたような方が自分とこの畑をやっているような人にぜひやってみませんかとか、それがもし町で補助のそういうサポートでもあれば余計やりやすい。自分でなかなかやるといっても難しいと思うんです。またぜひ、熊取町でもこういった古民家を利用した民泊サポート等の支援を検討していただきたいと思っております。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）ご提案ありがとうございます。

まず、特区民泊や新法民泊と言われる部分なんですけれども、こちらができた背景というのは、やはりバックボーンにはインバウンドというところがあったりとか、東京オリンピックの開催で海外からの旅行者というのが増えてくるであろうという、そういうふうな見込みがあったかと思えます。ただ、今現在のところコロナ禍ということで、想定はしておらなかったんですけども、民泊という宿泊業、そういったところの需要というのがどれだけあるのかということも一つあると思えます。

同様の質問を平成28年3月の会派でもいただいておったかと思うんです。そのときはまさにインバウンドはこれからというさなかで、まだ本町にスーパーホテルもできておらなかったというところがあり、そういうようなご提案もあったかと思うんですけども、こういう情勢が変わってきておる中で、先ほど申しあげましたように、私どもとしましては空き家とかという活用につきましては、民泊を否定するものではなくて、民泊も含めてやはり産業活性という観点から利活用は大変重要なことであると思っております。その辺につきましては、先ほど申しあげましたように産業振興ビジョン、来年度にはそれに基づきましてアクションプログラムを策定していきますので、そういったところでしっかりと検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。しっかり検討していただきたいと思えます。

それでは、2点目の野外活動ふれあい広場で、直近5年間の宿泊施設利用者数を答弁願えますか。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）それでは、2点目の野外活動ふれあい広場の直近5年間の宿泊施設利用人数について答弁申し上げます。

平成27年度は266人、28年度は162人で前年度より104人減、29年度は271人で前年度より109人増、30年度は184人で前年度より87人減、31年度は295人で前年度より111人増、令和2年度は、1月末現在でございますが、170人の方にご宿泊いただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。今お聞きしたところ、31年度が一番多くて295人、令和2

年度もコロナ禍でありますますが170人と、そこそこ泊まっているんだなど今分かったんですけども、これは、宿泊できるのは5月から11月29日ですよ。それで、町内に住んでいる一般の人が1人400円で町外から来た人は600円、町内の3歳から中学生の人が200円で、3歳から中学生の町外から来た人は400円ですよ。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）すみません、今手元にすぐ資料が出てこないんですけども、条例規定上そうなおったと記憶しております。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）泊まれるのはPM2時から次の日のお昼正午までと書いていたんで、それで間違いないと思うんですけども、あと、テントも1張り800円でレンタルできるとあるんですが、これは何張りあるのかと、自前のテントを持っていっても大丈夫なんですか。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）基本的には、テントにつきましては持込みという形も……。すみません、そちらについて今資料がございませんので、後ほどご答弁させていただきます。何張りかという部分についても、すみません、併せて答弁させていただきます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

野外活動ふれあい広場で私どもも小さい頃、小学生の子ども会のおきに夏休みにテントで泊まって楽しかった思い出があるんですけども、今でもあの場所が残っているということありがたいことなんです。それにちなんで、泊まっている人数的にはまあまあおと思うんですけども、野外活動ふれあい広場につきましては坂上昌史議員からも質問がありました。私自身が思うのは、次の3点目にいかせてもらいます。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）先ほどのテントの持込みでございますが、基本的にはオーケーでございます。

何張りかというのはちょっとあれなんですけれども、一応、基本的には宿泊可能人数は30名を限度としておると。施設全体としては100名可能なんですけど、今コロナの状況下でございますので、段階的に緩和したんですけども、昨年11月1日以降は一応4組50名。50人以上はあの施設は、宿泊にかかわらずですけども、利用制限していると。利用の状況等、利用の団体数、この辺を見ながら運用させていただいているというところでございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）その4組といいますのは1組何人なのか。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）これも指定管理者と協議いたしまして、もともとは昨年の4月に緊急事態宣言が出ましたときは、宿泊も含めた施設の利用は中止しておりました。施設に入っただく分には構わないよという形にしていたんですけど、協議していく中で、まずは2組20人という小さなところから始めてみて、どういうふうにしていったら密を防ぎながらやっていけるのかということも実際にやりながら考えていこうかという形で、2組20名が6月1日から、2年7月1日からは2組30名まで上げるような形で、何組何人というよりも、家族で来られる方もあれば10人ぐらいの団体で来られる方もあるので、それぞれがうまいことかぶさらないような動線になるようなところも配慮しながら、その都度検討しているものでございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）4組で合計50人ということですね。分かりました。すみません。

それでは、3点目の近年グランピングが日本中ではやっています。近場では、昨年オープンした SENNAN LONG PARK や泉佐野りんくう公園で楽しむことができますが、まず、グラン

ピングとは英語で魅力的な、華やかななどを意味するもので、気軽に豪華なキャンプを楽しむことができる施設です。

そこで、熊取町でも既存の今あるキャンプ場施設を利用してグランピング施設にしてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）それでは、3点目の既存のキャンプ場施設を利用してグランピング施設にしてはについて答弁申し上げます。

グランピングは、先ほど議員のほうからもありましたように、テントの設営や食事の準備、キャンプグッズの購入や暑さ寒さ対策などをすることなく、アウトドアをリゾート感覚で楽しむキャンプの新しいスタイルであり、近年ではりんくうエリアに開設されるなどしております。

一方で、野外活動ふれあい広場は、自治会など各種団体が日帰りでバーベキューを行ったり、ボーイスカウトや大学のクラブ等の団体や家族・少人数グループが、多目的学習棟や炊飯棟、多目的広場等の施設を活用し、アウトドア活動をしながら宿泊いただいております。

一定規模のグランピング施設を設置するためには、現状のテント設置場所であるふれあい広場や多目的広場の一部転用等が必要になるというスペース上の課題や、設置等に要するコスト面の課題などが想定され、現状では困難であると考えております。

一方で、野外活動ふれあい広場の利用者の増加策につきましては重要な課題であり、イベントの再整理や和田山ベリーパークとの一体的利活用などの連携も含め、引き続き指定管理者とともに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）どうもありがとうございます。コストがかかるというのが一番のあれで、今、だからテントが張れる場所を利用して、そんなに大きく幾つも造るんじゃなしに最低限のテントを張れる場所は置いておいて、1つないし2つでもグランピングの、テントのちょっと高級版のようなやつを目玉としてね。そんなに大きくするんじゃなしに熊取町でできる範囲内で、それを町の売りとして、熊取町にはこういうところがあります、そういうのをやっていったらまた利用客も増えますし、そのほか、ゆめの森公園へまた行ったりブルーベリー農園も入ったりすると思っております。

ここでも、先ほどの民泊同様、町内で取れた野菜や地場産物を出し、また、その収益改善にしてもプロのコンサルタントからアドバイスをいただいて、熊取町のまちおこしの一つとしてぜひ行っていただきたいと思っております。これは要望というか熱望ですので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）熱望をいただきましてありがとうございます。

先ほどの何張りふれあい広場のところで今可能なのかというのは5張りでございます、やっぱりコンパクトな場所なんです。今、議員おっしゃっていただいた一定の大きさのテントというのは、多分見られたのがあれかも分からないですけど、SENNAN LONG PARKに一定オートキャンプ場があって、そこには常設のテント4張りを置いていて、非常に大きなものでございます。ああいうものを想定しておられるのかなと思ながら答弁させていただきました。あれもやはり結構な敷地を取るものでございまして、今あるのは、グランピングもそうですが、やっぱりこの空間というのを大事にするようなところがありまして、テントがあって、その前でたき火とかバーベキューとかができる、一定の囲われた自分たちの敷地みたいところで楽しむというのが非常に多くなっていて、その部分ではやっぱりちょっと手狭であるのかなというところがございまして、ただ、そういったアイデアも使いながら利用率を上げていかないかんよというのがあります。というのは思っております。

もう一つあるのが、令和3年度から令和7年度まで指定管理者制度で現状の形で当初予算計上させていただいているというのが1点と、先日の坂上昌史議員のハード施設についてという分では、

令和7年度から16年度までの長寿命化計画、この中であの施設に一定投資をするのか、修繕をするのかという部分も含めて検討するのが令和6年度になってくるといふようなところ、もう一点が、林野庁の補助金を頂いておりますので、施設をいらうとなれば一定、補助金の関係が出てきます。耐用年数も含めてそちらのほうはどうなっているのかという、そういったことも見ながら検討はしていくべきなのかなど。ただし、やっぱりしんどいなというのが正直なところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。前向きに検討していただけるということで期待していますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、河合議員の質問を終了いたします。

議事の途中ですが、議場内の換気のため、しばらくの間休憩いたします。

---

（「13時44分」から「13時47分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、熊取公明党を代表して、二見議員。

9番（二見裕子君）それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、熊取公明党を代表いたしまして会派質問をさせていただきます。

まず、1点目、高齢者支援についてであります。

高齢化が進み、支える側、支えられる側と、今後は高齢者同士による地域づくりが重要となります。熊取町の高齢化率が、2023年に29.7%、2025年には30.2%、そして2040年には36%になる見込みです。また、2040年の総人口に占める75歳以上の割合は20%と、5人に1人となります。地域共生社会の実現として、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をつくる社会を目指すため、支援体制などの取組が重要となります。

65歳以上の要介護認定を受けていない方が対象の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果で、地域づくり活動への参加意欲がある高齢者の方は、参加者としては54.1%、お世話役としては29.7%になっています。地域づくり活動への意識はあると考えます。住民主体での支え合い、誰かにやってもらうのではなく、自分たちもできることを積み重ねることが重要となると考えますが、熊取町としてはどのように考えていますでしょうか、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の1点目、高齢者どうしによる地域づくりについての町の考え方につきましてご答弁申し上げます。

まず、本町の高齢者を取り巻く現状についてでございますが、議員既にご指摘のとおりでございます。今後ますます高齢化の進行により、単身世帯、高齢者のみの世帯の増加が見込まれております。その一方で高齢者を支える生産年齢人口の減少が進むと考えられており、令和22年には、高齢者1人を生産年齢人口約1.5人で支える、いわゆる肩車型の構造になる見込みでございます。

このような状況を踏まえ、先日の議員全員協議会でご報告いたしましたいきいきまとり高齢者計画2021において、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、世代や分野を超えてつながり、身近な地域で支え合い、助け合うことのできる地域共生社会の実現を目指し、各施策を展開することとしております。

その一つといたしまして、タピオステーションを地域共生社会の拠点の一つとして位置づけ、地域の支え合いや助け合いの場として継続支援を行うとともに、新たな担い手の育成に努め、より多くの方が参加し活躍できるよう支援してまいります。

また、町内大学と連携し、より多くの高齢者の生きがいや介護予防につながるよう、住民主体の地域活動やボランティア等の新たな担い手を育成し、高齢者が地域で役割を持って活動できるよう、そういう取組を推進してまいります。

このような活動などに対し、ポイントの付与や有償ボランティアの推進を行うことで、高齢者の地域の支え合い活動の担い手として主体的な参加を促進いたします。

さらに、退職者等への生きがいづくりや地域活動の参加を促進するため、関係機関が実施する多様なニーズに応じた講座や地域活動の周知に努めてまいります。

また、生活支援コーディネーターや社会福祉協議会の地域づくり支援員、CSW等と連携いたしまして、住民主体の地域づくりの取組を支援するとともに、その担い手への支援にも努めてまいります。

以上のような取組を推進することにより、高齢者が生きがいや役割を持って活動することで、支える側、支えられる側という関係を超えて、地域を共に創る地域共生社会の実現につながると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。今も、大学と連携して新たな担い手を推進していくというふうなご発言があったかなと思うんですけども、これは2点目に続くのかなと思うんです。

2点目の担い手の育成にはどうかということで資料もつけさせていただいているんですが、2025年には団塊の世代が75歳以上に、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上になり支援が必要な方が増えますが、地域社会の担い手が減少していきます。いきいきくまとり高齢者計画2021の重点課題に担い手の育成というのがありますが、介護人材の裾野を広げ、元気な高齢者などの多様な主体が、日々の暮らしの中で身近な支援を担う地域づくりを行っていくことが重要とあります。ここら辺については具体的にどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の2点目、担い手の育成につきましてご答弁申し上げます。

先ほどの答弁でもございましたように、今後ますます高齢化が進行し、介護サービス需要がさらに増加することが見込まれるとともに、高齢者が抱える課題は複雑化・複合化してまいります。その一方で、高齢者を支える担い手の不足が見込まれることから、介護人材の確保をはじめ、地域の支え合い活動の担い手の育成が重要となってまいります。

そこで、本町ではこれまでも、健康くまとり探検隊をはじめとする健康づくりボランティアの育成支援や、今年度はコロナ禍によりまして開催中止となりましたが、大阪体育大学との協働事業であるDASHプロジェクトによるフレイル予防サポーター養成講座を開催し、新たな担い手の育成を行っております。また、地域における介護予防及び地域の支え合い活動拠点の一つであるタピオステーションを継続して活動できるよう、リーダー同士のつながりを深め、運営方法や課題解決を話し合う連絡会などを開催し、担い手の支援を行っております。

このようなボランティア活動に対し、くまとりぴんぴん元気！ポイントアップ事業を活用し、活動継続並びに主体的な参加促進へのインセンティブ事業として行っておるところでございます。

そのほか、生活支援コーディネーターをはじめ、関係機関の専門職が連携し、住民主体の地域づくりの取組を支援するとともに、地域の担い手の支援についても取り組んでおります。

さらに、社会福祉協議会においても、ボランティア入門講座の開催や、生活上の困り事に対し支援を行う生活支援ボランティアの養成、また、令和2年度からは傾聴ボランティアの養成も開始し、地域活動の担い手育成に努めておるところでございます。

介護サービス分野におきましても介護人材の不足が課題となっており、このような状況も踏まえ、本町では総合事業の一つである緩和型サービスの利用促進を図るとともに、その担い手である生活

援助従事者の養成にも努めておるところでございます。

最後になりますが、本町では高齢者の健康づくり、介護予防・自立支援の取組、これらを充実し、重点的に取り組むことにより、元気な高齢者を増やし、地域で生き生きと役割を持って活躍できる、そういった取組を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）町のほうでも、様々なボランティア等の育成であったりとか様々な事業に力を入れていただいているというのは分かるんです。

今回提案させていただくので資料をつけているんですが、これは神戸市東灘区の事業で、50歳以上の男性限定講座マスターズゼミというものです。地域で輝くおやじを応援、仲間づくりを進める講座になっていて、10回開催し、学び、遊びを通して友達を増やす取組であります。これは担い手づくりの取組と、そのまずは人材づくりのきっかけ活動としてゼミを展開しております。そこから、修了生が会員となって活動の場を広げていくようなものになっています。

今のお父さん世代と言われる50代以上の方は、やっぱりお仕事に頑張られていて、現役の時代は地域の活動に参画することが難しい方も多いかなというふうに考えます。仕事は上下関係や職業、係などの社会的な役割でつながる縦の関係というものが中心であります。退職後の生活というのは、お互いが対等な関係でつながる横の関係であります。退職されて、地域の活動に豊富な経験を生かして地域を元気にする活動に貢献していただきたいというふうに思いますが、今ある町内の様々なボランティア活動の場にもなかなか男性は入りにくいのかなと。女性の方は本当にすぐに入りやすいのかなと思うんですけれども、そういうこともあるかなと思ひまして、50歳以上の男性限定というのがちょっとみそなのかなと思うんです。

このような事業をやり、地域の担い手につながっていくようなものを熊取町としてもやっていたらどうかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ご紹介いただきましてありがとうございます。町のほうも、早速こちらのほうに直接電話をかけさせていただいて、状況等も聞かせていただいております。非常に参考になるところが多いというふうに考えております。

いわゆる地域デビューという形のものがなかなか難しいというのは、もうよく言われておるようなどころでございます。退職までのノウハウをたくさん持つてはる方がたくさんいらっしゃいます。その方々が地域において非常にそのノウハウを生かしていただければ、物すごいポテンシャルを発揮していただけるんだらうなというふうに我々も思っております。ぜひとも、このような活動を熊取町のほうでも何らか仕組みづくりができればと考えております。

ただ、熊取町もそういった考えを従前より常に持っております。タピオステーション、これも一つの地域の集まり、また生活支援コーディネーターのそういった集まりも各種いろいろ進めております。そういったものともいろいろと連携を取って、そういったことも一つの視点として進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）いろんな活動があると思うんですけれども、タピオに入ろうと思われる方もあったら、体操とかはようせえへんなどという方もいらっしゃるんで、こんな事業がありますよ、あんな事業がありますよという提案によって、お父さんの経験の力を生かしていきけるような事業があればそこに入らせていただいて、その講座を受けたら、その後それをやっぱり地域で還元していただければいいかなというふうに思います。

堺市のほうでも「あ・し・た」プロジェクトというふうなプロジェクトをされていまして、民間の新しい提案を活用した介護予防事業の中で、新しい層を参加につなげるきっかけづくりプログラ

ム、また、多様な興味・関心に対応し地域課題も踏まえた本格的な学びの場プログラム、活動のお披露目となる活躍の場プログラムを組み合わせられ、日常生活の中で、継続して介護予防につながる行動の変化に導く仕掛けづくりをされています。また、このプログラム終了後も、参加者が学んだ知識を生かして地域などで活躍し続けていけるようなプログラムの展開をしています。

この中で、学びの場プログラムの中で男・本気のパン教室とか男・本気のコーヒー教室、男・本気の木工教室というような、65歳以上の男性が参加しているプログラムがあります。こんなふうには、やはり女性よりは男性の方というのを目線を変えてされているのかなというふうに思いました。

堺市は、この事業を委託にされて、成果に応じて対価を支払う成果連動型委託契約というふうにされていますので、熊取町も民間の力を借りながら、そういう新しい事業から地域の担い手につながる事業を考えてみてはどうかと思うんですが、その辺はいかがですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ありがとうございます。昨今、ジェンダーフリーという中で男性に限定するというのはちょっとあれなのかなという気がいたしますが、いわゆる地域共生社会の構築というのは、いきいきくまとり高齢者計画2021、先日の議員全員協議会でも担当課長のほうから情熱を持って説明させていただいたところでございます。この計画を随時、順次進めていくことで、そういったことが一歩ずつ一歩ずつ進めていけるものやというふうに考えております。

地域共生社会のイメージ図を思い起こしていただければありがたいんですけども、みんなでやはり支え合う、男性、女性に関わりなく、若い者、年の上の方、全てそれぞれが自分の役割を持ってその地域でやりがいを持って生きていっていただくと、これが一番の目指すところかなというふうに考えております。その中で、今おっしゃっていただいた地域デビューということも非常に重要な施策の一つやと考えておりますので、ぜひともまた、そのあたりを参考にさせていただきまして、町としてもいろんな取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）男性、女性ということに関わりなくということも、私も分かりながらこの発言をさせていただいたんですけども、やはり両方の女性も男性も活躍できるような地域というところで、家庭にいてるという言い方は語弊があるかもしれませんけれど、女の人は割と地域の方と交流がありますので、そういう意味でお父さん世代、男性の方が地域の方と交流を取れるようにという意味で、そのような考えで男性にというふうな事業をされてはどうですかということでは言わせていただきました。またよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3点目にいきます。

災害時等における支援体制はどのように考えるかということで、総務省が新年度から、災害時に自力避難が難しい高齢者や障がい者の誘導方法を決めておく個別避難計画の策定に財政支援を行う方向だが、熊取町としてはどのようになるのかということで、国としても、個別計画について作成を市町村の努力義務として災害対策基本法に明記する方針を決めています。市町村が、計画に関わった福祉事業者等の報酬を支援することによって少し計画が進むのではないかなというふうに思ひまして、今回質問させていただきましたが、どうでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の高齢者支援についての3点目、災害時等における支援体制はどのように考えるかについてご答弁申し上げます。

災害時等における支援体制につきましては、熊取町避難行動要支援者支援プラン、いわゆるまちぐるみ支援制度に基づきまして、支援を必要とされる方の避難支援の個別計画を策定し、災害時には避難支援者が個別計画の内容に沿って安否確認や要支援者の避難に支援いただくこととなっております。

12月議会の一般質問でご答弁いたしましたとおり、個別計画の策定は、要支援者の状態に応じ、

地域において支援者と要支援者が互いの信頼に基づく顔の見える関係を築き策定することが重要となりますので、要支援者本人、家族及び避難支援等関係者の具体的な話し合いを通じて個々に進めていただいております。しかし、このような方法だけでは限界があり、要支援者の心身状況を熟知した介護支援専門員や相談支援専門員の参画による災害時ケアプラン等の先進事例の調査研究も進めております。

なお、令和2年12月にまとめられた内閣府ワーキンググループの避難行動要支援者支援個別計画作成等に係る最終報告におきまして、個別計画の作成については、介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職との連携、参画、こちらが重要であり、議員ご指摘のとおりでございます。国からの支援や都道府県の関与による策定促進の取組が必要との意見が示されております。

また、国からは、令和3年春頃に個別計画の作成の参考となる避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を改定、公表される予定であると聞いております。今後も、大阪府との連携を図り、財政支援等の情報収集をはじめ、事業者等との協力による個別計画の策定等の先進事例を参考に、個別計画策定方法の見直しの検討などにも取り組みまして、災害時における支援体制の向上に努めてまいります。

以上、ご理解をお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。この個別計画につきましては、自治会もどうすればいいかというふうなことで悩んでおられたりとか、また12月の議会のときも、同意された方が532人で、策定できた方が326名で、6割強は策定ができていますという数字ではありますが、現に同意されていても策定できていない206名の方がいらっしゃるというのが現実でありますし、災害はいつ起こるか分かりませんので、やはり支援体制を早急に改善するために、国としてもそういう財政支援をして、しっかりと個別計画しなさいよというふうな流れであります。その辺も、また3月、春に取組が出るということです、前向きにしっかりと検討していただきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは、4点目です。

高齢者見守り支援として、通信機能付き電球による見守りをしてはどうかということですが、独り暮らしの高齢者の方は、新型コロナウイルス感染症拡大による住民交流の停滞や見守り活動の制限もあると考えます。見守り電球というのは、独り暮らしの高齢者のお宅に、通信機能が内蔵されたLED電球を日常的に使用するトイレなどに取り付けるだけで、点灯情報が関係機関、町の見守りのところであったりとか、また別居されている家族のパソコンやスマホに送られるということで、電球からの点灯情報のみなので、見守り対象者には個人情報が見られる心配がありません。また、生活リズムを把握できるので、いいのかなというふうに思います。

それと、点灯が長い時間ない場合は管理者のスマホに警告も知らせるので、これはしっかりと訪問していかないといけないというふうなものにつながるかなと思って、今回、質問に上げさせてもらいました。いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、4点目の高齢者見守り支援として、通信機能付き電球による見守りについてご答弁申し上げます。

民間サービスといたしましては、ご質問にあります通信機能つき電球などのIoTのほか、センサーや訪問など多種多様な事業が展開されております。気軽で安価なものから手厚く高価なものまで様々でございます。利用者が自分に合ったサービスを選択できるようになっておるといふふうに感じておるところでございます。

本町の高齢者見守り事業といたしましては、文野議員からの一般質問に対しお答えしましたとおり、独居高齢者等が急病や災害時の緊急時において第三者に通報ができる緊急通報装置貸与事業及びその追加サービスであるお元気コールを実施いたしております。

コロナ禍の中、高齢者の見守り支援の拡大を目指し、8月から令和3年3月までは自己負担金を無料で利用可能とし、75歳以上の方への勧奨通知も行っております。これによりまして、緊急通報装置貸与事業の利用者は現在200人を超えており、倍増しております。また、令和3年度は、独居高齢者の見守り強化のため、所得に応じて自己負担金を頂く形ではありますが、両事業を予算計上いたしております。現在のところ、このサービスを推進いたします。他のサービスについては、今のところは考えてございません。

今後とも、既存のネットワーク事業を引き続き活用することで見守り体制を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）これ、同居されていない家族にも知らせるというようなこともありますので、町でやっているふるさと寄附金の返礼品としてこの電球代を導入してはどうかというふうなことを考えました。今、ふるさとの返礼品には郵便局のみまもり訪問サービスみたいなものがあるかなというふうに思います。他市なりに住まれている家族がふるさとの寄附をしていただく、そして高齢の方が熊取町に住まれている、その分を内蔵のLEDの電球で返礼品にするというような形で見守っていくというような提案はどうか。この電球代自体は通常価格でいうと1万円程度というふうになっていますので、そんなに高い寄附金でということではなく、皆さん親御さんの見守りを簡単にできるのかな。これを返礼品に加えるのはどうかというふうに思ったんですが、この辺はいかがですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）二見議員のほうからせっかくのお申出をいただいております。高齢者見守りということも、これは非常に重要な事業だと考えます。またふるさと納税担当部局とも十分検討して、今答弁してくれそうなので、そちらのほうのご意見をいただきたいと思っておりますけれども、福祉部門といたしましては、一定、既存の見守り事業、これをしっかりと定着するように頑張っていきたいというふうに考えるのが基本でございます。あと、いろんなアイデア、いろんなことをプラスアルファ考えていくというのは、当然我々も勉強させていただかなあかんというふうに思っておりますのでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）ご指名でございましたので、答弁申し上げます。

ふるさと納税の返礼品なんですけれども、昨年6月の総務省の返礼品の見直しで、謝礼品の返礼品というのが地場産品であることということで、工場が熊取町内にあるというような、そんな制限がございます。恐らく、この製品自体が他府県のところで製造されているんだと思うんです。

ただ、郵便局の例のみまもりサービスなんですけれども、あれにつきましても商品といいますか、労務に対しての中でというところがございまして、熊取町内のそれぞれの郵便局と協定を結んでというような形でさせていただいておりますので、1回、そういった趣旨、目的が総務省が指定する地場産品の枠外で取り扱ってもらえるかどうか、そのあたりも確認しながら検討していきたいなど。確かに郵便局と同類の形につながっていくと思いますので、ご提案ありがとうございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）地場産品ではないのでというところがあれですね。見守りセットみたいなので町として何かできればいいのかなというふうに思いましたので、提案させていただきました。また検討していただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、大きな2点目です。

スマートシティの実現に向けたまちづくりについてということで、1点目、役場のデジタル化（行政DX）についてどのような取組を進めるのかということで、役場のデジタル化はデジタル技術を活用して行政サービスを変革することだと考えますが、これは具体的にどのように進めてい

ますか、ご答弁お願いいたします。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、1点目の役場のデジタル化（行政DX）についてご答弁申し上げます。

まず、現時点での取組についてご報告申し上げますと、本町は、今年度からスマートシティを目指すことを打ち出して、令和2年4月にスマートシティ熊取プロジェクトチームを設置し、同年10月には熊取町スマートシティ構想を策定したところです。同構想で取り組むテーマの1番目には役場のデジタル化（行政DX）を位置づけ、直ちに取りかかったところで、子育てアプリの導入、LINEの公式アカウント、おくやみワンストップサービスを開始するなど、その取組を進めてまいりました。

令和3年度からの役場のデジタル化（行政DX）に向けた取組といたしましては、オンライン会議のためのウェブ会議ツールを導入して出先施設や外部関係者との会議での利用を行い、移動時間の短縮による業務効率化や3密対策を進めます。また、役場窓口における証明書発行に係る手数料キャッシュレス化の導入及び行政手続オンライン化のための電子申請システムの導入の検討に着手し、デジタル化による住民サービス向上の実感につなげられるよう努めてまいります。

加えて、国の動向に目を向けますと、総務省において令和2年12月25日に自治体DX推進計画が策定されており、重点取組事項として、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用促進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底の6項目が掲げられております。これら6項目については、令和3年夏頃をめどに総務省において自治体DX推進手順書が作成される予定となっており、こうした国の動きは本町の役場のデジタル化と目的を同じくするものであることから、当該手順書を参考にしながら、国が主導する全国的な動きに適切に対応していくことを通じて、役場のデジタル化を推進していく所存でございます。

以上、答弁いたします。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）ありがとうございます。先ほど、令和3年度で進めていく内容を様々言っていただきましたが、マイナンバーカードを用いて何か申請を考えているものとかというのはあるんですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）先ほど答弁の中で、行政手続の手順書が総務省からも出されるということでお答え申し上げましたけれども、国のほうでもマイナンバーカード使った行政手続のオンライン化というものは積極的に進める予定にしております。具体的には、子育て関係であるとか介護関係の主に31の手続について、マイナンバーカードを使った申請を進めるというふうに下りてきておりますので、この動きについてはしっかりと見ながら、町の動きとそごのないように進めるということ考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）今ほどおっしゃられました子育て関係で15手続、介護関係で11手続、被災者支援関係で1手続が市町村が代書してできるような手続であるというようなことが載っておりましたので、できることからマイナンバーを使ってやっていくということがこれから行っていくことなのかなというふうに思うんですけれども、令和3年夏に総務省から手順が出るというのは、この辺も含めた上で夏以降に考えていくというような感じですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）議員おっしゃっているとおりなんですけど、こういう手順書をしっかり見て、町のほうの手続の具体化についてはこれとそごのないように進めていくんですけれども、ただ、スケジュール的に令和3年度で何らかの手続が進められるかということ、そこはちょっとまだ我々

してもその辺の見込みが立たない状況です。ただ、国のほうの計画では一定、令和4年度末という想定もございますので、ここにはしっかりと合わせて進める形で考えているところでございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。できるところからというふうになるのかなと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

それと、デジタル化のための人材というところで、町としてはどのように考えていますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）デジタル化のための人材についてのご質問でございますが、先ほど触れたとおり、行政DXにつきましては多岐わたっておりまして、高い専門性が求められるものでございます。そこで政府では、令和2年12月25日に閣議決定されたデジタルガバメント実行計画においても、総務省及び今後設置されるデジタル庁が連携して地方公共団体のデジタルガバメントの推進を支えるデジタル人材の確保・育成のための施策を講じることとされておりまして、本町といたしましても、これらの支援の枠組みを有効に活用できるよう検討してまいります。

また、令和3年度から本庁職員を大阪府スマートシティ戦略部に派遣する予定としておりまして、万博開催を念頭に世界的な視野でスマートシティを目指す大阪府のデジタル化に関するノウハウや国の動向など、いち早く本町にフィードバックしてもらい、本町のスマートシティの推進に役立てていきたいと考えております。

加えて、冒頭申し上げた自治体DX推進計画の重点6項目の推進とともに、本町のデジタル化とスマートシティを実現していくに当たり不可欠となる専門知識を有する職員の確保のため、今後、政府が進めるデジタル人材職員の採用募集を参考としながら、本町のデジタル人材採用枠の検討を人事当局と行い、積極的な人材育成や人材確保に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。府のほうにもそうやって研修に出ていただくということと、また、専門人材の採用も考えていくというご答弁もありましたので、これからの時代という言い方はあれかも知れませんが、やはり職員も専門のある方をというところが重要なところかなと思いますし、今いらっしゃる職員についてはまた育成というところもあるのかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それと、今、行政サービスを充実していくためのスマートシティなのかなというふうに思ったときに、誰一人取り残すことなく皆さんが、簡単にではないですけど、スマートフォンを使って、先ほどおっしゃってましたように、手数料のキャッシュレス化であったりとかというところをやっているところだと思ったときに、高齢者の方、私、以前にも議会でスマホ教室という形で質問させていただいたときには、ゆうゆう大学の講座で実施しているというふうなご答弁をいただいたんです。今、本当にスマホの価格も安くなって、皆さん高齢の方がスマホに、3Gがもう駄目になっていくので買い換えていっている時期になっています。うちの母も90歳ですけどスマホに買い換えましたので、そんなのを思ったら、本当に高齢の方がスマホを触ることが割と楽しく、ぼけ防止じゃないですけども、そんなふうに考えておられる方もいらっしゃいます。町としてデジタル化を進めていくなら、一人も取り残すことがないというような思いでスマホ教室というものも取り組んでいただけたらいいのかなと思うんですけど、その辺はどうですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）熊取町としまして、確かに現状、既に執り行っております講座等については、しっかりとご提案いただいた内容を加味したような中身についての調整は、もう最低限させていただくべきかなと考えております。

我々、デジタル化を進めていく中では、当然住民の利便性の向上もそうですし、今後、職員も少なくなっていくこともある程度想定される中で、職員の手も省いていくというんですか、省力化を

図っていくという観点もございまして、じゃ、省力化していった職員の労力というか、手はどこへ向けるかという、まさにおっしゃったような、誰も取り残さないための手当てといいますか、後ほど相談事業等のご質問もありますけれども、まさに職員でしかできないようなところに振り向けていくというのがスマートシティ構想の目的でもございます。そういうところには十分注意していきたいということもございます。

また、マイナンバーカードの関係でマイナポイントの事業なんかでも企画経営課の職員は都度都度その対応に従事しておるんですけれども、ほとんどがやっぱり高齢の方に対してのいろんな手続のサポートです。我々世代以下といいますか、もうほとんどの人は自分で大体知識を持って対応できているんですけれど、やっぱりご高齢の方はなかなかそこが難しいということで、それはもう既に今現在でもかなりの時間を割きながら対応しておりますので、ここはしっかりとこれからも取り残さないということを留意しながらやっていきたいということです。

ご提案のスマホの講座については、またいろんな方法について検討させていただきたいということで、よろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）以前も質問させていただいたときは、ゆうゆう大学の講座であるとか、分からなければ町に来ていただいたら幾らでもご案内いたしますよというようなことであったんですが、これ、国の何かお金を使って携帯屋に講座をやってもらうとか、私も支援を見ていないんですけれど、そういうのを使いながら町として発信していただいたほうが、来る来ないは別として、高齢者の方にも優しい熊取町という意味でしていただいたほうがいいのか。今、コロナ禍で難しいところもあるんですけれど、本当であれば、それこそ自治会ごとに声をかけにいていただいて、何かそういうのをやりますよと言っておただけで、住民としては本当にデジタル化に向けて町は動いているんやなど。せっかく公式のLINEも町の中でもありますので、それもしっかりとそこでアプリを取っていただくようなことをやっていただいたら、かなりLINE登録も増えて、皆さん必要なことを指一本でぽんぽんと見られるのかなというふうに思うんですけれども、町長、どうですか、その辺。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）SDGsの関連でいいますと「誰一人として取り残さない」、これがスローガンであります。言われてみれば、私もiPhoneを使っていますけれども、私から上の年代の方ではなかなか使えていないという方が結構いらっしゃると思います。そういった方々に対してどういうサービスを行うか、それによって、熊取町が進めているスマートシティ化、これは住民の皆さんが主役ということで進めるわけですけれども、そういった中で、それになかなか対応できにくい高齢者の皆さん方へのサービスも拡充できる方向で考えていく必要があるかなと思います。

それにつけては、これからまた担当部署でいろいろと考えていくんですけれども、いろんな場面が考えられると思います。まずは、先ほど来話題に上ってましたタピオーションなんかの場を通じて簡単な説明から入るとか、長生会の皆さん方のところでそういった説明をさせてもらうとか、いろいろな方法が考えられるというふうに思いますので、それらを検討しながら進めていきたいというのが私の今の思いでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）ありがとうございます。いろんな手だてを見ていただきながらやっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

次、2点目の、今LINEも言わせていただきましたけれど、LINEの活用についての今後の取組としてご答弁をお願いいたします。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）ご質問は、今後の取組と、それから、1ポツ目のSNSの相談事業はどう

か、これは別々のほうがよろしいですか。

(「別々でいけるのであれば……。一緒でもいいです」の声あり)

総合政策部長(明松大介君) よろしいですか。

(「はい。大丈夫です」の声あり)

総合政策部長(明松大介君) そしたら、今後の取組と、1ポツ目のSNS等を活用した相談事業はどうかという、これをまとめて答弁させていただきます。

本町では、令和2年8月28日にLINEの公式アカウントの運用を開始し、町内放送のほか、最近ではコロナ関係の緊急情報などを積極的に発信するなどし、令和3年2月25日現在、LINEの友だち数は2,419人となっております。

ご質問のLINEの今後の取組につきましては、今後も運用の拡大を検討していくべきものと認識しております。具体的には、3月1日より運用開始しました道路・公園通報システムの導入をはじめ、今後、役場のデジタル化を推進する中で、さらなる活用方策を検討してまいりたいと考えております。

次に、SNS等を活用した相談事業につきましては、まず、役場に気軽に問合せいただけるシステムとして、現在、ホームページにお問い合わせフォームを設置し、役場の業務に関するお問合せを受け付け、各担当課よりご回答させていただいております。これに加え、LINEなどのSNSの活用につきましては、役場への来庁や電話が困難な状況にある住民の皆様がご利用いただけるツールの一つとしても、今後検討すべき取組であると認識しております。

ただし、SNSでの相談となりますと一定の限界も想定されることから、まずはSNSを通じて住民の皆様が気軽に町にお問合せができ、それに対して一定の回答を自動で行うことができる、いわゆるチャットボットシステムの導入が効果的であると考えております。そこで本町では、令和3年度のホームページのリニューアルに際しまして、チャットボットシステムを導入する予定で進めております。また、LINEからホームページのチャットボットを利用できるよう連携する仕様を想定しており、それにより、LINEから気軽に問合せや業務の確認ができるようになります。

このように、令和3年度は、ホームページのリニューアルの中でチャットボットシステムの導入を行い、SNSと連携させることで、さらなる住民の利便性の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(矢野正憲君) 二見議員。

9番(二見裕子君) ありがとうございます。まさにチャットボットを利用してということで質問させていただいて、もう3月1日に実施済みということです。電話の相談に比べてLINEでの相談が26.4倍とも言われています。先ほど言われたように、LINEで相談したから答えていくというやり方をすると業務量が増加していったところもあるので、チャットボットを用いて、簡単な質問へはボットが回答する仕組みづくりをしていただいて、町がしっかりと人が対応すべき問合せのところの相談窓口につなげていただきたいなというのは私も思っておりました。

広報の最終ページに相談窓口の一覧をずっと載せていただいているんですが、やはりそこを見ただけではなかなかどこにというのが分かりにくい場合もありますので、チャットボットを導入していただいて、自分の相談をしたらどこに電話をすればいいのかということもつながられるような機能にしていただけたらありがたいというふうに思うんですが、それはそんなふうになれるんですか。

議長(矢野正憲君) 明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君) もう今、二見議員からおっしゃっていただいたチャットボット、それが一番基本のスタイルになっておりますので、それは当然、来年12月からのホームページのリニューアルの中には基本はそれでまずさばっていくと。それ以上の深い相談に入っていくと、そこからは担当課の連絡先へつないで職員で対応すると、そういった流れを想定しております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。LINEというすごいツールがあるので、上手に使っていただきたいなというふうに思います。

先ほど、チャットボット機能として、道路破損の通報の受付というのは3月1日で入れていただいて、ホームページのほうにも載せていただいていますので、回答はありませんよね。答弁ありますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、ご用意しておりましたので、一定ご答弁申し上げます。

次に、議員からご提供のありましたLINEの機能の一つであります会話を自動的に行う機能、いわゆるチャットボット機能を利用した道路・公園施設に関する破損等の通報受付につきましては、先日、2月24日に情報提供させていただきましたとおり、本町におきましても3月1日から、資料でご紹介いただきました清須市と同内容のシステムの運用を開始してございます。

LINEを活用した当該システムの導入によりまして、簡便な通報と正確な破損情報の集約が可能となり、さらなる住民生活の利便性の向上につなげてまいりたいというふうに考えておりまして、ちょうど先週で1週間、導入からたちましたが、今のところ通報が1件ございました。そういった実績でございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。ありがとうございます。

それと、今、LINEでワクチン予約のシステムを提供するというような発表をされていたかなというふうに思うんですが、熊取町としてはそれはどうされるんですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）すみません、現時点、LINEを使ってかどうかというところは今まだ調整中ということで答弁させていただいて……。今後、ワクチン接種の委託業者等々とそのあたりの話もできる機会があるのかなと思っておりますので、そのあたりは今後調整ということでよろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。新聞のほうにLINE側が予約できるシステムを提供するというような、自治体が公式を入れているところにはそういうシステムを提供するというような発表をされていまして、自由に使えるのかなと思いましたのでちょっと質問させていただきました。

それと、またLINEなんですけれど、オレンジLINEというふうな形で、熊取町でも徘徊高齢者等SOSネットワークというのがあるんです。これを、LINE活用するやり方と同じような形でオレンジLINEというのを、全国初で神奈川県横須賀市で認知症の方の行方不明者情報の発信をLINEを活用して行うというのをやっております。認知症サポーターに対しましては年代や外見の特徴など概略を通知して、もう一つ上の専門的な講習を受けた認知症オレンジパートナーには名前を公表したりとかして、ボランティアが検索しやすく、協力しやすくなるような取組もされています。また、LINEを通じてできることが様々増えておりますので、見ていただけたらいいかなというふうに思いますが、この辺はどうですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）今後、LINEの活用の拡充のご質問かなというふうに承らせていただくんだけれども、基本的に今現在2,400人の友だちがいっちゃって、これからどんどんその数を増やしていきたいというふうに考えております。それに併せて、今、横須賀の取組をご紹介をいただきましたが、LINEというのはいろんな可能性を秘めていると思いますので、そういった事例も参考にしながら、積極的に住民にとって利便性の向上のプラスにつながるものにつきましては入れていきたいと。結構、LINEというのは無料でやっていただけるといようなシステムが多い

んで、その費用対効果とかも参考にしながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）じゃ、最後にデマンド交通社会実証実験について、先ほど大林議員のほうからも聞かれていましたが、内容をお聞かせください。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）ご質問のスマートシティの実現に向けたまちづくりについての3点目、デマンド交通社会実証実験について、答弁申し上げます。大林議員の答弁と重複いたしますが、ご了承をお願いいたします。

本町の交通課題といたしましては、高齢化の進行による買物難民や自宅からバス停までの移動困難な状況によるラストワンマイル問題が顕在化している状況で、熊取スマートシティ構想におけるスマートモビリティの検討におきまして、コミュニティバスや路線バスと適切な連携の下、柔軟性に優れた交通手段であるオンデマンド交通について調査研究に取り組んでいるところでございます。

現在検討してございますA I オンデマンド交通は、自宅周辺等からひまわりバス及び路線バスのバス停までの間をA Iを活用した予約制の交通手段でつなぐことで課題解決及び利便性の向上を図るもので、次年度におきましては、各地区における意向、ニーズ把握のためのアンケート調査の実施や、アンケート結果に基づく課題抽出や方針の設定、導入システム、運行ルート、導入車両、料金体系などを検討の上、社会実証体制を構築する経費等を予算計上させていただいております。

今後も地域公共交通の利便性向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。自宅周辺からバス停までのラストワンマイル問題というところがちょっとがっかりしたんですけど、もうちょっと広く使えるスマートモビリティなのかなというふうに思っていたんです。最後のラストワンマイル問題の解決ということで、バス停までというところだったんですけども、アンケート調査等もこれから実施されるということで、ニーズを聞いていただいて、買物難民というところで今、高齢者の方は介護予防として外出支援が有効的かなというふうに思ったときに、社会福祉協議会が移送サービス、行こうCarを開始していただきましたが、そのような高齢者の視点の観点プラス、さらなる支援としてデマンド交通というものも入れながら、皆さんが高齢になっても熊取町で住むことが困らないような内容でしっかりと進めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これ、アンケートはどんな形で取っていくんですか。まだ決まっていないんですか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）明確にどのような形というのはあれなんですけれども、各地区に取らせていただこうと思っております。利用者アンケートという形でバス車内でアンケートを取るのではなく、全地域・地区の方々に対して、一定全ての町民の方を対象にするか各地区の抽出した方になるのか、その辺はこれから検討させていただきますが、広くご意向を調査させていただけたらというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）ラストワンマイルということなので、高齢者に取るということではないんですね。

利用者という形で住民全体を広くということを取ることですか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）高齢者だけをターゲットにするのではなく、今、ひまわりバスには年間6万6,000人のご利用いただいている方もいらっしゃいますので、そのまま使い勝手のいい方というのもいらっしゃると思います。ワンマイル問題だけでオンデマンドに置き換わって

しまうというのではなく、ひまわりバスでも十分ご活用いただいている方もいらっしゃいますので、全ての方からのご意見をいただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。本当にせっかくデマンド交通、スマートモビリティをやっているというふうに頑張っていたわけですので、皆さんが利用しやすいものになっていくというのが大事かと思えます。その辺、併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）先ほどのワクチン接種のLINEの活用につきまして、正確な情報が分かりましたのでご報告申し上げます。

国のLINEの無料のシステムは、今のところ使わないという方向で進んでおります。何をどれでいくかといいますと、別のワクチン接種の申込システムを今構築していると。ただし、町のLINEからそのシステムにリンクを張って申込みができるというような、そのような形で対応するというごことございまして、国のシステムではない別のシステムということご理解いただけたらと。分かりにくいですかね。

（「最後にいいですか」の声あり）

議長（矢野正憲君）まとめて。二見議員。

9番（二見裕子君）すみません。

国ではなくて、申込みをするだけの取っかかりの分のLINEを使うという意味ですね。分かりました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、二見議員の質問を終了いたします。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより3時10分まで休憩いたします。

---

（「14時49分」から「15時10分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、未来を代表して、浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、会派未来を代表いたしまして、町政運営方針における主要施策について通告に従い質問させていただきます。

1点目は、GIGAスクール構想についてであります。

GIGAスクール構想の実現を目指して、本年1月末日までに町内の全ての全小・中学校の子どもたち一人一人にタブレット端末を整備いただきました。本来であれば令和5年度までに全小・中学校の子どもたちに端末を整備する予定であったものが、今回のコロナ禍において全国一斉に大きく前倒しとなって、本町でも全ての小・中学校に設置いただき、現場の学校の先生方をはじめ教育委員会の皆様方、関係者の皆様には心から御礼申し上げます。

また、教育委員会のホームページでも確認させていただきましたが、端末整備と併せて各教室や体育館、運動場でのWi-Fi環境や校内ネットワーク整備、端末を充電する充電保管庫、65インチ画面の大型提示装置も整備いただいて、学校教育におけるICTの基盤が整い、これからのよい未来を担う子どもたちがタブレット端末やインターネット環境をフルに活用し、多様で豊かな学習が進められるようになりますというふうに記載もありました。

そこで、GIGAスクール構想がスタートすると、子どもたちの学びはどう変わり、どんな力を身につけられるようになるのか、ご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、浦川議員のGIGAスクール構想についての1つ目、

整備完了に伴い、子どもたちの学びはどう変わり、どんな力を身につけられるようになるのかのご質問にご答弁申し上げます。

I C Tを学びの場で活用することは、子どもたちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業を実現する上で効果的であると考えます。文部科学省は平成29年3月に改訂した学習指導要領の中で、情報活用能力は言語能力などと同様に学習の基盤となる資質・能力と位置づけました。

情報活用能力は、学習活動において必要に応じてI C Tを適切に用いて、情報の収集や整理、分析や表現、発表等を行うことができる力のことです。さらに、I C Tの基本的な操作の習得やプログラミング的思考、情報モラルや情報セキュリティーや統計等に関する資質・能力等も情報活用能力であります。

これらの情報活用能力の育成は全ての教科で行うこととされ、また、教科の枠を超えて行っていないかなければならないとされています。そのため、国語辞典や図鑑など紙の資料のみを活用していた調べ学習が、必要に応じてクロームブックを活用することで、即座に必要な資料を得ることができるようになりました。また、同時に自分の考えと友達のことを比較検討できる協同学習ツールの活用や、具体的なイメージを持つために効果的な動画の視聴を取り入れた学習指導等を行うことができるようになりました。

今後、学習の中で子どもたちの資質・能力の向上に向け、効果的なクロームブックの活用の在り方について一層研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）先日、情報提供で、中央小学校の4年生の端末を活用した一部、動画のほうで4分ぐらいですか、ご紹介いただきましてありがとうございます。結構、雰囲気はそれで見て取れたんです。

町長の施政方針にもあったんですけども、小・中学校の社会と理科にデジタル教科書を導入していく、これはもう実際にやっておられるんでしょうか。

議長（矢野正憲君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）小・中学校における理科と社会の指導者用のデジタル教科書につきましては、令和3年度から導入予定でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。これからいろんなことができるようになるというか、非常に期待しています。教科書なんかも、今までテキストを紙媒体で見ていた2次元のものがより立体に見られるようになったり、子どもたちの学びもより深くなっていくのかなという意味では本当に期待しているんです。

去年、全協で僕らのほうにも説明いただいて、大きく計画が前倒しになるということで、当時は本当に小・中学校全ての、4,000台ですよね、設置できるのかなというところで思っておったんですが、今回設置いただくに当たって大きなトラブルとかは特になかったんでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）本町においては大きなトラブルはなかった、スムーズに導入していただけたのかなと思っています。他市町の状況を聞いてみますと、パソコンの初期の設定にかなり時間がかかって予定どおり入れることができない、入ってこないというような市町もあるやに聞いておりますが、本町ではスムーズに導入できたのかなというふうに思っています。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）分かりました。本当に大変な作業だったかと思います。先ほど、冒頭でもちょっと触れられましたけれど、デジタル教材なんかの選定等も今学校の現場の先生方を含め、皆さんいろいろと検討いただいていると思うんですけども、そういう意味では先生たちの作業量というのがますます大変になってくるというか、負担が非常に大きくなっているのかなと。この1月末に向け

て、各子どもたち一人一人に4,000台を設定していただいて、そこで本当に一息つく間もなく、これからどういうふうに活用していくのかであったりとか、デジタル教材、それからドリルとか、いわゆる教材、そういったものを導入していただくに当たって本当に大変だと思いますし、しかも、今回のG I G Aスクール構想において全ての自治体で一斉に用意ドンというような形、もちろん先進的に取り組んでいる自治体なんかはマラソンでいうところのトップ集団を走って行って、ようやく我々熊取町としても同じマラソンコースを走っていけるような状況になるのかなと思うんですが、ただ、これがどんどん時間がたてば、よりICT機器をうまく活用できている自治体とそうでない自治体の自治体間格差がこれからちょっとずつ開いてくるのかなと。そういった意味では、現場の先生方を支える体制づくりというところがこれからはもっと重要になるのかなと思うんです。

次の質問にしているんですが、本町では学校の先生方に対してどのような体制で支援を実施できるのか。また、プログラミング教育等においては民間企業などと連携を図り実施する自治体もありますけれども、本町としてはいかがお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、浦川議員のG I G Aスクール構想についての2つ目、学校の先生方をどの程度支援できるのか。また、プログラミング教育等、産官学民等と連絡を図り実施している自治体もあるが、本町はどうかのご質問にご答弁申し上げます。

現在、本町には、G I G Aスクールサポーター1名とICT支援員2名がおり、学校の支援に当たっております。先生たちへの主な支援といたしましては、本町で採用しているG Suite for Educationの機能や授業支援ソフトの活用方法についての説明や授業での活用支援、また、学校の要請を受けて校内研修も行っております。実際の授業の中では、クロームブックの扱いに困った児童・生徒がいるときに、支援員が児童・生徒の近くに行き操作方法を教えたり大型提示装置への画面転送を支援したりすることで、教員が授業を進めることに集中できるようになってきております。

プログラミング教育につきましては、算数科や理科、家庭科といった教科においてICTを活用しながら論理的思考力の育成を目指した授業づくりについて、各小・中学校の担当教員とともに研究を進めているところです。

今後は、町内に複数の大学があることなどの強みを生かし、大学との連携等、様々な資源を活用させていただきながら取組を充実させたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ICT支援員も8校で2人という説明も従来からあったわけですがけれども、やっぱり8校で2人なので十分ではないのかなというふうにも思っています。先ほど、冒頭でマラソンに例えてお話しさせていただきましたけれども、やっぱりトップ集団を走ってる自治体でいくと、例えば佐賀県の武雄市であったりとか埼玉県の戸田市、ちょっとインターネットで探した中でもそういうところが結構出てきたわけです。そういうところは、早くからICTを活用して、さらに得意である民間企業とタイアップすることによって学校の先生方の負担も減らせますし、子どもたちも国内で非常に進んでいる企業からそういったことを直接学ぶことで、よりノウハウというものを活用できている。だから、そういった意味では、学校の先生方の負担を減らし、かつ、より得意な企業と連携することによって子どもたちにも深い学びを提供できると。

だから、そこで重要になってくるのがお金の問題が出てくるのかなと思うんですけれども、現場の先生方を支援するという意味では、そういう民間企業、先ほど大学と連携してというようなお話もありましたけれども、もう少し広い分野というか、得意なところの力を借りることによって作業効率を上げていくということも検討していただくところかなと。

学校の先生方の負担を減らすという意味では、従来から校務用パソコンの導入ということで、議会のほうでもその導入の議決なんかもあったわけですがけれども、学校の先生方の勤務時間、そ

うものは効率化されて圧縮されているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）昨年度からというか、その前からも働き方改革が言われ始めて、例えば勤務時間のICTでの退勤の管理であるとか、あるいはこういった状況の中でできるだけ学校で過ごす時間を短くしましょうといったような働きかけの中で、実際、2年前と比較して昨年、本年度というのはやっぱり勤務時間は減ってきております。ただ、現在コロナ禍ということで特別な状況があるというふうなこともあって、今後、まだ十分だと我々は考えておりませんので、そのあたりは、もっと先生方の勤務時間を縮減できるような形での工夫というのは必要になってくるのかなというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）学校の先生方の勤務日数、勤務時間の削減というか、働き方改革の一環で、これは僕だけじゃなくて、もう本当にいろんな議員の方々が学校の先生方の業務量については心配されてきましたし、今回のコロナにおいてもっと忙しくなったというか、手を取られることにもなったわけですし、さらに今回のGIGAスクール構想が予定よりも大幅に前倒しになったことによって、学校の先生方に対しての負担というものがまたここに来て大きく増えているんじゃないのかなと。その増えることによって一番心配なのは、やっぱり一人一人の子どもたちを見る時間が削られてくるというか、先生たちの精神的な負担が大きくなって子どもたちを見る余力につながっていかない、ここが僕は一番心配しているわけなんです。

なので、そういった意味で学校の先生方の勤務時間等に見える化する、今、答弁の中にも、少しずつ減ってはいるけれども十分ではないといったように、我々議会の中でもそういう学校の先生方に見える化していくというか、時間に見える化させていく、いわゆるKPIの設定みたいなものがあれば、我々議会も共通認識できますし、ここで皆さん方と一緒に今の先生方の実際の労働時間がどれくらい減って効率的なのか、かつそこで見ることによって、もっと我々議会としても現場を応援させていただけるきっかけにもなるかなと思うんで、そのあたりはどうですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず一つ、今までも働き方改革に関するご質問のときにご答弁させていただいておるんですけども、先生方の勤務時間というのは、もともと例えば、ある学校の例で言えば8時半から7時間45分間の勤務、間に45分の休憩というふうに決まっておるんです。

今、国が我々に指示を出しております先生方の勤務時間というのは、実は8時半から何時という授業のある時間帯ではなくて、先生が学校に入られた時間、だから、例えばちょっと早めに来たんですと7時に来られた、あるいは7時半に来られたとすると、その間ちょっと仕事ではなく違う業務をしても、7時半に入ったら7時半がスタートで、帰りは、例えば6時半までお仕事をされていたと。あとちょっと先生方とお話されていて、出たのが夜の7時半であったとしたならば、その入った時間から出た時間までを一応勤務時間としてカウントしなさいという今、指示になっております。

ですから、朝の例えば見守り活動があった場合に早く来た、それも当然、行くために入った時間が勤務時間になっていると。だから非常に難しいのが、どれを勤務としてどれを勤務としないのかという結局線引きが難しいから、文部科学省のほうもそういう時間の計り方をしていると。だから、我々としたら、まずできるだけそういった仕事以外のことについては学校の外でやっていただけたらどうかということも、当然ご提案をさせていただいているという状況です。

ですから、そういった状況で、見える化というふうなお話もいただいたんですけども、どれからどれまでを勤務とするのかという正味の勤務時間というのが非常に難しい状況が実際ございまして、そういったところで、一応規則としては、これだけ縮減しなさい、残業はここまでにしなさい、いじめ等の様々な事案が起こった場合はそこまでいけますというルールというのは基本的に国で定められておりますので、基本はそれに基づいて、それ以内で収まるように取組を進めていかなければ

ばならないというふうに考えているというのが今の現状でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）その線引きのところは、より現場に精通されている教育委員会の皆さんと一緒に考えになられるところなのかなというふうに思うんですが、やはり気になるところは、最終的なしわ寄せというか、子どもたちを見る時間をつくるためにどこが一番効率的なのかなという、その一つの手段が校務用パソコンであったり、先ほど私、申し上げたようなプログラミング教育、特にこれに関しては去年から小学校のほうで導入されて、今まで何十年もやってこられたベテランの先生もそういうところは初めて教えていくということにもなってくるかと思うので、そういった得意なところに外注して学校の先生方の時間を確保してあげられるような取組、それこそがまさに教育委員会の皆さんであったりここに座っておられる理事者、町長を含め、皆さん方でお金を出して解決できるところはサポートしてあげるように働きかけていただくと。

私が先ほど見える化したらというところは、やっぱり議会の承認も当然必要になってくるところもあるので、より議会、行政とが同じベクトルを向いて、学校の先生たちの時間を確保してあげられるような取組ということがこれから重要になってくるのではないかと。特に、コロナに続いて今回のGIGAスクール構想というところで先生方の負担も非常に大きくなってきているので、そこをサポートすることによって、当然ながら熊取町にもよりすばらしいというか、より質の高い先生が集まりやすくなることにもつながりますし、子どもたちを見ていく時間にもつながってくるかと思うので、その辺のところは引き続き検証いただきながら、検討いただきたいというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。

GIGAスクール構想におけるICT機器の活用について伺っていききたいと思います。

GIGAスクール構想には遠隔授業などによる不登校児童への支援も位置づけられており、現在もおそらく理由により学校に行けない、学校に行きたくない、そういった子どもたちが本町にも在籍しております。今回、直近3年間の各小・中学校別での不登校児童の状況についてということで資料を頂きまして、ありがとうございます。ぜひ、こういった子どもたちに対して遠隔授業の実施というものを検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、浦川議員のGIGAスクール構想についての3つ目のICT機器の活用についての一つ、各小・中学校に在籍している不登校児童に対し遠隔授業を実施できないかのご質問についてご答弁申し上げます。

ICT機器が児童・生徒一人一人に配備されたことにより、一人一人に応じた学びの保障を含め、学校教育における様々な可能性が広まると考えております。

不登校児童・生徒への遠隔授業については、配信の方法や環境整備、授業している教員が1人で対応可能であるのか等、検討が必要な課題がたくさんあります。この間、児童・生徒への1人1台のクロームブックを配備することに合わせ、家庭にしながら自学自習ができるドリル教材を導入し、全ての児童・生徒が活用することができる状況にあります。また、この教材については、教員が児童・生徒の学習状況を個々に把握することができ、不登校児童・生徒に対しても個別に指導することができることから、指導上における効果的な活用の方を考えていきたいと思っております。

さらに、本町で採用している基本ソフトであるG Suite for Educationには、プリントや教材、また動画を共有することが可能であることから、クラスや学校の様子を配信するなど、今後、不登校児童・生徒に対するクロームブックの効果的な活用方法について検討していきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）今ご答弁であったように、そういった遠隔授業というか、クラスの雰囲気、様子を

そういった子どもたちに配信するというか、それも学校に来る一つのきっかけになると思うんです。なので、どれだけのきっかけを子どもたちに与えられるかという意味では、今回の遠隔授業というか、クラスの様子を配信するでもいいと思うんですけれども、誰々君も頑張っているから俺も行かなとか、誰々ちゃんがあんなふうに頑張っているから自分もやっぱり行かなきゃなとか、そういった意味で、学校に戻ってこられるきっかけづくりとして、まず第一歩を踏み出していきたいなと。

授業に関してはまだ今回始まったばかりなので、どうやっていくかというところがまだまだ時間がかかるのかなというふうにも思うんですが、何分、子どもたちの1年は我々大人が考えているよりもあつという間に過ぎてしまうので、検討している間に子どもたちがどんどんと大きくなって、最終的に卒業していくということになってしまうので、とにかく何らかのアクションを踏み出していきたい。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの皆さんとも一緒に、さらに言うと、後ほどの質問にも出てきますが、当然親御さん、家庭でのご協力というところも併せて必要になってくると思いますので、とにかく何らかのアクションを起こせるような形で頑張りたいと思います。

不登校児童への支援もそうなんですが、基本的にはいつでも学び直しができるようになるのがICT機器のよさであり、学校に大事に置いておくのではなく、持ち帰りを前提に有効利用してもらいたいと考えている、こういうことが文部科学省のほうにもよく記載されているんですが、要するに、子どもたちが端末を持ち帰って自宅で学習する家庭学習がこれからより一層求められるようになってきます。家庭学習の推進について、現在のお考えをお願いします。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）ICT機器の活用についての2つ目、家庭学習の推進をどのように考えるか、また、モバイルルーターの貸出しはどの程度検討されているのかについてご答弁させていただきます。

まず、家庭学習の推進についてでございますが、先ほどの1点目の答弁でも述べさせていただいたように、ドリル教材については、既に昨年9月から各家庭にあるパソコンやスマートフォンで利用できる状態となっております。既に幾つかの市町村では、自宅での学習支援として学習動画の配信や、家庭への連絡手段として端末の持ち帰り利用が進められており、本町といたしましても、持ち帰り利用に向けて、持ち帰る際のルールづくりに加えて家庭でのネットワーク環境の整備や、児童・生徒の習熟度合いによっては保護者等に付き添っていただく必要があるなどから、保護者の理解を求めるとともに先進自治体の取組等を参考にしつつ、進めてまいりたいと考えております。

次に、モバイルルーターの貸出しについてですが、今年度、補助金を活用し整備を行っており、ネット環境が整っていない家庭への機材貸出しについて準備を整えているところです。しかしながら、通信料の負担方法やその金額については検討が必要となります。

いずれにしましても、先進自治体での課題を踏まえつつ、今後、家庭での学習環境の充実に向け、速やかに貸出しができるよう検討してまいりたいと考えていますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ルーターのほうを先にお伺いしたいんですけど、モバイルルーターは、貸出しは無料やけれども通信費は各家庭でのご負担になって、何台ぐらい例えば想定されているというか、どれぐらい需要があるというふうにお考えですか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）モバイルルーターですけど、今日ちょっと持ってきたんです。こんな感じですよ。スマホみたいなんですけど、基本的にはスマホと一緒に公衆の電波を受けて、これがパソコンにつながるというふうな感じで、今回、補助金を活用して200台を導入させていただいています。ただ、200台全部に通信料をかけるとすごくお金がかかっちゃうので、そのうちの100台分について、

月額1,000円程度の回線の契約をさせていただいております。これは、コロナで臨時休校が増えたときの対応ということで、パソコンもG I G A端末のほうも先行で何台か入れさせてもらってというふうな対応で、入れさせてもらったものです。一応そういうような形でルーターを入れさせていただいております。

基本的には、町のほうで回線契約していますので、このまま持って帰ってもらったら家でつなげると。ただ、月に動画で15分間を20日ぐらいで大体の料金になっていますので、ずっと使うとなるとちょっと心もとないなというふうな感じになっています。

ルーターについては町で準備したので貸出しはできるんですけども、やはり通信料につきましては、今各家庭でも通信環境をお持ちの家庭が大多数ですので、基本的には通信費については各家庭のほうでお願いしたいなというふうに考えております。

ただ、今回のコロナに併せて、就学奨励のほうの関係で生活保護世帯であるとか就学援助を受けている家庭についての通信費は奨学援助のほうでも見られますよというふうな制度改正もされていますので、そういうふうなご家庭につきましては就学援助も活用して通信費を出させていただくというふうな方法も取れます。今、そのあたりについて検討させていただいているという状況です。

できるだけ早いタイミングで持ち帰りというのは考えたいんですけども、先ほどの通信料の問題であったりとか、やっぱりいろんな持って帰るとなるとルールづくりというのが必要になってきますので、その辺は先進市の状況とかも見させていただいて、どのような形がいいのかというのを今検討させていただいているという状況です。

以上です。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）モバイルルーターの件については分かりました。ありがとうございます。

ドリル教材なんかは、去年の9月からうちのパソコンであったりスマートフォンで入れるよと。これは、子どもたち一人一人にログインIDを付与して、自分の持っているパソコンやスマートフォンから入っていくと、そういう認識ですよ。そうすると、今与えられているクロームブックに関しては、持ち運ぶというよりかはどっちかと言ったら学校に置いておいて、家でやる場合は家のパソコンとかスマートフォンで見てねと、そういうような使い方ですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今現在のところはそのような形になっております。ただ、そういうことも含めて今後、この持ち帰りをどういうふうにしていけるかというのは考えていきたいなというふうに今検討しているところです。

もう一点は、ドリルを実際にやるに当たっては、各学校を回らせていただいて、昼休み等の時間に体験したい人は来てねということで体験も実際にやって、子どもたちが触るといようなことも行わせていただいたという経過も実際にございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）やっぱり端末も、自分のものにしようと思うとどんどん触って行って、おもちゃと言ったらちょっと語弊があるかも分からないですけど、自分のお気に入りのおもちゃのようにどんどんと触って、常に肌身離さずというか、それぐらいでないと使いこなしていくのは時間がかかると思うんです。一部ちょっとお話を聞いたんですけど、これ壊したらおまえら弁償やぞみたいな、そういうことというのはないと思いますけれど、サポート期間というか、壊れた場合の対応とかそういう保険みたいな、メーカー保証というんですか、何かそういうところはきちっとどれぐらいやられていますか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）メーカー保証については、前に契約のときにもちょっとお話しさせてもらったと思うんですけど、当初、保守契約というのを考えたんですけども、すごく費用がかかるということで、今は基本的にはメーカー保証の1年間ということになっています。その分やっぱり当然

壊れることを想定していますので、予備機というのを何台か持たせてもらっています。今後も必要に応じて、若干の壊れたときの入替え用の端末というのは毎年度少しずつ予算化をさせていただこうと思っています。トータル的に考えるとそっちのほうが経費的には安くつくかな。どうしてもこの手の機械というのは日進月歩で変わっていきますので、若干仕様が変わったりとかすると思うんですけども、ほぼ同等の機械の導入可能ということで、そういうふうな対応を考えてもらっています。

基本的には、壊した場合は弁償ねという話は、これは今、各小・中学校でガラスを割ったときは、やっぱり自分が悪いからということで、ある程度ガラス代とか、学校によっては先生と一緒にガラスを入れたりというふうなことをしていますので、絶対弁償せえよというわけではないですけど、やっぱり大事に使ってほしいという思いから、最終的にはお金頂戴とは言わないと思うんですけども、基本的には、故意に壊されたりした場合はご負担をお願いしますというふうな案内を保護者宛てにはさせていただいているという状況です。

以上です。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）分かりました。本当に大事に扱っていただきたいというのはやまやまでですけども、やっぱり常に持ち運んでいく、自分のものにしていくとなると、当然たくさん使っている子どものほうが故障していく率は高くなると思うので、その辺のところも踏まえていただきながら保証等をお考えいただけたらと思います。

じゃ、次にいきます。

次に、外国語教育におけるICT機器の活用についてはどのようなことに取り組んでいくのか、ご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）続いて、3番目、ICT機器の活用についての3つ目、外国語教育での取組についてご答弁申し上げます。

新学習指導要領では、ICT等の活用により、子どもたちの興味・関心をより高め、指導の効率化や言語活動のさらなる充実を図ることと明示されています。本町においては、英語教育の充実を推進しておるところですが、今後はICT機器を有効に活用していきたいと考えています。具体的には、授業の導入として、英語の歌の動画を見せ、一緒に歌ったり踊ったりするなど英語に慣れ親しむ活動を行ったり、まとまりのある英語を聞いた後、内容に関する質問に子どもたちが自分のクロームブックで回答したりするなどです。また、習った表現を使いながら友達とやり取りしている場面をクロームブックで撮影し、その後、撮影した動画を見ることで、自分や友達のいい点や改善すべき点などを客観的に捉えることができ、英語で話す力をつけることができると考えています。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）自分で話した内容を撮影して、それを後で振り返るといえるか、それなんかも確かにICT機器の有効活用の一つになると思いますし、動画を見るという部分でも確かにそうなのかも分からないです。

先日の坂上昌史議員の一般質問の中に、英検補助の中から英検I B Aのお話やったかと思うんです。これなんかも1人1台端末があることによってできることなのかなというふうに思ったんですけど、例えば、英検I B Aなんかも中学生を対象にやられていくということなんですけど、どんな話が聞いてもいいですか。英検I B A、全員の中学校に対して実施するんですか、3年生だけとかですか。

議長（矢野正憲君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）来年度からの実施になりますが、中学1年生から3年生まで中学生全員対象というふうに思っております。このテストは、実は45分で実施できるテストで、文法

的な記述の問題と、あと放送問題、リスニング力を確認するテスト内容というふうになっております。英検とよく似た問題形式ということになります。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。これで、子どもたちがどれくらい理解が進んでいるのか、英語に関しての能力がどれくらいあるのかということが一つの指標で、これからちょっとつかみやすくなるのかなというふうに思います。

次の質問にも関連してくるんですけども、1人1台整備いただいたことで、これまで未来会派としては子どもたちが英語に触れ合う機会というものができるだけ多くしてほしいということで、英検の補助なんかもその一環やったわけです。町長の町政運営方針にもありましたけれども、英会話能力向上を目的とした、それに対してのハード面が今回整備されて、ぜひこういうのも計画的にやっていただきたいと思うんですが、外国人とのスカイプなどのオンラインビデオ通話会議を推進することについてご答弁をお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）続いて、4つ目、英会話能力向上を目的とした外国人とのオンラインビデオ会議を推進することについてですが、現在、子どもたちの英語力向上のためにALTを配置したり、担任や英語教員ができるだけ英語を使いながら授業を進めたりしているところがあります。ALT以外の外国人とのやり取りについては、校外学習等で出会った外国人にインタビューをするなど行っておりますが、GIGAスクール構想により、世界の人々とより簡単につながる事が可能となります。つきましては、外国について学ぶ単元等でオンラインビデオシステムを活用し、まずはALTの家族や友達とやり取りする機会を設けることができないか、模索していきたいと考えています。

今後、子どもたちが主体的に学びを進めていけるよう、ICTを活用した教育の充実に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）少し兆しが見えてきたかなというところで、まずはALTのご家族の方とお話できないかなというところから模索していくというご答弁だったかと思うんです。

今回のGIGAスクール構想で、文部科学省のいろんな資料を見ても、ICT機器の活用で海外とつながる本物のコミュニケーションにより発信力を高めるために、子どもたち一人一人が海外の子どもとつながり、英語で交流、議論を行うことで能力向上に努めたい、こういうような文言というのが結構いろいろ出てくるんです。いわゆる海外の子どもたちとつながるところが僕はすごくヒットしたんですけども、やっぱり同じような目線で立つ、同じような子どもたち同士で会話していくということが、子どもがもっとしゃべりたいにつながってくる。従来からこういう議論は何回も僕もさせていただいているんですけど、ALTの先生方はやっぱり先生なんですよ。だから、先生と生徒であるという関係には変わりなくて、もちろんそこでもどんどん話していくということは重要なんですけども、そうなると話せる子だけが話すという形にどうしてもなりがちで、引っ込み思案というか、恥ずかしいなと思っている子であったりとかが前へ来て俺もしゃべりたいなど、こうなるのは、やっぱり自分の身近なよく知っている友達が話すことによって、格好ええなとか俺もしゃべりたいとか、俺もこんなことを聞きたかったとか、こういうことがやっぱり子どものもっともつとつながると、僕は教育者じゃないですけど、やっぱり自分の子どもを見ていてもそう思ったりもします。

だから、その海外との子どもとつながるところがやっぱり非常に大きい。そういった意味で、いろんな段階を踏んでいただいてそこにたどり着くのかも分からないですけども、できるだけ早くそういったきっかけというものをつくっていただきたいな。

僕は、いつも英語の話をするオーストラリアのミルデューラ市の話をするんですけども、去年行けなくて今年行くということで予算化されています。ちょっと状況的には、非常に未知数とい

うか、微妙なところかなというふうにも思っています。

ミルデューラ市なんかは、うちと姉妹提携しているという関係からすると本当に取っかかりやすいというか、できやすいのかなと思うんですけども、時差の影響とかいろんな障壁があっかなか進んでいかないというか、難しい点があって、子どもと話すという部分では別にミルデューラ市じゃなくてもいいと思うんですよ。時差が問題であれば、アジア圏内でも英語を話せる国というのはやっぱりありますし、例えばフィリピンとかシンガポールとかマレーシアとかも十分英語で話せる国ですよ。だから、特にフィリピンなんかはもうネイティブのアメリカ人よりも非常にすばらしい発音力やということで、大企業がフィリピン人を雇用してコールセンターなんかをずっと立ち上げているというのはすごく有名な話で、だから、そういう意味では別にミルデューラ市ではなくてもいいし、とにかく早い段階で子どもたちにそういう世界というか、きっかけをやっぱりつけてあげる、これが我々大人の仕事なのかなと。

だから、子どもたちの1年というのは本当に早くて、あっという間に卒業してしまうので、そういった意味では、この端末ができてもうハード面は整備されているわけです。だから、学校の先生方の仕事を減らしてくださいと言いながらこんなことを要望するのは非常に矛盾しているかも分からないですけど、やっぱりあるものを使わない手はないと思うので、できない要因というのはいっぱいありますけれど、できないことを考えるんじゃないで、どうやったらやっていけることができるのか、子ども同士でつながるといところが非常に大きな意義があると思っています。ぜひともその辺のところは、ずっと言っていますけれども、引き続き要望したいと思います。

次に、コロナ禍におけるマスク着用による、子ども達の「健康被害」の状況や「将来の夢」について伺いたいと思います。

現在は、飛沫感染防止のためにマスクの着用が、義務づけられていると言っていいのかわからないですけども、義務になっています。マスクを着用することによって頭痛を引き起こす子どもがいると複数の子どもたちのお母さんたちから僕の方へのご相談があったので、今回この場をお借りして質問させていただきたいんですが、そういった子どもたちの健康被害の情報というのは入っていないでしょうか。

議長（矢野正憲君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）浦川議員の2番目、コロナ禍におけるマスク着用による、子ども達の「健康被害」の状況や「将来の夢」についての1つ目、マスクの着用が義務づけられているが、低酸素症による頭痛など、子どもたちからの健康被害の情報は入っていないかについてご答弁申し上げます。

専門家の指摘にあるように、マスクの着用は感染予防のためには欠かせない状況であり、暑い時期には熱中症対策を講じ、子どもたちの健康状態への配慮を行ってまいりました。各校及び教育委員会においては、頭痛等の健康被害情報は入っておりませんが、引き続き、毎日の検温等の健康観察を行い、子どもたちが安心・安全に学校生活を送ることができるよう、子どもたちの心身のケアに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）健康被害の情報が入っていないと。これはすごく難しく、マスクをしたから、低酸素だから頭が痛いんかという関連づけるところがすごく難しいのかなというふうに僕自身も思います。だからといって、外してとってあげてくださいと言っているわけじゃなくて、体育の時間とかクラブ活動時間は外していいよというふうに先生からもちゃんと言われているということはよく聞いています。だけど心配なのは、やっぱり我々大人もそうですけれども、外すことによって周りの目がすごく気になったりとか、あとやっぱり自分もうつしてはいけないというふうに思っていますから、少々苦しくなっても頑張ってつけているというふうに子どもたちは言っているんですよ。だから、そういったところも含めて、もう一度先生方に注意深くケアしていただきたいなという

ころしか今回ちょっとお願いできないなと思ったんで、教育委員会としては取りあえず今のところはそういった報告はないということで、分かりました。

最後の質問に移りたいと思います。

新型コロナウイルスの影響によって、将来の夢や目標を持つ子どもたちの割合がコロナ禍前と比べて減っているとの調査結果が出ている。これは、先月22日の日経新聞で北海道教育委員会で明らかになったということを出ていたんですけれども、本町の子どもたちは大丈夫なのかということでご質問させていただきました。

議長（矢野正憲君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）次に、2つ目の将来の夢や目標を持つ子どもたちの割合が、コロナ禍前と比べて減っているとの調査結果が出ている都道府県もあるが、本町ではどうかについてです。今年度は全国学力・学習状況調査が中止されたこともあり、町全体の割合については把握しておりませんが、別途アンケートを実施した学校では、「将来の夢や目標を持っている」と回答した子どもの割合は76%から74%となり、僅かながら減少しておりますが、ほぼ横ばいだと考えております。

しかしながら、日常生活が大きく変わる中、子どもたちは友人関係や学習、進路や将来のことなど、様々な思いや悩みを抱えながら生活を送っているとも考えられます。全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を送るとともに自分の将来を思い描くことができるよう、教育活動全体を通じて、人とつながる力、難しいことにチャレンジする力など自立の基盤となる力の育成を引き続き図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）76%から74%、これは中学校ですか、小学校ですか。

議長（矢野正憲君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）1つの中学校となります。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ほぼ横ばいということで、心配していたんですけれども安心しましたというか、安心していいのかわからないんですけど、北海道は大阪府と同じように感染者がすごく多くて、緊急事態宣言なんかも北海道独自でやったりとかして、本当に大阪府民、我々自身もそうなんですけれども、毎日毎日暗いニュースがあって、感染者がすごく増えていって、所得が減っているご家庭もあるでしょうし、そういった中で子どもたちも、僕もこの話を何回かさせていただいてますけれども、従来から自分に自信がなかったり将来の夢をなくしてしまったりとか、そういう悲観する子どもたちが一定数いて、それがさらに今回のコロナによって増えたというような結果が出たんで、大阪の子どもたち、本町の子どもたちは大丈夫かなという意味で質問させていただいたんです。

全国学力・学習状況調査、去年はコロナでなくなって、今年は予定どおり今のところはされる予定ですか、5月か6月にやりますよね。

議長（矢野正憲君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）来年度につきましては5月27日に実施される予定です。コロナの影響もありまして、例年でしたら4月20日前後ぐらいにあるんですが、1か月遅い段階で実施するというふうに国から聞いております。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）分かりました。今回この5月にやられて、その動向とかもこれからまた見ていきたいと思います。

ワクチン接種が始まってきて、感染者数も減ってきて大阪では緊急事態宣言が外れた。これからちょっとずつ明るいニュースが出てきているので、これからよい方向に向かっていくことを強く願いまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、浦川議員の質問を終了いたします。

以上で、会派代表質問を終わります。

---

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。議案第21号から議案第26号までの6件につきましては、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、議会議事規則第38条第1項の規定により、これに付託して審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本6件につきましては、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議長が指名いたします。

予算審査特別委員会委員に議席2番 大林議員、議席3番 浦川議員、議席5番 田中豊一議員、議席6番 鯉谷議員、議席9番 二見議員、議席13番 江川議員、最後に私、議席12番 矢野、以上7名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した7人を予算審査特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7人を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、予算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

選任の方法につきましては、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

それでは、これから正副議長室で互選していただきます。

その間、しばらく休憩いたします。

---

（「16時01分」から「16時06分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会委員長及び副委員長が選任されましたので、その報告をいたします。委員長に江川議員、副委員長に大林議員、以上のとおりでございます。

---

議長（矢野正憲君）以上で、本日の日程は終了いたしました。よって、本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

---

（「16時07分」散会）

---

3月熊取町議会定例会（第4号）

## 令和3年3月定例会会議録（第4号）

月 日 令和3年3月29日（月曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1 番 田中 圭介	2 番 大林 隆昭	3 番 浦川 佳浩
4 番 坂上 昌史	5 番 田中 豊一	6 番 鱧谷 陽子
7 番 文野 慎治	9 番 二見 裕子	10番 渡辺 豊子
11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事 兼 財 政 課 長	東野 秀毅	総 務 部 長	林 利秀
総 務 部 理 事	阪上 章	住 民 部 長	巖根 晃哉
住 民 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 長	矢部 義雄
都 市 整 備 部 理 事 兼 道 路 課 長	白川 文昭	都 市 整 備 部 理 事	田中 耕二
会計管理者兼会計課長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
教 育 次 長	阪上 敦司		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	瀬野 裕三
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第4号 事務分掌条例の一部を改正する条例  
議案第15号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第13号）  
議案第5号 森林環境譲与税基金条例  
議案第6号 介護保険条例の一部を改正する条例  
議案第7号 国民健康保険条例の一部を改正する条例  
議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
議案第11号 学童保育所条例の一部を改正する条例  
議案第12号 保育所条例の一部を改正する条例  
議案第13号 町道路線認定及び廃止について  
議案第14号 町道路線認定について  
議案第16号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）  
議案第17号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
議案第18号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）  
議案第20号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）

- 議案第21号 令和3年度熊取町一般会計予算  
議案第22号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算  
議案第23号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第24号 令和3年度熊取町介護保険特別会計予算  
議案第25号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計予算  
議案第26号 令和3年度熊取町下水道事業会計予算

追加付議議案

- 議案第27号 教育長の任命同意について  
議案第28号 産業の活性化等の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例  
議案第29号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第14号）  
議案第30号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第31号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第1号）  
委員会提出議案第1号 議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例  
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

---

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年3月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

---

（「10時00分」開会）

---

議長（矢野正憲君）なお、発言される方は、起立の上、マスクをつけたままで発言していただきますようお願いいたします。

本日の日程は、お手元の議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。文野議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（文野慎治君）おはようございます。それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る3月11日午後1時30分から、委員7名全員出席の下に議会運営委員会を開催し、令和3年3月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、理事者提出の議案として、教育長の任命同意についての件、産業の活性化等の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件、令和2年度熊取町一般会計補正予算（第14号）の件、令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第3号）の件、令和3年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件、議会運営委員会提出議案として、議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の件、以上6件を追加議案といたします。

なお、理事者提出5件、委員会提出議案1件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案5件、委員会提出議案1件及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件、以

上7件を日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本7件を日程に追加することに決定いたしました。

---

議長(矢野正憲君) それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第4号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件、日程第2 議案第15号 令和2年度熊取町一般会計補正予算(第13号)の件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件は、3月5日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会の報告を求めます。浦川総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長(浦川佳浩君) それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る3月5日の本会議において本委員会に付託されました議案2件の審査を行うため、3月15日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下に総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第4号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 令和2年度熊取町一般会計補正予算(第13号)の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長(矢野正憲君) 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第4号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第4号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君) 次に、議案第15号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第15号 令和2年度熊取町一般会計補正予算(第13号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第3 議案第5号 森林環境譲与税基金条例の件、日程第4 議案第6号 介護保険条例の一部を改正する条例の件、日程第5 議案第7号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第11号 学童保育所条例の一部を改正する条例の件、日程第10 議案第12号 保育所条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第13号 町道路線認定及び廃止についての件、日程第12 議案第14号 町道路線認定についての件、日程第13 議案第16号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件、日程第14 議案第17号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件、日程第15 議案第18号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）の件及び日程第16 議案第20号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）の件、以上14件を一括して議題といたします。

本14件は、3月5日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会の報告を求めます。坂上昌史事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（坂上昌史君）それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る3月5日の本会議において本委員会に付託されました議案14件の審査を行うため、3月11日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席の下に事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その結果について報告いたします。

まず、議案第5号 森林環境譲与税基金条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 介護保険条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号 学童保育所条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号 保育所条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 町道路線認定及び廃止についての件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 町道路線認定についての件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件につき

ましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第5号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号 森林環境譲与税基金条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第6号 介護保険条例の一部を改正する条例の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）議案第6号 介護保険条例の一部を改正する条例に、日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして反対討論をさせていただきます。

この条例は、熊取町における平成3年度から5年度までの第8期の介護保険料を引き上げる条例改正です。コロナ禍の中で生活が大変になる中、基準保険料月額が4.35%の引上げで6,321円となります。消費税10%への引上げに伴う制度改正で低所得者層の保険料率が軽減されていますが、今回の条例改正で基準保険料が引上げとなるため、今年度と比較では全ての段階で保険料が値上げとなります。第5段階の方は月額264円、年間で3,168円の値上げです。

そもそも介護の社会化がうたわれ始まった介護保険ですが、介護保険料は改定のたびに上がり続け、平成12年度の制度開始当初との比較では2.5倍もの保険料になっています。自助・共助がうたわれ、十分にサービスが受けられない状況があります。誰もが安心して利用できる介護保険制度となるよう保険料、利用料軽減のさらなる努力を求めて、反対討論といたします。

議長（矢野正憲君）今の反対討論、冒頭で年号を間違っていたか。ちょっとそれを確認していただいて、平成3年は令和3年の間違いでございます。

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許可します。

(「なし」の声あり)

ほかに討論される方はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、議案第6号について討論を終わります。

それでは、議案第6号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立 9名)

起立多数であります。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君) 次に、議案第7号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第7号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君) 次に、議案第8号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君) 次に、議案第9号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君) 次に、議案第10号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議案第11号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第11号 学童保育所条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議案第12号 保育所条例の一部を改正する条例の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君) それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表して、議案第12号 保育所条例の一部改正に対する反対討論を行います。

この議案は町立西保育所を廃止するという内容の改正であり、共産党議員団として西保育所の民営化に反対であるため、この条例改正には賛成できません。

西保育所の民営化に反対である理由は、令和2年6月補正予算の際にも述べましたが、改めて整理する形で反対理由を述べておきたいと思います。

まず、第1に、保育所民営化について納得のいく説明がされていないということです。主な理由に経費削減と保育サービス拡充を挙げていますが、これは自己矛盾に満ちた説明だと言わざるを得ません。経費削減については地方交付税を度外視した説明に終始しており、保護者説明会の資料では、公立は民間の4倍もの経費がかかる説明になっています。これは財政効果を大きく見せるやり方であり、納得できません。また、一時預かりや休日保育をさらに拡充するために民営化が必要だという根拠も不明確です。

休日保育は、現在2つの民間保育所が実施していますが、実質的には1つの保育所に集中しており、西保育所民営化でこの問題が解消できるのか不透明であります。一時預かり保育も休日保育も、それを実施する民間園にとっては職員配置や財政負担の面で大変厳しい状況に置かれます。財政支援策の拡充とセットで示されてこそ意味のある提案だと言えます。

また、障がい児保育については、現在、町立保育所がその大半を引き受けており、民営化で障がい児保育がより充実するという保証もありません。経費削減のための民営化という発想では、公立も民間も保育サービスの拡充は望めないと言わざるを得ません。

問題点の第2は、民営化に当たって住民の意見、保護者の意見を聞く姿勢が全く見られなかったということです。本来であれば、子ども・子育て会議の中で保育所の在り方についても議論すべきでした。第2期子ども・子育て支援計画が昨年3月に策定されましたが、会議の中で保育所の在り方を議論した形跡は全くありません。また、6月に開催された保護者説明会は、西保育所民営化のスケジュール説明会であり、保護者の不安解消のための説明会であって、民営化そのものを住民に問う姿勢は全く見られません。

問題点の第3は、公民の連携ということをやっています。公立保育所の役割、位置づけが不

明確だということです。公立保育所が今後どのような役割を果たしていくのか、それを納得のいく形で示していない中では、なし崩し的に民営化が進んでいくと言わざるを得ません。安心できる標準的な保育を提供してきた公立保育所、子育て支援の中核となるべき公立保育所をずるずるなくしていったいいのか、不十分な点があるならそれを改善してこそ公民の連携ではないのか、真剣な検討を求めます。

以上をもって、保育所条例の一部改正に対する反対討論といたします。

議長（矢野正憲君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第12号について討論を終わります。

それでは、議案第12号 保育所条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第13号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号 町道路線認定及び廃止についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第14号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号 町道路線認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第16号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第16号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予

算（第4号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第17号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第18号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第20号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第20号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第17 議案第21号 令和3年度熊取町一般会計予算の件、日程第18 議案第22号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第19 議案第23号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第20 議案第24号 令和3年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第21 議案第25号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び日程第22 議案第26号 令和3年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上6件を一括議題といたします。

本6件は、3月8日の本会議で予算審査特別委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

本6件に関し、予算審査特別委員会の報告を求めます。江川予算審査特別委員会委員長。予算審査特別委員会委員長（江川慶子君）それでは、予算審査特別委員会報告をいたします。

去る3月8日の本会議において本委員会に付託されました議案第21号 令和3年度熊取町一般会計予算の件ほか5件の審査を行うため、3月19日、22日及び23日の3日間にわたり、町長ほか関係職員の出席を求め、予算審査特別委員会を開催いたしました。

その審査の中で出された意見、要望及び審査の結果について報告いたします。

まず、議案第21号 令和3年度熊取町一般会計予算の件は、歳入、歳出を総務文教常任委員会及び事業厚生常任委員会の所管事項におおよそ区分し、それぞれ2班ずつ、計4班に分けて審査を行いました。

その審査においては、活発な質疑応答があり、質疑終了後に出された意見・要望を申し上げます。

まず、熊取公明党代表からは、1点目、新型コロナウイルス感染症への対応について、ワクチン接種に向け、全庁挙げて万全の体制で挑まれない。コロナ禍で厳しい状況に置かれている住民に対し、国・府からの動向を注視し、効果的な独自支援を積極的に取り組まれない。コロナ禍で生活困窮の方に、災害用備蓄物資の生理用品を必要な方に配布されたい。また、食料についても併せて配布されたい。

2点目、防災・減災対策について、いつ起こるか分からない災害、地区別自主防災マニュアルの作成の推進、避難行動要支援者の個別避難計画の策定について、早期に取り組まれない。総合防災訓練の行われる本年、併せて校区别防災訓練の実施を推進されたい。ペット防災についても検討されたい。また、水害ハザードも含めた総合防災マップの早期作成、配布を図られたい。

3点目、町内を循環するひまわりバスについて、駅西開発に伴い駅への乗り入れやフリー乗降制度の拡充など、適宜見直しを図り、高齢者や交通弱者の生活交通としての利便性向上に努められたい。危険なバス停については、住民が利用しやすいよう、移設等、安全対策を実施されたい。また、デマンド交通社会実証実験については、アンケート調査による住民ニーズを把握し、地域公共交通の在り方も検討されたい。

4点目、地域共生社会の構築。地域交流や介護予防の拠点である老人憩の家の耐震補強工事は、国の交付金を活用して計画的に進める安全対策を強化する。地域課題を把握し、地域づくりの取組を図られたい。タピオステーションを地域共生社会の拠点の一つとし、スマートシティ熊取の実現によるデジタル化に向け、誰一人取り残さないために、高齢者へのスマホ教室の実施を図られたい。また、独り暮らしの高齢者の見守りも重層的に取り組まれない。

5点目、道路整備及び交通安全対策について、町道久保高田線歩道拡幅事業のひまわりドーム前交差点からひまわりドーム南交差点区間の通学路の安全・安心な歩行空間の確保、また、第3次道路整備計画策定業務の実施による道路網整備の検討、路面下空洞調査についても計画的に事業実施を進められたい。

6点目、地球環境保全について、熊取町気候非常事態宣言による周知啓発と熊取町エコプロジェクトのプラスチックごみ削減の取組、食品ロス削減の取組等、循環型社会、SDGsの取組を積極的に進められたい。

7点目、にぎわいづくりの推進。今年度の町制施行70周年記念事業のイベントを、関係団体との協力で交流人口の増加を図り、地域活性化に積極的に取り組まれない。

8点目、転入・定住促進と子育て支援について、さらなる3世代近居等支援の充実と転入促進の一環となる子育て支援の取組における妊娠期・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援、貝塚市との広域利用の病児・病後児保育サービスの充実等、安心して子育てができる熊取町ならではのきめ細かい対応を図られたい。

9点目、教育環境の整備について、熊取北中学校、南中学校のトイレの洋式化、熊取中学校の同工事に向けた設計等評価するが、避難所となる学校体育館の空調設備の整備についても計画的に取り組まれない。

次に、日本共産党熊取町会議員団代表からは、1点目、職員体制について、新年度予算においては採用数が退職者数を上回り、若干改善が見られたが、依然として会計年度任用職員など非正規の

職員が大きな比重を占めている。自然災害や感染症などへの対応を考え、必要な職員は極力正職での採用を進められたい。

2点目、保育所について、西保育所の民営化がコロナ感染が拡大する中でも着々と進められている。引継ぎ保育は、十分な機関を確保し、子どもたちの安心を第一に万全の体制で臨まれたい。また、休日保育については、特定の民間保育所に集中することのないよう配慮されたい。

3点目、学校教育について、教員の過重負担解消に努め、現場の先生が児童一人一人に目が行き届くよう、35人学級の拡大に努められたい。就学援助は、コロナ禍の下でより多くの方が利用できるよう周知に努められたい。

4点目、学童保育について、児童数増加に対応した施設整備、指導員の待遇改善を求める。また、児童、保護者、事業者にとって安心できる学童保育が継続できるよう、事業者選定の在り方を改善されたい。

5点目、ひまわりバスについて、高齢者に対する割引制度を創設されたい。また、駅西整備に合わせ、熊取駅への乗り入れも検討されたい。

6点目、安全第一の道路整備、交差点改良、歩道確保に努め、久保高田線歩道拡幅事業を着実に進められたい。

7点目、大規模地震・台風災害に備え、自主防災との連携を強め、避難所となる小・中学校体育館のエアコン設置など施設整備に努められたい。

8点目、産業活性化について、ふるさと応援基金を産業活性化基金に組み替えるなど、大胆な取組を進められたい。創業支援は地域を限定せず、全町的に取り組まれたい。

9点目、情報公開について、ホームページのリニューアルが予定されている。住民が必要とする情報に簡単にたどり着けるように改善されたい。また、審議会等の議事録は会議の内容が分かるように改善されたい。

10点目、新型コロナ対策について、PCR検査の熊取モデルを拡充し、社会的検査を広げることを求める。また、住民への経済的支援策第3弾は、国・府の支援策と合わせて、町民が各種支援策を確実に利用できるよう、制度の周知、相談体制拡充に努められたい。

11点目、70周年記念事業について、記念事業の予算規模が大き過ぎると懸念する。コロナの終息が見通せない中での70周年事業、住民にとって必要とされる事業なのか、内容、予算規模について再検討を求める。

次に、熊愛及び未来代表からは、1点目、自治振興事業について、地区別自主防災マニュアルの推進や備蓄品、防災資機材の整備に向けた取組を評価する。今後は、自治会加入率が低下してきていることを考慮し、自治会を支援できる組織づくりに力を入れていただきたい。

2点目、シティプロモーション事業について、3世代近居支援策の延長については評価できるが、ここ数年、新たな転入促進施策を打ち出せていない。今後は「子育て・教育のまち」としてふさわしい転入促進策の導入を期待する。

3点目、国際交流事業について、ミルデューラ市の子どもたちとの交流につき、長年にわたりSNS等を使った取組ができておらず、一部の限定的な児童だけの取組に終わっている。今後は、児童一人一人がICT機器を有効に活用し、グローバル人材の育成につながるよう取り組んでいただきたい。

4点目、小・中学校維持管理事業について、町内の小学校・中学校の修繕、維持管理への投資について大いに評価する。引き続き、子どもたちが快適に学校生活を送れるよう努めていただきたい。また、照明LED化を早期に進め、コストの抑制にも努めていただきたい。

5点目、DASHプロジェクト推進事業について、子どもたちが様々なクラブ活動を通じて成長できるよう、また、学校の先生たちの負担を減らすことができるよう、外部人材の活用となるDASHプロジェクトを大幅に推進する取組に励んでいただきたい。

6点目、英語民間試験補助事業について、授業で培った英語力の力試しの場づくりとして、民間

英語試験等の実施を大いに評価する。しかしながら、長年にわたり外国人と会話する本物のコミュニケーション能力の育成への取組がなされていないため、今後はしっかりと取り組んでいただくことを要望する。

7点目、図書館運営事業について、ここ数年、図書館を新たに有効活用した取組がなされておらず、貸出し利用者もどんどん減少している。住民の意向に沿った館内のカフェスペース常設に向けた取組や、子育て世代の利用促進に向けた館内の改修・レイアウト変更等、大胆な取組を期待する。

8点目、永楽ゆめの森公園、奥山雨山自然公園について、奥山雨山自然公園エリアを一体的に運営していくための所管替えを評価する。今後は、エリアを一体的に捉え、関係団体が連携し、交流人口の増加につながるような取組を期待する。

9点目、学童保育運営事業について、入所児童数の適正化に向けたクラブの増設及び施設整備、また、夏休み期間などの開所時間の前倒しへの取組について高く評価する。

次に、大阪維新の会熊取からは、1点目、廃棄物処理施設に見るような行政運営の中での広域連携の事業を各事業に拡充されたい。

2点目、財源の確保のため、行革プランを計画どおり進めてもらいたい。

3点目、新型コロナ対策には万全を期し、ワクチン接種が住民にスムーズに受けていただけるように進められたい。

4点目、町制70周年事業を通して、町のにぎわいづくり、経済の落ち込みをなくすきっかけにもらいたい。

5点目、住民との協働事業の場をさらに広げてもらいたい。

6点目、子ども基本条例を早期にまとめ上げ、18歳医療制度の拡充を実現することを期待する。

7点目、GIGAスクール構想実現の中で教員の働き方改革を進め、校務支援システムの実効力のあるシステム構築を図られたい。

8点目、小・中学校施設の長寿命計画による施設整備を進められ、健全な施設運営、施設整備を図られたい。

9点目、道路網の計画による本町の交通体系を確立し、町内の府都市計画道路の早期実現を図られたい。

10点目、コミュニティバスを中心とした交通対策を含め、公共交通会議による町の将来を含めた公共交通体系システムを構築されたい。

11点目、保育所・こども園については、待機児童ゼロを実現されるよう努力されたい。

12点目、老人憩の家耐震補強事業については、憩の家と地区公民館の併設の施設などについて改修が進むよう、補助金等の拡充を図り、実現されたい。

13点目、駅西事業の早期実現を進め、熊取駅前広場の混雑緩和を図られたい。

次に、創生くまとり代表からは、1点目、新型コロナウイルス対策について、ワクチン接種をはじめ、新型コロナウイルス対策への積極的な取組の継続をお願いする。また、各自治会や各種団体への聞き取り、LINEを使つてのアンケートなど、あらゆる手段を使い、町民に寄り添った支援に努められたい。

2点目、防災事業について、感染症対策を盛り込んだ地区別自主防災マニュアルの作成や、各避難所での合同防災訓練の実施などに積極的に取り組んでいただきたい。また、令和3年度に行われる予定の総合防災訓練では、ペット防災についても取り組んでいただきたい。

3点目、産業活性化基金事業について、熊取町の産業の活性化のため、令和3年3月31日策定となる第3次産業振興ビジョンを基に、産業活性化基金補助金の補助メニューの見直し、新たな補助事業創設など、熊取町で事業を始める方が利用しやすい制度づくりに取り組んでいただきたい。そして、その原資となる産業活性化基金の積み増しも検討していただきたい。

4点目、町内循環バス事業について、公共交通会議の早期発足を強く要望し、公共交通会議では、交通事業者、利用者、行政の3者で熊取町内の移動手段を一度フラットな状態から組み上げていく

ことを望む。

5点目、消防団の待遇改善について、地域防災力の要である消防団の待遇改善を要望する。昨年12月に総務大臣から発出された書簡に基づき、消防団の処遇改善に取り組んでいただきたい。

6点目、老人憩の家耐震化事業について、老人憩の家耐震化については、速やかに耐震化工事に着手していただいたが、残っている公民館併設の老人憩の家の耐震化については、自治会へ負担が非常に大きくなる。大規模災害時に緊急避難所にもなる公民館の耐震化工事は必須事項である。自治会公民館耐震化補助金を創設し、自治会への支援策を講じていただきたい。

7点目、奥山雨山自然公園エリアについて、永楽ゆめの森公園を中心としたエリア全体の未来図を示し、町民の皆様の協力の下、奥山雨山自然公園エリアの積極的な開発と、観光人口とその先にある関係人口の創出に取り組んでいただきたい。

8点目、スポーツ環境の向上について、大阪体育大学、各大学、各種団体などとの連携を強化するとともに、スポーツ施設を、全国規模の大会を誘致可能な国際規格に沿った施設へリニューアルし、くまとりスポーツコミッションと連携し、スポーツで地域を活性化する取組を進めていただきたい。

9点目、学校教育事業について、タブレット端末導入に伴い変化する学校生活につまづくことのないよう、手厚いケアをお願いする。また、子どもたちだけでなく、教職員の負担軽減のための支援策にも取り組んでいただきたい。

10点目、子ども医療費補助事業について、子ども医療費補助の18歳までの拡充を要望する。子育てのまち、教育のまちに必要な施策には積極的に取り組み、他市町村よりも一步先を進む姿勢を打ち出していただくことを望む。

次に、新政クラブ代表からは、1点目、町制施行70周年記念事業について、今年の11月3日に町制施行から70周年を迎えるに当たり、住民の多くの皆様とお祝いをするとともに、先人が築いてきた我が町を改めて知り、感じることで、愛町心を高め確かな未来への夢や希望を育む機会にするために、まずは町民の皆様が今年が町制施行70周年であることを周知徹底していただきたい。

2点目、家庭支援・学校学習支援について、様々な問題を抱えている家庭への支援も含め、ソーシャルワーカー・コミュニティワーカーの効率的な配置、町内大学との連携を充実したDASHプロジェクトの推進、教職員の指向上に向けた研修会の充実と働き方改革の一環としての統合型校務支援システムの導入に代表される負担軽減策の推進、学校ICT環境整備を有効活用して情報活用能力育成のための情報教育の充実を強く望む。

3点目、防災について、地区別自主防災マニュアル作成の支援推進をしっかりとしていただきたい。また、水防法に基づく水害ハザードマップが新たに位置づけられた。熊取町防災マップに水害ハザードも含めた総合防災マップを一日も早く作成し、町民と情報共有をしっかりとしていただきたい。

4点目、し尿処理場跡地利用について、今年4月から泉佐野市田尻町清掃施設組合への事務委託を開始し、大原衛生公苑については受入れ終了となる。跡地の有効活用については、しっかりとした議論をベースに多くの町民から納得と共感される跡地利用となるよう強く望む。

5点目、商工業・サービス業について、産業振興ビジョンの具現化やコロナ禍で大きく傷ついた熊取町内の経済復旧に向けて、産業活性化基金の中小企業向け融資制度に対する補助や熊取ブランド創造支援事業により、町内の中小企業・農業者をしっかりと支えていただきたい。

6点目、老人憩の家耐震化について、公共施設等総合管理計画などに基づき、昭和56年以前の26施設は、これまでに12施設の耐震補強工事が完了、残りの14施設についても耐震補強工事を完了させる予定など、早期の耐震化に向け安全対策などを計画的に進めている。単独の老人憩の家耐震化については評価する。老人憩の家と会館が併設している7地区については、交付要綱ののっとり改修改善で120万円の補助、新築で600万円の補助をしているが、新たにそれぞれの補助金額や補助率拡充を検討し、7つの自治会が耐震補強工事や建て替え工事等が行いやすい環境整備をお願いし

たい。

7点目、保育所の民営化について、令和4年度からの西保育所の民営化について、現在の町立保育所の保育を継承し、子どもや保護者が不安を抱かないよう保護者の意見を聞き、しっかりと丁寧に引き継いでいただきたい。

その後、採決いたしました結果、議案第21号 令和3年度熊取町一般会計予算の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、議案第23号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、議案第24号 令和3年度熊取町介護保険特別会計予算の件、議案第25号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計予算の件、議案第26号 令和3年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上5件の審査を順次行った結果、質疑応答があり、質疑終了後に出された意見・要望を申し上げます。

まず、日本共産党熊取町会議員団代表からは、国民健康保険事業特別会計については、広域化以後、保険料が毎年上昇し、住民にとって限界を超えている。新年度は若干下がる見込みだが、国・府への要望活動を強め、さらに保険料軽減に努められたい。均等割第3子以降の免除など減免制度の拡充を求める。資格証明書、短期証の発行は極力抑え、きめ細かい納付相談を求める。また、新型コロナの影響で収入が減少した人への保険料減免については、新年度も継続できるよう努力されたい。

後期高齢者医療特別会計については、令和2年度に所得割、均等割ともに大幅な保険料値上げとなった。介護保険と連携でフレイル予防に取り組むことは評価するが、制度改正が心配。窓口2割負担の導入をやめるよう、広域連合と国に対し要望されたい。

介護保険特別会計については、保険料値上げの予算となっている。国・府にも働きかけ、保険料抑制に努められたい。また、地域包括支援センターと連携を取り、高齢者が確実に制度を利用できるよう、相談体制のさらなる改善に努められたい。保険料減免制度の周知に努め、利用料減免も検討されたい。

墓地事業特別会計については、全国的に事例の増えつつある合葬墓について積極的に検討されたい。

下水道事業会計については、整備完了地区における水洗化促進に努め、未整備地区は国の交付金を活用しながら、整備促進に力を尽くされたい。下水道料金の値上げはせず、抑制に努められたい。

なお、水道事業については、企業団への統合で予算はないが、引き続き広報、ホームページなどで住民への分かりやすい情報公開、お知らせを求める。本町にとって安心のできる水道水供給が持続できるよう、力を尽くされたい。町議会への報告も求める。

次に、熊取公明党代表からは、国民健康保険事業特別会計について、都道府県化になり、保険料の徴収や医療費の適正化等に対してインセンティブが交付されています。特定健診の受診促進、熊取町独自の取組としての健康づくり推進奨励事業「めざせ！がっちり健幸」、熊取びんぴん元気！ポイントアップ事業を引き続き取り組まれたい。またジェネリック薬品、後発医薬品の勧奨にも取り組まれたい。

介護保険特別会計について、介護認定率が19%を超える見込み。タピオ体操プラスによる介護予防事業の推進により、年々増加の介護認定率を抑え、健康長寿、ひきこもり対策等、さらなる事業の拡大に取り組まれたい。また、認知症予防については、やっど導入していただく認知症簡易チェックシステムによる認知症の早期発見に期待する。

下水道事業会計については、国の補助金を活用し、計画的に整備を推進されたい。また、計画期間内に入っていない区域についても拡大を図り、より効果的・効率的な事業運営になるよう積極的に取り組まれたい。

その後、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号及び議案第26号について順次採決した結果、まず、議案第22号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件は、賛成多数で

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 令和3年度熊取町介護保険特別会計予算の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計予算の件は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 令和3年度熊取町下水道事業会計予算の件は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、予算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、討論を行います。

お諮りいたします。議案第21号から議案第26号までの6件について、一括して討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第26号までの6件について、一括して討論を行います。

初めに、本6件について、原案に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、私のほうから、日本共産党熊取町会議員団を代表して熊取町令和3年度予算に対する反対討論を行います。

一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計に対して反対の意見を述べます。

この1年間、世界中に新型コロナウイルスの感染が広がり、世界全体では感染者累計は1億3,000万人に迫っており、270万人以上の方が命を失いました。日本は、感染者累計46万人を超え、死亡者は9,000人を超えています。日本の感染拡大は、第3波の拡大を緊急事態宣言によって減少傾向に持ち込みましたが、今現在新たな感染拡大が進行しており、熊取町においてもクラスター発生が報告されるなど、安心できない状況の下での新年度予算となっています。そのような事態の下で、万全のコロナ対策・生活支援策を含んだ予算編成、住民の命と暮らしを守る積極的な施策が求められています。

まず、一般会計についてですが、新年度予算においては職員体制の若干の改善が見られました。引き続き、必要な職員は補充していただきたいと考えます。国の補助金による新型コロナワクチン接種事業が予定されています。万全の準備体制で進めていただきたいと思います。

学校関係では、中学校のトイレの洋式化や東小学校大規模改修などが予定されています。

道路関係、まちづくりでは、町道久保高田線歩道拡幅事業が継続して進められ、駅西整備も事業用地の取得、交通広場の整備が予定されています。また、今年度の広報A4判カラー化に引き続き、新年度はホームページの刷新が予定されています。その他、今年度策定された産業振興ビジョンの具体化なども計画されています。

これらの施策はおおむね評価するところではありますが、新年度予算では大きな問題点も含まれています。

第1の問題点は、西保育所民営化を進める予算だということです。令和3年度が引継ぎ保育の期間で、令和4年4月からの移管となります。住民の声を十分聞かない中での民営化で、保育サービス拡充も限定的です。第3次行革プラン実行のための保育所民営化は認められません。

第2の問題点は、町制70周年事業の予算規模と内容です。町制60周年の予算が約1,000万円でした。泉佐野市は、平成30年度に市制70周年を迎えましたが、70周年の冠事業は約4,500万円、プレミアム商品券事業が別枠で実施されていますが、それを加えても約7,000万円の事業です。予算規模150億円、人口4万3,000人の熊取町で8,000万円を超える周年事業は、過剰予算ではないでしょうか。70周年を祝い、町民を元気づける趣旨は理解しますが、予算規模、内容について再検討すべきです。

第3の問題点は、PCR検査の拡大に消極的だということです。熊取モデルという形で検査体制を充実させたことは評価しますが、社会的検査を抜本的に広げる姿勢が見られません。この点はぜひとも改善すべきです。

国民健康保険については、保険料が若干下がる見込みではありますが、一部保険料が上がる世帯もあります。これまで、統一化以後、毎年保険料が上がっています。根本的改善には国庫負担の増額が必要ですが、町独自の裁量で均等割減免などを進める必要があります。

後期高齢は、令和2年度に大きく保険料が上がり、令和3年度もその状態が続きます。特例軽減も廃止され、高齢者の負担は増える一方です。集団健診を活用したフレイル予防対策は評価するところですが、制度改正による窓口2割負担導入も予定されています。国・府へ働きかけ、負担軽減の努力を求めます。

介護保険についても、来年度は保険料が上がります。介護予防の事業は評価いたしますが、高い介護保険料を払っても利用を控えている方もおられます。保険料減免の拡充、利用料減免の創設を求めるところです。

以上、令和3年度予算に対する反対討論といたします。

議長（矢野正憲君）次に、本6件について、原案に賛成の方の発言を許します。二見議員。

9番（二見裕子君）私は、議案第21号から議案第26号までの令和3年度熊取町一般会計予算、国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計、下水道事業会計予算について、熊取公明党を代表いたしまして賛成の立場で討論させていただきます。

令和3年度一般会計予算は、前年度に比べて約3.8%減の予算となっていますが、過去最大規模となった令和2年度に次ぐ予算となっています。新型コロナウイルス感染症対策の対応について、いち早く対策本部を設置し、感染拡大の防止に向けた対策や体制整備などを検討し実施、また、町独自の熊取町版緊急生活・経済支援の取組は評価するものです。順次開示されるワクチン接種に向け、全庁挙げて万全の体制で臨みたい。今後も、コロナ禍で厳しい状況に置かれている住民に対し、国・府からの動向を注視し、効果的な独自支援を積極的に取り組み、生活困窮の方に災害用備蓄物資の生理用品や食料を必要な方に配布されることを望みます。

スマートシティの実現に向けたまちづくりについて、亡くなった方への様々な手続きを専用窓口で一括して受け付け、ご遺族の負担を軽減することを目的としたおくやみワンストップサービスについては評価するものです。役場のデジタル化に向け、誰一人取り残さないために、高齢者にはスマホ教室の実施を図り、独り暮らしの高齢者の見守りも重層的に取り組まれることを望みます。

デマンド交通社会実証実験については、アンケート調査により住民ニーズを把握し、地域公共交通の在り方も検討されたい。

地域共生社会の構築として、地域交流や介護予防の拠点である老人憩いの家の耐震補強工事は、国の交付金を活用し計画的に進める安全対策は評価するものです。今後は、地域課題を把握し、地域づくりの取組を望むものです。

道路整備及び交通安全対策について、熊取駅西整備事業、町道久保高田線歩道拡幅事業、路面下空洞調査については評価するものです。第3次道路整備計画策定業務の実施による道路網整備の検討、道路舗装修繕、道路橋梁修繕についても、計画的な事業実施に取り組まれることを望みます。

地球環境保全について、熊取町気候非常事態宣言を表明し、熊取町エコプロジェクトに基づくプラスチックごみ削減、食品ロス削減の取組等、評価するものです。今後も、循環型社会、SDGs

の取組を積極的に進められることを望みます。

にぎわいづくりの推進として、今年度の町制施行70周年記念事業のイベントを、関係団体との協力で交流人口の増加を図り、地域活性化に積極的に取り組まれることを望みます。

子育て支援については、産後ケア事業の拡充、多胎妊婦への妊婦健診の拡充、不妊・不育治療費助成の拡充等大変に評価するものですが、子ども基本条例については、コロナ禍により令和2年度策定予定が大きく遅れていることを踏まえ、コロナ禍ゆえに社会全体で子どもの命と権利を守るため、早期制定を望むものです。また、3世代近居等支援については、さらなる転入・定住促進の一環としてバージョンアップすることを期待するものです。今後も、安心して子育てができる熊取町ならではきめ細かい施策の推進を望みます。

教育環境の整備については、熊取北中学校、南中学校のトイレの洋式化、熊取中学校の同工事に向けた設計等評価するものです。今後は、避難所となる学校体育館の空調設備の整備についても計画的に取り組まれることを望みます。

なお、今後におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響で経済状況はいまだ厳しく、町としても厳しい財政状況ですが、誰一人取り残さないSDGsの持続可能なまちづくりに取り組み、「住みたい 住んでよかった」ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまちの実現を望みます。

国民健康保険事業特別会計については、都道府県化になり、保険料の徴収や医療費の適正化等に対してインセンティブが交付されています。熊取町独自の取組としての健康づくり推進奨励事業「めざせ！がっちり健幸」、熊取ぴんぴん元気！ポイントアップ事業は大変評価するものです。今後も、特定健診の受診促進、ジェネリック薬品・後発医薬品の勧奨にも引き続き取組を望みます。

介護保険特別会計については、タピオ体操プラスによる介護予防事業の推進、認知症簡易チェックシステムの導入は大変評価するものです。年々増加の介護認定率を抑え、認知症の早期発見、早期治療による重症化の予防、健康寿命、ひきこもり対策と、さらなる事業の拡大に取り組まれることを望みます。

下水道事業会計については、年度末人口普及率82.6%を目標に整備し、施設の維持管理や国の交付金を活用し施設の長寿命化に努められ、大変評価するものですが、指定避難所の早期整備、整備事業計画区域や未整備区域についても計画的な整備を推進し、熊取町下水道ビジョンに基づき、持続可能で健全な運営を望むものです。

以上、賛成討論とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、本6件について、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について、原案に賛成の方の発言を許します。大林議員。

2番（大林隆昭君）それでは、創生くまとりを代表しまして、議案第21号 令和3年度熊取町一般会計予算について賛成の立場から討論をさせていただきます。

令和3年度の一般会計予算は、昨年度に比べますと3.8%の減となりましたが、147億5,000万円と過去最大だった昨年に次ぐ規模となっております。新型コロナウイルス感染症の影響が現れている中でも各分野への適切な予算配分が行われたものであり、また、スマートシティ熊取に向け、スマートモビリティ実証実験、行政DXなどの取組が進められるものと思われま。

大きな課題である新型コロナウイルス感染症対策については、PCR検査の熊取モデルの確立や保育所等副食費、小・中学校の給食費無償化延長をはじめとする緊急支援などは大変評価できるものであり、引き続き、町民に寄り添った取組に期待するものであります。

主要施策においては、防犯事業では防犯カメラの設置台数が100台となりましたが、機器の更新をはじめ、さらなる防犯への取組を期待いたします。また防災事業では、地区別自主防災マニュアルの作成支援、総合防災マップの作成等の取組は大いに評価できるものであります。地域防災力の要である消防団については速やかな処遇の改善を望みます。

産業振興については、令和2年度に更新した産業振興ビジョンに基づき町内産業の活性化に取り組んでいただくとともに、産業活性化基金補助金事業の見直しをはじめ、産業活性化基金の積み増しを希望するものです。

学校教育では、令和2年度に全配備されたタブレット端末を活用し、新たな教育環境に児童・生徒、そして教職員も含め、誰一人取り残されないように配慮していただくことをお願いいたします。また、熊取町令和3年度の重点テーマの一つであるSDGsを通じて様々な問題について学ぶなど、ICT機器が配備されたからこそ取り組んでいける新たな学習への取組にも期待するものでございます。計画的に進められている町立小・中学校のトイレ洋式化事業、エアコン設置事業、東小学校大規模改修等は評価するものでありますが、避難所として利用される体育館へのエアコン設置事業、マンホールトイレの設置にも速やかに取り組んでいただけることを期待いたします。

最後に、令和3年度は町制施行70周年の年となります。しっかりと熊取町民の皆様へ周知していただき、熊取町全体でお祝いができるように環境をしっかりと整えていただきますようお願いいたします。まして、創生くまのりの賛成討論といたします。

議長（矢野正憲君）次に、本6件について、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について、原案に賛成の方の発言を許します。浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、会派熊愛及び未来を代表して、令和3年度熊取町一般会計予算について賛成の立場で討論させていただきます。

令和3年度の当初予算は、令和2年度と比べ、投資的経費がおおよそ15億円減少したことや新型コロナウイルスに伴う町民税等の減少もあり、昨年対比3.8%減のおおよそ147億5,800万円となっております。本年度はコロナ禍での予算編成となっているため、事業として十分に発揮できない予算も多くあったものの、できる限り町政を前進させていく前向きな姿勢も取られており、期待するものです。おおよその事業予算の内容は十分に納得できるものでありましたが、以下の点においては少し懸念が残りました。

まずは、子育て、教育の分野であります。

小・中学校の施設整備や近年ますますニーズが高まる学童保育所への積極的な施設整備を大いに評価するものの、文部科学省が掲げるグローバル人材の育成という観点においてはここ数年停滞しており、先進的な自治体と比べ、大きな遅れを取っています。SDGsへの取組を含めたICT機器を有効に活用した今年度の取組に、大いに期待しています。加えて、働き方改革を推進し、長年オーバーワークに苦しむ学校の先生方の勤務時間を減らすためにも、プログラミング教育等は民間企業と連携し、勤務時間の見える化を行うためのKPIの設置を検討するなど、議会とも共有できる体制づくりを望みます。

また、全国的に少子高齢化が進む中、本町においても人口減少が続いており、3世代近居支援策を継続してはいるものの、子育て世代向けの新たな転入促進策を打ち出せておらず、さらにはコロナ禍における住民同士のコミュニケーションの低下にますます拍車がかかり、結果として自治会からの脱退、加入率の低下につながっています。今後ますます財源が先細る中、今のうちにしっかりと住民と連携を取るための組織体制の構築を要望します。

最後に、令和3年度は町制施行70周年の記念の節目であり、周年記念事業としては大きな予算が執行される予定であることから、これらの財源を有効に活用し、新型コロナウイルスによって大きな影響を受けた産業や住民生活をしっかりと支援いただき、住民の皆様が明るく元気な生活を再び過ごせる取組につなげていただくことを強く願ひまして、賛成討論といたします。

議長（矢野正憲君）次に、本6件について、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について、原案に賛成の方の発言を許します。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）それでは、大阪維新の会熊取として、令和3年度熊取町一般会計ほか5会計予算に

対し賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和3年度予算は、藤原町長2期目、2年目の当初予算として147億5,840万3,000円と、積極的な予算編成となりました。住民の命と生活を守る大型予算となっております。その評価の一端を述べさせていただきます。

1点目、防災、防犯、地区別自主防災システム作成支援の取組、2番目、交流人口・関係人口増加、ブルーベリー農園等奥山雨山エリア活用の新たな取組、3点目、教育環境の改善、小・中学校施設の長寿命化計画の策定と施設整備、とりわけトイレの洋式化、東小学校の大規模改造の取組、4点目、町制施行70周年事業による町の活性化への取組、5番目、市街化整備の推進、駅西地区事業、町道久保高田線の拡幅、長池オアシス公園整備の取組、廃棄物処理施設のし尿処理施設とごみ処理施設の広域化の取組、7点目、介護予防タピオステーションによるフレイル予防、交流及びひきこもり対策への取組、8点目、昨年度の町広報A4カラー化に続き、ホームページのリニューアルの取組、9点目、産業振興ビジョンの策定に続き、アクションプログラムプランによる町の活性化の取組、10番目、保育・こども園の待機児童ゼロの堅持、これらの予算を活用し、最大の効果を上げられることに期待いたします。

しかし、課題も明らかになり、次の点に留意され、事業を取り組まれるよう要望いたします。

まず、1点目として、人口減少、高齢化による財政堅持には、町施設維持やサービスの低下が懸念されております。不断の行政改革、新たな収入財源確保を進められたい。

2番目として、人口減少や高齢化により、生活基盤である自治会運営や福祉活動に影を落とすきつつあります。長年にわたり自治会と一体となった町政運営を行ってきた熊取町にとっては、ゆゆしき問題であります。自治会を支援し、入会を支援するインセンティブを、町が手を差し伸べる時期に来ていると感じております。今回の議会のやり取りで明らかになった自治会問題、老人憩の家耐震化問題は、自治会連合会役員と協議をされ、解決に向けてスタートしていただきたい。

3番目、事業の実施に必要であるマンパワーの不足を感じます。新型コロナウイルス対策の執行に当たり、あらゆる手段で人材確保をお願いしたい。

以上、大阪維新の会熊取の賛成の討論といたします。

議長（矢野正憲君）次に、本6件について、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第21号から議案第26号までの6件について、順次採決を行います。

まず、議案第21号 令和3年度熊取町一般会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第22号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 9名)

起立多数であります。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議案第23号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 9名)

起立多数であります。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議案第24号 令和3年度熊取町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 9名)

起立多数であります。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議案第25号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 12名)

起立全員であります。よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議案第26号 令和3年度熊取町下水道事業会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 12名)

起立全員であります。よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

議事の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

---

(「11時38分」から「13時00分」まで休憩)

---

議長(矢野正憲君)休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、追加議事日程第1 議案第27号 教育長の任命同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君)それでは、議案第27号 教育長の任命同意についてご説明申し上げます。

教育長の勘六野 朗氏につきましては令和3年3月31日付で退職いたしますので、その後任といたしまして岸野行男氏を任命したいと考えております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

略歴につきましては、議案書2ページのとおり、昭和62年4月に大阪府に採用され、その後、平成3年3月に近畿大学法学部を卒業されております。その後、総務部財政課、総務部市町村課課長補佐として岬町への派遣などを経まして、平成28年12月からは教育行政に携われ、教職員室、教育

総務企画課の課長補佐を歴任後、令和3年3月には参事に昇格され、現在に至っております。

岸野氏におかれましては、長年、大阪府財務部や総務部といった要職に就かれるとともに、教育行政分野においても優れた業績を残されております。

今回、大阪府に対して教育長適任者の派遣を要請いたしましたのは、「教育のまち くまとり」のさらなる取組のために学校現場や教育委員会全体において大阪府教育委員会との連携が非常に重要となっており、GIGAスクール構想の推進をはじめ、学校施設の長寿命化改修での財源確保など、岸野氏にはこれまでの経験やネットワークを生かしていただき、行政側と学校現場の充実した連携構築も図りながら、本町の教育部門のさらなる充実に取り組む必要があると判断したためでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきました岸野行男さんの経歴、職歴は資料を頂いておりますので分かります。教育庁教育総務企画課というところに最後おられているんですが、ここでどういう仕事をされたのか、それと、最後の人事は令和3年3月に教育総務企画課参事ということになっているんですが、令和3年3月付で課長補佐から参事に変わっているのはどういう事情によるのか、その辺のご説明をお願いします。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）教育庁の教育総務企画課というところの職務ですけれども、主に教育行政の総務的な仕事のところに携わっておられたというふうに聞いています。業務的には、小・中学校課とか学校の直接指導する部門ではなくて、教育委員会全体の総務的な業務をされている課というふうに聞いてございます。

3月の異動の件については、総務部長のほうにお願いします。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）3月の人事発令につきましては、大阪府のほうに直接確認できたわけではございませんが、一定、異動の月については決まったものはないというところでの3月の人事発令ということでございます。次に本町のほうに出向という形を踏まえた中での3月の人事発令かなというふうに理解してございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）教育庁のほうでの仕事は総務的な仕事ということで、教育政策に関わるような部分とかそういう点には直接タッチしておられないということでしょうか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）教育委員会全体なことですので、当然そのあたり、教育行政の各小・中学校に対する部分についても、直接ではないにしろ携わっていたというふうに聞いてございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第27号 教育長の任命同意についての件を採決いたします。

議案第27号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案に同意することに決定いたしました。

---

議長(矢野正憲君)次に、追加議事日程第2 議案第28号 産業の活性化等の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君) それでは、議案第28号 産業の活性化等の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

初めに、提案理由でございます。

さきの議員全員協議会でご説明申し上げましたとおり、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法、いわゆる原発特措法に基づく固定資産税の不均一課税に伴う措置(国からの減収補填措置)、これを活用することによりまして、本町における事業所の立地や設備投資を促進し、産業基盤の強化、発展等を引き続き図るため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。

次の2ページは改め文となりますので、3ページの新旧対照表のほうでご説明申し上げます。

第2条、固定資産税の不均一課税です。まず、第2条の規定につきまして端的に補足申し上げますと、本町で新たに事業所を新設、増設する場合あるいは既存の事業所の設備を新設、更新する場合に、固定資産税のうち償却資産の課税について免除、減額することに関して、対象業種や不均一課税の率などの詳細を規定してございます。

改正内容でございますが、現行の原発特措法の期限が平成33年(令和3年)3月31日までの時限立法ということで、同法に合わせて本町の特例条例の期間も新旧対照表右の現行のとおり平成33年3月31日と法律の期限としておりましたが、今般、同法が10年延長されることに伴い、本町の特例条例の期間につきましても左の改正案のとおり令和13年3月31日に改め、延長するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第28号 産業の活性化等の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(矢野正憲君)以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君)ただいまご説明いただきました議案ですが、提案理由のところで固定資産税の不均一課税に伴う措置(減収補填)とありました。この減収補填ということの意味と、それと本町においてこの条例を過去に適用された企業がどれだけあったか、その事例について報告願います。

議長(矢野正憲君)明松総合政策部長。

総合政策部長(明松大介君) まず、減収補填の内容でございますが、原発特措法で規定されております基本的に3年間で国のほうから75%の減収補填があるというもので、減収に対して75%の補填があるというものでございます。

実績でございますが、制度を導入しましたのが平成26年度からでございまして、平成26年度から

令和2年までの7年間実績がございまして、毎年1件ずつの実績ということになってございます。  
以上でございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第28号 産業の活性化等の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、追加議事日程第3 議案第29号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第14号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第29号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第14号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容でございますが、国補正予算（第3号）の補助金を活用して行う東小学校大規模改造工事、北中学校・南中学校トイレ改修工事、小・中学校コロナ対策などがございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,088万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ218億6,481万2,000円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費の補正、第3条につきましては地方債の補正でございますので、順次ご説明させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表繰越明許費の補正でございます。

1の追加でございますが、款 教育費、項 小学校費、東小学校大規模改造工事1億4,959万9,000円、次の小学校感染症対策等支援事業680万円、次の項 中学校費、熊取北中学校・熊取南中学校トイレ改修事業費8,088万9,000円、次の中学校感染症対策等支援事業360万円でございますが、これらにつきましては、いずれも事業実施が次年度となるため、全額を翌年度に繰り越すものがございます。

次に、5ページをご覧ください。

第3表地方債補正でございます。

1の追加でございますが、河川災害復旧事業（過年災害分）につきましては、雨山川災害復旧工事費の財源として借り入れるもので、限度額は3,720万円でございます。

2の変更でございますが、町道舗装事業につきましては、町道舗装工事の財源として借り入れるもので、限度額を2,980万円に増額変更するものがございます。

次の公園整備事業につきましては、長池オアシス公園施設更新工事の財源として借り入れるもので、限度額を5,750万円に増額変更するものがございます。

次の小学校大規模改造事業につきましては、東小学校大規模改造工事の財源として借り入れるもので、限度額を9,970万円に増額変更するものでございます。

次の中学校施設改修事業につきましては、北中学校・南中学校トイレ改修工事の財源として借り入れるもので、限度額を5,980万円に増額変更するものでございます。

最後の減収補てん債につきましては、地方消費税交付金、市町村たばこ税及び地方揮発油譲与税の減収補填のために借り入れるものでございまして、限度額を6,235万4,000円に増額変更するものでございます。

いずれも、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをご覧になってください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金5,036万5,000円の増額につきましては、東小学校大規模改造工事に係る補助金で、その下、学校保健特別対策事業費補助金340万円の増額につきましては、小学校におけるコロナ対策に係る補助金で、その下、学校施設環境改善交付金2,723万1,000円の増額につきましては、北中学校・南中学校トイレ改修工事に係る補助金で、その下、学校保健特別対策事業費補助金180万円の増額につきましては、中学校におけるコロナ対策に係る補助金で、いずれも国3次補正予算に伴う追加内示によるものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金3,720万円の減額及びその下、財政調整基金繰入金1億7,573万8,000円の増額につきましては、財源調整分でございます。

次に、その下、減債基金繰入金2億円の減額につきましては、決算見込みによる減額でございます。

次の款 町債につきましては、第3表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

なお、財源振替の項目につきましては、説明を省略させていただきます。

10ページ、11ページをご覧になってください。

上から3段目、款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校感染症対策等支援事業、消耗品費92万7,000円の増額及び校用器具費587万3,000円の増額につきましては、マスクや空気清浄機など小学校におけるコロナ対策に係る経費でございます。

次の目 建設事業費の小学校大規模改造事業、大規模改修工事費1億4,959万9,000円の増額につきましては、東小学校大規模改造工事費でございます。

次の項 中学校費、目 学校管理費の中学校維持管理事業、維持修繕工事費8,088万9,000円の増額につきましては、北中学校、南中学校トイレ改修工事費でございます。その下、中学校感染症対策等支援事業、消耗品費240万6,000円の増額及び校用器具費119万4,000円の増額につきましては、マスクや空気清浄機購入など中学校におけるコロナ対策に係る経費でございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

地方債調書につきましては、第3表でご説明した地方債の補正を反映し、調書を作成してございます。

以上で、議案第29号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第14号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第29号 令和2年度熊取町一般会計補正予算(第14号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、追加議事日程第4 議案第30号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本住民部理事。

住民部理事(山本浩義君)それでは、議案第30号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正内容でございますが、熊取永楽墓苑の墓地区画の返還に係る還付金の増加による歳入歳出予算となっております。

まず、1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ658万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,588万4,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 墓地基金繰入金658万5,000円の増額につきましては、歳出における墓苑使用料と還付金の財源でございます。

次に、歳出でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 墓苑費、項 墓苑費、目 墓苑総務費の墓苑使用料等還付金658万5,000円の増額につきましては、近年、墓地区画を返還される方が増加傾向にあることに加え、令和3年度から始まる管理料の年払い制度の導入及び口座振替開始の案内を2月上旬に全使用者様に送付したところ、これが墓地区画の返還を考える一つの契機となっていることから、今回、予算に不足が生じたため増額補正することとなりました。

以上で、議案第30号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第3号)についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(矢野正憲君)以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）令和3年度の予算委員会の中でも説明があったかと思うんですけれども、もう一度、今回こうやって議案になっておりますので、今回の返還された区画というか、その内容を今、ざくっとした説明、管理料が5年ごとだったのが単年度になったから返還に伴う要因になったというふうな説明がありましたが、何区画返還になったのかといった内容をもう少し説明していただけますか。

議長（矢野正憲君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）令和2年度で、現時点でございますけれども、18件の返還がございました。

今回補正させていただく件数でございますけれども、今、許可している返還の申請が来ている分が9件ございます。あと、その見込みである件が1件と、約10件はこの補正予算の中から執行されるであろうというふうに見込んでおります。ですので、合計、今の現時点で28件を見込んでおりますが、あと3日ほど駆け込みで来る可能性もありますので、その点はまだ最終的な確定ではないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。住民の利便性を図っての変更だったんですけどね、この管理料の支払いについては。結局28件の返還になってくるところで、予算の委員会でもありましたが、墓地の在り方というものをまたしっかりと検討していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）28件の内訳です。A、B、C、永代使用料が違うと思いますので、たしか幾らか返すというその比率もあったと思いますし、管理料の内訳も教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）今回の補正の内容をまず申し上げますと、A型というのは47万円の区画でございます。これで1年以上持っている方については半額の還付金になります。これが全体的に言えることです。これは条例のほうで定められております。

予算としましては、A型を6区画、B型につきましては63万円の区画で半額の31万5,000円、これを1区画で、枠取りもひっくるめましてC型なんですけれども、これは78万円の区画で、半額の39万円掛ける12区画を今回の予算化ということになっております。

ちょっと数えなくてはいけないんですけれども、これまであったという分です。A型につきましては5件、B型につきましては12件、C型につきましては1件となっております。

あと、今回の先ほど前段で申し上げました予算要求の中で見込みというものがあるということで予算化する分と、それで今18件、これは今までの予算執行分ということで申し上げました。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）18件は分かったんですけれども、予算の内訳をやっぱり教えてもらわないと658万5,000円というのが分からないので、お願いします。

議長（矢野正憲君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）先ほど前段のほうで申し上げました分が予算の分でございます。もう一度申し上げます。

A型の分が23万5,000円掛ける6区画、B型が31万5,000円掛ける1区画、C型が39万円掛ける12区画で、あと管理手数料の年払いの支払いがありますので、その分、枠取りで18万円予算を取っております。この合計なんですけれども、658万5,000円となっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第30号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、追加議事日程第5 議案第31号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長(東野秀毅君)それでは、議案第31号 令和3年度熊取町一般会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、地方創生臨時交付金を活用した熊取町版緊急生活・経済支援第3弾に係る経費、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費などがございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,320万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ148億3,160万4,000円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては地方債の補正でございます。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。

1の追加でございますが、熊取駅西整備事業につきましては、駅西整備に係る用地購入費、物件移転等補償費に充当するもので、限度額を4,160万円とするものがございます。

その下の2の変更でございますが、いずれも国補助金を活用するために事業費を令和2年度予算に計上したことにより、皆減となるものがございます。

町道舗装事業につきましては900万円の皆減、その下、町道久保高田線歩道拡幅事業につきましては1億120万円の皆減、公園整備事業につきましては2,430万円の皆減、小学校大規模改造工事につきましては8,560万円の皆減、中学校施設改修事業につきましては、北中学校・南中学校トイレ改修工事分の4,040万円の皆減となるものがございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 分担金及び負担金、項 負担金、目 民生費負担金の保育料731万7,000円の減額につきましては、保育所等の副食費無償化によるものがございます。

次の款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金1億9,822万7,000円の増額につきましては、国補正予算に伴う追加内示によるもので、本町緊急生活・経済支援第3弾に対するものがございます。その下、個人番号カード交付事業費補助金497万7,000円及び個人番号カード交付事務費補助金627万2,000円の増額につきましても、国補正予算に伴う追加内示によるものがございます。

次の目 衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,773万

9,000円の増額につきましては、ワクチン接種事業に対するもので、補助金の増額が示されたものでございます。

次の目 土木費国庫補助金、道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金6,499万6,000円の増額につきましては、2つの要素がございまして、まず、国補正予算による交付金を活用するために令和2年度に前倒し計上した町道久保高田線歩道拡幅事業費の減額分、もう一点が熊取駅西整備に対するものの増額分で、差引き6,499万6,000円の増額となるものでございます。次の都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金2,700万円の減額につきましては、国補助金を活用するために事業費を令和2年度に前倒し計上した長池オアシス公園施設更新事業費の減額によるものでございます。

次の目 教育費国庫補助金、小学校費補助金の学校施設環境改善交付金3,531万4,000円の減額、その下の中学校費補助金の学校施設環境改善交付金2,696万3,000円の減額につきましても、国補助金を活用するために令和2年度に前倒し計上した東小学校大規模改造工事及び北中学校・南中学校トイレ改修工事の減額によるものでございます。

続いて、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金5,600万円の減額及び目 財政調整基金繰入金458万4,000円の減額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

その下、目 くまとりふるさと応援基金繰入金4,590万7,000円の増額につきましては、増減要因が3点ございまして、まず1点目としまして、熊取町版緊急生活・経済支援の一部に充当するもの、2点目として、新型コロナウイルスワクチン接種事業の一部として充当するものの増額分、3点目といたしまして、財源調整として東小学校大規模改造工事及び北中学校・南中学校トイレ改修工事の事業費減額に伴い、それぞれに充当していた分としての減額分をおのおの増減を差し引いた結果、4,590万7,000円の増額となるものでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の駅西整備事業負担金1億810万円の増額につきましては、熊取駅西整備事業に対する泉佐野市からの負担金でございます。その下、副食費693万9,000円の減額につきましては、保育所等の副食費無償化によるものでございます。

次の款 町債につきましては、第2表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

なお、財源振替の項目につきましては説明を省略させていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の非常勤職員関係事業、人件費等負担金484万1,000円の増額につきましては、関空関連企業であるCKTS株式会社職員の出向受入れに伴う負担金でございます。

その下、目 自治振興費の町内循環バス運行事業、町内循環バス運行費補助金240万円の増額につきましては、令和3年9月末までのひまわりバス運賃無償化によるものでございます。

次に、項 徴税費、目 税務総務費の税務一般事務経費、会計年度任用職員報酬179万4,000円の減額及びその下、期末手当38万9,000円の減額及びその下、費用弁償5万1,000円の減額につきましては、先ほどご説明いたしましたCKTS株式会社職員の出向受入れに伴う負担金支出と関連して、配置予定部署の人件費予算を減額するものでございます。

次の項 戸籍住民基本台帳費、目 戸籍住民基本台帳費の戸籍事務事業につきましては、国補正予算による補助金の追加内示に伴うマイナンバーカード交付事務に係る経費でございまして、会計年度任用職員報酬222万8,000円の増額及びその下、期末手当46万3,000円の増額及びその下、費用弁償4万8,000円の増額につきましては、臨時交付窓口設置に係る会計年度任用職員分でございます。その下、消耗品費3万2,000円の増額につきましては、臨時交付窓口に設置するアクリル仕切り板の予算でございます。その下、通信運搬費5万円の増額につきましては、マイナンバーカード交付予約に係る周知文書郵送代でございます。その下、情報システム使用料91万3,000円の増額に

つきましては、マイナンバーカード交付管理予約システムサービス使用料でございます。その下、庁用器具借上料12万1,000円の増額につきましては、臨時交付窓口設置用の事務机などでございます。その下、庁用器具費20万円の増額につきましては、マイナンバーカード交付予約システム用スキャナーなどでございます。その下、地方公共団体情報システム機構交付金500万1,000円の増額につきましては、マイナンバーカード交付見込み数の増に伴う増額でございます。

続いて、款 民生費、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の民間保育所等助成事業、保育事業補助金1,803万6,000円の増額及びその下、施設型給付費243万円の増額につきましては、令和3年9月末までの保育所等の副食費無償化によるものでございます。

続いて、12ページ、13ページをご覧ください。

2段目の款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、国補助金の増額を受けワクチン接種に向けた追加補正を行うものでございまして、予防接種健康被害調査委員会委員報酬27万円の増額につきましては、接種に伴い健康被害が生じたときに開催される委員会の枠予算でございます。その下、会計年度任用職員報酬47万5,000円の増額及びその下、期末手当20万6,000円の増額につきましては、保健師1名分でございます。その下、報償金34万2,000円の減額につきましては、ワクチン集団接種業務の外部委託化に伴い、集団接種を町で直接実施することを想定していた予算を減額するものでございます。その下、消耗品費9万3,000円の増額につきましてはコピー用紙などの消耗品費、その下、印刷製本費116万5,000円の増額につきましては予診票やチラシなどの印刷経費、その下、医薬衛生材料費187万円の増額につきましては、ワクチン接種に係る医薬材料費分でございます。その下、通信運搬費209万4,000円の増額につきましては、ワクチン接種協力医療機関へのワクチン配送経費などでございます。その下、集団接種委託料2,231万7,000円の増額につきましては、ワクチンの集団接種業務の外部委託料で、20回分を想定したものでございます。その下、庁用器具費100万円の増額につきましては、ワクチン接種必要物品の枠取り予算でございます。その下、ワクチン接種体制整備補助金950万円の増額につきましては、町内ワクチン接種協力医療機関に対し、接種に係る経費を対象として補助を行うものでございます。

次に、款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費の地域振興券事業、消耗品費30万円の増額につきましては、プリンターインクなどの消耗品費でございます。その下、印刷製本費30万円の増額につきましては、地域振興券送付用封筒の印刷経費でございます。その下、通信運搬費920万円の増額につきましては、地域振興券送付経費でございます。その下、電話回線架設料9万円の増額につきましては、臨時電話回線の架設料でございます。その下、封入封緘等委託料248万6,000円の増額につきましては、地域振興券の封入封緘に係る委託料でございます。その下、地域振興券換金等委託料737万3,000円の増額につきましては、地域振興券の換金等に係る委託料でございます。その下、機械器具借上料4万9,000円の増額につきましては、コピー機の賃借料でございます。その下、地域振興券1億3,450万円の増額につきましては、1人3,000円の振興券を全住民4万3,500人分とひとり親世帯1万円の振興券400世帯分を想定してございます。

次に、14ページ、15ページをご覧ください。

款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路維持費の道路維持事業、幹線町道等舗装工事費1,000万円の減額及びその下、その他町道等舗装工事費1,000万円の減額につきましては、国補助金を活用するため事業費を令和2年度に計上した町道舗装事業費の減額分でございます。

次の目 道路新設改良費の道路新設改良事業、道路新設改良工事費2億6,000万円の減額及びその下、移設等補償費500万円の減額につきましては、国補助金を活用するために事業費を令和2年度に計上した町道久保高田線歩道拡幅事業費の減額分でございます。次の熊取駅西整備事業、用地購入費1億7,000万円の増額及びその下、物件移転等補償費1億7,500万円の増額につきましては、令和元年度に計上し、令和2年度に繰り越していた熊取駅西整備事業に係る予算のうち、未執行の予算について令和3年度に改めて予算計上するものでございます。

次に、項 都市計画費、目 公園費の公園整備事業、公園整備工事費6,800万円の減額につきましては、国補助金を活用するために令和2年度に事業費を計上した長池オアシス公園施設更新工事費の減額分でございます。

次に、款 教育費、項 小学校費、目 建設事業費の小学校大規模改造事業、大規模改修工事費1億4,959万9,000円の減額につきましては、国補助金を活用するために令和2年度に事業費を計上した東小学校大規模改造工事費の減額分でございます。

次の目 学校給食費の小学校給食事業、給食費補助金5,270万2,000円の増額につきましては、令和3年9月末までの小学校給食費無償化によるものでございます。

次の項 中学校費、目 学校管理費の中学校維持管理事業、維持修繕工事費8,088万9,000円の減額につきましては、国補助金を活用するために令和2年度に事業費を前倒し計上した北中学校・南中学校トイレ改修工事費の減額分でございます。

次の目 学校給食費の中学校給食事業、給食費補助金3,151万2,000円の増額につきましては、小学校費同様に、令和3年9月末までの中学校給食費無償化によるものでございます。

次の16ページ、17ページの補正予算給与費明細書につきましては、今回の補正に係る会計年度任用職員の増額分を反映してございます。17ページの下半分のイ、会計年度任用職員の表の比較の行に報酬と職員手当の増額分を反映してございます。

また、次の18ページの町債調書では、第2表にてご説明しました地方債補正を反映したものとなっております。

以上で、議案第31号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきました令和3年度一般会計予算の補正予算（第1号）ですが、13ページのところで新型コロナウイルスワクチン接種事業についてご説明いただきました。直接ワクチン接種に関わるものとしては、委託料、集団接種委託料と、そして個別に接種する場合のワクチン接種体制整備補助金、この2つが上がっているんですが、医者や看護師らに集団接種をお願いする場合は、これは委託先というのは医師会になるわけなんですか。それと、ワクチン接種体制整備補助金は町内の医療機関を何か所想定されているのか、ご説明願います。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）まず、委託料のほうでございます。集団接種につきましては専門のいわゆる業者でございます。健診等を中心にやっている業者のほうで、こちらで一抱えで医師、看護師、そしてその案内受付、それらを全て込み込みでやっていただける事業者を選定しております。これが委託料となっております。

それから、18番の整備補助金のほうでございますが、こちらのほうは個別接種、かかりつけの医者のほうで接種をお願いする場合において、病院のほうは2か所、それからいわゆる診療所のほうが15か所、今のところ想定した整備体制補助金ということになってございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、集団接種の委託料というのは、そういうものを請け負っている専門の業者があるということのようなんですが、その業者1社でしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今想定してございますのは数社程度ということになるんですけども、やはり丸抱えで、しかも接種に関して責任を持ってやっていただける業者というのは非常にごく少数ということになっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、現時点ではまだ委託の事業者は決まっていないということですね。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）事業者とは鋭意今交渉を進めておるといような状況になってございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）複数の事業者に委託するということになる可能性もあるということのようです。

そして、下のほうの個別接種をお願いするほうですが、病院が2つ、そして診療所が15か所ということであったんです。この補助金は950万円なんですけど、医療機関にとっては、この補助金以外に国からも入ってくるお金というはあるんでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）個別接種の場合、1人接種いただくに当たっていわゆる負担金、これは集団の場合も同様でございます。体制整備補助金とは別に接種の補助金、これは国のほうから満額入ってきておまして、1人当たり2,070円掛ける消費税1.1で2,277円、これが接種1人当たりの負担金として国のほうから個別接種も集団接種も支払われるという形になっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）同じくそのところで上のほうの予防接種健康被害調査委員会、枠取りでというところで予算計上されているんですけど、委員報酬、この委員会について、何人体制とかどういったメンバーでとかいったことを考えておられるのか、この後、接種後の副反応等があった場合の委員会かと思うんですが、ちょっと説明をお願いします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今おっしゃっていただいたとおり、これはいわゆる副反応が起こった後の健康被害を補償する際に、それが副反応によるものなのかどうか、それを審査していただくという委員会でございます。これは、今も普通に予防接種、ほかのものもいろいろやってございます。それと同じ委員会を活用させていただく予定でございまして、メンバーは5名、それを今回の場合、一応枠取りで3回開催する想定で予算取りをさせていただいております。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。どういったメンバーになるんですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）基本的には医者が5名というようなメンバー構成になっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。本当に無事にワクチン接種が滞りなく進むことを望んでおります。

そのほかのことなんですけど、9ページでくまとりふるさと応援基金繰入金が4,590万7,000円というところで、前回、議員全員協議会のときに、緊急生活・経済支援を独自でやった場合、地方創生臨時交付金の足りない分をふるさと応援基金で補填するということで、そのときにふるさと応援基金は7,740万7,000円というふうに説明があったかと思うんですが、今回上がっているのは4,590万7,000円ということで、先ほど説明いただいた分の中で、東小の大規模改修や北中や南中のトイレ改修で国からの補助金がある分で減額された分とかを含めてそういうふうになったというふうに

説明されていて、そういうことだと思うんです。であるならば、7,740万円を予定していたので、その差額の3,000万円を見て、今、経済支援をやっている中でもう少し期間を延ばすとか、もう少し上乗せできることも考えられないかなというふうにちょっと思うんです。今、保育園とかの副食代とか上がっている分、9月までとかになっていますが、令和3年度いっぱいするとか、そういったことにできないでしょうか。何か岬町のほうは3年度いっぱい副食費を無償にするというふうに聞いているんですが、その辺をまた検討していただきたいなというふうに思うんです。どうでしょうか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）先ほどございました7,700万円が結果として4,500万円、3,000万円ほどさらに減っているという、この分、確かに見た目はそうなっているんですけども、先ほど東野理事から説明ありましたとおり、結果、今回たまたまそうなったというだけでございまして、今ご要望いただいております副食費、給食費の延長の分、今現時点で9月末までとなっております。あわせて、バスのほうも9月末というふうにしておるんですけども、バスのほうにつきましても、ワクチン接種が今予定では9月末までには終わらないだろうということで、当然、例えば計画期間の10月末までということだと1か月まだ向こうやというところで、そのあたりも柔軟に対応していきたいというふうに考えてございます。

あわせて、副食費、給食費につきましても、一旦経済状況等を見極めた上で、コロナワクチン接種に合わせて一定、町長のお声をいただいて半年というふうにしておりますが、またこちらにつきましても、当然去年の第1弾の3億円の使っていない部分もございまして、それにつきましても一定、今後の状況を見極めてまた対応していきたい、検討してまいりたいと思います。一旦は第1号補正予算でご理解いただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）柔軟な対応をよろしくお願したいと思います。

もう一点、地域振興券のほうなんですけれども、郵送していただくというところで、今から準備して郵送という形になりますので利用できるのが年度内という、議員全員協議会でもそんなふうに言っていましたよね。その辺のところの説明と、利用できるお店、どういうところで利用できるかというのはこれからなんですか。どういうふうにして住民のほうに周知していただけるのか、その辺も教えてください。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、まずスケジュール的なところでございます。

当然、地域振興券の作成、印刷等々というところが入ってきますので、そちらについては6月の中旬ぐらいまでを考えてございます。出来上がった商品券を封入封緘という作業をさせていただいて、それが7月中旬から7月末にかけてで、住民の皆様のお手元に届く、発送させていただくのが今のところ8月上旬、できれば8月に入って早々にというふうなところを考えてございます。

もう8月上旬に送付しますので、ここはちょっとまだ調整中なんでございますが、実際、住民の皆さんに使っていただける、想定している期間というのが8月、9月、10月の3か月間というふうに今考えてございます。といいますのも、もともと3次の交付金、これが確定する以前に、70周年の記念事業で、私どもはそちらで地域支援といいますか経済支援ということで、COBIRIをやるということで、もともとCOBIRIのチケット云々で支援させていただくのは11月というふうに考えてございました。当然、期間を重複して取ることも可能かとは思いますが、店舗事業者が複数の券を扱う形になりますので、そこは一定、私どもは8月、9月、10月で地域振興券、それが終わった後でCOBIRIで支援するというような流れで今のところ考えてございます。

あと、事業所なんですけれども、こちらについては、基本的にはこれまでのプレミアム商品券を扱っていただいていた事業所ということで、業種については飲食等を問わず、あらゆる事業所を考えてございます。こちらにつきましても、当然商工会を通じて、商工会に加盟されている事業所ま

たは加盟していない事業所、こちらにつきまして公募するなりして、商工会のほうで集めていただくというふうに今のところ考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。

8月から10月の3か月間しか使用できないというところはちょっとタイトかなというふうに、もう少し、やっぱり住民に周知する期間とか、来てすぐ、はいといって使えるものかなというところ、額はしれていますからあれかもしれませんが、COBIRIと重複しても別に問題はないのではないかなというふうに思うんです。もう少し検討をお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君） 巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君） そういったご意見もごもっともかと思えます。私どもも、そういうようなところの意見は内部でもあったのはあったんです。ただ、これまでのプレミアム商品券と違って、今回は困窮生活者の支援、事業者の支援というところに重きを置いて取り組むものでございますので、できるだけ年度の早い段階からできるだけ早い短期で使っていただいて、町内の活性化につなげたいというところに重きを置いたというところでございます。いただいたご意見につきましては、これからちょっと検討はさせていただきたいと思えます。

議長（矢野正憲君） ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 先ほど新型コロナウイルスワクチンの接種事業でいろいろやり取りがありましたけれども、ここの収入のところ、財源内訳を見ますと、一般財源が140万9,000円、それからその他というのは何か、多分、町の独自の財源やと思うんですけれども、この事業は国が全部出してくれるんじゃないんですか。単費が発生している内容を教えてください。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 今おっしゃられたように、10分の10というのがもう大原則でございます。ただ、上限額が示されておりまして、当初5,500万円でございます。体制整備補助金の分ですけれども、当初5,500万円でしたが、それでは足らんということでほぼ倍増になっておりまして、今1億458万7,000円、これが上限額になっております。

ただ、個々積み上げてまいりますと、一応予算でございますので安全サイドで出のほうを組ませていただきますと、今のところ、そこに書いてございます部分の足が出ていると、その部分については一般財源等で補填して予算組みをさせていただいておるといような状況でございます。

ただ、かなり安全サイドで出の予算組みをさせていただいておりますので、上限額で収まるという可能性も十分あるというような状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 収まるようにお願いします。

それと、11ページの一番上のほうなんですけれども、先ほどの説明で非常勤職員の派遣関係、これ、たしか私、一般質問でもさせていただいた関空関係の派遣の負担金というふうに理解したんです。たしか2名だったと思うんですけれども、これは事業所側が国の交付金を受けてやる事業ではないんですか。この負担金を払わなあかんのですか。

議長（矢野正憲君） 林総務部長。

総務部長（林 利秀君） この部分について、まず国の補助については、一般質問の中でも私、述べさせていただいたんですが、一定、自治体への派遣の部分については対象外となるということの内容でございました。要は、株式会社、グループ会社への経済支援対策ということで、2名の社員の方を会計年度任用職員として受け入れるものでございます。要は、その社員の方につきましては企業側に籍を残したまま本町となりますので、給料分については、本町の会計年度任用職員分の費用をまず企業側に負担金としてお支払いしまして、本来の給料分、その方々の給料分の不足を企業側

が足して本人に支払うという形態を取るということで、企業側への人件負担金として計上しているというものでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第31号 令和3年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、追加議事日程第6 委員会提出議案第1号 議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。文野議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（文野慎治君）それでは、委員会提出議案第1号 議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例。

地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項の規定により提出するものでございます。

提案理由でございますが、議員が長に就任しないこととしている団体を明確にするため、この条例案を提出するものでございます。

次のページをご覧ください。

議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例、改め文でございます。

内容につきましては、議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例新旧対照表により、説明をさせていただきます。

次のページをご覧ください。

議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案となっております。

第3条、各号に掲げられております遵守しなければならない政治倫理基準のうち、第6号について、議員が長に就任できない団体等は、町から補助または助成を直接受けている団体であることが明確となるよう改正するものでございます。

前のページ、改め文にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、委員会提出議案第1号 議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただき、原案どおりご可決を賜りますようお願いいたします。  
議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第2項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議いたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号 議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君) 次に、追加議事日程第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会議事規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和3年3月定例会閉会から令和3年6月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、令和3年3月定例会閉会から令和3年6月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長(矢野正憲君) 以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君) それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきまして、慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。令和3年度におきましても、限られた財源の中で計画的かつ効率的な行財政運営を進めてまいります。また、本定例会においてご指摘、ご要望いただきました事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意をしながら、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じます。

さて、先々週19日に大阪では観測史上最も早い桜の開花が発表され、早い春の到来となりました。また、25日にはオリンピック聖火リレーが福島県よりスタートするなど、明るい話題も出てまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策のため、依然として様々な行事の縮小や自粛などが続き、住民皆様におかれましては、現在も心労が絶えない日々を過ごされている方もいらっしゃるかと存じます。本町といたしましても、一刻も早い終息を願いつつ、本日もご可決いただいた熊取町版緊急生活・経済支援第3弾をはじめとする様々な生活・経済支援対策のほか、感染症対策にしっかりと取り組んでまいります。議員皆様におかれましては、引き続きご支援、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今後とも町政の運営並びに事務事業の執行に際しまして、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長(矢野正憲君) ここで、3月31日をもって退任されます勘六野教育長に、議会を代表してお礼の言葉を申し上げたいと存じます。

勘六野教育長におかれましては、平成28年4月から5年間、教育長の要職を担ってこられました。

昭和53年4月に教壇に立たれてからの長きにわたる経験、また熊取中学校教頭、熊取中学校校長の職を歴任されるなど、学校教育においてそのお力を遺憾なく発揮されてきたことと存じます。また、本町公民館の館長も務められ、学校教育だけではなく、社会教育においても力を注いでいただきました。

教育長在任の間、学校教育では各小・中学校のエアコン設置やトイレの洋式化の推進のほか、GIGAスクール1人1台端末の配備、また、いじめ防止基本方針の策定やスクールソーシャルワーカーの配置、加えて令和元年度末から令和2年度にかけては新型コロナウイルス感染症への対応など、多くの面において子どもたちが心身ともに健やかに育つ教育環境の実現にご尽力を賜りました。

社会教育では第4次生涯学習推進計画の策定と各施策の推進など、熊取町の教育行政全般の振興、発展に対し、その多くの経験と豊富な知識をもって当たっていただきましたことに対し、心から敬意を表し、感謝を申し上げます。

今後も熊取町の発展にお力添えをお願いいたしますとともに、これからの勘六野教育長のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げ、お礼の言葉といたします。本当にありがとうございました。（拍手）

勘六野教育長から、退任に当たり発言を求められておりますので、これを許可いたします。勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君）貴重な時間を取っていただき、このようにお礼の言葉を申し上げる時間を取っていただきまして、どうもありがとうございました。

ただいま身に余るような私の話をしていただき、非常にこそばい感じでありましたが、今言われたとおり、ちょうど教育長になって、西牧前教育長の残任が2年、私が3年ということで、5年間皆様方に非常にお世話になりました。この間、教育委員会では、今年についてはコロナことで非常に気を遣いましたが、それでも私が気を遣っているわけじゃなくて、議員の皆様をはじめ町職員のごつつい協力がありまして、そんなに大きな混乱がなく過ごしてきたように思います。

議員の皆様はこの5年間、いろいろ教育に対する要望をお伺いしておりますと、非常に子どもたち、特に学校教育に対して非常に温かい言葉で、これもやったらどうや、あれもやったらどうやというような感じで非常にありがたく感じました。むしろ、それだけお金使っているのというような、そういう感じまで受けさせてもらいました。なかなか議員の皆様方の意に沿って、じゃそれやりますわと言えなかったのは、一つは予算の関係、もう一つは、やっぱり教育委員会として優先的にどれをやってあげばいいのかということで考えた結果、どれもみんなありがたい提案やったわけですが、なかなかすぐに食らいついてこれをさせていただくというようなことはできなかった点については、非常におわびしたいと思います。ただ、議員の皆様方のお気持ちは常に感じておりまして、子どもたちの未来のため、町民の方々のために非常に意見を言っていたというふうなことを感じました。

最後になりますけれども、ただ、私はこの仕事をさせてもらってちょっと戸惑ったのは、今まで教育というのは1年、2年で成果が出るものではないというふうに考えておりまして、子どもたちが10年後あるいは20年後、このときの教員の言葉がどんなふうに生かされるんだろうかというようなことを考えてずっとやってきました。つまり、まあ言ったら子どもの目に見えない力なのか、なかなかそれが、議員の皆様方に説明しても説明し切れないもどかしさというのがございました。ただ、予算をかけているわけですから成果を出さなアカンというような言われながら、成果を出そうと思ったらなかなか子どもに通じないというようなジレンマもございました。ただ、議員の皆様方の温かいお心は感じておりまして、これからも子どもたち、あるいは町民の方の将来の学びについてご尽力いただきますようお願い申し上げます。また、議員の皆様方の今後のご健康にも留意されまして、健康をお祈りしたいと思います。

長い間どうもありがとうございました。（拍手）

議長（矢野正憲君）最後にいま一度、勘六野教育長に大きな拍手をお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

これもちまして、令和3年3月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

(「14時30分」閉会)

---

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和3年3月29日

熊取町議会

議 長

矢 野 正 憲

議 員

坂 上 巳生男

議 員

田 中 圭 介